



上田蠶糸専門學校
教授 農學博士

早川直瀨 著

改 版
生 絲 と 其 貿 易

東 京

株式會社

同 文 館 藏 版

序

蠶絲業に關する研究中技術的方面のものは洵に汗牛充棟も當ならざれども、經濟的見地よりせるものに至りては寥寥乎として尠し、而して如斯きは全く蠶絲業が從來家内仕事の形式を以て行はれたる自給自足に非ずんば、手工業乃至は家内工業を以て極めて小規模に經營せられ、養蠶も亦副業的小經營なりしが故に、生産に對する技術的關係が、遂に其經濟的關係に比して、重要視せられたる事情より誘出せられたる結果なりとす。

然り而して此傳統的思想は、世界經濟時代となり、大工場制製絲業を觀るに至りし現今に至るも、依然として革らざるものにして、尙製絲業に對する器械力應用の範圍が極めて僅少なる事、生絲販賣機關の舊態を維持せる事、及び蠶絲金融機關の不備なる事等は、此勢を強め、蠶絲企業者をして全然其技術的方面のみ没頭せしめ、生産物販賣或は其他の經濟的關係に至りては、其注意を傾注せしめざる現状を生ずるに至れり。

然りと雖も流通經濟時代に於ける蠶絲業の經營は、實に數量的に優良多大なる生産を重んずる斯境を以て満足す可きに非ずして、之を販賣し收支最後の貨幣的價値の多少を以て決す可きものとなれるが故に、斯業の技術的研究に伴ふて經濟的攻究の要は益相加はるに至れり、殊に蠶絲が世界市場の商品として其經濟的社會的影響を蒙る事多大となれる現今に於ては、一層其要を認むるものあり。

著者が生絲と其貿易なる題目の下に、本書を著述せしも、蠶絲業研究上久しく顧みられざりし斯主要なる部門に對する關係を闡明ならしめんと欲せしが爲にし、即ち生絲の生産より其消費に至る迄の過程を基として、經濟的研究として之を論述せり。

然れども著者の不敏なるに加ふるに、雪路の先行難多くして、遲步更に停滯せるものあり、只體々たる白原野一條の微なる小足跡が、斯業の研究に對する一小印象たると共に、又以て聽て來る可き大者を迎ふ事たるを得せしめば、之れ著者の望外の幸とする所なり。

本書の出版に對し、蠶絲業同業組合中央會參事森田三郎氏は喜んで有益なる多

くの研究資料を提供し、以て本書の完成に援助せらるゝ所あり、實に之によりて本論研究の骨子を得たるものなりと云ふも過言に非ず、尙上田蠶絲専門學校助手春原良太郎氏は精勵よく著者を助けて、此業に當られたり、其他直接間接に著者に助力を與へられたる人士多し、實に本書の爲れるは全く如斯き知友に負ふ所多大なるものにして、之れ著者の深く銘肝して措かざる所なり。

一言本書の出版に至れる所以を叙し、知友に對する感謝の辭を連ねて以て序となす事然り。

大正拾壹年七月拾五日

千曲川畔の寓居にて

著者識

改版之序

本論文の初版を發行せるは大正十一年八月の事にして、爾來五星霜を経たり、而して此年次は本邦蠶絲業にとりては、將に受難期間とも稱す可きものにして、震災による焼失生絲問題對米爲替相場の著しき變動斯業經營に對する金融難等あり爲に新經濟時代に處してより五十餘ヶ年の教養を経たる斯業の經營も、茲に内在せる積年の弊と、外來せる幾多の厄とに遭遇して、將に其行路難を來せるもの、眞に斯業の行詰を爲せるの因は、將に此間に在りと云はざる可らず。

蠶絲業關係各業態内に於て局面打開の要ある、思うに今日より甚しきは非ざる可し。

而して此事たる眞に能く過去を温ね、現在を知り、而して之等の事實を基本と爲してこそ、始めて其將來に對する畫策を得可きものと云ふ可けれ。

茲に著者再び秃筆を走らせて、小著改版の業に従へるもの、又他あるなし、聊時勢に對して感得せる著者の微小なる責任を果さんが爲のみ、改版に際して一言所懷

を述ぶる事然り。

序

二

昭和二年十二月二十日

郎山々麓學窓の下に於て

著者

凡例

一、大正二年五月著者は製絲經濟論と題して、生絲の生産より消費及び蠶絲政策に至る概略を論究して之を江湖に紹介せり、爾來斯業に對する經濟學的研究に従へる事年あり、本年八月製絲經濟學と題し、主として生絲の生産に關して其論據を置ける研究たる小著を出版せり。

本書は著者が今夏出版せる製絲經濟學に對し、生絲消費論の一部を爲す可きものとして編纂せるものなり、幸にして許さるれば他日之等の事實を基として、蠶絲政策論と題し著者の懐ける理想に就て論述する所ある可し。

一、輓近に於ける蠶絲業界、殊に生絲貿易業界に關しては、其施策論駁誠に端倪し得可らざるものあり、著者其現狀を補捉せんと努めたりと雖も、尙足らざるもの多かる可し、殊に本書は剗腕に附し完成せらるる迄、四ヶ月以上を要したることとて、其間の變化の如き訂正し得ざるものありしは、著者の遺憾とする所なり。

一、本書の出版に對し蠶絲業同業組合參事森田三郎氏は各種の有益なる資料を提

凡例

二

供し著者を援助して本書改版の完成に盡されたるものあり、尙其他直接間接に著者に助力を與へられたる人士多し、本書の爲れるは全く如斯き知友に負ふ所多大なるものあり、本書の爲るに當り茲に甚深なる感謝を捧ぐ。

昭和二年十二月二十日

著者

目次

緒論

第一編 生絲貿易の推移

第一章 生絲貿易の沿革

- 一 明治以前の生絲貿易……………一〇
- 二 明治維新より日清戦争時代に至るの生絲貿易……………一三
- 三 日清戦後より歐洲戦争時代に至る生絲貿易……………一七
- 四 歐洲戦争以後に於ける生絲貿易……………二二

第二章 生絲貿易の現状

- 第一節 輸出生絲の性質……………二五
- 第二節 生絲の集散……………三三

目次

一

一 横濱港に於ける生絲の集散……………三

二 神戸港に於ける生絲の集散……………四〇

第三章 生絲貿易發達の原因……………四五

第一節 生絲に對する需要の増加……………四五

一 米國に於ける絹業の發達……………四六

二 歐洲に於ける生絲需要の増加……………四五

三 地遣絲の増加……………五五

第二節 本邦製絲工業界に於ける資本主義經營の増加……………五九

第四章 本邦生絲貿易の將來……………六五

第一節 將來に於ける生絲の需要……………六六

第二節 本邦生絲の輸出に對する競争國競争品……………七二

第一項 支那に於ける蠶絲業……………七五

第二項 人造絹絲……………七六

第二編 生絲の輸出……………八九

第一章 輸出生絲に關する概念……………八九

第一節 地遣と輸出……………八九

一 地遣……………九〇

二 直輸出……………九一

三 濱賣法……………九三

第二節 生絲の銘柄……………九五

一 生絲の格……………九七

A 日本器械生絲の格付……………九七

B 日本座繰及び掛田折返生絲の格付……………一〇四

二 標準物と場違物及び頭物と裾物……………一〇九

第三節 生絲の織度と水分

一〇

一 生絲の織度

一一〇

二 生絲の水分

一一四

第四節

生絲の價格

一二〇

一 生絲生産費と絲價

一二三

二 原料繭の價格と絲價

一二五

三 生絲の格と絲價

一二九

第二章 生絲の輸出に關する諸機關

一三六

第一節

一 生絲賣込問屋と蠶絲仲次商

一三七

生絲賣込問屋

一三七

蠶絲仲次商

一四一

二 生絲輸出商

一四六

第三節

生絲取引に關する各種の團體 附橫濱取引所

一五〇

一

橫濱蠶絲貿易商同業組合

一五一

二

橫濱蠶絲仲次商同業組合

一五四

三

橫濱外人生絲屑物商組合

一五四

四

橫濱蠶絲業探訪同志會

一五五

五

生絲輸出同業會

一五五

六

社團法人帝國蠶絲組合

一五六

七

橫濱蠶絲俱樂部

一六〇

八

帝國蠶絲倉庫株式會社

一六一

九

橫濱取引所

一六五

一〇

神戸蠶絲貿易同業組合

一六九

一一

關西蠶絲絹業協會

一七〇

第四節

生絲取引上の諸規定

一七一

第五節

生絲検査所

一八六

一

橫濱生絲検査所

一八七

二 神戸生絲検査所

第三章 製絲金融論

第一節 製絲工業に對する金融機關

第一項 生絲賣込問屋

第二項 地方銀行

第三項 中央銀行中央金庫特殊銀行等

第二節 製絲金融機關

第一項 繭絲倉庫

第二項 繭絲會社

第三項 繭倉庫の現状

第三節 製絲金融政策

第一項 製絲金融の特性

第二項 製絲金融改善策

第四章 生絲の賣込と先約定

第一節 送荷と荷受

一 送荷

二 荷受

三 保管

第二節 賣込より代金の支拂迄

一 委託

二 賣込

三 引込

四 看貫

五 支拂

六 賣込問屋の仕切

七 和賣

第三節

- 一 先約定……………二六一
- 二 値定先約定……………二六二
- 三 成行先約定……………二六三
- 四 先約定の得失……………二六六

第五章 生絲検査

第一節

輸出商館の生絲検査……………二六九

第一項

器械検査……………二七〇

一

再繰試験……………二七一

二

織度検査……………二七二

三

類節検査……………二七六

四

強伸力検査其他……………二七七

第二項

肉眼検査……………二八〇

一

総の検査……………二八〇

第二節

生絲検査所の検査……………二八二

第一項

普通検査……………二八二

一

正量検査……………二八二

二

原量検査……………二八五

三

練減検査……………二八七

四

品位検査……………二八九

〔一〕

肉眼鑑定……………二八九

A

品質鑑定……………二九〇

B

整理鑑定……………二九一

〔二〕

器械検査……………二九三

A

再繰検査……………二九三

B

織度検査……………二九五

C

絲條斑検査……………二九七

D 類節検査……………二九七

E 強伸力検査……………二九八

第二項 特別検査……………二九九

第六章 荷造より船積迄……………三〇〇

第一節 荷造より船積……………三〇一

第一項 輸出荷造と船積……………三〇一

一 荷造……………三〇一

二 船積……………三〇一

第二項 輸出書類の調製……………三〇三

生絲検査成績書……………三〇四

船積書類……………三〇五

一 船積證書……………三〇六

二 海上保険證券……………三〇七

E

D

強伸力検査……………二九八

第二項 特別検査……………二九九

第六章 荷造より船積迄……………三〇〇

第一節 荷造より船積……………三〇一

第一項 輸出荷造と船積……………三〇一

一 荷造……………三〇一

二 船積……………三〇一

第二項 輸出書類の調製……………三〇三

生絲検査成績書……………三〇四

船積書類……………三〇五

一 船積證書……………三〇六

二 海上保険證券……………三〇七

〔一〕〔二〕

三 送状……………三〇九

四 領事證明書……………三一〇

第二節 輸出荷爲替手形……………三一〇

第一項 輸出荷爲替……………三一七

一 普通輸出荷爲替……………三一七

二 信用状による輸出荷爲替……………三二八

三 信用指圖書による輸出荷爲替……………三三〇

第二項 爲替相場の取極め……………三三三

第三項 手形振出通知書及び船積書類の發送……………三三六

第七章 生絲輸出商の見積計算及び荷主に對する決算方法……………三三六

第一節 見積計算……………三三六

第一項 米國行生絲の見積計算……………三三〇

第二節 決算方法……………三三六

目次

一 送荷先が顧客なる場合……………三二七

二 荷送人と荷受主とが代理店の関係にある場合……………三三八

三 送荷先が本支店の関係なる場合……………三三九

第八章 生絲貿易と外國電報

第一節 外國電報に關する概念……………三四四

一 宛名……………三四五

二 普通電報……………三四七

三 暗號電報……………三五〇

 A 隱語電報……………三五〇

 B 秘語電報……………三五四

第二節 外國電報取扱上の注意……………三五五

第九章 海外市場に於ける生絲の取引

第一節 紐育市場に於ける生絲の取引……………三六三

一 紐育着生絲の販賣……………三六三

二 原料生絲の機織せらるる迄……………三七〇

三 合衆國生絲賣買取引規約……………三七四

第二節 伊佛に於ける生絲取引……………三六五

一 絹絲販賣に關する里昂市場商慣習……………三六七

二 伊國蠶絲賣買商慣習……………四〇四

第三編 結論……………四二一

第一章 生絲の検査格付問題……………四三三

第一節 日米兩國に於ける生絲検査格付問題の經過……………四三五

第二節 検査格付問題の對策……………四三六

第二章 生絲の正量取引問題……………四三一

第一節 日米兩國に於ける生絲受渡量目に關する制度……………四三三

第一項 我國の制度……………四三三

第二項 米國の制度……………四三四

第二節 正量取引に關する日米兩國間の交渉……………四三七

第一項 日米交渉の經過……………四三七

第二項 本邦輸出生絲検査法案の發布……………四三九

第三項 正量取引に關する賣手側と買手側の確執……………四四二

第四項 正量取引の實施に至る迄……………四四六

第三節 正量取引の得失……………四五〇

第三章 蠶絲業救濟問題……………四五八

第一節 絲價の變動と其原因……………四五九

第二節 蠶絲業救濟問題……………四七六

一 大正三、四年に於ける蠶絲業の不況と之が救濟策……………四八〇

二 大正九年に於ける蠶絲業の不況と之が救濟策……………四八二

三 昭和二年に於ける蠶絲業の不況と之が救濟策……………四八七

四 養蠶家に對する救濟策……………四九八

第三節 結論……………五〇〇

附錄

橫濱生絲賣込問屋申合規則……………一

橫濱蠶絲仲次商同業組合定款……………六

橫濱蠶絲貿易商同業組合定款……………一四

神戸蠶絲貿易商同業組合定款……………二二

社團法人帝國蠶絲組合定款……………三三

有限責任大日本生絲販賣組合聯合會定款……………三七

橫濱市生絲輸出商店名……………四七

横濱市生絲賣込商店名…………… 四六

同 仲次商組合員名…………… 五〇

神戸市生絲輸出商店名…………… 五二

同 生絲賣込商店名…………… 五二

索引

改 版 生 絲 と 其 貿 易 目 次 終

改 版 生 絲 と 其 貿 易

農學博士 早 川 直 瀬 著

緒 論

本邦蠶絲業は其起源極めて古く、上古に於て支那より傳來せるものにして、當時にありては歸化民族の特殊産業たりしものなれども、幾程もなくして庶民の業となるに至れり、而して如斯きは斯業の産物が納税品生産業として、將又交換の媒介物として、重用せられしが爲にして、當局亦之が保護と奨勵に大に努むる所ありき。當時斯業の經營は主として、孤立的家内經濟中の一業として行はれしものにして、栽桑より養蠶製絲、機織に至る迄經營上何等の分化を觀ざりしものなりき。大化の改新によりて樹立せられし中央集權の制度は、當時の社會事情に對して

は尙早なるものありしが故に、順次に之が頽廢と地方豪族の勃興とを來し爲に庸調制度の澁滯を來せり、而して之が爲に蠶絲業はその發達要素を失ふに至りしが故に衰退に歸せしは蓋し自然の勢なる可し。

然れども政權が如斯く中央より地方に分離せると共に、産業も亦當時順次に發達せる都府を中心として營まるゝ根柢をこゝに得るに至れり、之れ應て次期封建制度の確立時代に際して、基礎ある産業の發達をなせる因となれるものなり。

本邦封建制度の確立せる徳川時代に於ける蠶絲業の狀態を觀るに、其當初に於ては自藩内の需要に應ずる事を主目的として興り、賢君良相によりて獎勵せられ遂に斯業の特殊なる發達地方を生ずるに至れり、而して當代斯業經營上の特徴としては、絹織工業が單獨經營として蠶絲業より特化せしこと、及び蠶絲業の經營も或者は手工業的經營より出でて家内工業となり、生絲商なる新階級を生じ其産絲は集められて或は西京西陣に登せ絲となり、或は其他機業地の原料として供給せられたる事之なりとす。

即ち當代中期以後に於ては、都府經濟時代より國民經濟時代に推移せんとする

過渡時代に於ける斯業經營の特性を顯はせるものなりとす。

然り而して當代末期經濟事情未だ全く之に應ず可らざるに際し、世界經濟時代の曙光は突如として東西需給相應す可き大理想を以て本邦を訪ふに至れり。

茲に於て本邦産業萬般何れも之が影響を蒙れるが中にも、蠶絲業は之が隨一なりしものにして、或は蠶種の大輸出に促進せられて蠶種製造業の大勃興となり、或は之が沒落と共に製絲業の發達となり、其變轉の多大なる誠に端睨す可らざる有様なりき。

而して如斯き大勢の影響に加ふるに、明治維新の政治的社會的大變動あり、國民經濟漸く其基礎を固め、製絲業は順次獨立企業として特化し工業制度を採り、養蠶業亦之に刺戟せられて異常なる發展をなせり。

今本邦蠶絲業發達の跡を斯業經營の中心をなせる製絲工業なる見地より觀るに、實に能く産業社會進化の法則に適合せるものにして、孤立家族的自給自足經濟時代に於ける家内仕事、都府經濟時代の過渡階梯に於ける手工業、都府經濟時代及び國民經濟時代の過渡階梯に於ける家内工業、國民經濟時代に於ける工場制工業

は何れも各時代に於ける多數を占めし經營様式たるものなり。

然して製絲工業が家内工業として行はるゝに至るや、新に生じたる商業者なる階級が生絲賣買なる業務に服するに至り、工場制製絲工業となるや更に之に加ふるに、原料生産者及び製絲労働者なる二階級を發生するに至れり。

本邦蠶絲業は前述せるが如く、産業社會の進化に伴ひて發生し、今や將に其最高潮に達せんとするものにして、之を蠶絲業の根本なる養蠶業に觀るも、養蠶實戸數は最近常に百九十萬戸を上下し、本邦農家戸數なる五百四十八萬戸に對比すれば、裕に其三分の一に當れり、而して其產繭額も大正十五年度に於ては六億六千百萬圓餘にして、最近五ヶ年平均(自大正十一年至十五年)の產繭及び產米額を比較する時は、產繭額は六億五千四百十八萬圓にして、產米額十九億一千五百四十七萬圓に對し、其の三分の一に當れり。

而して養蠶業に於ける如斯き偉大なる發達は、全く製絲工業が養蠶業より別れて別種經營となり、従つて產繭の賣買が蠶絲業界に於ける新事業たるに至り、絲繭養蠶業はこの刺戟によりて發展せる斯況を觀たるものなりとす。

殊に製絲工業が晩近に於て殆んど全く器械製絲工業となり、其經營形態擴大すると共に、企業組織亦共同企業を採るもの多く、就中株式會社組織非常に發達し、資本主義的經營の色彩愈濃厚となるに至れり、而して資本主義的製絲經營の發生は全く生絲輸出額増加による所の結果にして、對外事情が其主たる原因たるものなり。

本邦製絲工業を國家工業なる見地より觀るも、亦頗る重要なる位置を有するものにして、製絲工場數二千九百有餘、製絲労働者總數三十四萬人に近く、其一ヶ年間に於ける工業利潤は年によりて異れども、輸出目的の生絲のみにありても平均三千萬圓以上に及ぶものあり、誠に國家的大産業の一なりと云はざる可らず。

養蠶製絲兩業が如斯く近世に於ける大發展を來し、誠に國家的産業たるに至りしは、全く海外に於ける本邦生絲に對する需要の激増せるが爲にして、就中米國に於ける絹織工業の大發展は之が主因なりとす。

米國に於ける絹織工業の發達は、千八百六十年南北戰爭以後の事にして、全く同國關稅政策なる高率輸入稅によりて惹起せられたるものなり。

爾後時々税率の變更を觀たれども、保護政策は依然として變化する事なく、以て今日に及び、如斯きが故に一縷だも生絲の産出を見ざる米國に於て世界第一の絹織物の産額ある現状を誘出するに至れるなり。

而して此間に介在して本邦斯業者は銳意生絲の改良を企圖し、米國の需要に應せん事を之れ努めたると共に生絲販賣上に於ても歐洲産絲に比し長期なる支拂期限を諾するが如き商畧を利用して、其販路の開発に力を盡したるが故に、現に米國輸入生絲の約八割は邦產生絲によりて占めらるる盛況を顯せるものにして、伊佛兩國は遙に本邦の後塵を拜するに至り、支那亦及ばず、本邦斯業は茲に牢乎たる一大勢力を得可き商勢となるに至れり。

本邦生絲輸出額は時に多少あれども、最近(大正十四年)に於ては八億七千九百萬圓の多額に及べるものにして、之に輸出絹織物類を加算する時は殆んど總輸出額に對し四割五分に當れるものにして、海外貿易の順逆は一に蠶絲産物の好否によりて決せらるるものなりと云ふも過言に非ざるが如き盛況を顯せり。

蓋し生絲の輸出たる前述せるが如く、全く海外需要の激増に依れるものにして、

品質優良なる生絲を生産せば常に其需要を得可きが故に、斯業經營の要は先づ其技術的改良にありしものなり、殊に生絲取引の事たる、海外輸出品賣買なるが故に特殊なる商業機關を要す可きは勿論、尙之に對し特別なる金融關係をも有するものあり、爲に製絲家は全注意を其技術的方面に傾注し、生産生絲の販賣の如き市場的方面に至りては全く生絲賣込問屋乃至は生絲輸出商に一任して、敢て顧みる事なき斯況を醸生するに至れり。

抑本邦養蠶業は前述せるが如く、百九十萬の養蠶家、八億萬圓の産繭額を有する大發展をなせるも、其原因たる一に器械製絲業の勃興に負ふ所のものにして、本邦三千の製絲工場が多數の労働者を雇傭し、巨資を投入して其事業を經營するに至りしは一に生絲輸出業の盛大となれる事情に負へるものなりとす。

茲に於てか知る、養蠶人口一千萬、製絲人口四十萬の死活、更に惹いては國民經濟上の消長は全く最後の生絲貿易に依りて決せらるるものなるを。

而も本邦生絲貿易の事たる、横濱開港の當初より馴致せられたる傳統的にして、而も複雑なる商習慣を有するのみならず、其基礎たる極めて薄弱たるが故に、好況

にして始て斯業其全を得可きも、一旦窮況とならんか、當業者將に困憊其極に達せんとするものあり。

而して事茲に到らば商機を觀るに敏捷なる、生絲貿易關係者は其損失を製絲家に歸し得可く、比較的巨資を擁する製絲家は其殃を養蠶家に轉嫁し、生産費だも且つ償ひ得ざる廉價を以て其産繭を購ひ去らんとす、茲に於てか蠶絲業關係の各階級間に於ける争鬪は開始せられんとするに非ずや。

如斯くにして、如何にして本邦蠶絲業の發達を企圖し得可きぞ、蠶品種の統一、飼育法の改善素よりよし、殺蛹乾繭の改良、煮繰分業殊に可なり、然りと雖も生絲販賣に關する基本を正うせずんば、斯業の眞の改良は蓋し百年河清を待つに等しきものある可し。

蓋し本邦蠶絲業の大發展は前述せるが如く、産業社會進化の大法則によると雖も、適々其發達因子を得たるに起因するものにして、全く他動的に起れるものなりと云ふ可し。

然りと雖も今や將に其發達極致に近からんとするものあるが故に、自發的改造

を要する點多々ありと云はざる可らず。

本書題して生絲と其貿易と云ふ、其論述する所生絲貿易の現狀を經とし、其理想を緯として、詳に其間の消息を明にせんとす、其微意亦眞に斯業改良の根柢に觸れんとするものあるが故なり。

第一編 生絲貿易の推移

第一章 生絲貿易の沿革

本邦蠶絲業は古來より其經營を觀たるものなれども、其產出生絲が海外貿易品として輸出せらるゝに至りしは安政六年(紀元二千五百十八年)横濱開港以後の事なりとす、即ち同年六月伊太利人「インソッキ」と邦商芝屋清五郎との間に於ける甲州島田絲百斤の賣買は之れが嚆矢をなせのものなり。

爾來六十餘年間時に多少の消長ありしと雖も、本邦生絲貿易状態は益發展し、最近に於ては(大正十四年)生絲輸出額四千三百八十四萬斤其價格八億七千九百六十五萬圓に上れり。

本邦生絲貿易發展の跡を觀る時は、三回の階段的發達時期に遭遇せるものにして、其間自ら四時期を畫するものあり、横濱開港より明治維新に至るもの、明治初年

より日清戰役に至るもの、日清戰爭時代より歐洲大戰爭に至るもの、歐洲戰後の現況即ち之なりとす。

今この四時期に於ける生絲貿易界に於ける歴史的事實の大畧を記述して其間の變遷を明にす可し。

一、明治以前の生絲貿易

本邦に於ける開港互市は自發的要求に非ずして、列國の強要に依れるものなりしが故に幕府にありては海外貿易に對して甚しき消極的方針を採れるものにして、外船の入港を少らしめんと欲し、貿易上なる可く利なからしめんが爲め種々なる手段を講じたるものなりき、例へば生絲輸出額の制限の如き、(一)日一輸出商千斤を限度として而も十四名を限る、(二)江戸生絲問屋の出荷制限の如き、(一)日一人馬十駄即ち四十捆を限とす、輸出運上の制定等の如き、(三)生絲並に口撚絲百斤に付き一分銀七十五個の輸出入税は之なりとす。

然らでだに金融機關の不備、幣制の差異、彼我事情の相違等の爲め、取引上の困難少らざりしが故に、生絲貿易の發達以外に遅々たるものありき。

當時生絲集散の大市場は、英國倫敦なりしが故に、本邦よりの輸出生絲も殆んど大部分は一旦同地に輸出せられしものなりき。

然るに千八百八十年以後となるや、蘇士運河開鑿せられしが故に、爾後佛國馬耳塞伊太利美蘭等生絲市場として順次に隆盛に赴けり、而して千八百八十四年米國橫斷鐵道の開通を觀るや、極東生絲も直に米國市場を訪るゝ事を得たり。

如斯きが故に明治以前の本邦輸出生絲は、大部分歐洲に輸出せられしものなりき。

明治以前の生絲輸出

年次	歐洲輸出	米國輸出	合計(俵)
自安政六年至萬延元年	五,〇〇〇	—	五,〇〇〇
自萬延元年至文久元年	一一,〇〇〇	—	一一,〇〇〇
自文久元年至文久二年	—	—	—
自文久二年至文久三年	二五,七四〇	—	二五,七四〇
自文久三年至元治元年	一五,九三〇	—	一五,九三〇
自元治元年至慶應元年	一六,五三〇	—	一六,五三〇
自慶應元年至慶應二年	一一,五四〇	五〇	一一,五九〇
自慶應二年至慶應三年	一三,四二五	一二五	一三,五五〇

慶應三年

一一,六五〇

六五〇

一一,三〇〇

然れども文久三年には江戸絲商、絹物十人組を組織し、元治元年には横濱生絲賣込商生絲荷受所を設置し、生絲輸出組合の基をなせり、而して如斯くにして本邦生絲輸出も稍其緒につき、本邦生絲の海外に輸出せらるゝや、本邦の蠶絲國たる事廣く海外諸國に認めらるゝに至れり。

當時伊佛は蠶絲國として其首位を占めしものなりしも、千八百四十七年以降微粒子病の慘害の爲に産繭額激減し、兩國共に蠶絲業絶滅に瀕するに至れり、茲に於てか健全なる蠶種を海外に求むる事愈急にして、殊に東洋蠶種の無毒にして蠶兒の強健なるを知るや、之に對する需要激増し、萬延元年僅に五十枚の輸出なりし蠶種貿易は、一舉にして大發展を來し、文久三年には三百萬枚となり、生絲輸出額に次ぐ蠶絲業關係輸出品なりしを以ても知る可きなり。

之を要するに明治以前の生絲貿易は、蠶種大輸出の盛餘僅に其創成時代を經過せるものにして、其貿易の設備の如き、或は貿易額の如き微々たるものなりき。

二、明治維新より日清戰爭時代に至る生絲貿易

明治維新は百事に新生面を與へたるものにして、蠶絲貿易亦之を機として發展の機運に遭遇せり、然りと雖も其當初に於ては蠶種の輸出に急にして、養蠶家は相率ゐて蠶種製造に従ひ、貿易家は之によりて奇利を博し、其輸出額の如きも最盛時二百萬圓以上を越え、當時生絲輸出額の四割に近からんとする盛況を觀たり。

明治元年新政府は蠶種生絲改所を江戸に設け、輸出品は茲に於て一度検査を行ふ可き事となし、翌年九月民部省に於て各開港場に蠶絲改所を設け、其取締を嚴にせり。

當時の本邦輸出生絲は何れも家内工業座繰若しくは足踏或は之に類するもの多く、工場制器械製絲少しによる生産生絲にして、各地方に於て、或は束裝に於て、或は絲質に於て、特殊なるものなりき。例へば前橋の提絲(十乃至十八「デニール」)八王子の島田造、米澤の鐵砲造り(三十「デニール」)掛田の折返、甲州の島田絲等は之が主なるものにして、之等生絲は何れも一歳一化の優良産繭より製出せるものなりき。然るに蠶種輸出好望なるを知るや、良繭は製種用に供したるが爲め、製絲原料繭惡化し、絲質を害ふ事甚しく、又昔日の名聲を維持する事難きに至れり。

茲に於て當局大に憂へ之が改善に意を注ぐと同時に、器械製絲業を獎勵して官立富岡製絲工場を以て其範を示せり。

然るに明治十五六年以降蠶種輸出激減せるが爲め、俄に勃興せる蠶種製造目的なる養蠶業は窮乏甚しく、遂に其目的を一變して製絲を主とせる着實なる養蠶業たらざる可らざるに至れり、而して之が爲に蠶絲改良の事たる比較的容易に行はれしものにして、或は當局の獎勵によりて、器械製絲工場を設立し、或は又座繰製絲を改良して其實を擧げんとせり。

當時生絲輸出業に従事せるは外商重なるものにして、其間取引上の陋習を生ずる事尠ざりき、彼の見本持込賣買の如き、或は手合後拜見の期日を本國の絲況によりて遅延せしめ、破談引戻の多少を生せしむるが如き、或は斤量掛に際して風袋の重量を大ならしむるが如きは之なりとす。

同期間に於て特筆す可きは生絲直輸出の實行、及び直輸出會社の設立なりとす、即ち明治九年三月群馬縣人星野長太郎其弟新井領一郎をして、米國に生絲の直輸出を企てしめ、其結果の比較的良好なるにより、之に倣はんとするもの多く、遂に同

志を糾合して精絲原社を作り直輸出を行へり。

第三十三銀行は明治十一年二月之が爲に海外荷爲替取組資金の貸與を政府に出願し許可を得て之を實施せり、然れども殘程もなく同資金に欠乏して、同社の直輸事業は甚しき窮況に陥れり。

然れども十三年金融機關として横濱正金銀行設置せられたるが爲め、輸出上の便益尠らず、同伸會社、貿易商會、扶桑商會等何れも生絲の直輸出を目的として營業を開始するに至れり。

如斯く内商の勢力漸く加はるに至るや、生絲貿易上に於ける弊習の改善を企圖するの聲漸く高く、遂に明治十四年九月横濱生絲賣込商聯合して聯合生絲荷預所を設置し、彼我對等の賣買と商權の擴張とを理想となし、生絲品位の改良均一に對し大に策する所ありき、然るに此企圖は甚しく外商の反目を買ひ、一大紛擾を來し、生絲貿易全く途絶し、製絲家亦歸趨に迷へるものありき、然るに年末漸く和解して舊來の陋習の一部を改正して其局を結べり。

當期末に於ては生絲貿易上の準備順次に完成に向へるものにして、明治十九年

三月横濱蠶絲賣込組合の設置を見、二十二年二月米國市場に於ける伊佛蠶絲との競争を目的となし、生絲直輸出獎勵法案の提出あり、三十年四月法律第四十八號を以て之れが公布を見たり。

同法案は不幸にして三十一年五月廢止せらるゝに至りしも、其意企の壯なるは以て觀る可きなり、二十七年七月横濱四品取引所創立せられ、蠶絲取引開始せらるるに至るや、現物相場の本鐸たるに至れり。

以上は今期に於ける生絲貿易上の大畧なれども、今期は其性質より之を二大別する事を得可し、其前期は即ち明治十年以前の狀況にして、同期にありては蠶種の輸出比較的盛にして、生絲輸出は其額より云ふ時は尙微々たる状態たる事を免れざりしものにして、眞に生絲貿易の草創時代なりとす、而して後期は其準備時代と解す可く、爾後の發展は全然こゝに其基礎を置けるものなりとす。

三、日清戦争より歐洲戦争時代に至る生絲貿易

本期節に於ける生絲貿易は著しき勢を以て發展せるものにして、如斯きは全く内、戦後の事業擴張に刺戟せられて、製絲工場の増設を觀たる事に伴ひ外、米國に於

ける生絲需要の増加せるが爲なりとす。
次表示せるが如く明治二十年以降順次に増加せる本邦生絲の對米輸出は今期に入るや一躍して歐洲輸出額を凌ぐに至れり。

年次	種別	歐洲輸出	米國輸出	計(俵)
自明治元年至六年(五ヶ年平均)		一三、〇六六	三三二八	一三、三九四
自同六年至一一年(以下同)		一六、二七一	四七〇	一六、七六一
自同一年至一六年		一五、九三九	六、八七四	二二、〇〇三
自同一年至一六年		一五、一四四	一四、〇五二	二九、一九六
自同二一年至二六年		一八、〇四九	二二、二五一	四一、二六四
自同二六年至三一年		二二、一二五	二七、九七六	五一、一〇一
自同三一年至三六年		二五、五八三	三八、六九九	六四、二八二
自同三六年至四一年		二六、〇九四	六五、一一一	九一、二〇五
自同四二年至大正二年		四七、四〇八	一一、五七七	一五八、九八五
自大正三年至七年		三三、一五三	一七八、八四八	二二二、〇〇一
自大正八年至一二年		一六、一一九	二二七、二四九	二四三、三六八
大正一三年		三五、一三〇	三四二、五一三	三七七、六四三
大正一四年		一四、五三七	四一、七二三	四二六、二五〇

如斯く對米生絲輸出の激増せるは千八百八十三年同國關稅改正の結果殊に極端なる保護貿易主義となりたる事に基因し、爾後千八百九十一年、マッキンレー關稅法に於ても同國絹業經營に對し頗る有利なりしが故に、斯業は著しく勃興せるものにして、之れ餘慶を本邦蠶絲業界に及ぼせるものなりとす。

同期間の生絲貿易上特殊なる施設としては、明治廿九年に於ける生絲検査所の設立、翌三十年生絲直輸出獎勵法案の發布、三十一年五月廢止、同卅三年に於ける金貨本位の制定、同年生絲輸出稅の全廢等之が重なるものなりとす。

而して金貨本位の制定により本邦輸出生絲は、爲替相場の變動を減じたれども、銀貨本位なる支那の輸出生絲と全く其利害關係を異するに至れり。

如斯くにして生絲貿易上の諸機關漸く完成の域に近づくや、本邦輸出生絲額は著しき勢を以て増加し、急進的發達をなせり、即ち明治二年乃至六年の五ヶ年平均の生絲輸出價格を一單位となす時は、當期頭初明治二十七年乃至三十一年五ヶ年平均に於ては七倍強に、次五ヶ年平均に於ては約十一倍に、日露戦後の五ヶ年平均に於ては一躍十六倍強となるに至れり。

第一章 生絲貿易の沿革

年次	生絲輸出額(圓)	指數
明治元年	六,四二四,六五九	100
自同二年至六年(五ヶ年平均)	六,〇九四,九八一	136.5
自同七年至十一年(五ヶ年平均)	八,二九〇,二二七	201.6
自同一二年至一六年(以下同)	一二,二九五,二二二	284.8
自同一七年至二十一年	一七,三六二,九九七	411.5
自同二二年至二六年	二五,〇八〇,三一八	701.3
自同二七年至三一年	四二,七四四,九六三	1,093.5
自同三二年至三七年	六六,六四八,〇九三	1,629.2
自同三八年至四一年	九九,三〇〇,九八七	2,372.5
自同四二年至大正二年	一四四,四四二,三八一	4,286.7
自大正三年至大正七年	二六一,二七一,二二七	8,279.5
自大正八年至大正一二年	五三一,九三五,二七八	11,216.6
大正一三年	六八五,三六五,五三七	14,433.4
大正一四年	八七九,六五七,〇八八	11,425.5
大正一五年	七三四,〇五二,四四八	

如斯くにして生絲貿易繁榮時期を見たるものにして、殊に日露戦後に於ては本

邦製絲業界に於ける資本主義的經營の發達を觀器械製絲工場の増設及び其經營規模の擴大之に伴へるが故に、産絲額激増し、爲に輸出生絲額も多く、日露戦後に於ては一躍して支那輸出生絲額を凌ぎ、最近に於ては裕に之に倍するに至れり。

四、歐洲戦争以後に於ける生絲貿易

本邦生絲貿易は明治以前の創始期、日清戦争前の準備期、歐洲戦争前の繁榮期を経て以て今日を觀たるものにして、現状は其性質よりして整理時代乃至は改造時代にありと稱するを適當となす可し。

先づ貿易の實狀より觀んか、本邦輸出生絲は裕に世界に於ける需要額の半に達するものありと雖も、之に伴ふ實力は常に皆無と稱するも可なる可く、經濟界の順潮時にありて漸く遺利を收む可きも、事情一旦之に反せんか窮況は頻に來りて又如何ともなす可らざるに至るものあり。

絲價の決定の如きは其根本に於ては需要者の購買力に據る可しと雖も、販賣者に於ても本邦生絲業に於けるが如く、獨占的性質を有するものにおいて、更に強固なる態度を持つることを得可きは論ずるの要なき所なりとす、而も觀よ窮況は

期年ならずして重ねて來れるに非ずや、大正三四年の如き、大正九年の如き、近くは昭和二年の如きは將に其大なるものなりとせずや、而も之等窮況共に其初に當りて絲價の大暴落を惹起せしは横濱市場にして、海外需要地にありては反つて之が爲に絹業經營の歸趨に迷へるものありき、其間定見なき事概ね如斯し。

次に之を蠶絲貿易關係業者に觀んか、其現狀は横濱開港當時より馴致せられたる生絲輸出商、生絲賣込商及び生絲仲次商の三種あり、其間の生絲賣買法は即ち濱賣にして、其値定は全然秘密となすが故に、所謂探訪員なるもの之れが探知を事として、市場に活動するが如き、其他取引の實狀を觀るに、後章之を説くが如く手合を終り、引込みとなるや、輸出商の其検査は相場の好否によりて精疎となすが如き、或は仕拂は看買後四日以内を規定となすが故に、之が遅延を行ふが如き、或は正量を以て取引せざるが故に、過乾の生絲は損失を蒙るが如き、(正量取引前)或は原商標を除きて輸出商館の私標を貼附するに際し、低格生絲なれども上格に組入るゝ事を得る、所謂「味よき絲」により不當利得を得るが如き、其間の陋習漸く多きに至れり。現今に於ける生絲貿易の實狀は、横濱開港當時と大なる差異を觀ざるものにし

て、六十萬梱の生絲入荷あり、八億萬圓に及べる生絲輸出を行ふ商業機關としては更に一段の改造を要するには非ざる可きか。

彼の生絲格附問題の如き、正量取引問題の如き、原標私標問題の如き、或は生絲賣買商習慣改造を標榜して、關西輸出港問題の起れるが如きは、蓋し當生絲貿易時代が眞に整理乃至は改造時代にある例證たらずんば非ず、米國絹業者が不斷の注意を生絲の需要供給に傾注して、或は紐育生絲検査規定の改造となり、或は同規定を勵行せんとする組合の組織となり、或は上海生絲検査所の設立となれる等の現下の狀態に對して、將に爲す所ある可きは當整理時代に非ずして何ぞや。

第二章 生絲貿易の現狀

本邦生絲貿易業は前述せるが如く創成時代、準備時代、急進時代を経て現狀を觀たるものにして、大正十四年度に於ては輸出生絲は其額四千三百八十四萬斤餘、其價額八億七千九百六十五萬圓餘にして、實に十年前なる大正四年に比すれば其額に於て二倍半に近く、其價格に於て約五倍に近き大發展の勢を顯せり。

第二章 生絲貿易の現状

年次

輸出額(斤)

二四

同價格(圓)

大正四年	一七、八一四、一七四	一五二、〇三〇、五一八
自大正四年至同八年五ヶ年平均	二三、六七〇、三八九	三五三、六三五、五四六
自同九年五ヶ年平均	二八、四三八、六三〇	五四四、二八四、六七八
至同十三年五ヶ年平均	四三、八四四、九〇〇	八七九、六五七、〇八八
大正一四年	四四、二九七、八〇〇	七三四、〇五二、四四八
大正一五年		

尙生絲の輸出に加ふるに生皮苧、眞綿繭乃至は紡績絹織絲、絹織物等を以てする時は最近五ヶ年平均に於ては八億五千二百九十九萬圓餘にして、本邦總輸出品價格合計十八億四千八百五十萬圓に比すれば、四割六分一厘に當り、大正十五年度の如きにありては、其額八億八千四百七十六萬圓にして、總輸出品價格合計二十億四千四百七十二萬圓に比すれば、四割三分三厘に當れり。

生絲外蠶絲產物計	自大正十一年至同十五年五ヶ年平均	大正十五年
紡績絹織絲	七三五、九七四、五八八	七五〇、八〇二、九二三(圓)
絹織物	一、七九四、〇六一	八八六、六六〇
以上合計	一一五、二二八、五四一	一三三、〇七〇、五〇五
	八五二、九九七、一九〇	八八四、七六〇、〇八八

本邦總輸出品合計
蠶絲關係物產輸出の割合

一八四八、五一、〇二五	二〇、四四、七二七、八九一
四六・一五	四三・二七

如斯く蠶絲類の輸出今日よりも其盛なるはなきが如き隆盛を顯せり、今其内容につきて統計的研究を主となし、次各節に於て其一斑を論究す可し。

第一節 輸出生絲の性質

本邦輸出生絲は其性質より區別する時は次表に示せるが如く、器械生絲其大部分を占むるものにして、就中器械太絲は之れが主なる部分をなせり、之れ本邦生絲の大買客なる米國に於て、太絲を需要する事多きが爲なりとす、而して座繰生絲又は折返生絲等は近年著しく減少せり、之れ全く内本邦製絲工業界に於て工場制器械製絲工業勃興し、副業的製絲業は殆んど全く其勢を失へると共に、外海外需要地に於て絹織工業上機械力の應用益相加り、爲に品質優良にして齊一なる原料生絲を要する事となれるが爲なりとす。

生絲種別	自大正十年至十四年五ヶ年平均	大正十五年
器械細	斤量(擔) 五・一六	斤量(擔) 一・六六
	價格(圓) 九九三、四五二	價格(圓) 二七四、八六七
第一編 生絲貿易の推移		二五

第二章 生絲貿易の現状

二六

器械太	三三三、八五六	六四二、三三八、三四八	四三九、八三九	七三一、六五三、五七〇
玉絲	一、六五一	一、三四三、七九五	二、九四〇	二、〇五九、五〇一
其他	一一六	九七、一二七	三三三	六四、五一〇
合計	三三六、一三九	六四三、六七二、七二一	四四二、九七八	七三四、〇五二、四四八

而して如斯き生絲は大正十四年度に於ては大阪北海道朝鮮の三地方を除く外
 全國各府縣に於て之が産出を見たるものなり、次表は横濱入荷の器械生絲の捆數
 を示せるものにして、大正十四年の現状を大正四年乃至八年及大正九年乃至十三
 年の五ヶ年平均のものに比較する時は富山京都島根大阪山口徳島香川の府縣に
 於て入荷捆數の減少を觀たる外、何處の府縣に於ても漸次増加の傾向を示し、就中
 福島群馬埼玉愛知三重大分熊本の諸地方に於ては其増加の割合著しきものあり。

横濱入荷器械生絲捆數

青森	自大正四年五ヶ年平均	二〇二	自大正九年五ヶ年平均	四三八〇	大正十四年	四七九〇
	至八年	四、一三三、一	六、〇七三、〇	七、八一四、〇		
岩手	自大正四年五ヶ年平均	一七四	自大正九年五ヶ年平均	二二一〇	大正十四年	四八七〇
東秋田	自大正四年五ヶ年平均	一七四	自大正九年五ヶ年平均	二二一〇	大正十四年	四八七〇

北山	形	八、四九六、二	一四、一七〇、〇	二〇、五七四、〇
宮城	城	六、五十四四	五、〇〇〇	七、三六〇
福島	島	一三、一六三、〇	一八、四八二、〇	二三、六九〇、五
計		三二、五〇四、二	四四、三八四、〇	六〇、三〇四、五
茨城	城	七、八二一、八	八、九八七、〇	一四、三四三、五
栃木	木	二、九三四、七	三、七四二、〇	四、四五八、〇
群馬	馬	二九、九四九、八	三二、六八三、〇	四六、八一九、〇
埼玉	玉	三二、〇〇三、八	三七、二五三、〇	五一、三五四、〇
千葉	葉	一、六八七、九	一、三六七、〇	二、四九五、〇
東京	京	六、〇九三、六	四、一七四、〇	七、六〇五、〇
神奈川	川	五、八三一、一	五、九二四、〇	五、九九五、〇
計		八六、三二二、七	九四、一三〇、〇	一三三、〇六九、五
新潟	湯	三、二三九、四	四、三二五、〇	四、九五〇、五
北陸	山	七九六、三	六〇一、〇	二七三、〇
石川	川	六〇〇	一六九、〇	二〇二、〇
福井	井	三四一、七	一、〇〇七、〇	一、六九二、〇
計		四、三三七、四	六、一〇二、〇	七、一一七、五
長野	野	一六五、七一、八	一六二、三三四、〇	二二七、二六〇、〇

第一編 生絲貿易の推移

二七

總計

四二五、六四六・一

四八八、三一六・〇

三〇

六四〇、一六四五

次に輸出生絲の性質に關して知らざる可らざるは、生絲の格之なりとす、然れども之は後章に於て詳説す可きが故に、たゞ本邦輸出生絲の銘柄に關し其想像的數量を掲ぐ可し。

然れども近時或は原料繭の改良により、或は繰絲技術の進歩により、生産絲質の改良を觀たると共に、横濱生絲市場に於ける製絲家吸收策の一として、生絲格上げ頻に行はれ爲に時々之れが割合を異にするが故に、的確の數字を擧ぐる事は困難なれども、第二回米國絹業團の來朝に際し、横濱蠶絲貿易商同業組合の調査せる格附別入荷額は次表示せるが如きものあり。

銘柄	數量(千斤)	割合
羽子板格以上	一五、二三四	四九・四
毬格	一、七三七	五・六
矢島格	五、九八三	一九・四
八王子格	六、二二九	二〇・三
其他	一、六六五	五・四

合計

三〇八三七

一〇〇・〇

以上は自大正十一年六月一日至大正十二年四月三十日横濱に於ける入荷高

輸出生絲の性質として茲に附記す可きは黄色生絲に關するものにして、近年黄色生絲の入荷激増し、大正十四年度の如きは十萬梱を超過するに至れり。

年次	全入荷數(梱)	内黄色生絲入荷數	同上割合%
大正三年度	三〇七、二九一・五	一、五五六・〇	〇・五〇
自大正四年至八年五ヶ年平均	四四五、〇五三・〇	五五、〇四九・〇	一二・三七
自大正九年至一三年五ヶ年平均	四八九、六四四・〇	八一、九二六・〇	一六・七三
大正一四年度	六四一、八〇五・〇	一二〇、七三二・〇	一八・八一

(年次は六月乃至翌年五月の事業年度なりとす)

蓋し黄繭種は明治三十三年今西直次郎氏の歐洲より輸入せし蠶種に其起原を發するものにして、岡崎市三龍社等の蠶種部之が宣傳に努めたるものにして、之れが試験時代を經過して黄色生絲として市場に出づるに至りしは、大正三年以降の事なりとす。

爾來黄色生絲に對する世評囂々、惹いては黄繭價格の高低、黄繭種蠶種需要の好

否をも生ずるに至れり、之れ黄色生絲の産額白色生絲に比して少きが故に其價格の變動も勢大なりしものにして、例へば大正四年の如きは同格の生絲にありて黄色生絲の方百斤に就き二十圓の低位にありしもの、大正六年二月頃に於ては黄色生絲の方百圓乃至百三四十圓の高價にありしが如きは之れなりとす。

然れども黄繭種に對しては近年官民其改良に努めし爲め、其品質優良となり、養蠶經濟上有利なる結果を來すに至れり。特に黄繭種は特太生絲製造の原料として需要せられたるが爲め、白繭種の細絲なるに比し、市場に廉價を以て供給せらるるが故に、逐年其生産額を増加し、今や横濱神戸兩市場總入荷高の一割八分八厘餘なる十二萬梱以上に達し、尙逐年増加の傾向を示せり。

然れども現状にありては其性質上反染物(ピース、ダイイング)の薄色染に適せず、尙未だ米國に於て日本生絲を消費すること約四割内外なる靴下工業の原料としても使用せられざる状態にあり。

要之するに黄繭種も一層改良を加へ、低廉なる絲價を以て供給することに努む可きと共に、白繭種に對しても以上の如き注意を以て改良を加へざる可らず。

要之するに本邦輸出生絲は器械生絲其大部分を占むるものにして、織度は太絲主にして絲質としては所謂最優格約其三分の一に當れり、而して色澤は白色生絲主なるものなり。

第二節 生絲の集散

一、横濱に於ける生絲の集散

横濱市場は生絲集散の最大なる中心にして、輸出生絲は勿論地遣絲の一部も此所に於て取引を了して、所謂和賣積戻として内國機業地に轉送せらるゝものなり、今最近十ヶ年間に於ける入荷高、賣込高、地遣絲積戻高を表示する時は次の如く逐年入荷高の増加を觀ると共に、賣込地遣共に之に伴へり。

年次	入荷高	賣込高	和賣積戻高	賣却合計(梱)
大正五年	三九五、六一二・五	三六〇、一五八・五	二六八〇、五・五	三八六、九六四〇
同六年	四六一、四〇八〇	四二三、一〇四・五	三〇、二〇一〇	四五三、二〇五・五
同七年	四六九、三三〇〇	四〇〇、一九八〇	五五、七七五・五	四五五、九七三・五
同八年	五一五、一五八〇	四七八、五一〇〇	六七、二三三・五	五四五、七四二・五
同九年	三六五、六〇四〇	二五三、一〇一・五	六六、六九四・五	三一九、七九六〇

第二章 生絲貿易の現状

三四

同 一〇年	五二三,〇二〇〇	四六四,二二二〇	八三一,一六二・五	五四七,三八四・五
同 一一年	五三七,六九五〇	四七八,六四三・五	四八〇,三〇〇	五二六,六七三・五
同 一二年	四六〇,六四一〇	三九三,三五四・五	三八七,七三・五	四六四,三〇一〇
同 一三年	五四九,八三五〇	五二八,二一一・五	三二,〇六〇・二	燒失 三三,一七三・〇
同 一四年	六二六,五四九・五	五八五,七三〇・五	二二,二二六・五	五六〇,二七二〇
自大正五年 至 一四年	十ヶ年平均四八八,四八五・〇	四三六,五二三・五	五〇,三〇三・五	六〇七,九五七〇
(曆年度)				四八六,八二八〇

而して如斯き入荷生絲は次表示せるが如く、其大部分は器械生絲なるものにして、殊に最近に至りて著しく其割合を増加せり。

種 別	自大正五年 至 九年	自大正十年 至 十四年	自大正十五年(概)
器械生絲	三四三,〇八三	五三四,六〇三	六五八,九四四
座繰生絲	三,二〇八	一三六	—
折返生絲	一,六三五	一一三	—
玉絲其他	一,五一七	六八三	一,二六〇
雜	一九一	三	—
合 計	三四九,六三四	五三五,五四八	六六〇,二〇四

次に横濱に於ける生絲集散の月別調査を觀んが爲に、大正八年度乃至大正十四年度(事業年度)五ヶ年平均による生絲の繰越高、入荷高、同上計即ち月別在荷高、輸出高和賣積戻高、同上計即ち賣却高、及び以上兩者の差なる月別殘高を調査する時は次表に示せるが如きものあり。

自大正九年六月
至大正十四年五月 五ヶ年平均横濱市場生絲集散表

一、月別在荷高

月 次	繰 越 高	入 荷 高	計 (欄)
六 月	三一,六四二・五	二九,三六六・七	六一,〇〇八・九
七 月	二三,一九五・七	六四,一七六・九	八七,三七三・六
八 月	三六,五九七・七	五八,四一一・六	九五,〇〇九・三
九 月	三九,二〇一・〇	四二,〇四五・七	八一,二四六・七
一〇 月	三五,五〇三・六	四九,五三〇・八	八五,〇三四・四
一 一 月	四六,二三〇・一	四八,一六七・三	九四,三九七・四
一 二 月	五一,三二〇・三	四二,〇一四・七	九三,三三五・〇
一 月	四六,二八〇・九	一五四,六三・六	六一,七四三・五
二 月	三六,六三二・五	一四,二三七・一	五〇,八六九・六

第一編 生絲貿易の推移

三五

三	月	二九、三八三・九	三六六〇・三・九	三六
四	月	三四、四九〇・八	四七、三二九・一	六五、九八七・八
五	月	三五、一八一・七	四二、三九七・一	八一、八一九・九
年度末		三一、六四二・三	四八九、六四三・七	七七、五七八・八
				五二、二八六・〇

二月別賣却高

六	月	三一、九二九・〇	和賣積戻高	賣却高(欄)
七	月	四四、八九九・〇	五、八八四・三	三七、八一三・三
八	月	五〇、七一三・九	五、八七五・八	五〇、七七四・八
九	月	四〇、一一八・一	五、〇九四・三	五五、八〇八・二
一〇	月	三五、四五七・六	五、六二五・〇	四五、七四三・一
一一	月	四〇、二六〇・九	三、三四六・六	三八、八〇四・二
一二	月	四三、二五〇・二	二、八一六・三	四三、〇七七・二
一	月	二二、四三六・九	三、八〇四・〇	四七、〇五四・二
二	月	一七、〇二五・二	二、六六四・二	二五、一〇一・一
三	月	二七、八二三・三	四、四七〇・五	二一、四九五・七
四	月	四三、〇六八・七	三、五七一・七	三一、三九五・〇
			三、五六九・六	四六、六三八・三

三、月末在荷

五	年度末	四八、四五三・四	四、一三五・八	五二、五八九・二
六	月	六一、〇〇八・九	三、七八一・三	四八九、八五〇・〇
七	月	八七、三七二・六	五〇、七七四・八	五二、五八九・二
八	月	九五、〇〇九・三	五五、八〇八・二	三六、五九七・八
九	月	八一、二四六・七	四五、七四三・一	三九、二〇一・一
一〇	月	八五、〇三四・四	三八、八〇四・二	三五、五〇三・六
一一	月	九四、三九七・四	四三、〇七七・二	四六、三三〇・三
一二	月	九三、三三五・〇	四七、〇五四・二	五一、三二〇・二
一	月	六一、七四三・五	二五、一〇一・一	四六、二八〇・八
二	月	五〇、八六九・六	二一、四九五・七	三六、六四二・四
三	月	六五、九八七・八	三一、三九五・〇	二九、三七三・九
四	月	八一、八一九・九	四六、六三八・三	三四、五九三・八
五	月	七七、五七八・八	五二、五八九・二	二五、一八一・六
年度末		五二、三八六・〇	四八九、八五〇・〇	二四、九八九・六
				三一、四三六・〇

前表を以て觀るに、入荷高の多きは七月以降十一月に至る新絲開始の五ヶ月にして、最少なるは一、二の兩月、即ち年度末休業以後の嚴寒の節たり、而して繰越高の最多なるは、十一、十二、一、二月にして、最少なるは六、七兩月なるが故に、結局九、十、十一の三ヶ月は市場の在荷最も多く、新古絲の端境期、即ち六月及び嚴寒二月の候は其最少の時期なりとす。

次に之れを其賣却方面に觀るに、輸出の状態にありては全く其狀態入荷の多少と其軌を一にせるものにして、七月乃至十月は最多にして、六月、一、二兩月は最少なりとす、之れ成行による賣却の方法比較的多き結果なりとす可し、和賣積戻にありては其間一定なるものなけれども、六、十、十二の三ヶ月多く、八月一月の二ヶ月少きが如し、而して結局賣却高にありては七月以降十二月に至る下半期を最多となし、端境期及び一、二の二ヶ月を最少となせり。

而して在荷及び賣却に於て前述せるが如き多少を生ずるが故に、月末殘高にありては十、十一、十二の三ヶ月に多く、五、六、七の三ヶ月に於て少き結果を顯せり。以上は横濱に於ける生絲集散の狀態なれども、地遣生絲は横濱を経ずして製絲

工場より直に機業地に販出せらるゝもの少からざるものあり、然れども輸出生絲にありては、大正十二年九月の大震災以前にありては全部横濱市場より販賣せられしものにして、其輸出先は次表に示せるが如く、米國を主となし佛國之に次げり。

自大正十年
至同十四年
五ヶ年平均

大正十五年

輸出國名	斤量(擔)	價格(圓)	價格割合	斤量(擔)	價格(圓)	價格割合
米 國	三〇四、一二二	五八三、八四一、一八八	九〇・七〇	四二七、六二一	七〇九、三七九、〇一七	九六・六三
佛 國	一八、九二五	三三、八九七、三三七	五・二七	一一、二二三	一九、四五三、一六三	二・六五
英 國	八二七	一、五三二、七九〇	〇・二四	一、二八八	二、〇六七、五八五	〇・二八
英領印度	三四七	六八四、五五六	〇・一一	四六六	七五八、〇二一	〇・一〇
伊 國	四一	七三、二二八	〇・〇一	七五	一一四、七〇六	〇・〇三
其 他	一一、八七七	二二、六四三、七二八	三・六七	一、四〇五	二、二七九、九五六	〇・三一
合 計	三三六、一三九	六四三、六七二、七二七、一〇〇・〇〇	四四・二、九七八	七三四、〇五二、四四八、一〇〇・〇〇		

如斯く本邦輸出生絲の大部分は、米國に向ふものにして、大正十五年の如きは同國に輸出せらるゝもの實に生絲總輸出價格の九割七分に當る盛況を示せり。

而して如斯き生絲の輸出は從來外商に待ちしものなりしも、生絲貿易の隆盛に趨くや内商の勢力増進し來り、最近にありては其輸出額に於て對米輸出にありて

は約七割對歐輸出にありては五割の生絲は、内商の手によりて海外に送附せらる事となれり。

時期	對米國生絲輸出數量百分比		對歐生絲輸出數量百分比		對歐米合計數量百分比	
	内商	外商	内商	外商	内商	外商
自明治三四年五ヶ年平均	—	—	—	—	—	—
至同三八年五ヶ年平均	—	—	—	—	—	—
自同三九年五ヶ年平均	六二・七六	三八・二四	八・一八	九一・八二	二八・七三	七一・二七
至同四三年五ヶ年平均	—	—	—	—	—	—
自同四四年五ヶ年平均	六三・六四	三六・三六	三〇・六九	六九・三一	四五・九五	五四・〇五
至大正四五年五ヶ年平均	—	—	—	—	—	—
自大正四五年五ヶ年平均	七三・三五	二七・六五	四三・三〇	五六・七〇	五五・二〇	四四・八〇
至大正九〇年五ヶ年平均	—	—	—	—	—	—
自大正九〇年五ヶ年平均	八二・五七	一七・四三	四一・五八	五八・四二	六八・九五	三一・〇五
至大正一〇四年五ヶ年平均	—	—	—	—	—	—
自大正一〇四年五ヶ年平均	—	—	—	—	—	—

以上は統計上より觀たる横濱市場に於ける生絲集散の大畧なりとす。

二、神戸に於ける生絲の集散

前述せるが如く、本邦輸出生絲は過去六十有餘年間殆んど全部が横濱市場に於て集散せられしものなりしも、大正十二年九月關東地方の大震災災により横濱市場一時其機能を失ふに至るや、同九月十二日第一回の生絲輸出神戸港に於て行はれ、爾後輸出開始一ヶ年間(自大正十二年九月至十三年八月)に於ては入荷高十萬三

百三十八梱輸出數量約六萬俵を算し、同期間に於ける本邦生絲總輸出額たる二十九萬五千俵に對し、二割強の輸出を觀るに至れり。

爾來入荷及び輸出高順次に増加し、最近に於ては兩者何れも横濱神戸兩市場に於ける入荷及び輸出額合計に對し、一割六分強を占むるものなり。

神戸横濱兩生絲市場生絲入荷及び輸出高比較

年次(大正)	入 荷 高				輸 出			
	實數(梱)		割合		實數(梱)		割合	
	神戸	横濱	神戸	横濱	神戸	横濱	神戸	横濱
大正一三年	八八,五八〇	五九,八五〇	一三八,五	八六,二五	八三,〇〇〇	五八,三二五	一三六,三	六六,四二
同 一四年	一〇八,〇二五	六六,五九五	一四九,一	八五,〇九	一〇一,九八五	五八,七三〇	一四,八二	八五,八
同 一五年	一一〇,七三〇	六〇,一〇〇	一六五,五	八三,〇七	一二七,六五〇	六三,七三〇	一六八,一	八三,九
年次(大正)	繰越高		入荷高		賣込高		和賣積戻高	
一 二(九月ヨリ)	—		四五,五六二・〇		三七,〇五〇・〇		二,五〇六・〇	
一 三	六〇,〇六〇		八八,三五八・〇		八三,〇三〇・〇		四,四一八・〇	
							殘 高(梱)	
							六〇,〇六〇	
							六,九一六・〇	

今神戸生絲市場開始以來四ヶ年間に於ける、入荷高、賣込高、地遣絲積戻高を表示する時は次表に示せるが如く逐年増加せり。

第二章 生絲貿易の現状

四二

一四 六、九一六・〇 一〇八、〇一二・五 一〇一、九〇八・五 四〇四・〇〇 八、九七九・〇
 一五 八、九七九・〇 一三〇、七六三・〇 一二七、六五一・〇 四、一五四・〇 七、九三六・〇

次に神戸港に於ける生絲集散の月別調査を観るに、次表示せるが如きものあり。
 大正十五年に於ける生絲集散表(欄)

一、月別在荷高

月	繰越高	入荷高	計
一	六、二六七・五	七、九九六・〇	一四、二六三・五
二	七、五四一・五	八、六七一・五	一六、二一三・〇
三	八、五三九・五	九、八八七・〇	一八、四二六・〇
四	七、三五三・〇	八、一〇五・五	一四、四八五・〇
五	六、一三七・五	七、四四五・〇	一三、五八三・五
六	四、一八七・五	五、三二一・五	九、五〇九・〇
七	二、九一三・五	一、二八〇・五	一五、七一四・〇
八	五、九一五・〇	一四、四三九・〇	二〇、三五四・〇
九	七、一九三・五	一三、四六二・五	二〇、六五五・〇
一〇	七、八九一・〇	一四、五九四・五	二二、四八五・五
一一	八、二六九・五	一三、六〇五・〇	二一、八七四・五
計			二二、八七四・五

二、月別賣却高

月	輸出高	和賣積戻高	計
一	六、五〇二・〇	二〇〇	六、七二二・〇
二	七、四七四・五	一九九	七、六七三・五
三	一〇、七八一・五	二九二	一一、〇七三・五
四	九、〇一八・〇	三〇三	九、三二一・〇
五	八、八七三・五	五二二	九、三九五・五
六	六、四〇九・五	一八六	六、五九五・五
七	九、一〇六・〇	六九三	九、七九九・〇
八	一三、〇三四・五	一二六	一三、一六〇・五
九	一二、五一九・〇	二四六	一二、七六五・〇
一〇	一四、〇三五・〇	一八一	一四、二一六・〇
一一	一二、五八四・〇	一七三	一二、七五七・〇
一二	一五、三八四・〇	二六七	一五、六二一・〇
計			一三、五五一・〇

三、月末在荷

月次	在荷高	差引發高
一月	一四、三六三・五	六、七二二・〇
二月	一六、二一三・〇	七、六七三・五
三月	一八、四二六・〇	一一、〇七三・五
四月	一五、四五八・〇	九、三二一・〇
五月	一三、五八三・五	九、三九五・五
六月	九、五〇九・〇	六、五九五・五
七月	一五、七一四・〇	九、七九九・〇
八月	二〇、三五四・五	一三、一六〇・五
九月	二〇、六五五・〇	一二、七六五・〇
一〇月	二二、四八五・五	一四、二一六・〇
十一月	二一、八七四・五	一二、七五七・〇
十二月	二三、五五一・〇	一五、六一五・〇

以上神戸市場に於ける生絲集散の状態にして、之を以て觀るに其入荷賣却、在荷等の額の月次別の多少は、横濱市場に於けるものと大同小異なるものなりとす。之を要するに本邦輸出生絲は、横濱神戸の兩市場より海外に送らるゝものにして、和賣即ち地遣絲も其一部のものは兩市場より地方に積戻さるれども、尙製絲工

場或は地方生絲商の手によりて、直接内國機業地に販賣せらるゝもの多し。

以上兩市場に於ける統計資料によりて示せるが如く、本邦生絲貿易は逐年著しき發達の勢を示せるものにして、生絲貿易界將に最高潮に達せるが如き觀あり。

然り而して如斯き本邦生絲貿易の大發展は、何が故に來れるものなりや、或は更に如斯き盛況の將來は果して如何、之等の諸問は以下章を改めて論述せんとする所なり。

第三章 生絲貿易發達の原因

本邦生絲貿易は前述せるが如く横濱開港以後七十ヶ年間に於て偉大なる發展をなせり、而して如斯きは全く需要の増加、蠶絲供給國の減少、及び本邦製絲業界に於ける資本主義的經營増加の諸原因によるものなりとす、以下其各に就きて略述す可し。

第一節 生絲に關する需要の増加

生絲需要の増加が其貿易の活躍を來せるは絮説を要せざる所にして、本邦の實

狀に就て觀るも、前述せるが如く米國向生絲輸出の増加につれて、其般盛を觀たるものにして、現今米國向輸出生絲が、其價格に於て八割以上を占むる斯況を以ても之を知る可きなり。

今米國に於ける絹業發達の事情を述べ、之に加ふるに伊佛兩國に於ける生絲供給の減少、及び需要の増加と、内地機業の發達とを以てし、本邦生絲に對する需要の増加を略述す可し。

一、米國に於ける絹業の發達

米國に於ける絹織工業は十九世紀の當初に興れるものにして、其當時にありては自國産の生絲を原料とせる手織機によれるものなりしが故に、甚しく不完全なるものにして、其興廢常なきものなりき。

然るに殆んど時を同うして、當時絹業國として有力なりし英國に於て、自由貿易制度を採用するに至りし結果、關稅制度による厚保護の下に繁榮に向へる同國絹業は、茲に一大困厄に陥り、其窮餘新興國たる米國に活躍の天地を見出さんとするものありき。

時恰も米國に於ては南北戰爭の結果、國帑大に疲弊し之れが救濟策として重き關稅の賦課を以てするに至り、爲に國內製造工業は何れも大保護を享受する事となれり、而して同關稅は殊に奢侈品に重かりしものにして、絹織物も亦其一にして、從價六割に及べる高率なりき、事情如斯かりしが故に、米國絹業は茲に一新生面の展開を觀たるものにして、原料生絲は遠く海外諸國より輸入せらるゝに至れり。千八百五十七年生絲に關する輸入稅の撤廢あり、亞細亞生絲の歐洲より再輸出せらるゝものに對しても、千八百六十五年以降無稅となりしが故に、原料生絲の輸入は極めて容易となれり。

如斯き事情は同國絹業の發達に資する所極めて多く、ニューヨーク州、バタソン府を中心として經營を開始せられし同國絹業は、經營上の利便を遂ふて、ペンシルヴァニア、ニューヨーク、コネチカッ等の東部諸州に其經營を觀るに至り、同國絹織機に對する技術的の發達は之を助くる事大にして、以て現今に於ける同國絹織工業の根本は樹立せられたり。今同國絹織工業の發達を觀るに次表示せるが如きものあり。

年次	工場數	同資本金額(千弗)	製造品價格(千弗)
一八五〇	六七	六七・八三	一、八〇九五
一八六〇	一三九	二、九二七・〇	六、六〇七・八
一八六九	八六	六、一三三・一	一、二、二一〇・七
一八七九	三八二	一九、二二五・三	四一、〇三三・〇
一八八九	四七二	五一、〇〇七・五	八七、二九八・五
一八九九	四八三	八一、〇八二・二	一〇七、二五六・三
一九〇四	六二四	一〇九、五五六・六	一三三、三三八・一
一九〇九	八五二	一五二、一五八・〇	一九六、九一一・七
一九一四	九〇二	二一〇、〇七一・七	二五四、〇一一・三
一九一九	一、三六九	五三二、七三二・二	六八八、四六九・五
一九二一	一、五六五	—	五八三、七八四・三
一九二三	一、五七八	—	七六一、三二二・〇

同國關稅率は時に多少の變更を觀たれども、其保護的性質は依然として變ずることなく、絹業は之が爲に確固たる地位を得たり、而して輓近に於ては其技術的器械的發達の爲に、裕に關稅保護を超越して經營し得るものあるに至り、同國絹織物産額は世界第一位を占むる現況を顯せり。

然れども同國に於ける養蠶製絲の業は、英國植民地たりし時代より種々の獎勵策を畫せられたりと雖も、其効を見ること少く、獨立後に於ても、或は蠶種桑苗の無償配布に、或は官立製絲場の設立に、或は輸入蠶絲に對する課稅を以て斯業に對する保護獎勵尠らざりしも、勞働賃銀の不廉なるに加へて、他に有利なる産業のあるあり、爲に其發達期す可らず、遂に千八百九十一年以降蠶業獎勵金制度撤廢せられ、茲に同國蠶絲業は全く終焉せり。

同國絹織工業の發達如斯く、同國蠶絲業の没落如斯くなりしが故に、原料生絲は全く之れを海外供給國に仰がざる可らざるに至れり。
米國に於ける輸入生絲は其當初に於ては歐洲産絲に限られしも、千八百二十八年始めて東洋生絲の輸入を見、千八百三十五年には多量の支那生絲の輸入ありたりと雖も、品質齊一せざる原料生絲なりしが故に、當時機械力の應用順次に多きを加へし同國絹織業の原料として不適當なりしが爲に、種々改良の法策企圖せらるるに至れり。

然れども支那生絲にありては、改良の實舉らざる事久しかりしが故に、其輸出額

に於ては發展を觀る事なかりき、然るに本邦產生絲にありては横濱開港より明治初年の間にありては蠶種製造業に壓せられしが爲め製絲業は勢等閑に附せられ、其生產生絲の如きも劣悪なるものなりしも、蠶種輸出の衰退と共に蠶絲政策の確立を觀朝野共に専ら絲質の改良に意を注ぎ、米國の需要に適する生絲の製造を行へるが爲め、米國の原料生絲の大需要は翕然として本邦産絲に向へり、殊に千八百八十四年米大陸の横斷鐵道完成せらるゝや、從前倫敦千八百八十年蘇士運河開鑿以後は馬耳塞等より再輸出せられし東洋生絲は、直接紐育市場に向ふに至り、其低廉にして而も比較的改良せられたる邦產生絲は、伊佛産の需要を壓迫するに至れり。

要之するに米國絹業の發展は、本邦生絲貿易に對する大刺激たりしものにして、之に依りて本邦蠶絲業が秩序ある發達に向へりと云ふも過言に非ざる可し。例へば次表は其一班を示せるものなり。

年次	米國絹織物生産額(弗)	同總輸入生絲量(封度)	本邦總輸出生絲量(斤)
明治二年(一八六九)	一一,二二〇,六六二	七二〇,〇四五	七二六,六七二

同 一二年(一八七九)	四一,〇三三,〇四五	一,八九三,三一一	一,六三七,一九八
同 一三年(一八八九)	八七,二九八,四五四	五,三二九,六四六	四,一三八,三三二
同 一四年(一八九〇)	一〇七,二五六,二五八	九,六九一,一四五	五,九四六,九一一
同 一五年(一八九一)	一三三,二八八,〇七二	一二,六三〇,八八三	九,六五八,五八二
同 一六年(一八九二)	一九六,九一一,六七七	二二,三三三,七五〇	一三,四六九,四〇六
同 一七年(一八九三)	二五四,〇一一,三五七	二八,五九四,六七二	一七,一四八,七五三
同 一八年(一八九四)	六八八,四六九,五三三	四四,八一六,九一八	二八,六二二,四〇〇
同 一九年(一八九五)	五八三,七八四,三〇二	四五,三五五,〇九五	三六,二〇三,八〇〇
同 二〇年(一九〇〇)	七六一,三二二,〇〇〇	四九,四八一,七八四	二六,三二八,〇〇〇
同 二一年(一九〇一)	八〇八,九七九,三九九	六三,七六四,三六一	四三,八四四,九〇〇

大正十四年度 米國絹織物工業 (メリヤス、靴下、編物を除く)

工場數	一,六五九
職工數	一三二,五〇九
生産額	八〇八,九七九,三九九弗
内譯 廣 申 物	五二九,〇〇〇,〇〇〇弗
ベルベット	一五,〇〇〇,〇〇〇弗
ブラッヂユ	二,〇〇〇,〇〇〇弗

窓掛類	五,〇〇〇,〇〇〇弗
販賣用撚絲	七二,〇〇〇,〇〇〇弗
販賣用絹紡絲	一五,〇〇〇,〇〇〇弗
リボン	五二,〇〇〇,〇〇〇弗

前表示せるが如く米國絹業の發展は、同原料生絲の輸入額の増加となりたるものにして、此中本邦輸出生絲によりて其一部分は占めらるゝものにして、本邦總輸出生絲量の増加は之に負ふ所尠からざるものあり。

二 歐洲に於ける生絲需要の増加

歐洲に於ける絹織工業は其起原を「ビザンチン」其他近東諸國の絹織物業に負ふるものにして、伊太利に於ける絹業が先づ之が權輿をなせるものにして、西曆七八世紀より十二世紀の間に於て「シシリー」「ルッカ」等に盛に行へる斯業は、之れが中心をなせるものなり、然るに十四世紀以後時々内亂外寇頻發せるが爲め、機業者は各地に移轉し、爲に同國內に於ても美蘭「コモ」「フイレンツ」ツニ「ヴェネチア」等に之が傳播を見たるのみならず、遠く佛、瑞、獨等の絹業も之が爲に經營の根源を得たり、里昂の如き「ツェーリッヒ」の如き「クレフルド」の如きは何れも「ルッカ」亡命の機織工に其端を發したるものなり。

のなり。

爾來伊佛兩國に於ては蠶絲業の發達も亦機業に伴ひたりしも、瑞、獨兩國にありては、原料生絲は之を外國に仰がざる可らざる状態なりき、然れども各地各其特技を機織業に應用し、基礎ある絹業の經營を觀たり。

如斯くにして伊佛兩國は主なる原料生絲の供給國として、歐洲絹業國の需要に應じたるのみならず、新興絹業國たる米國の大需要にも、生絲の主要なる供給國たりき、然れども伊佛兩國共に蠶絲業の衰退を來し、自國の機織原料生絲も一部分は之を輸入せざる可らざるに至れり、即ち次表示せるが如く伊太利に於ける總産絲額は、逐年減少せるのみならず、同國産原料繭を利用せるものにおいて最近殊に甚しき減少を示せり。

年次	内國産繭を原料とせる生絲	輸入繭を原料とせる生絲	合計(千基)
一九〇二—一九〇五(五ヶ年平均)	四,三〇七	九三五	五,二四二
一九〇六—一九一〇	四,四五〇	一,二〇四	五,六五四
一九一一—一九一五	三,六一五	九四六	四,五六一
一九一六—一九二〇	二,九四一	二〇〇	三,一四一

一九二一—一九二五 四、二九五 三八一
 一九二五 四、三八〇 七二七
 四、六七六 五、〇九七

次に佛國に於ける狀況を觀るに、次表示せるが如く、繭に於ても生絲に於ても輸入超過にして、同國絹業の原料は他蠶絲供給國に依らざる可らざるに至れり。

種目	大正四年—八年平均		大正九年—一三年平均		大正一四年(千基)	
	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出
繭	一八一・二	二四・二	三〇四・〇	五八・四	二六七	一、一五六
繭 差	一五七・〇	二四・二	三〇四・〇	五八・四	二六七	一、一五六
生絲	五、二二・四	一、六六・二	四、八二・七	六、一七・二	四、三六・〇	五、七九・五
生絲 差	三、五五・二	一、六六・二	四、四一・二	三、七七	四、三六・〇	五、七九・五

如斯く歐洲に於ける蠶絲供給國たる伊佛兩國に於ける原料生絲の供給は、輒近殊に激減し、自國に於ける需要に及ばざるに至れり然りと雖も、兩國共に絹織工業に於ては依然として殷盛なるものあり。

尙伊佛兩絹業國以外に於ても、瑞西の如きは有名なる絹業國にして、同國「チューリッヒ」「バーゼル」兩府は斯業の中心にして、瑞西に於ける輸入生絲は最近大正十年より

十四年に至る五ヶ年平均に於て、五十四萬七千基に及べるものありき、即ち次表示せるが如し。

瑞西國輸入生絲

大正八年	四四七、六〇〇基
自大正九年五ヶ年平均	五一八、四八〇基
至一三年	六四三、六〇〇基
大正一四年	

如斯く生絲の需要に於て増加するものありと雖も、供給之に伴はざれば勢他より之が輸入をなさざる可らざるものなり、元來歐洲絹業に於ては米國に於けるが如く高速機織機を用ふること少きが故に、比較的絲質を吟味すること少く、爲に支那絲の如きは從來盛に用ひられたるものなりき、然れども邦產生絲の輸入も漸く増加せるものなり。

尙佛國及英國の生絲輸入國別を觀る時は次の如きものあり。

佛蘭西國輸入生絲(基)

國名	大正九年—一三年平均		大正一四年	
	實數	百分比	實數	百分比
伊 太 利	一、一五〇、九八〇	二二・八四	一、八八八、〇〇〇	三〇・六〇

第三章 生絲貿易發達の原因

五六

支那	二、四一九、五四〇	五〇・一二	三、四一七、九〇〇	五五・三七
日本	八九一、〇八〇	一八・四六	五二四、二〇〇	八・四八
其他	三六五、七二〇	七・五八	三四二、〇〇〇	五・五五
計	四、八二七、三二〇	一〇〇・〇〇	六、一七二、一〇〇	一〇〇・〇〇

英國輸入生絲(封度)

自一〇年至一三年平均	大正一四年	
佛蘭西	七、二九五	四一、四八〇
伊太利	一六七、三七七	二三八、二六八
支那	三三七、二〇七	三〇三、〇六一
日本	一一八、七五七	九一、〇七八
英領印度	六八、七七四	三〇、二二五
其他	五一、七二三	一一五、七四四
合計	七四一、一三三	八一九、八五六

以上は以て歐洲に於ける蠶絲需要の増加及び邦産輸出生絲増加の一因となす可きなり。

三、地遣絲の増加

本邦に於ける絹物の需要は人口の増加、富力の増進に加ふるに流行の變遷、用途

の擴張等の爲に最近著しく激増せるものあり、之を絹織物の一部なる反織物及び帶地に觀るも、其産額順次に増加し、殊に歐洲戦後の五ヶ年平均に於ては、實に三億八千六百萬圓に上れるものあり。

本邦絹織物産額及價格

年次	反織物(小幅物)		帶地		合計(千圓)
	數量(千反)	價格(千圓)	數量(千本)	價格(千圓)	
明治二〇年	二、三六一	八、七〇七	四七九	一、八一八	一〇、五二二
同 二五年	五、七一四	一六、三二五	四六八	三、〇二二	一九、三四七
同 三〇年	一一、一〇〇	五三、九五二	一一、二八七	八、四一〇	六二、六六二
同 三五年	一一、〇〇七	五四、〇三一	九八〇	六、八八二	六〇、九〇三
同四一―四五年平均	一三、五五一	七三、二〇〇	七六六	三、九七五	七七、一七五
大正二―六年平均	一六、六七九	九六、九四六	一、一四五	七、三三四	一〇四、二八〇
同 七―一一年平均	二六、一七八	三六五、二九七	一、七六七	二〇、七二六	三八六、〇二三
大正一二年	二一、八八五	二四〇、七四五	八一六	一一、三九八	二五三、一四三
同 一三年	二二、〇八八	二四五、七二一	一一、二九三	一五、三〇二	三六一、〇二三
同 一四年	二二、八七二	二三二、四四五	一一、二〇五	一四、三〇六	二四六、七五一

備考 絹織物中無地及織廣幅物、リボン、其他及び絹綿交織物は全部加入せず

大正十二年の關東地方の大震災以後財界の不況なるに加へ、不況頻に來襲せるが爲め、其産額比較的減少せりと雖も、尙二億五千萬圓内外の生産を示せり。而して最近に至りては廣幅織物も順次に増加の勢を表せり、他方輸出絹織物に觀るも羽二重機業に於ては、最近昔日の如き壯觀なけれども、其他絹織物の輸出順次に増加し、最近に於ては一億三千万圓に上れるものあり。

羽二重	大正四一八年五ヶ年平均		九一三年五ヶ年平均		大正一四年		大正一五年	
	數量(斤)	價格(圓)	數量(斤)	價格(圓)	數量(斤)	價格(圓)	數量(斤)	價格(圓)
數量(斤)	三、〇〇二、七〇三		二、〇一三、〇三六		一、四一六、六一一		一、四七五、七四四	
價格(圓)	五九、七五六、七六〇		五六、七八九、一五一		三六、八八三、四九二		三六、六七一、七六一	
數量(噸)	一五、六四七、五三二		四一、〇一三、八三六		七四、一五三、六四一		九三、四二〇、八六九	
價格(圓)	二七、七八六、八七六		五八、〇九八、七七六		八〇、二〇一、〇三六		九六、三九八、七四四	
價格合計	八七、五四三、六三六		一一四、八八七、九二七		一一六、九八四、五二八		一三三、〇七〇、五〇五	

本邦絹織物の活躍如斯きが故に、之が原料生絲を要する事の多きは明なる所に於て、次表は其一斑を示せるものなり。

本邦生絲の生産輸出及び内國消費

年次	實數(斤)		百分比	
	生産	輸出	内國消費	輸出
明治四三年	一九、八四〇、四六九	一四、八四六、一七五	四、九九四、二九四	七四・八三
自明治四三年五ヶ年平均	二二、一六三、七二三	一六、七五六、四三三	五、四〇七、二九三	七五・六〇
至大正三年五ヶ年平均	三三、五四八、二〇二	二二、六七〇、三八九	八、八七七、八一三	七三・七二
自大正四年五ヶ年平均	四一、〇〇四、四五三	二八、三三五、〇三〇	一一、六六九、四二三	六九・二〇
至大正八年五ヶ年平均	四一、〇〇四、四五三	二八、三三五、〇三〇	一一、六六九、四二三	六九・二〇
自大正九年五ヶ年平均	四一、〇〇四、四五三	二八、三三五、〇三〇	一一、六六九、四二三	六九・二〇
至同十三年五ヶ年平均	五一、七八三、二三〇	四三、八四四、九〇〇	七、九三八、三三〇	八四・六七
同十四年	五一、七八三、二三〇	四三、八四四、九〇〇	七、九三八、三三〇	八四・六七

如斯く最近に至りては殊に地遣絲は、其絶體量に於ても相對的に於ても、激増せるものにして、之れ前三項に於て述べたる生絲輸出の増加に伴ひて惹ては生絲貿易を殷盛ならしめたる一因となれるものなり。

以上略述せるが如く、本邦輸出生絲の大買客なる米國に於て、生絲需要の激増あり、歐洲に於ける需要も漸く加はれるものあり而も、蠶絲供給國にありては反つて減少せるものあり、之に加ふるに地遣生絲亦好況なるが故に、生絲に對する需要は甚しき勢を以て増進し、著しき生産額の増加も容易に消化し盡さるるものあり。

第二節 本邦製絲工業界に於ける資本主義經營の増加

本邦產生絲に對する需要は前述せるが如く、晩近殊に著しく増加せりと雖も、供給之に伴はずんば生絲貿易の發展期す可らざれども、本邦斯業經營者は其機運に應じて、或は工場制器械製絲の増設を行ひ、或は工場規模の擴大をなし、之に應用するに各種の技術的改良を以てせり。

今繰絲一釜當り繰絲量を觀るに、次表示せるが如く全國平均に於て器械製絲にありては大正十三年に於て、二十九貫九百七十三匁の産額にして、之を三十五年前たる明治二十六年二十九年の産額六貫二百五十匁に比すれば四倍半の増加なりとす。

而して如斯きは原料繭の改良、製絲技術の進歩等に因るものなりと雖も、其根源に至りては全く製絲業の資本主義的經營による工場規模の擴大、原動力の應用、工場制による雇傭労働者の使役等に起因せるものなりとす。

抑本邦産業界に於ける資本主義的經營は、日清戦後より日露戦後に其發達をなせるものにして、本邦蠶絲業は恰も時を同うして米國關稅法の改正千八百九十年マッキンレー關稅法の好影響により、其發展期す可りしが故に、斯業に對する資本主

義的經營は茲に其新天地を見出せり、即ち工場制器械製絲の發達は之にして、統計的事實による時は次表示せるが如きものあり。

蠶絲種別産額及百分比

年次	實數(貫)		百分比	
	器械生絲	座繰生絲	器械生絲	座繰生絲
自明治二二年五ヶ年平均	四五二、〇一三	五八七、四七七	七〇、六四一	四一
自同二六年五ヶ年平均	八一四、六三四	五六七、三九〇	一〇〇、三四九	五二
自同三一年五ヶ年平均	一、〇三八、五六八	七三九、五八一	一四五、六七三	五四
自同三二年五ヶ年平均	一、四四五、二五二	六八一、八六二	一三三、〇〇六	六四
自同三七年五ヶ年平均	二、四四〇、九四八	七三三、三三一	二〇一、一九五	七三
自同四一年五ヶ年平均	三、七二六、一三九	六〇五、一〇二	三五五、六九六	八一
自同四二年五ヶ年平均	五、三二五、〇一一	四七三、八二九	五一八、三九〇	八四
自同四三年五ヶ年平均	六、五八九、三七一	四四〇、三七四	五四七、四二五	八七
自同四四年五ヶ年平均	七、二二二、三六〇	四六一、一七九	五九一、七七八	八七
大正一三年	六、五八九、三七一	四四〇、三七四	五四七、四二五	八七
大正一四年	七、二二二、三六〇	四六一、一七九	五九一、七七八	八七

如斯く日清戦後(二十七年乃至三十一年五ヶ年平均)日露戦後(二十七年乃至四十年五ヶ年平均)に於ては器械生絲の産額特別なる増加を示せり、之れ工場制製絲

即ち資本主義製絲經營が、他の産業經營制度に倣ひて著く發達せる事實を語れるものなりとす。

而して爾後此勢益甚しくして、工場規模の如きは次表示せるが如く逐年増大せるものあり。

器械製絲工場規模による工場數其他

年次	明治二六年	同二九年	同三八年	同四四年	大正四年	同七年	同一〇年	同一三年
工場規模								
五百釜以上	三	二	七	四〇	四〇	九	九	八
二百乃至五百釜	—	—	—	—	—	—	—	—
百乃至二百釜	—	—	—	—	—	—	—	—
五十乃至百釜	—	—	—	—	—	—	—	—
十乃至五十釜	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	—
器械製絲總釜數	八、九、六、八	一〇、七、五、五	一、八、一、五、三	一、八、三、五、五	一、七、三、三、五	一、三、八、三、五、六	一、五、九、九、九	一、五、八、八、四
工場當線釜數	三	五	五	七	七	一〇〇	二〇八	一〇〇

如斯く年を逐ふて工場經營規模の擴大を見たるが故に、從來人力乃至は水力を以て原動力となせし製絲動力も、汽力又は電氣力の應用となり、器械工業化すると

共に製絲労働者たる工女の數も著しく増加せり。

原動力別器械製絲工場及び器械製絲労働者數

種別	汽力	水力	人力	電力	瓦斯力	計	器械製絲工女總數
明治二六年	五二三	一一、五一一	一、五三八	—	—	三、二〇三	—
同二九年	八二九	一〇、七七七	九九四	—	—	二、九〇〇	一一四、四四四
同三三年	九六五	七、八六六	九一八	—	—	二、六六九	一一七、八六一
同三八年	—	九、四九九	—	—	—	九、四九九	—
同四一年	—	六、六二二	—	—	—	六、六二二	—
同四四年	—	九、五五四	—	—	—	九、五五四	—
大正四年	—	八、五一一	—	—	—	八、五一一	—
同七年	—	八、三七七	—	—	—	八、三七七	—

原動力の應用はかく汽力電力利用のもの順次に増加し、労働者雇傭の増加を見るや、企業組織亦茲に於て勢其形式を改めて共同企業の激増を來すに至れり。

企業組織別器械釜數

種別	個人	會社	産業組合	其他共同企業	合計
明治二六年	六〇、四〇七	六、四一〇	—	一九、二七一	八五、九八八

同 三三年	六七、四七一	二一、六三九	三〇	三三、〇一六	一三二、一六六
同 四四年	七三、八五一	二二、六一二	一一、三一一	五六、四四五	一五三、七七一
大正 四年	七八、〇三四	三五、七三二	二〇、九五八	六一、六三一	一九七、三三五
大正 七年	九八、四六〇	五六、四五九	三八、一二六	七五、三一	二六八、三五六
同 一〇年	一二三、二六九	一二〇、二四二	三三、五一五	一七、一八八	二九三、二一四
同 一三年	九四、三七二	一一八、八三五	二六、五四五	一〇、〇九〇	二五九、八四二

之を要するに製絲工業上器械製絲の勃興は、資本主義經營の發生にして、而も其勢の甚しきは經營形態の擴大又は共同企業殊に會社企業就中株式會社多きを占むの増加を來せるを以ても知る可きなり。

資本主義製絲經營素より多くの利點を有するものにして、前述せる繰絲一釜當り生産生絲量の増加の如き、或は多量生産の如き、或は經營の合成を行ふが如き長所を發揮し得るは之なり、近時大製絲工場にして其兼營事業の一として養蠶部を設け地方養蠶の改良を企圖し、進んで蠶種製造部を新設するが如きは、根本的生絲品位の改良策として宜を得たるものたる可し。

如斯く資本主義製絲經營の隆盛は、常に多量生産のみに非ずして、生絲品位上其

齊一なる點に於て、或は絲質の改良なる點に於て、好結果を奏するものありと云はざる可らず。

外生絲に對する需要多々益々相加はれるものあり、内其供給上に於て如斯き利便あり、蓋し生絲貿易發達せざらんと欲するも得可らざるなり。

第四章 本邦生絲貿易の將來

本邦生絲貿易の發展は前章に於て述べたるが如く、之れ全く米國絹業の大進歩に伴ひ邦産生絲改良の實舉り、其需要を喚起せるが爲にして、伊佛産絲も兩國に於ける斯業經營難の爲に、又能く自國以外の大需要に應ずる事難きに至れり、而も兩國に於ける、機業は依然として先進絹業國の地位を保てるのみならず瑞西の如きにありても、其絹織工業益々進歩せるが爲め、生絲の需要に於ては益々増加せしも、供給に於ては反つて減少する現況を顯せるが故なりとす。

而して此大需要に對して、本邦製絲工業は品質の齊一せる比較的優良生絲を多量に生産し得る工場制經營の著しき進歩を見たるが爲め、兩々相俟ちて世界主要

なる生絲輸出國たる實を克ち得たるものなりとす、次表は即ち八大生絲集散市場に於ける其輸出入を示せるものにして、横濱が輸出市場として、嶄然として頭角を顯せる斯境を觀る可し。

市場名	大正十四年度		差額
	輸出	輸入	
佛 國	六二、八四	一〇二、八七九	(-) 九五、五九五
伊 國	六八、六〇九	四、二六七	(+) 六四、三四二
瑞 西	八三	一一、六二八	(-) 一、五四五
米 國	—	四八九、六三四	(-) 四八九、六三四
上 海	八九、九二六	—	(+) 八九、九二六
廣 東	五〇、一〇七	—	(+) 五〇、一〇七
神 戶	七一、七九四	—	(+) 七一、七九四
横 濱	三六六、六五五	—	(+) 三六六、六五五

而して如斯き諸原因は多少の變更ある可しと雖も、將來も繼續す可きが故に本邦生絲貿易の將來は益々有望なりと云はざる可らず。

本章に於ては本邦生絲貿易の將來に就て攻究す可く、先づ第一節に於て生絲需

要の根本原因を究め、第二節に於て本邦生絲の供給に對し競争の對照たる可き支那の蠶絲業及び人造絹絲の二者に就いて畧述す可し。

第一節 將來に於ける生絲の需要

生絲は機織原料として棉花と相並びて逐年其消費額の増進を觀たるものにして、次表は過去四十ヶ年間に於ける消費増加の趨勢を示せるものにして、兩者共に四十ヶ年間に於て三倍に近き増加をなせり。

蠶絲及び棉花の消費

年 次	蠶 絲		棉 花	
	實數(百萬基)	指數	實數(百萬基)	指數
一八七六一一八八〇年平均	八・六	一〇〇	一六二・三	一〇〇
一八八一—一八八五年平均	九・四	一〇七	一九四・九	一二〇
一八八六一一八九〇年平均	一一・六	一三三	二一八・六	一三四
一八九一一一九〇五年平均	一五・二	一七三	二五〇・〇	一五四
一九〇六一一九〇〇年平均	一七・〇	一九三	二九三・三	一八〇
一九〇一一一九〇五年平均	一九・〇	二一六	三五〇・六	二一六
一九〇六一一九一〇年平均	二三・〇	二六四	三八三・六	二三六

一九二一—一九二五年平均	二五・一	二八五	四五三・三	二七九
一九一六—一九二〇年平均	二九・五	三四三	—	—
一九二一—一九二五年平均	二九・八	三四七	—	—

而して蠶絲が纖維類中の最も普通なる綿花と、畧其の増加の度を同うせるは全く人口の増加、富力の増進等の一般的原因に伴ひ、用途の擴大流行の變遷等の之を促進せしむるものあり、加ふるに絲價の如きは他の物價に比して常に低廉なるが故に、大に其の需要を喚起せるものあるが故なりとす。

人口の増加が生絲需要の増加を來するは詳説するの要なき所にして、之を本邦の實狀に觀るに、最近五ヶ年間(大正八年乃至十二年)の平均によるに、人口千人に對する増加率は十二・三六(人)にして、其の増加實數は一ヶ年七十萬人以上に及び、更に最近に於ては百萬人の自然増加なりと云へり、邦產生絲の大消費國たる米國に於ても、過去半世紀間に於て殆んど五倍に近き人口を有するに至り、最近(一九二二)に於ては實に其數一億九百六十萬人の多きに上れり。

如斯き人口の増加に加ふるに富力の増進亦著しきものあり、今本邦の實狀を其流通貨幣の額を以て觀るに、明治二十六年末流通貨幣總額二億三千八百四十九萬八

千三百十九圓にして、人口一人當り五圓七十六錢四厘に當れり、然るに同總額を百とする時は大正十四年末に於ては其指數は六百七十八にして、人口一人當りに對しては二十六圓四十六錢となるに至れり、即ち次表示せるが如く、逐年流通貨幣の増加を來せり、之れ經濟實力發展の一證たるものなり。

年次	指數	一人當り流通額(圓)	年次	指數	一人當り流通額
明治二六	一〇〇	五六七四	大正 九	六七一	二八二五
同 三五	一四九	七二九二	同 一〇	七二八	三〇五九
大正 元	二五六	一一・八二〇	同 一一	七一	二九四二
同 五	三二七	一三七・一〇	同 一二	七三〇	二九八二
同 六	四二五	一八一・一〇	同 一三	六九二	二七八三
同 七	五八一	二四三・七〇	同 一四	六七八	二六四六
同 八	七八六	三三三・三〇			

尙米國々富の増加の如きも一八五〇年に於て七十一億三千六百萬弗なりしもの、一九二二年に於ては三千二百八億萬弗、即ち四十五倍に近き増進を示せり、如斯き經濟的實力の増加は人口の増殖と共に將來益、大なる可きが故に、生絲需要増加亦期して待つ可きものある可し、殊に生絲が原料として精製せらるゝ絹製品にあ

りては、流行の變遷甚しきものあり、加ふるに生絲の用途も近時益々擴大せられ、管に
着用衣類のみならず、裝飾品として、或は電線包被用として、或は軍需用品として、大
砲藥莢袋飛行機の羽根、徽章用等、玩具用として、其需要益々擴大せらるゝものあり。
爲に生絲は既に奢侈品より必需品たる域に入らんとする現状を示すに至れり。
如斯き諸原因は將來共に生絲需要の増加を來す可き大因子たるものにして、そ
は全く生絲が纖維原料として耐久力に富み、光澤佳良にして、織度比較的均一に絲
縷滑に抱合よき諸點によれるものなりとす、然りと雖も尙之に加ふるに、絲價が常
に比較的低廉なるも其勢を助長せるものなりと云はざる可らず。
例へば本邦輸出生絲千斤の平均絲價を觀るに、次表示せるが如く、五十餘年間殆
んど大なる變化なかりき、最近に至りて絲價著しく騰貴せりと雖も、尙他物價に比
すれば其騰貴は寧ろ低率なりと云はざる可らず。

本邦輸出生絲百斤價格

年次	價格(圓)	年次	價格(圓)
自明治元年至五年平均	一、二九一・六	自同 三八年至四二年平均	一、〇三二・二

自同 六年至一〇年平均	一、一四〇・五	自同 四三年至大正三年平均	九〇六・八
自同 一一年至一五年平均	一、〇三六・三	自大正四年至 七年平均	一、二四五・〇
自同 一六年至二〇年平均	九五二・六	自同 八年至 一二年平均	一、九九八・九
自同 二一年至二五年平均	九七六・〇	大正一三年	一、八四〇・〇
自同 二六年至三〇年平均	八一七・七	大正一四年	二、〇〇六・三
自同 三三年至三七年平均	九四二・八	大正一五年	一、六五七・〇

又米國輸入生絲の價格に觀るも、次表示せるが如きものあり。

米國輸入生絲一封度價格

年次	價格(弗)	年次	價格(弗)
自一八六七年至一八七二年平均	五〇・四	自一九〇三年至一九〇七年平均	三六・六
自一八七三年至一八七七年平均	四・八四	自一九〇八年至一九一三年平均	三四・一
自一八七八年至一八八二年平均	四・四四	自一九一三年至一九一七年平均	三五・八
自一八八三年至一八八七年平均	三・九〇	自一九一七年至一九二二年平均	五・四八
自一八八八年至一八九二年平均	三・六〇	自一九二二年至一九二三年平均	七七・〇
自一八九三年至一八九七年平均	三・一九	自一九二三年至一九二四年平均	七五・八
自一八九八年至一九〇二年平均	三・四五	自一九二四年至一九二五年平均	五・九七

他纖維原料價格の騰貴率の大なるに比する時は、如斯く生絲の價格の過去六七

十年間大なる差異なかりしは、寧ろ奇異なる感なからずんば非ざるなり。
 如斯き各種原因は過去に於て生絲の需要を増大せしめし主要なるものにして
 又其原因の多くは將來共に生絲需要の増加を來す可きは重ねて論ずるの要な
 可し。

第二節 本邦生絲の輸出に對する競争國競争品

著者は前節に於て生絲需要の將來益、有望なる可きを説き、前章に於て本邦生絲
 輸出が他蠶絲國の輸出を壓して發展せる實狀を述べたり、之を統計資料に觀るも
 本邦生絲輸出額は極東諸國生絲輸出額に對し近時にあつては常に六割乃至七割
 を占むるものにして、世界總産絲額に對する時は、裕に其過半を輸出する盛況にあ
 り。

世界生絲産出額 (單位千基)

年次	歐洲諸國計	近東及中央亞細亞諸國計	極東諸國計	内日本	合計
一九〇一年乃至一九〇五年平均	五,三二二	二,三〇四	一一,四七六	四,九二二	一九,〇九二
一九〇六年乃至一九一〇年平均	五,四五九	二,八三六	一四,九一七	七,四四八	二二,三二二
一九一一年乃至一九一五年平均	四,三二二	二,〇六七	一八,五五九	一〇,七七〇	二四,九四八

一九一六年乃至一九二〇年平均	三,二七一	九八二	二〇,九三一	一三,八七八	二五,一八四
一九二〇年乃至一九二四年平均	四,三三二	七五二	二二,三九九	一六,四八一	二八,四七四
一九二五年	五,六八五	九〇〇	三一,五八五	二四,五三五	三八,一六九

(極東諸國計及内日本は輸出高なり)

如斯く本邦現下の狀況は世界蠶絲業の覇權を掌握せるものありと雖も、斯境は
 其將來に於ても依然として繼續せらる可きものなりや、之れ本邦斯業の爲め重大
 なる研究問題たらずんば非ず。

今本邦蠶絲業の將來に影響を及ぼす可き蠶絲競争國としての支那及び蠶絲競
 争品としての人造絹絲に就きて畧述す可し。

第一項 支那に於ける蠶絲業

支那は世界蠶絲業の發源地にして、古來より斯業の經營を觀たれども、其發達極
 めて遅々たるものにして、過去半世紀間依然として舊態を改むることなかりき、而
 して其産額額の如き、或は産絲額の如き、何れも依る可き統計資料なければども、各推
 定說に準據する時は、生絲三百萬擔内外、生絲二十五萬擔内外の産額と解す可く、巨

額なる生産額を有すれども、其過半は國內に於て消費せらるゝ甚しき廉絲にして輸出せらるゝは年額十萬擔内外なりとす。

次表は過去十二ヶ年間に於ける支那輸出生絲額にして、殆ど一定にして大なる變化を見ず、殊に從來同國産絲の輸出は歐洲方面を主となせるものなりしが故に、歐洲戰亂中に於ては一つは之が爲に、他は銀相場の大騰貴の爲に非常なる困難に陥り、僅に其一部分を米國方面に轉じて現狀を維持し以て今日に及べるものあり。

支那輸出生絲額 (擔)

上海 (擔)

	米 國	歐 洲	其 他	計
大正三年—七年平均	三〇,七四四八	三三,六一七八	一八,二五八〇	八一,六二〇六
大正八年—十二年平均	三二,二七八八	二六,〇七一〇	一七,三五七六	七五,七〇七四
大正一三年	一九,五四二	三八,一四五	一一,二六九	六八,九五六
大正一四年	四〇,三八八	三九,九八九	九,五四九	八九,九二六
廣 東 (擔)				
大正三年—七年平均	二〇,六七〇四	二二,九三五二		四三,五九五六

八 年—十二年平均	三八,八一五〇	一六,六〇六八		五五,四二一八
大正一三年	二六,〇一一	三一,九〇〇		五七,九一一
大正一四年	二五,九六七	二四,一四〇		五〇,一〇七

然れども支那は其農桑に適する地域廣大にして、物價勞銀共に低廉なるが故に、其前途頗る恐る可きものあり、殊に輓近米國絹業家が支那斯業の改良を企圖して各種の奨励發展策を講じ、上海生絲検査所の設立をなせるが如きは、同國蠶絲業の將來をして一段の發達をなさしむ可きや明なり。

然れども如何せん支那にありては教育普及せず、民度低く、加ふるに幣制不統一にして、治安行政何れも不完全なるが故に、同國斯業をして本邦斯業を壓倒し終らしむるには、蓋し多大の年月を要するものある可し。

尙一步を譲りて假に斯境を見たるの日地理的民族的近接なる本邦當業者にありては進んで、該國と其福利を共にするの策を講ずるは、蓋し比較的容易なる所なる可し。

今大正十年乃至十四年の五ヶ年平均に於ける、上海廣東兩港より輸出を行へる、

支那産絲の商館別數量を擧ぐれば次表の如し。

日本商館別支那生絲輸出額 (擔)		外國商館別支那生絲輸出額 (擔)	
上海	廣東	上海	廣東
日本商館	九、二四三	一一、四八四	二〇、七二七
外國商館	六七、九八四	四八、四七八	一一六、四六二
計	七七、二二七	五九、九六二	一三七、一八九

如斯く邦商の取扱高は其二割にも満たざれども、近來三井物産株式會社等の活動漸く加はり、一躍して大手筋の部に入るに至れるが故に將來支那産絲が邦商館によりて海外に輸出さるゝもの愈、多きを加ふるものあるべし。

如斯くにして生絲貿易上の利權の一部は、將來共に本邦に於て獲らる可きは詳説を要せざるべし。

第二項 人造絹絲

人造絹絲が工業的に生産せらるゝに至りしより未だ三十ヶ年に満たざれども、現在にありては世界綿花總産額に對し約二%、羊毛に對して六%に概當するが如き生産を示せるものにして、二億萬封度以上に及べるものあり。

如斯きが故に生絲製造工業、生絲貿易等に對しては、人造絹業に關し精確なる調査と之が對策に就て知らざる可らず。以下左記各目に就て畧述する所ある可し。

一、人造絹絲の沿革

科學の進歩は人工品をして天然産物を凌駕せしめ、之を厭倒するに至らしむ可しとなし、人造絹絲工業の進歩發達は以て天然絹絲に及ばず影響至大なるものあらざる可きやとの見解を懐けるものあり。

抑人造絹絲の沿革たるや、約二世紀以前即ち千七百三十四年(享保十六年)佛國物理學者「レオマー」が蠶絲を目して「液狀護謨の乾燥したる物」となし護謨と樹脂より之を製成せんと爲せしより始まり爾後久しく之に類する創見を見ざりしが千八百五十五年(安政二年)佛國「アンドマー」が桑樹枝條の内層皮を原料として硝化纖維を作り、之を酒精と「エーテル」の混合液に溶解し護謨澱粉を加へ毛細管より厭出し、て絲狀となす方法を發明し、英國特許第二八三號を得たり、之れ人造絹絲製造の曙光なりとす、爾來其研究漸く進み千八百八十三年(明治十六年)「ジョセフ・ウィルソン・スワン」氏によりて工業的に製造せられ、千八百八十五年(英國工業化學會誌に人造絹

絲なる名稱の下に紹介せらるゝに至れり。

「スワンの發明をして更に工業化せるは、佛國シヤルドンネ伯爵にして、幾多の研究の結果千八百八十四年第一回の特許を得、千八百八十九年巴里大博覽會に其製品を出品して世人の注意を引けり、然れども同製品は引火性高く、而も水に耐へざる缺點を有せしが故に、商品としての價値を損ずる事尠らざりき、爾後幾多の改良法講せられ其商品價値を高むるに至れり。

千八百九十七年獨人「ウルバン」「パウリイ」兩氏により纖維素の溶劑として酸化銅アンモニア溶液を用ふる新法發明せられ、次で工業的完成を遂げ、同製法によりても人造絹絲の商品生産を爲し得るに至れり。

尙千八百九十二年(明治二十五年)英國纖維學者「クロス」が「ヴィスコース」を發明し、「スターン」之を實用的に改良し、「ヴィスコース」人造絹絲法大成せられ、今日の盛況を來すに至れり。

最近醋酸纖維素を原料として耐水性強く電氣の絶縁性高き人造絹絲の製出法發明せられ、今や之を原料とせる人造絹絲の工業經營開始せられんとするものあり。

り。

尙蛋白質を原料として人造絹絲を製造せんとする考案亦漸く進めるものあり。

二、人造絹絲の現況

人造絹絲たるや其豫言的發表ありしより以來としても二世紀を過ぎず、實際工業的製作を見るに至りしよりは僅かに三十年以來になるに拘らず、其進歩頗る著明なるものあり、今人造絹絲の産額を觀るに次表示せるが如きものあり。

世界に於ける人造絹絲の生産額(千封度)

年次	總生産高	年次	總生産高	年次	總生産高
一九一七	二六、〇〇〇	一九二一	六五、〇〇〇	一九二五	一八五、四八五
一九一八	三五、〇〇〇	一九二二	九七、七三八	一九二六	二四五、〇〇〇
一九一九	四〇、〇〇〇	一九二三	九七、〇〇〇		
一九二〇	五〇、〇〇〇	一九二四	一四一、四一四		

國別人造絹絲産額(千封度)

國名	年次	一九二二—一九二五年五ヶ年平均	一九二五年
米		三〇、八三三	五四、七〇〇

伊太利	一六、一九三	三〇、〇〇〇
英國	一九、〇五二	二八、〇〇〇
獨逸	一六、八四一	二七、一〇〇
佛國	八、七六二	一四、四〇〇
白耳義	七、〇五三	一一、一〇〇
日本	七、七七〇	一、四〇〇
其他	一四、二二三	一八、八一四
合計	一三、七二七	一八五、四八四

註二、蠶絲業同業組合中央會内外生絲絹物輸出入統計に依る

前表示せるが如く人造絹絲の産額は年を逐うて著しく増加し最近に於ては其量に於て(人造絹絲は天然絹絲に比し重量大なるが故に、容量に於ては次記せるが如く大なる差異なし)遙に天然絹絲の産額を凌駕せるものあり、即ち千九百二十五年に於ける世界天然絹絲推定總産額は一億八千三十萬八千封度(東洋に於ける輸出生絲額六千九百六十三萬一千封度を東洋總産額額の四割なりと推定し之に加ふるに歐洲及び近東諸國の蠶絲額千四百五十一萬八千封度及び柞蠶絲百七十一萬二千封度を以てす)なるに、同年に於ける人造絹絲の産額は一億八千五百四十八

萬四千封度なるが故に、人造絹絲は天然絹絲に勝る事五百萬封度に及べるものあり。

如斯く人造絹絲の生産額の増進せるは全く絹絲に似たる纖維材料にして、而も其價格の低廉なること、及び市價の變動の少きこと等に基因せるものなり。

人造絹絲の生産費は製造法の差異其他によりて多少を認めれども、化學の進歩と共に近來益低減するに至れり。佛國に於ける生産を觀るに一基に對し硝化纖維素絹絲十五法、酸化銅アンモニア絹絲十二法、ヴィスコース絹絲七法半なりと云へり。尙本邦某人造絹絲工場に於ける、ヴィスコース絹絲の生産原價を觀るに大正九年に於ける物價騰貴の時に際しても尙一封度當り四圓六十四錢五厘、即ち百斤當り六百十五圓四十二錢餘りなりき、而して本邦斯業界に於ても一封度原價四圓以下にて生産せらるゝも遠からざる可しと云へり、(註)

註 日本産業協會編西田博太郎著人造絹絲の現況と我生絲業の將來

如斯き人工擬絹絲が比較的低廉なる價格を以て生産せられ、如何なる用途に使用せらるゝや之れ蠶絲業者として知らざる可らざる所なり。

人造絹絲の用途は從來洗濯を要せざる夜會服其他裝飾品に限られしも輒近にありては天然絹絲其他の纖維との交織に用ゐらるゝと共に、莫大小等なる編物或は組物として使用せらるゝ事多きに至れり、今米國に於ける人造絹絲の用途を其製品の種別に觀る時は次の如きものあり。

一、莫大小 靴下類殊に多し絹靴下の八割以上は人造絹絲によりて製造せらる

二、編物製品 (イ)外着編物、スカート、ネクタイ、手袋、汗襦袢、頸巻類等

(ロ)下毛編物

三、リボン、紐、縁飾、窓掛、リボン、ストロウ等の裝飾用

四、縞子、綴飾、シャツ地

五、裏地

六、其他 添毛織物類、絹網、ネット、レース、縫絲、模造毛皮、人造髮毛、擬毛織物等

人造絹絲の用途の擴大は天然絹絲の領域を侵す事尠らざるものあるが故に、天然絹絲を生産する諸國殊に本邦の如きにありては、茲に斯業の將來の爲に十分なる研究を行ひ對策を講せざる可らざるものあり。

三、人造絹絲の性質

人造絹絲の性質と天然生絲との關係を觀るに當り先づ知らざる可らざるは、人

造絹絲の本質は、染料赤根草を驅逐したる人造「アリザリン」乃至は天然藍を壓倒したる人造藍インディゴとは全々其性質上關係を異にせるものにして、全く似て非なる生産品なる事之なり、尙之を比較し得可くんば眞正乾酪メイガリンに對する人造乾酪、眞正革皮に對する擬革の如きものなる可し、之を人造絹絲と稱するは天然絹絲に一見類似せるが如き性状を有する纖維を化學的に製造せるにより稱せしものにして、其主要原料は植物性纖維にして動物性蛋白質より成れる天然絹絲とは根本的差異ある所謂似而非なるものたるなり。

如斯きが故に人造絹絲(Artificial Silk; Soie artificielle; Kunstseide)なる名稱を異なりとなし、千九百二十四年一月米國に於ては「グロス」(Glass)らる名稱を附與するに至りしも、異論ありて行はれず「レイヨン」(Rayon)なる語を採用し一般に之を使用せり、而して本邦に於ても順次此語を使用するに至れり。

以上の名稱が之を表はせるが如く、所謂人造絹絲は天然絹絲に比して次の如き缺點あるを免れず。

一、光澤に於て劣れること。人造絹絲は所謂「ウツビカリ」金屬性光澤を有するもの

- 一にして之による製品は品格に於て劣れり。
- 二、手觸の粗剛なること。天然絹絲は柔軟にして之にて成織せるもの、所謂絹なりを生ずるに對し、人絹による織物は粗剛にして特殊なる操作をなせるもの、外絹なりなし。
- 三、引火性大なること。人絹は植物性纖維なるが故に一般に燃燒し易く、殊に硝化纖維に於て然り、然れども近時に於ては改良の度進めるものあり。
- 四、強伸二力に乏しく、殊に濕氣を帯びたる時甚し。人絹は乾燥状態にありても天然絹絲の強伸力の三分の一内外に過ぎず、而して含濕状態にては一層脆弱にして其強力の六、七割を減殺するものあり。
- 五、比重大なること。輕暖は天然絹絲の特性なれども人絹に於ては此點に於て劣れること數等なり、生絲の比重一・三に比し人絹は一・五
- 六、含水量並に吸水量多きこと。華氏九十九度に於ける含水量生絲は八%、人絹は一〇——一二%、又乾燥絹絲を華氏一〇——一五度の濕潤室に放置せる吸水量調査によるに生絲は二〇%、人絹は二三——二七%。

七、細絲を製造するに困難なること。人絹は絹絲の如く纖細なるものを得難く、醋酸纖維素法によれるもの二〇「デニール」硝化纖維法によるもの四〇「デニール」、ヴィスコース法によれるもの六〇「デニール」、銅アンモニア法によるもの一〇〇「デニール」等を普通となせり。

八、貯藏中變質の虞あること。人絹は貯藏中屢着色し光澤を損じ或は脆弱となることあり。

註 農商務省商務局貿易通報課 人造絹絲に関する調査

四、天然絹絲の將來

人造絹絲が天然絹絲に比して劣れる所前述せるが如しと雖も尙其用途より生絲の領域を侵せるものあるが故に一部に於ては(一)人絹需給の激増は終には生絲を驅逐するに至る可しとの悲觀說をなす者あり、之に反し(二)人絹と生絲とは各別種なる纖維として其發達を遂ぐるものある可しとの安心說あり、更に又(三)人絹の發達は却て天然絹絲の需要の増大を來らしむ可き前提なりとの樂觀說あり。以上三說の中何れに據る可きやを論斷するに當り、人造絹絲使用以來三十ヶ年間

に於ける天然生絲の生産及び之が消費の實情より歸納する時は前述せるが如き人絹の生産の激増ありしに拘らず、天然絹絲の生産も更に減少せざるのみならず確實なる増加歩合を示せるものあり、之を以て觀るも第一説は全く杞憂たる可きものにして、第二第三兩説は觀察者の見界によりて自ら異ある可しと雖も何れも妥當となす可きなり。

思ふに人造絹絲たるや、各種織物原料の一種の纖維として用ゐらるゝものありとも云ふ可く、精巧なる綿布及び羊毛と絹織物、麻布等の中間織物として出現せるものなりとも解す可きなり。殊に現下の狀況よりする時は人絹交織の製品が其價比較的低廉なるが爲め、廣く一般に使用せらるゝものにして、之が爲め絹の使用範圍は著しく擴大せらるゝものあり、如斯くにして交織々物の利用が盛となるにつれ、其の感觸、輕重、光澤等より純絹織物に對する渴仰の念を起さしむるものある可きは、又想像せらる可き所なりとす。

彼の人造「ルビー」「フレンチルビー」と稱し紅寶玉の紛末を以て製造せる「ルビー」なりが其本質に於て何等真正「ルビー」と異らざるに拘らず愛用せらるゝ事少く、其需

要が直に眞正品に赴く可きを以ても觀る可きなり。

然りと雖も人絹絲は天然絹絲に類似せる纖維にして、而も其價天然絹絲の二分の一にも及ばざるものあるが故に、天然絹絲の價格は之に依りて制限せらるゝものあるは免れざる數なりとす、即ち生絲價格にして騰貴甚しきものあらんか、人絹の代用多額となる可きが故に、絲價の上昇は一定範圍より出でざる可く、事情之に反し絲價低落甚しきに至らば、品質の劣れる人絹との差異小となる可きが故に、此點に於ても所謂底値は一定限度内に收めらるゝものある可きなり。如斯きが故に蠶絲業者たるもの生絲生産費の低減を圖り、優良なる商品を常に合理的價格を以て供給する事に努めざる可らず。斯の如くんば人造絹絲の發達何ぞ恐る可きものあらんや。

本邦生絲貿易の將來たる如斯く、春海の如く洋々たるものある可く、蠶絲業の前途たるや其需要の方面より何等の不安ある事なきなり。

著者は第一章に於て本邦生絲貿易業が安政六年横濱開港以來僅々七十ヶ年にして、長足の進歩を遂げたる史的事實を觀、第二章に於て發達せる現狀を、第三章に

於て其發達の原因を述べ、第四章に於て生絲貿易の將來を卜したり。

由來蠶絲は國脈として本邦國民經濟上重要な位置を占むるものにして、其將來洋々たる前途を有するは洵に慶賀す可き所なれども、尙其現狀を詳に精査して發展の其將來に添ふ可きは之れ識者の爲す可きの所たり。

著者は茲に編を改めて本邦生絲の輸出を中心となし生絲貿易事情に就きて論究し第三編結論に於ける研究に資する所ある可し。

第二編 生絲の輸出

第一章 輸出生絲に關する概念

本編に於ては本邦生絲の輸出を主となし之れが實際に關し論述す可く、先づ輸出生絲の概念より始め輸出關係機關、生絲金融問題、生絲の賣却、生絲検査等の現狀を述べ、更に之が實務として看貫より荷造見積計算、輸出書類の調製、決算方法、外國電報等に至る詳細を述べ、更に進みて海外に於ける生絲取引に及ぶ可し。

即ち本編に於て論せんとするは、製絲工場に於て生産せられたる生絲が海外需要地に販賣せらるる迄の經過課程なりとす。

而して第一章に於ては輸出生絲に關する概念として、地遣と輸出、直輸出と濱賣、生絲の價格、生絲の銘柄、生絲の織度の各項目に就て論究す可し。

第一節 地遣と輸出

一、地遣

本邦製絲家二十四萬十釜以上の製絲家は約四千によりて製絲せられたる生絲は、統計の示す所によれば七割内外は海外に輸出せらるるものなり、次表示せるは大正六年以降大正十五年に至る十ヶ年平均に依れる統計資料にして、生産と輸出との差即ち内國消費と推定せらるるものは一千百四十六萬三千四百斤にして、産出額に對し二割七分に當れり。

自大正六年 至同十五年 十ヶ年平均生絲産出輸出内國殘留高表

	實 數 (斤)	百分比
産 出 額	四二,三二五,二五〇	一〇〇.〇
輸 出 額	三〇,八六一,三六五	七二.九
差 (内國殘留)	一一,四六三,八八五	二七.一

地遣絲とは内地に於て消費せらるる生絲を稱するものにして、十ヶ年平均に於て千百四十六萬斤強にして、其中横濱市場より和賣積戻せられたるものは前編に於て述べたるが如く、同過去十ヶ年平均に於て四萬七千五百八捆、即ち二百六十七萬二千三百四十五斤に當れり。

依之觀之れば地遣絲の僅に二割四分が横濱より地方に積戻されしものにして、尙、神戸より四千二百四捆を内地に積戻し、其他は地方生絲商の手により或は直接製絲工場より需要地に送致せられたるものなりとす、大正十四年に於ける實狀より觀るに横濱より地方積戻一千捆以上に及べるは、二府四縣にして、京都府を首となし、福井、群馬、山梨、東京、石川の諸府縣順次に次げり。

而して如斯きは福井に於ては越前羽二重、大聖寺絹、京都に於ては西陣絹織物、群馬に於ては伊勢崎、桐生の機業、山梨にありては郡内甲斐絹の機業、石川に於ては加賀羽二重、小松絹、東京府にありては秩父織、八王子絹等各地特種なる絹織物業發展せるが爲之れが原料として國用生絲を要する事多きが故なりとす。

如斯く邦産生絲の大部分は輸出生絲として海外需要地に送致せらるるものにして、製絲家が其生絲を輸出向として販賣する方法としては、直輸出及び濱賣の二法に依れり。

二、直輸出

直輸出とは地方荷主が其損益を自己の負擔として、生絲を輸出業者に委託して

海外市場に於て販賣するものにして、輸出業者にはただ之によりて手数料を支拂ふものなり、而して荷主が直輸出をなさんとせば、生絲出荷と同時に案内状及び依頼状を送附するものにして、輸出業者は之によりて先づ精細なる生絲検査をなし、海外市場に於て賣捌上最も適當なる仕譯を爲し、荷造を行ひ、「インボイス」を作り荷爲替を附し、仕向先なる輸出業者の支店或は代理店に送附し、賣却の上は差引計算を行ひて仕切をなすものなりとす。

明治三十年生絲直輸出獎勵法案の發布せられし頃にありては、官民共に之を有利となし獎勵少からざるものありき。

生絲直輸出獎勵法 (勅令第五十一號)

第一條 帝國臣民又は帝國臣民のみを社員若しくは株主とする商事會社にして左の條件を具備する生絲を外國に直輸出したる者には此法律の規定に依り生絲直輸出獎勵金を下附す

一、帝國内に於て製造したるものたること

一、登録商標を貼附したるものたること

一、勅令を以て定められたる検査規定に合格したるもの毎回五百斤以上なること

第二條 獎勵金を受く可き生絲の等級及び其金額は勅令之れを定むること

同施行細則(省令第三號)

每五百斤以上を外國に直輸出するものに百斤に對し

甲種合格 一金五十圓

乙種合格 一金三十圓

丙種合格 一金二十圓

の獎勵金を交附す可し

然れども彼我事情を異にすると共に、資金の回收に遲延するものあり、爲に、生絲賣買上の習慣として馴致せられたる濱賣法に依るを更に便となせるが故に、直輸出敢て發展せず遂に同獎勵法案も期年ならずして廢止せられ、本邦生絲の殆んど全部は濱賣法によりて海外に輸出せらるる事となれり。

三、濱賣法

濱賣法とは地方荷主が生絲賣込商の手を経て生絲を輸出業者に販賣するものにして、委託販賣法によるものなり。

地方荷主は其取引問屋と密接なる關係を有するものにして、多くは一定協約の下に荷爲替付きの生絲の受授を行ふものにして、其金額は生絲時價の七掛乃至八

掛にして荷爲替は參着五、六日拂或は一覽拂なるものなりとす。

荷主は地方取引銀行に於て多くは如斯き荷爲替を取組み貨物保險を附し、出荷案内狀仕譯書等と共に生絲を賣込商に送致するものなり、而して問屋は之によりて手形金額を支拂ひ貨物保管の責任を負ひ委託販賣を行ふものにして、貨物販賣に至る期間の金利及び雜費は荷主の負擔たるものなり。

地方荷主と生絲賣込問屋との關係は後章に於て説くが如く、以上の如き委託販賣に加ふるに特殊なる金融關係を有するものにして、問屋は製絲家の信用によりて購繭資金の貸與を行ふと共に、尙設備の増設等に對し原資金の融通をなせり、賣込問屋が如斯き關係を有するに至りたるは、地方荷主の吸收手段として香餌を投じたることに基けるものにして、現今製絲工業の大發展は一はかかる特殊なる金融機關に負ふ所のものなりとす。

事情如斯きが故に賣込問屋と製絲家とは非常に密接なる關係を有するものにして、製絲家は全然問屋との關係を離れて經營を行ふ事能はざるものあり、問屋亦製絲家の頼る可きものを求めて之と結び、相共に其利を享くる事恰も前貸制工業

時代に於ける商業者と家内工業者との關係に於て觀るが如きものあり。

濱賣法はかかる他の半面を有するが故に、賣込問屋は自然競争上各種の便益を製絲家に與ふるものにして、前貸金利子の戻歩合の増加の如き、或は生絲格上げの如きは其一例なりとす、而して其結果大資本を擁する大賣込問屋良好なる荷主を招致するが如き趨勢無きに非ざれども、荷主と問屋との關係は或は地方的に、或は設立よりの多年の取引關係に於て親密なるに至れるが故に、比較的保守的なるものにして、依然として濱賣法は生絲取引上の殆んど唯一なる方法たるが如き趣を顯せり。然るに大正十二年關東地方に於ける大震災は、生絲賣込問屋の資力信用に對し一頓挫を與へたるものにして、爾後其陣容漸く恢復し來れりと雖も、尙賣込問屋の勢力稍衰微を表はせるの感なくんば非ず。

第二節 生絲の銘柄

生絲は之を生産したる地方により、或は製絲工場の相異により、其品質外觀に多少の差違あるものにして、如斯きは原料繭水質、工女の技術製造方法、製絲目的等によりて生じたる結果たるものなり、而して之等諸原因を參照し、之を概括的に區別

し、一々代表的名稱を附したるものを、生絲の「銘柄」と云ひ、之を價格によりて階級的に區別したるものを生絲の「格」と稱す。

蓋し銘柄は現品賣買以外に廣く行はるる取引上の目標として、格附は市場に於ける關係的位置によりて絲價を決定し、賣買取引を容易ならしむる點に於て必要なるものにして、何れも製絲工場名と其商標によりて區別せらるるものなり。

如斯き銘柄を見るに至りしは、機織上の要求に基き主として經驗的智識と慣習とによりて多年の間に於て定められたるものにして、直接製絲家の要求によりて或は賣込問屋の提案により、はた又輸出商生絲検査所の検査等によりて定められたるものに非ざると共に、海外需要者の要求によりて決定せられたるものにも非ざるなり。

從て之が決定には一定の標準ある事なく各銘柄間に明なる區別を見ることなく、各格の間に定れる差別なきは勿論なりとす、然りと雖も現在の銘柄及び格附の内容は實際取引上多年の間に定まれるものなるが故に、其區別科學的に明ならずと雖も多少の意義なしとせず。

近時生絲の格附問題に就いて論議せらるる事多し、之に關しては後編に於て詳説する所ある可し。

一、生絲の格

生絲の格は各國市場に於て或は取扱ひ商によりて其名稱及び階級を異にすると共に時代の推移によりて常に多少の相違を生ずるものなりとす、從て同一工場同一商標の生絲に於ても其所屬格を異にするものあり、或は昨年武州格に屬せしもの絲質の改良其他によりて今年八王子格となれるものあるが如く、之を概論すること能はざるものあり。

如斯きが故に以下記述する邦産生絲に關する主要市場に於ける格附も只之れが一般を示すに過ぎざるものなりとす。

A、日本器械生絲の格附 (大正八九年頃の格附の一例)

一、横濱市場に於て一般取引上に用ゐられし格附

第一例

第二例

最優等格

最優等格

羽子板格

羽子板格

第二編 生絲の輸出

毬	格	矢	島	格
矢	島	格	八	王
八	王	子	格	
依	田	社	格	
武	州	格		
信	州	武	州	格
信	州	上	一	番
信	州	上	一	番
信	州	上	一	番

織度十二中及びそれ以下の特細物は以上の格に依らずして優等普通の二階級をなすを慣習とす
 然るに近年原料繭の改善普及と優良生絲の需要増加に伴ひ、生絲の品質は大に改良せらるゝものあり、而して之が主因となりて生絲の格上げ流行し、甚しきに至りては同一製絲家の製品にして、一ヶ年間に二三回の格上げを爲せるものすら之を觀るに至れり。

如斯き結果は最近數ヶ年の間に於て生絲市場より毎年裾物に一格づゝを失ひ行きしが如き状態を表はし、今日に於ては最優格を輸出生絲の裾物と認めざる可らざるに至れり、而も同格に屬する生絲は極めて少く、大部分はそれよりも更に上格にして、之を最優何十圓高と稱し、普通十圓高毎に刻みて約二百圓高に及ぶも、之

に對しては別に格名附せざる有様なり。

最優等格なるものは如斯く今日輸出生絲の格附の基礎を示せること、過去に於ける上一番格の如きものありと雖も、實際上に於て同格に屬する生絲は輸出生絲總額の五%にも達せざる可く、而も其品質變化多く、甚しく不安定なるものにして、昨日の最優等格なりしもの、今日最優十圓高となり、明日再轉して十圓安となるが如きものあり。

事情如斯きが故に最優何十圓高の生絲と稱すると雖も、非常に不安定なるものにして、斯況は生絲貿易上頗る考慮せざる可らざる所なりとす。

二、 紐育市場に於ける格附

第一例(大正八九年頃生絲の一般取引上用ゐられたる格附を横濱に於ける格と對照する時は次の如し)

Grand Double Extra	普通の最優等格以上のもの
Double Extra A	最優等格
Double Extra B	羽子板格
Best Extra	毬格及羽子板格

第一章 輸出生絲に關する概念

- Extra
- Best # 1—Extra
- Best # 1
- Kansai # 1
- Shinshu Bushin
- Shinshu # 1
- 八王子格
- 依田社格又は佐久社格
- 武州格
- 信州武州格
- 信州上一番格
- 「エキストラ」格以上には關西なる語を冠するものあり、關西一番の代りに硬質一番(Hard Nature # 1)と稱するものあり、信州武州格を認めず、關西一番又は信州上一番の何れにか編入するものあり、精選一番(Best # 1)をA、Bに別てるものあり、取扱商館によりて多少の差異を觀たるものありき。
- 第二例(千九百八年六月米國絹業協會に於て協定せる格附)
- Double Extra
- Extra
- Shinshu Extra
- Best # 1—Extra
- Best # 1
- Hard Nature # 1

- No. 1
- No. 1—1 $\frac{1}{2}$
- No. 1 $\frac{1}{2}$
- No. 1 $\frac{1}{2}$ —2
- No. 2

信州「エキストラ」格は長野縣松代町に於ける六文錢本六工社等にて生産せられたるものなりしが、現在は之に當るもの殆んどなく、何れも他の格に編入せらる。

第三例(千九百二十四年同二十五年米國絹業協會A部實行委員の標準格名の提案に依れるもの、次表第三欄は之に對照する日本市場の格名)

第一回提案の格名	第二回提案の格名	日本市場の格名	其他
Grand Double Extra	Grand Double Extra	最優五六十圓高以上	Triple Extra 最優一五〇圓—二〇〇圓高
Double Extra A	Crack Double Extra	最優三三十圓高以上	Grand Extra 最優八〇圓—一四〇圓高
Double Extra B	Double Extra	最優格	Special Crack 最優五〇圓—七〇圓高
Best Extra	Best Extra	毬格	Double Extra 最優又ハ一〇圓—二〇圓高
Extra	Extra	矢島格	Best Extra 羽子板格
Best # 1—Extra	Best # 1—Extra	八王子格	Extra 毬格又ハ矢島格
Best # 1	Best # 1	準八王子格	

第二編 生絲の輸出

No. 1

No. 1

武州格

右提案による標準格名は全然其内容に觸れざるものにして、只本邦大震災を期として格名の整理改善を行はんとせるものなり。

然れども本邦輸出生絲が米國に於ける需要生絲の大部分を占むる今日にありては、日本市場に於て使用せる生絲の格附を、米國市場に於ても使用するを、賣買兩者共に便多かる可しとす、而して之が爲に標準格たる最優格に、上一番格が先に占有せしが如く、比較的安定確一なる位置を與へしめ、同格を中心として上下各二三階級の格名を附するを宜しとなす可し。

之を要する本邦生絲の格附に就ては、内外共に實に考慮研究するの要を認むるものあり。

次に歐洲に輸出せらるゝ本邦生絲は最近に於ては激減せるが故に、實際上之に對する格附研究の要は減少せるものなれども、過去に於ける二三例を示す時は次に表示せるが如きものあり。

三、伊太利美蘭及び佛蘭西里昂兩市場に於ける生絲の格附

美蘭市場の格附

Sete Extra o di marca	飛切又は特品
Sete Classiche	上等品
Sete di 1 ^a qualità: sublimi;	一等品
Sete di 1 ^a qualità: belle Correnti	二等品
Sete di 1 ^{1^a} qualità: buone Correnti	三等品
(Piani di doppi)	(半條)

里昂市場の格附

Grèges d'Europe et du Levant
Extra
1 ^{er} ordre
2 ^e ordre
3 ^e ordre
Grèges du Japon
Double Extra
Extra
Best No. 1

- No. 1
- No. 1-1 $\frac{1}{2}$
- No. 1 $\frac{1}{2}$
- No. 1 $\frac{1}{2}$

B 日本座繰及び掛田折返生絲の格附

座繰生絲及び折返生絲の産額は近時全く之を見ざるが故に、海外市場に於ても之れが相場附を見る事なし然れども茲に歴史的事實として紐育美蘭、里昂三市場に於ける格附を附記する時は次の如し。

一、紐育市場に於ける格附(一九〇八年米國絹業協會に於て協定)

Bereels

座繰生絲

- | | |
|------------------------|----------|
| Extra | 姫 格(確永社) |
| No. 1 | 五人娘格 " |
| No. 1-1 $\frac{1}{2}$ | 二人娘格 " |
| No. 1 $\frac{1}{2}$ | 金字格 " |
| No. 1 $\frac{1}{2}$ -2 | 金紅葉 " |
| No. 2 | 銀紅葉 " |

- No. 2-2 $\frac{1}{2}$
- No. 2 $\frac{1}{2}$
- No. 3

- 赤紅葉(確永社)
- 青紅葉 "

Kakedas

掛田折返

- | | |
|------------|-----|
| Best Extra | 金 盃 |
| Extra | 姫達磨 |
| No. 1 | 一頭馬 |
| No. 2 | 二頭馬 |
| No. 3 | 三頭馬 |

二、美蘭市場に於ける格附

Bereels

Kakedas

- | | |
|------------------------|---------------------|
| Extra | Extra |
| No. 1 | No. 1 |
| No. 1 $\frac{1}{2}$ | No. 1 $\frac{1}{2}$ |
| No. 1 $\frac{1}{2}$ -2 | No. 2 |
| No. 2 | No. 2 $\frac{1}{2}$ |
| No. 2 $\frac{1}{2}$ | No. 3 |

三、里昂市場に於ける格附

Rerecls		Kakodas	
Extra		Extra	
No. 1	No. 1	No. 1	No. 1
No. 1 1/2	No. 1 1/2	No. 1 1/2	No. 1 1/2
No. 1 1/2-2	No. 2	No. 2	No. 2
No. 2	No. 2 1/2	No. 2 1/2	No. 2 1/2
No. 2 1/2	No. 3	No. 3	No. 3
No. 3			

以上は各市場に於ける生絲格附の大略なれども、某製絲工場の某商標を有する生絲は、何格に屬するものなりやと稱するが如きは、前述せるが如く年と共に推移するが故に明示する事を得ず。

次に格附別生絲生産高も、精確なる調査を得る事難けれども、以下其推定、數量を時代別に記述して其一斑を示す所ある可し。

一、紫藤章博士による (The Problem of Classification of Raw Silk 1918)

Grand Double Extra	0.70%
Double Extra	6.30
Extra	8.00
Best No. 1—Extra	16.00
Best No. 1	37.00
No. 1	32.00
Total	100.00

二、原合名會社調査(天正七年度生絲五十六萬三千四百七十捆に對し)

最優等(羽子板格以上郡是格)	五・三六%
優等(最優等に比し四十圓以内の値開あるもの)	一四・二〇
準優等(矢島格)	二〇・六八
八王子格	一八・二六
武州格及び上一番格	三五・四五
細絲	六・〇五

三、生絲株式會社調査(天正七年夏挽以後千百ヶ所の製絲工場二十萬二千釜に就きて調査せるもの)

最優等(羽子板格以上郡是格) 五・八〇%

優等(最優等より四十圓以内の値開あるもの)

一六・〇〇

準優等(矢島格)

二〇・六〇

八王子格

一六・九〇

武州格並に上一番格

三四・一〇

細絲

六・六〇

四、大正八年度生絲に對する調査

最優等格

一九・四七⁴⁶

毬格

八・七二

矢島格

一〇・四四

八王子格

二八・二三

武州格並に上一番格

二八・五〇

細絲

四・六四

五、大正十二年五月第二回米國絹業團の來朝に際し蠶絲業同業組合中央會が參

照事項として發表せる格附

最優格十圓高以上

一三・二¹

最優格

二四・三

最優格十圓安

一二・九

毬格

五・二

矢島格

一九・三

八王子格

一九・三

武州格以下

四・九

細物

〇・九

六、大正十四年六月新絲期に於て全國二十三萬四千五百五十八釜に就いての調

査(山本武氏による)

最優百圓高以上

二・一〇¹

最優六十圓—百圓高

一八・六〇

最優三十圓—五十圓高

二六・九〇

最優十圓—二十圓高

一三・二〇

最優格

二二・四〇

羽子板格

一二・四〇

毬格

二・五〇

毬格以下

一・九〇

前掲せるが如く本邦輸出生絲の格付の昂上は、輒近に至りて殊に甚しく、最優格以上のもの總輸出額の八割以上を占むるに至れり。

二、標準物と場違ひ物及び頭物と裾物

從來輸出生絲としては信州を本場となし、其輸出額多く、而も荷口の整一せることにより輸出生絲の標準となし、信州以外の地方よりの産出は何れも場違ひ物と稱せしも、前述せるが如く信州産なりし上一番生絲は、既に數年前より全然市場より其跡を斷ち、之に代ふるに今日にありては、優等格を以て標準物となせり、然れども之に屬する生絲も其數量少く、且つ格として極めて不安定なると共に、信州にありても各格の生絲を生産する状態なれば、他の格を特に場違ひ物と呼ばざるに至れり。

次に市場に於て頭物裾物との區分を用ふる事あり、最低格の生絲にして主として緯絲に供用せらるゝものを指せり、從つて頭物なる呼稱も此裾物に對するものなるが故に、最高級の格に屬する生絲に對し用ふる事あり、然れども又比較的高級の格に屬する生絲の總稱として呼ぶ事あり。

第三節 生絲の織度と水分

一、生絲の織度

生絲の織度(Titre(佛) Tetre(伊) Tite(英))とは絲條細太の度合を表はすに用ふる語にして、織度の状態を精細に知らんと欲せば勢絲條の始より終り迄の容積を測定せざる可らず、然れども、如斯きは實用上全くなし難き所なるが故に、茲に織度測定上實用的二法を觀るに至れり、一は即ち一定絲長に對する重量を秤り、其比によりて織度を表はせる所謂正比例式命名法を採用せるものにして、絲長四百五十米突其重量を〇〇五瓦なるものを單位となし、一「デニール」(Denier)と公定せるもの即ち之にして他は一定重量に對する絲長を度り、其長さの比によりて細太を表はす逆比例式命名法之なりとす。

而して番手は各纖維によりて其重量及び長さの單位を異せるのみならず、或は習慣により或は地方により數種を觀るものあり、如斯きに至れるは各纖維によりて其密度を異にせるが故に、同一單位を以ては其細太に於て多少の差異を觀るものがあるが故なり。

然れども絹絲に對して用ゐらるるは米突式(Metric Count)と稱し、重さ一疔長さ一籽のものを一番手となせるものあり、英國式(English Count)と稱し、重さ一疔長さ一

八百四十碼を一番手となせるもの及び佛國式(French Count)と稱し、重さ五百瓦長さ一籽を一番手となせるものの三者を觀る。

而して生絲織度検査の場合其検査證に並記せらるるは米突式なりとす、如斯きが故に米突式番手と「デニール」との關係は次式を以て算出することを得可し。

$$x = \frac{450}{0.05 \times y}$$

$$x = \text{「デニール」}$$

$$y = \frac{450}{0.05 \times x}$$

$$y = \text{「籽手」}$$

前式によりて計算すれば則ち、九「デニール」は一千番手、一番手は九千「デニール」なるものなり。

從來佛國に於ては生絲の織度を檢するに絲長四百「オーヌ」(四七五・三七八米突)重量「グレン」(〇・〇五三・一三瓦)を以て數へしものにして、伊獨瑞等歐洲大陸に於ても之を採用せしも、地方により其内容區々なりし爲め千八百七十三年(明治六年)埃國維也納に於て萬國織度會議を開き、萬國一定の單位を決定せしも、普く各國に於て實施せらるるに至らず、續いて千八百七十八年(明治十一年)佛國巴里に於て萬國織

度會議を開催し再度萬國劃一の織度となさんとせしも、容易に決定實行するに至らず、三度千九百年(明治三十三年)巴里に於ける萬國博覽會を期として開催せられたる萬國織度會議に於て、現行法たる絲長四百五十米重量〇・〇五瓦を「デニール」となすことに決議し、爾來常設委員を設け之が實行問題につき研究する所あり、當時加盟を肯せざりし英國も、織度と共に之に對する番手を並記することを提議し、容れられて總て絲類の番手は一瓦に對する(若しくは一籽に對する一籽)の數を以て表すこととなし、生絲に關しては世界各國此公定織度に據る事となれり、本邦に於ても明治三十八年一月一日より之を採用するに至れり、當時新式織度と稱せしは里昂舊式織度(絲長四百七十六米突、重量〇・〇五三・一三瓦)に對する名稱なりとす。

實際生絲取引上生絲の織度に關し細絲太絲等の區別をなす事あり、生絲検査所に於ては細、中細、太、特太の四種に生絲を分類し、細とは十一半「デニール」、未滿のもの、中細とは十一半以上十三半「デニール」、未滿のもの、太とは十三半以上十七「デニール」、未滿のもの、特太とは十七「デニール」以上の生絲を稱する事となしたれども、實際橫濱生絲市場に於て「細」と稱するは、十二中、十二中とは十二「デニール」を中心となし十

一乃至十三「デニール」なるものを云ふ以下之に倣ふ及びそれ以下、即ち十一中、十中等の織度を有する生絲を指し、「太」とは二十一中及びそれ以上の織度を有する生絲を云ふものなり、而して細絲は前述せるが如く、主として歐洲向として輸出せられ、太絲は米國に向へるものなりとす。

二、生絲の水分

機業原料たる纖維は其間多少の差あれども、何れも吸濕性を有するものにして、而も地方により季節により或は其他の原因によりて、常に含濕量の多少を來すものなるが故に、之に對し一定の許容範圍を定むる事は、取引上必要にして、今日世界一般に承認せらるる各種纖維の所謂公定水分率は左記示せるが如し。

種 類	許容範圍(%)
綿花及綿絲	八・五〇
亞麻及亞麻絲	一一・〇〇
亞麻同層絲	一二・五〇
ツナツ麻及絲	一三・七五
羊 毛 絲	一七・〇〇

梳羊毛、毛絲等

一八・二五

生絲絹紡絲絹繅絲等

一一・〇〇

綿毛交紡絲

一〇・〇〇

絹毛交紡絲

一六・〇〇

生絲も亦濕氣の影響を蒙ることの大なるものの一にして、其貯藏の場所により、季節により差違あるは勿論、原料製絲及び整理の方法、織度等によりて其多少を觀るものにして、吸濕量時には其重量の三割に達するものにして、現に取引せらるる生絲にありても、横濱生絲検査所の検査成績に據るも、含水量少きは八%内外より多きは一四%内外に達するものあり、而して其吸濕の程度は外觀或は手觸り等にては全然判定し難きものなるが故に、生絲取引上水分問題は常に賣買當事者間に於て苦情を醸す因子たるものなり。

抑生絲含有水分に關しては、千八百三十一年(天保二年)佛國里昂商業會議所に於て生絲の水分に甚しき差異あるを認め、之が矯正法につき諮問し、之に對し、レオン・タラボー(L. Talabot)氏の試験研究ありしを嚆矢となせり、即ち同技師は生絲は常に著しく水分を含有し、或場合にありては烈しく之を吸収すると共に、又速に之を

散失するものにして、普通賣買に於て取扱ふ生絲は概して其十分の一以上の水分を含有するものなること、及び或場合にありては、短時間に於て其重さの三分の一迄水分を吸収して増量することを觀たり、而して如斯き水分を確認するには、特別なる検査に依らざる可らずとなし、千八百三十二年一種の乾燥器を考案せり、翌千八百三十三年(天保四年)里昂商業會議所は生絲水分検査改正に關し調査の結果、法案を作製して主務大臣に出願し、技藝會議に附せられん事を請へり。

同會に於ては委員「ダルセイ」氏を代表者として研究せしむる所あり、「ダルセイ」氏は種々調査研究する所あり、結局「タラボー」氏の水分検査には濕度に不同あることを知り、水分検査前に生絲全量の水分を平均せしむる器械を發明し、又試験の結果生絲の最大吸濕力は二割一分乃至二割二分なる事等を發表せり。

特別委員會に於ては生絲は常に百分の十乃至十一の水分を含有し、「タラボー」氏の検査は生絲の水分を除去し、能く其純量を確立し得る事等を決議せり。

後里昂商業會議所は「タラボー」式乾燥器を用ひ、特別委員會を組織し、「ガモー」「ロルト」「ニ」氏を聘し研究せしめたる結果、生絲水分検査に當り、之を全々乾燥せしむる

検査法を採用し、「ダルセイ」氏の生絲水分検査前全量の水分を平均せしむる方法は採用の要なき事、生絲の無水量に水分定量として之が十分の一を附加するは一般取引に於て定量として可なる事等を決議し政府に報告せり。

茲に於て公定水分量たる百分の十は少きに過ぐるとなし、百分の十二をよしとするものあり、結局其折衷策として百分の十一を採用する事となし、千八百四十一年四月勅令を以て之を公示し、同年十二月二十日より實施せらるる事となれり、之れ現今取引上許容せらる可き水分率たる無水分に對する一割一分制定に至れる経過なりとす。

生絲の公定水分率は如斯き経過を以て定められたるものにして、現今生絲賣買取引上正量と稱するは、無水量に公定水分率たる無水量の一割一分を加算したる量を云ふものなり、原來正量とは佛語にて *Foids conditioné* 英語にて *Conditional Weight* (條件附量目)と稱するを、邦譯して正量となせるものなり、現時歐洲各國に於ける生絲市場にありては、生絲の生産地を論せず、總て正量取引を以て生絲の賣買行はれ、紐育市場にありても歐洲産絲は正量を以て取引せらるるも、亞細亞生絲にありて

は有目若しくは送狀面重量、或は正量の何れにても取引することを認められ、有目及び送狀面重量の場合にありては、生絲は(上海廣東産共に)正量に正量の二分五厘を加へたる量目より、含水量多からざる事を條件となせり。

本邦は元來氣候濕潤たると共に、當時にありては製絲設備極めて不完全にして、製絲方法も亦拙劣なりしが爲め、常に歐洲産絲に比し水分多く、加ふるに時々奸商の爲に故意に水分を附加せらるるものあり、之が爲め苦情絶へざりしが明治卅三年横濱に於ける内外生絲貿易業者の協定を得て制定せられたる法案あり、即ち横濱蠶絲貿易規則第一條にして、生絲正量と原量との差百分の二以上の減量は、賣主より買主に辨償するものとなし、其後同條追加として水分に對する百分の二は正量に非ずして、原量によりて計算す可き事と定め、爾來今日に至る迄正量に原量の二分を加へたるものを以て取引上の許容範圍となせり、然れども福井生絲市場にありては、紐育に於けると同様正量に其二分を加へたる重量による慣習なりとす。今以上述べたる本邦生絲許容水分率を表記する時は次の如し。

本邦生絲許容水分率

市場名	對無水量(%)	對原量(%)
横濱市場	一一・二七	一一・七一
福井市場	一一・八二	一一・六八
紐育市場	一一・八二	一一・六八
歐洲市場	一一・〇〇	九・九一

即ち横濱に於て本邦生絲を購入し、之を海外に輸出するに際し、歐洲向なる場合は横濱に於ける原量に對する二分の猶豫の水分は、買手の損失となるものなるが故に、之を賣買兩値中何れかに於て見積らざる可らず、而して米國向なる場合にありては、許容水分は彼は正量の二分にして、吾は原量の二分なるが故に、原量と正量との差の二分は、買手の損失たる理にして、之れ亦絲價に於て調節する事を要す可し。

横濱市場は原量の二分なるが故に、含有水分量多き程重量に於て賣方の利益となるものなるが故に、故意に増量するが如き奸策に出ずる事無しと云ふ可らず、尙又水分検査の結果、水分量正量に原量の二分を加算したる量目より少きが如き場合尠らざるも、賣方に對し絲價の割増をなさざる現制度なるが故に、此點に關して

は製絲家より稱する場合は、可及的水分を加ふる策に出ずるは、止を得ざる可く、勢時に過剰水分を見る事なしとせず。

以上は輸出生絲検査法の施行せられざりし當時に於ける、生絲の賣買と其水分に關する問題たるものなり。

然るに本邦生絲も歐洲生絲と同様、正量取引を爲さんとの議漸く行はれ、大正六年一月蠶絲業同業組合中央會總會に於て生絲取引改良方法に關する建議案成立し、委員を設けて調査せる結果、生絲の取引を正量に改むるは生絲改良上最も必要を認むる事となし、之が實行を期する事となせり。

爾後時々正量取引問題に就て論議せられ、遂に大正十五年四月二十九日法律第三十五號を以て輸出生絲検査法發布せられ、昭和二年七月一日より輸出生絲は正量に依るに非ざれば賣買取引を爲す事を得ざるに至れり。正量取引問題に關しては尙重ねて後章に於て之を論述する所ある可し。

第四節 生絲の價格

生絲の價格に就ては第一編に於て述べたるが如く、本邦輸出生絲の價格に於て

過去五十餘年間殆んど一定範圍に在るものにして、即ち百斤千圓臺を上下せるものあり、尙米國輸入生絲の價格に於ても同様にして、暴騰暴落なきに非らざれども五ヶ年平均に於ては過去七十餘年間殆んど大なる差異を觀る事なく、一封度四弗の價格を中心となせるものあり。

生絲價格が如斯く大變化なく最近兩三年間に於て稍騰貴せしと雖も、尙其他の物價に比して大なる差ある所以のものは、生絲が國際競争場裡に於ける商品にして、而も蠶絲業の經營が前編蠶絲業史觀に於て述べたるが如く、常に新供給國たる生絲生産費の僅小にして蠶絲競争上有利なる國に移行せるが爲にして、勢生絲の價格は主として需要の多寡によりて失せらるる現狀を馴致せるが故なりとす。

例へば伊太利佛蘭西の蠶絲に換るに本邦生絲の市場に出顯するものあり、邦産生絲の價格比較的騰貴するや支那蠶絲の改良策畫せらるるが如く、蠶絲業の經營は將に水の低につくが如く、其生産費の低廉なる處盛に行はれ、爲に商品としての生絲の價格は之が生産費の額によりて決定せらるる事尠き現象を表せり。

然れども支那蠶絲業の技術的改良容易に行はれざると共に、生絲の需要額著し

く増加せるが爲め、茲に絲價に對する生産費の關係は比較的大なる割合を有するに至れり。而して如斯きは本邦生絲に於て最も甚しきは論ずるの要なき所なり。殊に本邦生絲に對しては歐洲大戰以後歐洲向の需要渺々しく恢復せざるが爲め、輸出生絲は殆んど全部米國に輸出せざる可らざる事情となれり、然るに大震火災以來製絲家問屋共に疲弊せるものあり、之に加ふるに外國爲替相場下落せるが爲め、圓建生絲相場は割高となりし爲め、以上の如き諸因により最近數年間の輸出生絲は殆んど全部米國市場に向へるものあるに至れり。

如斯きが故に本邦生絲の價格は、米國經濟事情によりて左右せらるる事愈大なるものあるに至れり、殊に輓近に於ける人造絹絲工業の發達は絲價に對して相當大なる壓迫を加ふるものあるに於てをや。

今本邦生絲の價格に關し、生産費と絲價、原料繭價格と絲價、各格生絲の値開きの三者に就きて觀る可し。

尙茲に附記す可きは本邦生絲の價格建は現物賣買にありては百斤十六貫匁定期取引にありては十斤直取引にありては一斤にして、米國紐育市場にては一封度

伊佛に於ては一疋支那に於ては一擔を以てせる事之なり。

一、生絲生産費と絲價

生絲生産費は或は製絲工場企業組織により、製絲目的により、或は又經營規模により、其他各種の原因によりて之が多少を觀るものにして、概論するに困難なるものあり。

今全國製絲工場調査表に示せる(但し大正十五年は大日本蠶絲會調査)生絲百斤に對する生産費を掲ぐる時は、次表示せるが如きものあり。

年次	最高	最低	平均(圓)
明治二六	一九二	八七	一一〇
同 二九	一七九	八〇	一一六
同 三三	二〇〇	一二六	一五六
同 三八	二八〇	一〇四	一五九
同 四四	二六六	一一二	一八七
大正 四	二五六	一一一	一六七
同 七	二八一	一八〇	二三三
同 一〇	五〇〇	三二三	三九六

同 一三	五四〇	二七二	三七九
同 一五	五〇八・一	三四六・七六	四一七九

如斯く最高最低平均共に逐年生産費の増加を示せり、尙大正十二年の實狀に就き蠶絲業同業組合中央會が大中小規模の製絲工場に就て調査せるものあり、之に依て觀るも最近生産費の増加誠に著しきものあり。

製絲工場種別	最高	最低	平均(圓)
大規模(五〇〇釜以上)	四六九・五一	二九六・七〇	三七〇・六六
中規模(五〇〇—一〇〇釜)	四三一・九二	三四七・九一	三七九・三五
小規模(一〇〇釜以下)	四〇〇・一〇	三二六・二一	三六九・七六

生産費は如斯く近年殊に其暴騰を見たりと雖も、尙主要原料たる原料繭に比すれば、約四分の一に當れるものにして、同所の調査によるも前表通計平均に於て原料代一千六百圓を示し、生絲原價に對する生産費の百分率は約二〇%となり、即ち生絲原價の約八割を占むるものは原料たる繭の代價に當れり。

如斯きが故に生絲の價格を論ずるに當りては、生産費に加ふるに原料繭の價格、即ち生産原價を以てするを更に一層適切となすものなり。

二、原料繭の價格と絲價

前述せるが如く製絲工業にありては原料費が比較的高價なると共に、其生産が期的なるが故に原料繭の購入は製絲業經營上最も必要なる部門に屬し其適否が企業終局の結果たる利害に及す所僅小ならざるものあり。

而して製絲原料繭たる産繭は、本邦にありては五月中旬伊豆松崎に於ける春産繭の初取引を始として、晩秋蠶繭の登成期たる九月下旬に至る約四ヶ月間之が生産を見るものにして、比較的長期に亘れるが如しと雖も、各製絲工場より觀る時は其所要原料の購入時期は略一定せるものにして、適當なる原料を比較的有利なる狀況の下に得るは最も望ましき所なりと雖も、應々にして現在の絲價を標準とする時は甚しき損失を生ずるをも顧ずして、原料繭の購入をなさざる可らざる窮狀にあるものなり。

例へば松崎に於ける新繭初取引の繭價を觀るに、次表示せるが如く所謂御祝儀賣買にして當日の絲價に比すれば常に原料繭高を觀るものなり。

年次	新繭初相場(貫當圓)	期日	當日の信州上一番相場(圓)
明治三七年	三、八〇	五月五日	九〇〇〇の見當
同 三八年	五、五〇	五月五日	九三五〇
同 三九年	五、五〇	五月五日	九八七・五
同 四〇年	七、二五	五月五日	一、二六〇〇
同 四一年	四、〇〇	五月五日	八四〇〇
同 四二年	四、六〇	五月五日	八七〇〇見當
同 四三年	四、二八	五月六日	八三五〇見當
同 四四年	四、三二	五月二日	八二五〇
同 四五年	四、〇二	五月二日	八三五〇
大正 三	四、六二	五月五日	八五五〇
同 四	五、四三	五月二日	一、〇一〇〇
同 五	四、三五	五月四日	八〇〇〇見當
同 六	六、七六	五月五日	一、〇六〇〇
同 七	八、一四	五月五日	一、一七〇〇
同 八	九、四六	五月五日	一、五〇〇〇
同 九	一、〇〇〇	五月九日	一、六九〇〇
同	一、一六〇〇	五月九日	一、九七〇〇
同	一、四〇〇	五月九日	

繭價は之によりて産出す可き絲量を見積り、絲價を本位として算定するもの即ち掛目を用ふるを普通となすものにして、生絲十六貫二百匁二百匁は目切其他の爲め増加し置くを常とすを生産するに要する原料繭の量及び價格を基本として算定するものなり。

同	一〇	六、八二二	五、一五	一、五〇〇〇	
同	一	九、五四	五、二五	一、八〇〇〇	
同	一	一〇、六一	五、一三	二、三〇〇〇	
同	一	一四、三一	五、一九	一、七二〇〇	武州格
同	一	七、九三	五、二〇	一、八一〇〇	八王子
同	一	八、一八	五、二二	一、五四〇〇	矢島格
同	一	九、四九	五、二〇	一、四九〇〇	最優格
同	一	一〇、四六			
同	一	八、三九			
同	一	八、一〇			
昭和	二	七、二一			
		六、九八			

繭價決定の標準は複雑せる種々なる經濟的要素に因れるものにして、前年度製絲業の成績、本年度に於ける生絲相場の豫想、産繭の豊凶、購繭競争者の有無、生絲先約定の價格、新繭當時に於ける絲價製絲金融の緊緩等が其主要なるものにして、繭價も亦生絲の價格と同じく養蠶生産費に至大なる關係ありと雖も、其決定上に重

大なるものたらざる傾あり、而して如斯きは養蠶業が副業的經營として行はるるもの多きと、生絲の價格が前述せるが如く主として經濟事情によりて上下する影響に依れるものなりとす。

例へば蠶絲同業組合中央會の調査に拘る、春蠶上繭一貫匁の生産費及び販賣繭價に對し養蠶大、中、小規模の各に就て調査せるものを觀るに大正十三年の實狀にありては次表示せるが如きものあり。

養蠶規模	繭一貫匁生産費			賣價
	地代	資本	勞力	
大規模(十六戸平均)	〇、九二九	二、七八三	四、二八二	七、九九四
中規模	一、〇〇二	三、一六四	四、四六六	八、六三二
小規模(十七戸平均)	〇、九四三	三、三〇九	四、二三〇	八、四八二
				八、〇二〇

同年に於ては新繭當時絲價比較的不良なりし爲め、繭價は其生産費にだも達せざるものありき。

前述せるが如く絲價は生絲生産原價によりて決定せらるる事尠きが爲め、勢原料繭の價格も時價によりて多大の變動あるを免れず、而して如斯きは養蠶製絲兩

業共に經營上多大の不便を有するものなりと云はざる可らず。

近時生絲先約定の行はるる事多きに至れるは、斯況より來れるものにして、製絲業の如きは直接多大なる企業危険を有するが故に、特に然る所以なりとす。

要之するに原料繭價と絲價とは直接關係を有するものなれども、現狀にありては第二次的原因の更に勢力あるが爲め、之により壓せられて影響を及ぼす所僅少なるものなりとす。

三、生絲の格と絲價

生絲の價格は其格附によりて畧一定なる値開きあるものにして、其多少は各格生絲需要の多少によりて時々異なるものなりとす。

而して如斯きは一つは生絲用途の變化により、他は略同格なる他國産のものとの競争に因りて異なるものとす。

前者即ち生絲の用途は頗る複雑にして知るに難きも、米國最近に於ては全消費生絲の約五割五分を廣幅織物に、約四割を靴下編物等の莫大小類に、約五分をリボン類縫絲等に消費せるものにして、生絲産國別によれば伊太利生絲は優良なる靴

下、廣幅織物、リボンの經絲に、上海生絲も略同目的に、廣東生絲は主として特殊織物の緯絲として使用せられ、邦產生絲は殆んど總ての方面に使用せられつゝあり。然れども尙邦產生絲使用々途の概略に就て觀る時は次の如し。

一、廣幅織物の經として使用せらるるもの。

大略矢島格及びそれ以下の格の生絲にして、黃白繭絲共使用せらる、織度は十四中以上二十五中、稀には二十七中のもも用ひらる。而して最優格以上の優良品は一本經に使用せらる。

二、靴下、莫大小、編物類に使用せらるるもの。

大略八王子格以上にして、黃白繭絲共使用せらるれども、白繭絲多し、織度は十四中以上十七中、手袋用には稀に二十一中二十五中も使用せらる。

三、廣幅織物の緯絲として使用せらるるもの。

之に用らるるは大略矢島格以下の織度十四中以上の生絲にして、黃白繭絲共使用せらる。

四、交織物の經絲として使用せらるるもの。

之に對しては通常八王子格、矢島格邊の織度十五中より二十一中のものにして、黃白繭絲共使用せらる。

五、「リボン」用として使用せらるるもの。

經絲には通常最優格及びそれ以上の優良生絲にして、織度は主として十四中十五中、黃白繭絲共に使用せらる、緯絲には矢島格邊の生絲にして、織度十四中以上、黃白繭絲共に使用せらる。

六、縫絲用として使用せらるるもの。

通常八王子格及びそれ以下の低格品にして、織度十五中以上の太物多く使用せらる。

以上は邦產生絲の米國絹業原料としての用途の大略なり、而して其用途如斯きが故に流行の變遷によりて各格生絲の値開きに多少の移動を認むるは明なる所なり。

次に略同格なる他國產生絲との競争も亦絲價に及ぼす所尠らざるものあり、例へば本邦上一番格生絲と、廣東優等物とは略同一なる品質を有するが故に、此兩者は互に米國市場にて輸贏を争ひ、銀相場の高低に伴ひて彼我輸出の便否を生じ、以て絲價に影響を蒙りしが如き、或は「ベンガール」生絲が主として英國（リトク）に於てに於ける縫絲の原料として供用せらるるものなれども、廣東生絲も亦他方「クレイブ」の原料たると共に、縫絲用原料として用ゐらるるが故に、茲に兩者の競争を生じ、爲に關係的絲價の決定を觀るが如きは之なりとす。

今横濱市場に於ける本邦産格別生絲の價格(百斤建)に就て、大正十三年の現狀を
表示する時は次の如きものあり。

最優格	平均値段
羽子板格	一、九一四圓
穂格	一、八九六
矢島格	一、八七五
八王子格	一、八五九
	一、八二五

大正十三年度生絲検査所調査報告横濱市場生絲日取引商況より計算

而して格によりて如斯く値開あるは全く絲質の良否に因るものにして絲質の
良否は原料繭の優劣及び生産の精粗によりて持來さるる結果たるが故なり、今其
一例として著者が全國製絲工場中株式會社によりて經營せらるるものの營業報
告を蒐集し之を資料として生絲生産費を調査せるものを引用して例示す可し。

生絲格別生産費調査 (對百斤)

生絲の格	生産費中諸給料及労働賃銀	生産費合計
最優等格	一八七四・五三	五〇五・八九七

羽子板格	一七一、九〇〇	四四二、二七五
穂格	一四三、九九八	四三三、七五五
矢島格	九六、六六五	三七二、一三四
八王子格	九九、二〇〇	三三六、五二〇
本武州格	九二、四八一	三〇九、六八八

調査は大正九年の實狀なりとす

之を以て觀るに上格生絲となるに従ひ生産費の多額を要するものにして、而し
て如斯きは主として生産費中の諸給料及び労働賃銀の多寡によりて決せらるる
ものにして前表最優等格百斤生産に要する諸給は、本武州格の約二倍に當れるも
のあるを以ても之を觀る可し。

尙之に加ふるに上格生絲の繰絲に際し選繭歩合大なるが爲め、原料繭の高價と
なる可きこと、及び諸器械其他固定資本の所要額比較的大なるがため、之に對する
償却金の比較的多きを要すること等によりて、全生産費に於て多大なる結果を來
す可きものなりとす。

生絲の銘柄は前述せるが如く最近に於て變動甚しく、絲格向上著しきものあり、

前述せる現状と異なる所あるに至れりと雖も、其大略は之を以てト知し得可きなり。生絲各格の値開きの多少は前述せるが如く種々の原因によりて決せらるるものなるが故に、如何なる格の生絲を製絲するを最有利となす可きや、俄に決定し得可きに非ず、唯製絲工業の如きは自然的或は社會的影響を蒙る事頗る大なるものにして、加ふるに原料繭の良否が又た製絲目的を決定す可き最要なる要素の 하나가故に目的絲格の決定の如きは地方的事情によりて制限せらるるものなりとす。

茲に本項を終るに至り本邦生絲の大需要國なる米國紐育に於ける本邦輸出生絲の標準物たりし上一番又は關西一番價格及び之に對比して伊太利飛切上海蒸氣器械絲廣東優等絲の價格を示す時は次の如きものあり。

年次	信州上一番格生絲	伊太利飛切生絲	上海蒸氣器械生絲	廣東優等絲(弗)
一九一〇	三・六九	四・〇五	四・一九	三・一二
一九一一	三・六四	三・九五	—	三・二八
一九一二	三・六二	三・八五	—	三・二三
一九一三	三・六九	四・二二	四・四四	三・三八

一九一四	三・六六	四・一七	四・二二	三・一八
一九一五	三・四〇	三・六四	三・七一	三・〇二
一九一六	四・八六	五・七二	六・五一	四・二三
一九一七	五・六四	六・七八	六・五一	四・九九
一九一八	六・四一	—	七・三六	五・五二
一九一九	八・七五	一一・七六	九・五五	六・九〇
一九二〇	八・八七	一〇・一三	一〇・三八	八・一〇
一九二一	六・〇六	六・四〇	六・六七	五・九五
一九二二	七・三二	八・二一	八・一九	七・四八
一九二三	※八・三八(關西一番)	九・〇六	九・三五	八・三〇
一九二四	※六・二三(關西一番)	六・九六	六・八一	五・九六
一九二五	六・七六	六・九八	六・八六	五・七一

之を要するに生絲の價格は現今にありては需要の多寡或は緩急によりて決せらるる事大なるものにして、生絲生産費の多寡は前述せるが如く、僅に生絲の格に顯はるるものなれども、絲價の決定上の根本たる生絲の原價は、依然として需要關係により支配せらるるが故に、勢原料繭の價格は時に甚しき高低あるを免れざるものなり。

第二章 生絲の輸出に關する諸機關

横濱市場に於て生絲の輸出に關係ある機關としては、生絲賣込問屋、蠶絲仲次商、生絲輸出商及び之等商業者によりて組織せらるゝ横濱蠶絲貿易商同業組合、横濱蠶絲仲次商同業組合、横濱外人生絲屑物商組合あり、別種のものとしては生絲輸出同業會と稱し生絲輸出業者によりて組織せらるゝものあり、生絲賣込問屋の番頭探訪員により組織せられたる横濱蠶絲業探訪同志會なるものあり、其他帝國蠶絲組合、横濱蠶絲俱樂部等あり、尙生絲貿易に對し直接至大なる關係を有する横濱取引所あり、官立機關としては生絲検査所あり、尙神戸市場にありても、神戸蠶絲貿易同業組合、關西蠶絲絹業協會等の機關の設立を觀たるものにして、其他にありても横濱市場と大同小異の趣を表はせり。

之等の諸機關が各特種なる活動の下に本邦輸出生絲は海外に販出せらるゝものなりとす、以下之等主なる機關及び其の貿易上の諸規定に就き節を別ちて略述する所ある可し。

一、生絲賣込問屋

第一節 生絲賣込問屋と蠶絲仲次商

生絲賣込問屋は前述せるが如く地方荷主の委託を受け、一定の報酬の下に蠶絲類を生絲輸出商に賣込む事を業となせるものにして、尙之に加ふるに製絲資金の供給上特殊の關係を保持せるものなり。

第一編に於て述べたるが如く、安政六年六月横濱開港當時伊太利人、インソリキなる者に甲州島田絲を賣込みたる芝屋清五郎を始となし、僅に三名なりしもの爾後順次に其數を増し現今に於ては卷末に附記せるが如く三十名以上に及ぶに至れり、(神戸市場に於ける生絲賣込問屋は十七店)

開港當時にありては問屋は荷主を自家に宿泊せしめ、單に荷物運送賃錢其他雜費の立替へ等を行ふに過ぎざりしも、明治十二年頃より資産ある問屋にして荷主を吸収せんと欲するもの、製絲資金の前貸を行ふに至り爾來問屋の増加と共に荷主の爭奪漸く甚しきに至れると共に、他方に於て製絲家亦副業的經營より獨立企業となるに至り一時に多額の資金を所要する事となりしも、概ね資力乏しかりし

が爲に益前貸制度を助長せしめ、今や問屋にして資金の貸出しをなさざるものなく、製絲家にして之が金融に依らざるもの少きに至り問屋は委託販賣による手数料よりも寧ろ資金の融通による収益を主とするが如き奇觀を呈するに至れり。之が爲め生絲の委託販賣は他の委託販賣と大に其趣を異にし、製絲家と問屋とは極めて密接なる關係にして家内工業時代の商業者と家内工業者との關係に似たるものある事前述せるが如し。

而して叙上の關係が本邦製絲工業に及ぼせる影響決して僅少なるものに非ざるものにして、製絲業の大發展は之に依りて得たるものと解す可きと共に、亦其弊害尠しとせず、之れ後章に於て論せんとする所なりとす。

生絲賣込問屋の手數料及び前貸金、立替金に對する金利に關しては明治十六年七月一日横濱蠶絲賣込仲間相集り制定せる、横濱生絲賣込問屋申合規則により之を定め、最初生絲の口錢は賣上代金の千分の十二、玉絲は千分の十五、熨斗絲、真綿は千分の二十五なりしを明治二十三年一月一日口錢なる名義を手數料と改め、同三十三年六月一日生絲の手數料を賣上代金の千分の十五、玉絲を千分の二十、熨斗絲

生皮苧を千分の三十五となし以て今日に及べり、尙利息に關しては絶えず變動あるものにして、問屋仲間にて隨時に之を定むる事となせり。

今明治十六年に於ける第一回の協定以來今日に至る荷爲替其他立替金に對する日歩の沿革を擧ぐれば左の如し。

年月日(以降)		摘要	
明治一六年六月	同	銀三厘	
同 年九月	同	銀二厘五毛	
同 一七年七月十日	同	金三錢七厘	
同 一八年一月一日	同	生絲は金四錢二厘	附屬品は金四錢五厘
同 年七月一日	同	三錢五厘	四錢
同 一九年七月一日	同	二錢八厘	三錢三厘
同 二〇年二月一日	同	二錢四厘	二錢九厘
同 年九月一日	同	二錢八厘	三錢三厘
同 二一年九月一日	同	三錢	三錢五厘
同 二二年九月二八日	同	三錢三厘	三錢八厘
同 二三年六月二五日	前通り		
同 二四年	前通り		

第二章 生絲の輸出に關する諸機關

同 二五年七月一日	同	三錢	同	三錢五厘
同 二六年七月一日	同	二錢七厘	同	三錢三厘
同 二七年六月一日	同	三錢	同	三錢五厘
同 二八年七月一日	同	三錢三厘	同	三錢八厘
同 二九年一月一日	同	三錢三厘	同	三錢八厘
同 三〇年七月一日	同	三錢五厘	同	三錢五厘
同 三一年四月一日	同	三錢七厘	同	三錢五厘
同 三二年二月一日	同	三錢五厘	同	三錢五厘
同 三三年四月二六日	同	三錢三厘	同	三錢三厘
同 三四年六月一日	同	三錢	同	三錢
同 三五年五月二六日	同	三錢五厘	同	三錢五厘
同 三五年六月一日	同	三錢八厘	同	三錢八厘
同 三五年六月一日	同	三錢二厘	同	三錢二厘

生絲は金三錢九厘
層物品は金三錢二厘
但し倉敷料は從前通りと定む

生絲層
物共に金三錢五厘
前通り

生絲層
物共に金三錢三厘
層物品は別倉敷料として一ヶ月金七錢五厘を納むら事と定む

同 三六年二月一日	同	三錢	同	三錢五厘
同 三八年六月二〇日	同	二錢五厘	同	二錢八厘
同 四三年六月一日	同	二錢八厘	同	三錢一厘
同 四四年二月二〇日	同	三錢	同	三錢三厘
大正元年一月一日	同	三錢	同	三錢三厘
同 一年一月一日	同	三錢三厘	同	三錢六厘
同 二年一月一日	同	二錢九厘	同	三錢四厘
同 三年三月一日	同	三錢三厘	同	三錢六厘
同 四年四月九日	同	三錢五厘	同	四錢
同 五年六月一日	同	三錢七厘	同	四錢二厘
同 一〇年六月一日	同	三錢二厘	同	三錢七厘
同 一四年六月一日	同	三錢	同	三錢五厘
同 一〇年一月一日	同	二錢九厘	同	三錢四厘
昭和二年三月三日	同	三錢八厘	同	三錢三厘

以上の如き賣込手敷料及び利息の協定は問屋間に於ける不同を避けんが爲め

協定せられたるものなれども、其實際に於ては協定せられたる率は單に規定たるに過ぎるものにして、所謂割戻なる名義の下に於て以て荷主爭奪の競争具となるに至れり、而して之が割戻の高は賣込問屋の地位荷主の信用程度等によりて一定せず時には荷主爭奪の目的を以て無手数料と云ふが如き無謀を敢てする事あれども、手数料は千分の六乃至八の程度にして、日歩は協定率より二厘乃至五厘程度の割戻をなすもの多きが如し。

之を要するに生絲賣込問屋は、生絲委託販賣に加ふるに金融機關の一たるが如き營業をなせるものなりとす、次に横濱及神戸兩市場に於ける問屋別入荷數を示す時は次表の如きものあり。

横濱市場 生絲賣込商店別入荷表(個)

	自大正十二年 至大正十五年 五ヶ年平均	大正十五年
神榮生絲株式會社	八二、三三七	九九、九六六
小野商店	六七、三四四	八三、七五八
原合名會社	八三、七七八	八一、九六二
澁澤商店	六二、七五一	七四、八一三・五

日本生絲株式會社	四三、七一五	五〇、三三一
田中商店	三四、三四三	三八、五四七
片倉製絲横濱出張所	二〇、一三六	三五、六七〇
奥村商店	一九、三三五	一七、八四七
小島商店	一四、九一四	一六、一〇三
井上商店	一四、三二五	一四、八三七・五
小川商店	一一、九六一	一四、二八九
木村商店	一〇、七四八	一四、二八一・五
數野商店	八、一三三	一〇、九六七・五
三立合名會社	六、六三三	九、三六八
中澤商店	九、七二一	八、八〇九
渡邊商店	八、六八二	八、三四八
阿部商店	五、九五七	六、三九三・五
伊藤合名會社	五、七四七	四、三一九
岩倉商店	三、三二三	三、八七五・五
三井物産株式會社	四、九一九	三、七九七
山田商店	四、三四八	三、五七六
若尾商店	五、一五五	三、三三四

小野辰貿易株式會社	一、九二〇	一、九五三
古鍛冶商店	八九五	一、三〇五
矢島商店	一、三八〇	八四四
時澤商店	九、三二〇	二五、五七一
湧川商店	九、七七七	一、六九八
日本生絲株式會社	五、五六〇	八、三六六
絲鶴商店	五、六二〇	七、九〇八
山十製絲株式會社	四、三三四	五、三五一
西村商店	一、五八八	二、二〇六
三引絹絲株式會社	九	九

但し時澤、湧川は四ヶ年平均日本生絲、絲鶴は三ヶ年、山十、西村は二ヶ年平均、三引は一ヶ年なり

神戸市場 生絲賣込商店別入荷表 大正十五年

奥村神戸支店	一三、四八一
神戸生絲株式會社	二二、六一一・五
筒井商會	八、七〇六
塚島合名神戸支店	四、四五七
郡是製絲株式會社	三八、九八七・五
丸登商會	三八

旭シルク株式會社	一、三八一
有元商店	五、〇三〇
蠶興商會	四四三
木内一商店	九九
三國商店	一、三八五
三井物産神戸支店	一、三三七
神榮生絲株式會社	一四、六一九
日原合名神戸支店	二、八一五
ゼネラルシルク、インシュローテング	三、九七一
日本綿花神戸出張所	五一八
鐘ヶ淵紡績株式會社	一〇、四三〇
夫馬商店	四五三

二、蠶絲仲次商

横濱市場に於ける蠶絲仲次商とは、蠶絲貿易商並に荷主と買主との間に立ちて、蠶絲類(生絲及び附屬品)の賣買取引の媒介を業となすものにして、直接生絲の輸出に關係するものに非ず、今其一般を略述す可し。

現在横濱蠶絲仲次商同業組合に加盟し仲次を業とせるもの二十三名附録參照にして、内十六名は主として内地機業者又は仲介者の依頼により、輸出商及び賣込問屋より「ベケ」絲、拔絲其他地遣向生絲を購入すると共に、屑物賣買の仲介をもなせり、而して代金は賣買取極めの際、買主より仕拂を受く可きも、尙一部の先拂を受け、殘額は荷爲替として之が支拂を受くるものあり、或は全部荷爲替によるものあり。蠶絲仲次商の受く可き手数料は、生絲賣込問屋と同様蠶絲仲次商同業組合によりて臨時協定せらるゝものにして、現在實施せるものは大正七年三月五日第二回臨時總會の決議により同年四月一日より實施せるものなり。即ち

一、生絲は 買付價格の千分の五

一、玉絲は 千分の七

一、本繭及玉繭は 一個につき金一圓五十錢

一、屑物は 一個につき金五十五錢

第二節 生絲輸出商

生絲輸出商とは生絲賣込問屋又は直接製絲家より生絲を購入し之が海外輸出を營業となせるものにして、横濱市場に於ては英一番 (Jardine Matheson & Co. Ltd.) が

専ら生絲の輸出をなせるを嚆矢となし、二番館之に次ぎ亞米利加一番亦生絲の輸出を試み爾後順次に輸出商の増加を見られたれども、當初にありては何れも外商のみなりき。

而して外人商館は勢ひ取引上專横を極むる事尠からざりしが故に邦商の生絲輸出を畫策せるもの漸く現れ、扶桑商會貿易商會、同伸會社等相繼いで創業するに至りしも、海外の事情に暗かりし爲め充分なる發達を得る事難かりき、政府亦生絲直輸出の有利なるを推賞し獎勵する所ありしも、功少かりき、然れども一般生絲貿易の方法も會得せられ、海外事情も漸く紹介せらるゝに至るや邦人の生絲直輸出業は再び畫策せられたり。

即ち明治四十二年同伸扶桑兩商會の關係者によりて生絲會社設立せられ、明治三十一年頃再起せし三井物産會社生絲部と相並びて漸次發展の機運を得、原輸出店之に参加し、近時江商、日本綿花等五六輸出業者亦生絲の輸出を創試するに至り、今や邦商館九、外國商館十四、横濱港を算する盛況に達したり、(神戸市場にありては邦商館七、外國商館三)

而して邦商館は何れも海外に支店を設け、規模概ね大にして其輸出總額より云ふ時は前述せるが如く、八割以上を占むるに至れるに反し、外國商館の多くは歐米に於ける生絲輸出業者又は機業家の代理店若しくは支店にして輸出額概して大ならず、輒近特に邦商の發展に及ばざるが如し。今横濱及神戸兩市場に於ける生絲輸出商館別生絲輸出高を示す時は次表示せるが如きものあり。

横濱市場 輸出商館別生絲輸出高(俵)

商館名	自十一年至十五年五ヶ年平均		大正十五年	
	米國	歐洲	米國	歐洲
三井物産株式會社	六九、六三三	二、八六二	七二、〇三六	一、四七七
日本綿花株式會社	二八、六三〇	五〇五	二六、三九〇	二二〇
原合名會社輸出部	三一、一五七	三、一三二	三三、三二〇	一、三四五
江商株式會社	一九、一〇一	二、三三三	二二、四七〇	四〇
日本生絲株式會社	三三、九五〇	三三〇	五九、一八七	四四九
日米生絲株式會社	一一、七九五	一四	一八、八〇七	—
合名會社鈴木商店	一〇、〇四九	四三五	一一、四三五	四〇五
片倉製絲會社横濱出張所	三、〇九三	二九	五、八一三	六三
旭シルク株式會社	三九、八九〇	—	四六、二〇五	—

大木商會

Silber, Hegner & Co.	三、四二五	—	一、四二五	—
Pina & Co.	九、一四七	五、一四〇	六、八五七	四、四七〇
Sulzer Rudolph & Co.	五、三五九	一五五	六、四九一	二八五
Nabholz & Co.	三、四四〇	三、三三四	四、三八一	一、九〇四
Mader Ribet & Co.	三、七六一	五二一	三、一九五	七一〇
Strahler & Co., F.	五、〇三二	一、三二六	一一、二九五	一、八三三
Jardine Matheson & Co. Ltd.	三、二八七	—	四八〇	—
General Silk Importing Co., Inc.	三、三九八	八四五	五、四〇六	六九五
Jewett & Pent.	四、七四四	九	四、八四七	二〇
China & Japan Trading Co. Ltd.	一、六二六	二〇	六一九	—
Zellweger & Co., E.	九一〇	—	一、〇三〇	—
Silk & General Trading Co. Ltd.	—	三〇五	—	三三〇
K. Wilson.	一、一六八	—	一、八〇〇	一〇四
Strahler & Co.	二九〇	—	二九〇	—
Strahler & Co.	一、五七六	—	一、五七六	—

備考 日本生絲は四ヶ年平均、片倉三ヶ年平均、旭シルク二ヶ年平均、大木一ヶ年、セルウエガー三ヶ年、シルクセネラル二ヶ年、ケシネス、ウイルソン及ストレーラーカンパニーは一ヶ年平均なり

神戸市場 輸出商館別生絲輸出高 大正十四年

米國	歐洲	
	輸出高	輸出高
旭シルク株式會社	三〇,六八五	—
三井物産株式會社	一〇,〇九七	—
日本綿花株式會社	七,七六五	—
日本生絲株式會社	一,六二〇	—
河野貿易商店	一,二八六	—
鈴木商店	一,五二〇	—
江商株式會社	四八〇	—
General Silk Importing Co., Inc.	六,九一九	—
Schlurss & Co., A.	一,六一〇	—
Zellweger & Co.	—	三〇
其他	一五	二

第三節 生絲取引に關する各種の團體 附横濱取引所

横濱市場に於ける生絲輸出に關係ある組合の内、主なるものは横濱蠶絲貿易商同業組合、横濱蠶絲仲次商同業組合及び横濱外人生絲屑物商組合 (The Association of Foreign Raw Silk and Waste Silk Marchants of Yokohama) にして、他に生絲輸出業者により

て組織せられたる生絲輸出同業會なるものあり、横濱蠶絲探訪同志會なるものあり、横濱蠶絲俱樂部あり、前二者は公認せられたるものにして、他は然らず、今其各に就きて畧述する所ある可し。

一、横濱蠶絲貿易商同業組合

本組合の前身と觀る可きは横濱蠶絲賣込業組合にして、其後數次の變革を経て横濱蠶絲貿易商同業組合となれるものなり、而して同組合は明治十九年神奈川縣甲第一號布達蠶絲組合準則に據り、横濱市内に於ける蠶絲賣込營業者卅一名を以て組織し、同年三月廿七日設立認可を得たるものなり。

蓋し如斯き組合組織の要あるに至りしは、横濱市場に於ける蠶絲貿易額の増加につれ、其取引次第に繁雜となり、たると共に、他方外人商館の專横甚しく加ふるに、邦商の多くは貿易に關する智識乏しく、之等の原因によりて、幾多の苦情を惹起するものありしが故なり。

而して之が爲め、遂に明治十四年春政府の保護の下に澁澤喜作、原善三郎、茂木惣兵衛、若尾幾造、朝吹英二、馬越恭平、外村良平、野澤忠兵衛等を創立委員として、本町六

丁目辨天橋詰に聯合生絲荷預所を設立し、澁澤喜作氏を委員長となし、原善三郎氏以下六名を委員として製絲の改良發達を圖ると共に外商の專恣橫暴を矯正せんとし、爲に内外紛争久しく決せざりし事前述べたるが如し。

・同聯合生絲荷造所は設備不完全なりしと共に海外絲況適々不振なりし事により豫期の如く効果を奏せざりき、而して同年秋事務を中止し翌十五年蠶絲賣込仲間を糾合組織せる小手巻講と稱する團體は之れが變態と觀る可く、翌十六年現在實施せる申合規則を制定せり、如斯き變轉を経て前述せるが如く明治十九年三月同組合を組織せるに至りしものにして、其後明治廿五年神奈川縣令第五十六號蠶絲貿易商組合及取締規則に據り、神奈川縣蠶絲貿易商組合を組織し、同年十月五日設立認可を得、再轉して明治卅年法律第四十七號重要輸出品同業組合法に據り、横濱市内に店舗を設け、蠶絲(生絲及び同附屬品)の委託販賣を業とする蠶絲貿易商を以て組織せる横濱蠶絲貿易商同業組合となるに至れり。

而して同組合は明治三十一年十二月二十六日設立認可を得、後大正六年十月十二日改正認可を得て、明治三十三年法律第三十五號重要物産同業組合法に據る事

となれり。(附錄定款參照)

同組合は現に事務所を横濱市南仲通二丁目二十番地に置き、組合員四十九名(昭和二年六月現在)を有するものにして、組合員中には生絲の賣込を專業となす者、賣込と輸出とをなす者、輸出を專業となす者、及び屑物の輸出賣込をなす者等各種の蠶絲商あり。然るに昭和二年八月三日從來同組合に加入せる生絲直輸出商一同(三井物産、日本生絲、原輸出部、日本綿花、旭シルク、江商、日米生絲、鈴木商店)會合の上、同組合よりの脱退を決議し、其手續を執れり、然れども同組合にありては未だ此件を保留し考慮中なりと云ふ。

同組合の爲せる事業の種類及び其効果に至りては實に枚舉に暇なしと雖も、其主要なるは蠶絲貨物の出入調査及び同統計の作製、横濱生絲貿易規則の制定、製絲の技術的改良(二本上り防止、織度不正の矯正、生絲荷造の改良)、不正屑物の取締、商標の偽造、其他不徳義行爲の懲戒、賣買上に於ける各種苦情の調停等より更に進みては非常時に際會して、生産調節、絲價維持等の奔走をなせるが如き、或は絹業試験場設置に關する請願、生絲検査所法改正、検査料徴收の議に對する反對陳情等の如き、

或は帝國蠶絲組合設立に關する勸告の如き、米國絹業視察團の派遣の如き、生絲貿易市場改善の如き、燒失生絲損害分擔協定に關する件の如き、其の業頗る多様多岐に亘り、何れも蠶絲貿易上に大なる効果を及せるものあり。

二、横濱蠶絲仲次商同業組合

本組合は明治三十年法律第四十七號重要輸出品同業組合法に據り、横濱市内に店舗を設け、蠶絲貿易商並に荷主と買主との間に於ける蠶絲(生絲及び同附屬品)賣買取引の媒介を營業とする蠶絲仲次商を以て組織し、明治三十二年三月二十日設立認可を得て設立せられ、大正七年二月二十七日改正認可を得、明治三十三年法律第三十五號重要物産同業組合法に據る事となれるものにして、現に事務所を横濱市南仲通二丁目二十番地に置き、營業上の弊害を矯正し、信用保持を目的とせり。現在組合員二十三名(昭和二年六月現在)にして、生絲の仲次をなせる者、屑物を取扱へる者及び生絲屑物の賣買をなす者等之に屬せり。

三、横濱外人生絲屑物商組合

本組合は明治三十七年(千九百四年)三月横濱在住の外人にして、生絲屑物の輸出

を營める同業者二十七名に依つて設立せられ、紐育及び里昂等の生絲市場に於ける同種組合と市況其他各種の通信を交換し、隨時之を會員に通じ、生絲屑物に關する在荷輸出高等を調査し、各地の市況を併せて毎月一回報告(Raw and Waste Silk Report)を會員に配布すると共に、又他方に於ては外人同業者として他に對する交渉等に任ずるものなり、現在會員二十二名(昭和二年六月現存)なりとす。

四、横濱蠶絲業探訪同志會

本會は横濱生絲賣込問屋の探訪員一名、問屋一名を以て組織せるものにして、該費用は各賣込問屋の分擔となし、毎日市場の手合を會員相互に於て探知し、談合して其日に於ける市況及び賣買の實情を明ならしめ、毎月二回生絲の問屋別在荷數表及び入荷數表を作製配布し、更に其日に於ける手合終了、手合新規、在荷高、入荷高を新聞紙上に發表をなす等の事業を行へるものにして、現在に於ける生絲取引制度上に於ては必要なる一機關たるものなるや論なし。

五、生絲輸出同業會

從來横濱市場に於ける生絲輸出業者の團體として生絲輸出會なるものあり、會

員の親睦を圖り、意志の疏通を期することを目的となせるものなりしが、大正十四年七月十三日生絲輸出同業會と改稱すると共に、更に生絲輸出業者としての立場より其共通の利益の増進を圖らむとするに至り、翌十五年八月三井物産、日本綿花、江商、日本生絲、鈴木日米、旭シルク等の各會社協議の結果、左記の如き規約を定め其目的の遂行を企圖せり。

- 一、本會員は其目的を達する爲め左に掲ぐる事業を遂行す、
 - イ、生絲輸出に關する商工進歩發展を圖ること、
 - ロ、廣く海外の事情を調査し、輸出生絲の販路の擴張を圖ること、
 - ハ、生絲に關する一般法令を調査研究し、其改廢並に制定に關して建議又は請願を爲すこと、
 - ニ、行政官廳及公共團體の諮問に應じ、意見を開陳すること、
 - ホ、其他總會の決議により本會の目的に必要な事項、
- 一、會員は本會に對し左の義務を負ふ、
 - イ、信認金として一名毎に現金壹萬圓を提供すること、
 - ロ、入會金として積立金の割當額を納入すること、
- 一、本會々員が規約若しくは總會の決議に違反したる場合又は前條に定めたる義務の履行を怠り、若しくは本會の事業を妨害したる時は總會の決議により除名其他處分を爲すことを得前項により除名せられたる者に對しては總會の決議に従ひ其被除名者の提供する信認金の

全部又は一部を違約金として當然之を本會に收得す可きものとす、
一、信認金の利子は半額は本會の經費に充當し、半額は本會の基金として積立つるものとす、
前述せるが如く同會は昭和二年八月横濱蠶絲貿易商同業組合より連袂脱退決議をなし、左記の如き脱退理由書を發表し、農林省、神奈川縣當局の諒解を求め脱退届の提出を爲せり。

陳情書

下記の者は現在横濱蠶絲貿易商同業組合員に有之候處蠶絲取引の徹底的改善發達を促進する爲め、該同業組合を脱退致度此段陳情候也。

理由

- 一、横濱蠶絲貿易商同業組合は同組合定款第一條規定の通り蠶絲の委託販賣を業とする者を以て組織せらる、名目は貿易商なれども事實は所謂問屋業者の組合なり。
- 一、問屋は製絲家と輸出商の間に介在し委託販賣を業とし、生絲の賣人なるに對し輸出商は自己の危険及計算に於て生絲を買入れ、海外へ輸出を業とする者にして、兩者は全く異りたる業を營むものなり。
- 一、輸出商が従來前記組合に加入せし理由は輸出商は一小部分の生絲を問屋の手を経ずして直接製絲家より買入るゝ事あり、之の場合製絲家の取引上に於て問屋と同一歩調を採る爲め

加入せるものなり。

- 一、前記同業組合定款第三十七條に據れば、總會の議事は出席員の過半数を以て議決せられ第五條に於て其決議には違背することを禁じあり、然るに現在組合員總數は五十二名にして其中輸出商は僅に八名なれば、兩者の利害相反する事項の決議をなすに當り決議の公正を期することを得ず。

- 二、從て從來多くの問題の審議に當りては、輸出商は除外され、有志會なる名を以て所謂問屋業者のみにて協議せられしこと多く、重要事項を協議するに當り、輸出商の立場より見たる意見を發表すること不可能となり、重要物産組合法第二條に規定せられたる組合員協同一致して營業上の弊害を矯正し其利益を増進する本來の目的を達し得ず。

- 一、故に此際我等輸出業者一同は組合を脱退し輸出業者のみを以て組織し居る私設組合「生絲輸出商同業會」を通じ重要問題を其所信に向て充分徹底的に調査講究の上他の組合と腹藏なき意見を交換討論することが眞の諒解を得る途にして且つ斯業の發達改善を徹底的に完成し得る唯一の方法なりと信するものなり。

- 一、實情如此なるを以て下記のもの組合脱退を許可あらんことを切望するものなり。

生絲輸出商同業會員連署

六、社團帝國蠶絲組合

本邦重要物産たる生絲は、其價格の變動常なく從つて當業者屢々事業の安定を

欠くものあると共に、財界に及ぼす影響亦頗る甚大なるものあるが故に、之が救済を目的として平素より豫め貯蓄をなし、他日の恐慌に備へんとし、若尾幾造、尾澤琢郎等十六名の主唱の下に大正八年三月十日認可を得て、社團法人組織を以て當組合を組織せり、現今組合事務所を横濱市南仲通二丁目二十番地に置けり。

同組合員は製絲業者一千二百七十三名、組合員所屬工場一千七百九十五工場、組合員所屬釜數貳拾四萬三千九百十六釜、生絲賣込問屋三十九名、計一千三百十二名にして、支那朝鮮外二府四十四縣下に組合員を有する有様なり。昭和二年三月現在同組合は備荒貯蓄の趣旨を以て、組合員の出資金を蓄積し、業界非常時に際し、擁護救済を圖る事を目的となせるものにして、組合員は左記の區別に従ひ組合存續期間中出資を爲す可き事となせり。

- 一、生絲賣込問屋若しくは之に準すべき業務を爲す者に生絲の販賣を委託し、又は輸出商に生絲を販賣し、若しくは販賣の委託をなす者に在りては、其横濱港又は神戸港に出荷したる生絲壹捆(九貫匁)又は之に相當する數量毎に壹圓。
- 二、生絲賣込問屋若しくは之に準す可き業務を爲す者に在りては、其取扱ひたる生絲壹捆(九貫匁)又は之に相當する數量毎に拾錢。

三、生絲の輸出を爲す者にありては、直接荷主より買入れ若しくは委託を受けたる生絲壹捆九貫
匁又は之に相當する數量毎に拾錢、

大正八年同組合の組織せられしより以來、幾度か業界救済を要する時機に遭遇したれども、未だ其目的を遂行するに足る資力を有せざりしが故に、其機能を發揮する事を得ざりしも、大正十五年秋、絲價暴落市況の悪化甚しきに至るや、十一月十二日臨時總會を開き、定款による目的遂行を決議し、其資金の内より金六拾萬圓を帝國蠶絲倉庫株式會社に融通し、蠶絲業同業組合中央會決議事項たる生絲共同保管の舉を助成することとなせり、絲價幸に此舉によりて多少維持せらるゝ所ありき、現在同組合の資産總額八十九萬二千七百七十九圓餘(昭和二年三月)に及べるものあり。(卷末 同組合定款參照)

七、横濱蠶絲俱樂部

大正五年三月十一日横濱市場に於ける蠶絲業者及び其關係者が相互の意志を談笑の中に疏通し、利便を娛樂の間に得るを以て目的となし、横濱蠶絲俱樂部を創立せり、會費は毎月壹圓より五圓迄となせり。

大正八年横濱市北仲通四丁目に俱樂部を新築し、蠶絲業關係各事務所、會議室、食堂、談話室、娛樂室等の設備を整へ、殆んど市内の蠶絲業關係者を會員となし、集會交歡等に利用せしが、不幸震災に遇ひ、其後本町一丁目十七番地に應急假設せり、現在會員百十餘名を算せり。

八、帝國蠶絲倉庫株式會社

帝國蠶絲倉庫株式會社の設立を見るに至れるは、大正十一年一月第二回帝國蠶絲株式會社が其使命を全うして解散せる際、其剩餘金中より横濱に生絲絹物専用倉庫を設置する條件を以て、百八拾萬圓を政府に寄附し、政府は之を以て生絲検査所新築と共に、同一の場所に倉庫を新築せるに端を發したるものなり。

即ち該倉庫を使用し、蠶絲並に絹物輸出貿易の進展を圖り、取引の圓滑を期する爲め、生絲絹物及び蠶絲副産物に關する倉庫業を營み、又所有建築物の賃貸を爲すことを主目的と爲し、大正十四年十一月九日、十一日の兩日創立委員會を開き、定款目論見書等を議決し、大正十五年四月二日設立總會を了せるものにして、株式六萬株、資本金參百萬圓、株主八百八十名(昭和二年四月)を以て事業の開始を爲せるもの

なり。

同倉庫は生絲検査所廳舎の敷地、即ち横濱市北仲通五丁目七十一、二、三番地同六丁目七十七番地に跨り、總敷地面積約壹萬坪にして、同倉庫は鐵筋コンクリート三階建四棟千六百坪、其延坪六千五百三十三坪に亘り、同倉庫事務所として三階建七十五坪、延坪二百三十五坪を有し、此處に生絲、絹物、屑絲の保管を爲すものにして、如斯き専門倉庫として設備頗る完全せるものなり。

今同社の事業目論見書及び收支概算書を掲ぐる時は次の如し。

帝國蠶絲倉庫株式會社目論見書

資本金參百萬圓也

四分ノ一拂込(七拾五萬圓)

事業概要

一、生絲絹物倉庫

生絲検査所附屬倉庫四棟を借受け一日平均生絲參萬捆絹物六拾萬圓を保管する見込み、保管料は保險料を含み生絲一捆に付日歩金貳錢、絹物は價格壹千圓に付日歩金貳錢の割

一、屑物倉庫

貳拾四萬圓を以て六百坪貳階建(延坪數千二百坪)坪當り二百圓の倉庫を建築し一日平均七千五百俵の屑絲を保管する見込、保管料は保險料を含み一俵に付日歩壹錢八厘

但し此計畫は五年以内に實現する見込

一、ビルディング經營

七百坪五階建(地下室を含み)延坪數三千五百坪のビルディングを建築し生絲絹物關係商店の店舗として貸付、此建築費壹百四拾萬圓(坪當り四百圓)貸室料一ヶ月坪七圓平均の見込。

一、資金運用

拂込資本金七拾五萬圓の内拾壹萬圓を政府に對する保證金並に借庫料前納金、會社の器具什器其他の購入費又は登録税及運轉資金とし、貳拾四萬圓を屑物倉庫建築費とし、四拾萬圓をビルディング建築費に加へ、ビルディング建築費壹百四拾萬圓の内壹百萬圓は年利八分以内の資金を借入して之に充つる見込。

收支概算書

收入之部

一、保管料

金貳拾七萬貳千六百五拾五圓也

二、ビルディング貸室料

金拾六萬八千圓也

三、雜收入

金五千圓也

計

金四拾四萬五千六百五拾五圓也

支出之部

一、保管料

金五萬參千六百六拾圓也

二、諸税及び公課

金壹萬九千貳百拾參圓也

第一編 生絲の輸出

三、支拂利息	金八萬圓也
四、動力費地代其他經費	金六萬五千八百八拾圓也
五、役員報酬	金八千六百圓也
六、従業員給料賞與	金五萬八千八百圓也
七、建築費消却及修繕費	金參萬圓也
八、政府貸下料	金參萬六千圓也
計	金參拾五萬貳千五百五拾參圓也
差引純益	金九萬參千五百〇貳圓也

此處分案

- 一、法定積立 金五千圓也(百分ノ五以上)
- 一、株主配當 金七萬五千圓也(年壹割)
- 一、所得税引當 金七千圓也
- 一、後期繰越 金六千五百〇貳圓也

前述せるが如く大正十五年十一月蠶絲業同業組合中央會が市況救濟策として生絲の共同保管を議決するや、當社は中間に於て何等の利益を見ずして共同保管生絲を擔保として、資金の貸出を開始し、共同保管生絲一千一百三十口、約壹百拾三萬斤に對し、金壹千五百貳拾五萬五千圓の貸附をなせり、當社の如きは生絲貿易界

に於ける頗る重要な地位を占むるものなること、敢て詳論することを要せざる可し。

九、横濱取引所

明治二十六年三月取引所新法の發布せらるゝや、横濱市内の蠶絲貿易商有志相謀り蠶絲、製茶、織物、綿絲、海産物の取引所設置の計畫を立て、原善三、郊外四名を委員に選び、同年十月發起人會を開き、創立委員を選定し、同十二月設立認可を得、横濱蠶絲外四品取引所と稱し、翌二十七年五月南仲通三丁目の新營業所に移轉し、同七月一日より營業を開始せり。

當時の資本金は貳拾萬圓にして其四分の一拂込にて事業を始め、理事長に原善三郎を挙げ、仲買人總數六十一名ありき。後明治三十九年取引物件を變更して蠶絲、製茶、織物、海産物、砂糖となし、資本金を壹百萬圓に増加せり。

明治四十二年暮横濱米穀株式取引所との合併談成立し、翌四十三年三月合併實現し、爲に資本金倍加し、賣買物件は更に株式米穀及び雜穀を加へ、商號を變更して横濱取引所と改稱するに至れり。大正元年株式の賣買に關連して財産整理の爲

め、一部資本金減少の止なきに際會せしも、此事以外には所運極めて順調に推移し、完全賠償の責任を完實する爲め、資本金愈加はり、大正九年六百五拾萬圓廿六萬株となれり。

大正九年第二帝國蠶絲株式會社設立せらるゝや、絲價維持の國策に殉して、大正十年上半期は賣買立會を休止すること殆んど半歳の長きに亘りしも、能く犠牲に甘じて、國民經濟の尊重を達成する所ありき。大震火災に依る災害甚しかりしも、急遽之が復舊に努め、罹災地の何れの取引所よりも早く市場を開始せるは吾人の耳尙新なる所なり。

左に同所業務規定中蠶絲に關する條項の一部分を抽出し、同所事業の大要を説述す可し。

第二條 市場の立會は毎日之を本場及後場に分つ、立會の回数及其開始の時刻は左の通とす。

本場第一節 午前九時二十分 第二節 午前十一時二十分

後場第一節 午後一時二十分 第二節 午後二時五十分

第二十七條 清算取引の限月及期日を左の通とす

生絲六ヶ月以内

第二十九條 清算市場に於て賣買取引すべき生絲は器械太絲矢島格を以て標準とす。

第三十三條 清算取引の賣買單位及呼値は左の如し。

一、生絲 賣買單位十斤 呼値 十斤

第三十五條 生絲の賣買は同限月のものは一日中に於て前日の立會の最終値段に比し、十斤に付二十圓以上の高低ある値段を以て取引可らず、且一日中の既に決定せられたる最高値段に比し、十斤に付二十圓以上低落し又は最低値段に比し同様の昂騰あるを許さず。

前項の規定は前日に於て比較すべき相場なき場合及壹月限の賣買に之を適用せず。

第六十條 賣方の引渡す生絲は本所に於て仕譯の上、織度並に繰返は一口(千斤)毎の總荷の内より適宜五十總を抜き、横濱生絲検査所の検査に附し、其検査證十枚の成績が左表の條件を具備し、且つ色澤品位之に相當するを要す、但し必要を認めたる時は検査證十枚の内規定外のもの四枚以内なる場合に限り、其部分には再検査に附することあるべし。

織度普通呼稱	織度	平均	織度	區	織度	範圍	一時間均斷平均數
十四中	二三・七五乃至一四五〇		二三・二五乃至一五〇〇		一〇・五〇乃至一八・五〇		六回以内

色澤及品位の検査は總荷に付き之を爲すものとす。

生絲の重量は本所に於て看貫の上之を決定す。

正量は一口(千斤)の内より適宜四梱を抜き検査に附し、其成績に基き一口の數量を算定するものとす。

正量検査の結果正量が總原量以下にして、其差が總原量の百分の二を超ゆるものを不合格品とす。

第六十一條 前條の規定に該當したる生絲に對し左の格付を以て受渡を爲すものとす、格下五圓を超過するものは不合格品とし、渡品に供することを得ざるものとす。

	格 上		格 下	
百斤に對し五圓	同	五圓	同	五圓

前條の格付は本所之を決定す。

第六十四條 受渡に供すべき生絲は本所の準備検査合格品たるべし、若し準備検査未済品を差出す場合に於ては渡品千斤に付金百圓宛を相手方に支拂ふべきものとす、此金額は現品と同時に本所に差出すべし。

第六十五條 生絲は毎年七月以降は新絲(當該年の産繭を以て製絲したるものを云ふ)を以て受渡を爲すべきものとす。

新絲は限月に拘はらず古絲の代用として渡品に供することを得べし、此場合に於ては新古絲同格とす。

第六十六條 受渡品一口(千斤)の數量は三十斤以上の過剩若しくは二十斤以上の不足あるを許さず、前項の規定以上の不足あるときは數量の看貫を了したる日より、三日以内に一回を限り填補せしむることあるべし。

第六十七條 渡品中不合格品あるときは、検査決定の日より三日以内に一回を限り差換品を差出さしむ。

前項の差換品中尙不合格品あるときは、更に三日以内に一回を限り差換品を差出さしむ。不合格品として決定せられたる商品は再度渡品として提供することを許さず。

第七十二條 生絲受渡品検査の有効期間は、毎年六月末日迄とす、但し六月以前に検査を受けたる新絲の有効期に付ては、七月以降の検査合格品に同じ。

第七十六條 生絲の検査料は一口(千斤)金拾八圓とす。

横濱取引所の賣買物件は蠶絲、米株式にして、最近十ヶ年間平均に於て一日出來高蠶絲七萬五千五百斤、米九千九百石、株式二千株に及べるものあり。蠶絲貿易上該取引の大關係を有するは論ずるの要なき所なりと雖も、此點に關しては他日の研究發表に依る可きが故に茲に之を省略せり。

次に神戸市場に於ける同種の團體に就て觀るに、神戸蠶絲貿易商同業組合、關西蠶絲絹業協會の二者は之が主たるものにして、其事業の内容は略横濱に於ける同種機關と類似せるものあり。

一〇、神戸蠶絲貿易商同業組合

大正十二年の關東地方の大震災を近因となし、再蠶絲貿易を開始したる神戸港は、爾來順潮なる發展を來し其基礎亦確立するに至りしが故に、茲に蠶絲貿易商同業組合を設立するを急務となし、從來當業者によりて組織せられし神蠶會を中心となし、大正十三年六月二十六日株式會社生絲共同荷受所外八名の發起人の名義を以て、縣に對し發起認可の申請を爲し、七月四日該認可の指令を得るや、同十六日創立總會を開き、定款並に豫算を議決し役員を選定を終り、翌十四年一月二十八日主務省の指令を得、神戸蠶絲貿易商同業組合として設立せられたり、

一一、關西蠶絲絹業協會

神戸市場には從來生絲關係として、神蠶會あり絹物關係として絹親會あり、兩者共に同業者の親睦を圖る事を以て目的となせり。然るに突如として神戸港が蠶絲絹物の輸出港として發展の曙光を得るに至るや、兩會共に小異を捨て、大同を採り新興市場の爲に爲す所あらんとし、大正十三年十月以來廣く關係者に對して勸誘する所あり、同年十一月十二日神戸商業會議所に於て創立總會を開催し、越えて十二月五日會員六百餘名を有する一大團體としての發會式を舉行せり。

同協會は神戸生絲絹物市場確立に對して多大の貢獻を爲せるものにして、又之を其主目的となせるが故に、前述せる神戸蠶絲貿易商同業組合及び神戸輸出絹物同業組合の組織成立するや、其事業の大半は兩組合に於て處理せらるゝ事となれるが故に、只生絲及び絹物業を中心となし神戸港に於ける有力者生絲貿易業者絹物貿易業者及生産者等の親交機關として、存續するに過ぎざる事となれり。

第四節 生絲取引上の諸規定

現在横濱生絲市場に於ける生絲取引規定としては、横濱生絲賣込問屋に於て制定せられたる同申合規則及び生絲輸出高と賣込商との協定によれる、横濱生絲貿易規則の二者之が主たるものなり、而して前者は製絲家と賣込問屋との間の各種商事的关系を規定せるものにして、後者は生絲賣込商と輸出商との間の取引上の諸問題を協定せるものなりとす。

横濱生絲賣込問屋申合規則は前述せるが如く、横濱蠶絲貿易商同業組合の前身なる小手巻講により作られ、明治十六年七月一日より實施せられたるものにして、委託の權限、立替金の利息、賣捌手数料、荷掛金等に關する事より、賣込問屋と製絲家

との間に於ける取引諸般の關係を定めたるものにして、其目的は、便益を將來に圖り紛擾を未發に防ぎ縦ひ葛藤を萬一に生ずる事あるも、其際互に相據る所ありて斯業をして益盛大ならしめんとするに在り」と雖も、同規則の内容に就いて觀るに生絲賣込問屋が單に貸主としての權利を主張したるに過ぎざるものなり、之れ當時薄資にして而も商業道德幼稚なりし製絲家に對應しては、又止を得ざりし所なる可し。(附録參照)

横濱生絲貿易規則は横濱蠶絲貿易商同業組合の主唱により、當時外國商館の生絲貿易上專横甚しく従つて市場の弊習尠らざりしが爲、之を矯正せんと欲し、組合に於て數ヶ條の改革案を提出し、外商亦數ヶ條の議案を以て之に臨み三十二年六月十四日其交渉を開始し、爾來數次會見の結果翌三十三年一月十六日協定せるものなり、而して同年七月一日より實施せられたるものなりとす、其後水分検査に關して不備なる點を發見し、同年七月二十五日及び三十六年五月二十九日附を以て二回の追加補足をなし、以て今日に至れるものなりとす。

横濱生絲貿易規則

第一條 生絲水分検査ノ件(外國人提出)

若シ買ヒタル生絲ガ餘リ濕リテ見ユル時ハ買主ノ隨意ニ正量ヲ生絲検査所ニ依テ定メラルルコトヲ得而シテ正量ト原量トノ間百分ノ二以上ノ減量ハ賣主ヨリ買主ニ辨償サル可シ但シ此規則ハ明治卅三年七月一日ヨリ實行ス(輸出生絲検査法施行ニヨリ此必要ナシ)

第二條 看貫風袋ノ件(本組合提出)

生絲看貫ノ際使用スル籠或ハ金巾袋ハ總テ在目ヲ以テ計算ス可シ

第三條 結束絲及胴紙目引ノ件(本組合提出)

諸生絲ニ附スル結束絲ノ目引ハ總テ七分五厘ト定ム可シ買主ガ結束絲ノ重量一斤ノ七分五厘以上アリト主張スルトキハ賣主ハ故障ナク承認ス可シ胴紙ハ其在目ヲ以テ計算ス可シ

第四條 代金仕拂ノ件(外國人提出)

代金仕拂ハ從前ノ通りタル可シ

第五條 衡器ノ件(本組合提出)

諸生絲ヲ秤量スル衡器ハ二百五十斤掛ヲ使用シ其計算ハ一斤ノ四分ノ一ヲ以テス可シ

第六條 籠ノ件(本組合提出)

生絲ヲ秤量スルニ籠ヲ使用シタルトキハ買主ノ面前ニ於テ賣方隨意ニ之ヲ検査スルコトヲ得

第七條 検査絲ノ件(本組合提出)

検査ノ爲メ抜キタル絲ハ「コロ」ニ捲付ケタル部分ヲ除キ賣主ニ之ヲ返還ス可シ

第八條 見本絲ノ件(外國人提出)

第二編 生絲の輸出

買主ハ其代價ノ支拂ヲ爲ニアラサレバ參考品トシテ生絲ヲ拔キ取ルコトヲ得ズ
附記 第一條ヲ除キ前記ノ規則ハ明治三十三年一月十七日ヨリ之ヲ實施ス可シ

- 一、横濱生絲貿易規則第一條追加 (一)明治三十三年七月廿五日附
- 一、検査ヲ要スルトキハ各荷ノ半數ヲ検査所ニ送ルヘシ但シ其荷物ハ賣方及買方ノ代理者ニヨリテ分割スヘキモノトス若シ異議アル場合ニハ双方各總荷ノ四分ノ一ヲ撰ミ而シテ後之ヲ合併スルコト
- 二、半數ヲ検査所ニ送ル以前ニ普通ノ方法ニテ總荷ヲ秤量ス可シ而シテ検査所ノ公示表ハ單ニ水分ノ百分比ヲ定ムル爲メ參照スヘキモノトス
- 三、水分ニ對スル百分ノ二ハ正量ニアラスシテ原量ニ依リ計算スヘキコト
- 二、横濱生絲貿易規則第一條追加 (二)明治廿六年五月廿九日附
- 一、生絲水分検査ノ爲メ検査所ニ持込ムヘキ個數一口ノ取引個數四十個マデハ二分ノ一四十個以上ハ三分ノ一

以上掲げたる二規定は之を觀るに、前者即ち申合規則は賣込商の權利の主張に過ぎる可く、後者即ち貿易規則は其當時に於て最も弊習の多かりし點につきて協定せるものにして、過去の事たるの感なくんば非ず。

如斯きは申合規則は本邦生絲の輸出高僅に一ケ年五萬個内外なりし明治十六

年に於て、生絲貿易規則は輸出高十萬梱を超過せざりし、明治三十三年に於て作られたるものにして、後數次の改正を見たりと雖も、何れも單に字句の修正或は一部分の補足追加にして、依然として舊規定を今日に及ばせるものなるが故なり。

横濱生絲賣買の形式は十年一日の如く舊慣を墨守する事堅きが故に、之が改正の要なしと云はゞ止むべしと雖も、今や一ケ年間六十萬餘梱の入荷を見んとする現況にありては、不備不完全たるは免れざる所なるべし。嘗に之を抽象的に考察するも、尙更に大改正を加ふるの要ある可きを想見せずんば非ず。

更に前二規定を觀るに何れも取引上必要なる關係の一部分の協定にして、他の大部分は從來の慣習に據れるものとなしたるが如きは、賣買取引關係益複雑を加ふるに際し、徒に紛擾を醸すに致る可く、之が明示と共に新に附加せざる可らざる規定亦尠らざるべし。

當局茲に觀る所あり左記の如き輸出生絲検査關係法規を定め、輸出生絲は必ず國立生絲検査所の検査を受けたるものに非ざれば輸出することを得ざることゝなし、輸出による賣買取引は正量に依るに非ざれば爲すことを得ざることゝ爲せ

り。其詳細は次記せる輸出生絲検査法を以て觀る可きなり。

輸出生絲検査關係法規

○輸出生絲検査法(大正十五年四月二十九日公布 法律第三十五號)

- 第一條 生絲ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ正量ニ付國ノ生絲検査所ノ検査ヲ受ケタルモノニ非サレハ之ヲ輸出スルコトヲ得ス
主務大臣必要アリト認ムルトキハ公共團體ノ設クル生絲検査所ヲシテ前項ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ得
- 第二條 生絲ハ前條ノ検査ニ依ル正量ニ依ルニ非サレハ輸出ノ目的ヲ以テ其ノ賣買取引ヲ爲スコトヲ得ス
輸出ヲ業トスル者ノ主務大臣ノ指定スル地ニ於テ買入ノ爲ニ爲ス生絲ノ賣買取引ハ之ヲ輸出ノ目的ヲ爲スモノト看做ス
- 第三條 主務大臣特別ノ事情ニ依リ前二條ノ規定ヲ適用スル必要ナシト認ムル場合ハ命令ヲ以テ其ノ適用ヲ除外スルコトヲ得
- 第四條 當該官吏取締上必要アリト認ムルトキハ店舗倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況及帳簿生絲其ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證票ヲ携帯スヘシ
- 第五條 第一條及第二條ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

ス

- 第六條 正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ妨ケ者ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第七條 生絲ヲ輸出シ又ハ輸出ノ目的ヲ以テ生絲ノ賣買取引ヲ爲ス者ハ其ノ代理人戶主家族同居者雇人其ノ他ノ從業者カ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス
- 第八條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ生絲ヲ輸出シ又ハ輸出ノ目的ヲ以テ生絲ノ賣買取引ヲ爲ス者ニ適用スヘキ罰則ハ其ノ者カ法人ナルトキハ理事取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
生絲検査所法ハ之ヲ廢止ス
本法施行前ノ賣買契約ニ因ル生絲ノ受渡及其ノ生絲ノ輸出ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ヲ適用セサルコトヲ得輸出ヲ業トスル者カ本法施行前輸出ノ目的ヲ以テ買入チテ了シ又ハ輸出ノ委託ヲ受ケタル生絲ノ輸出ニ付テモ亦同シ

○輸出生絲検査法施行期日ノ件(大正十五年八月二十一日公布 勅令第三百八十七號)

輸出生絲検査法ハ大正十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

○生絲検査手数料令(大正十五年八月二十日公布 勅令第二百八十八號)

第一條 國ノ生絲検査所ニ輸出生絲検査法第一條第一項ノ規定ニ依ル生絲ノ正量検査ノ請求ヲ爲ス者ハ一俵ニ付一圓ノ手数料ヲ納ムヘシ

前項ノ正量検査ニ付検査員ノ出張ヲ請求スル者又ハ水分率ヲ檢定スヘキ俵數ノ割合ノ増加ヲ請求スル者ノ納ムヘキ増加手数料ハ農林大臣之ヲ定ム

第二條 輸出生絲検査法第一條第一項ノ規定ニ依ル生絲ノ正量検査ノ請求ヲ爲ス場合ヲ除クノ外國ノ生絲検査所ニ生絲ノ検査ノ依頼ヲ爲ス者ハ左ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納ムヘシ

一 正量検査

一 荷口ニ付行フ検査

一 俵又ハ之ニ相當スル數量ニ付

一 圓

各俵又ハ各捆ニ付行フ検査

一 俵又ハ一捆ニ付

一 圓五十錢

二 原量検査

一 俵又ハ一捆ニ付

七十五錢

三 練減検査

一件ニ付

二 圓

前項ニ掲クル検査ノ外國ノ生絲検査所ニ生絲ニ關スル特別ノ検査ノ依頼ヲ爲ス者ノ納ムヘキ手数料ハ農林大臣之ヲ定ム

第三條 國ノ生絲検査所ニ検査ノ檢定證ノ謄本ヲ請求スル者ハ一通ニ付五錢ノ手数料ヲ納ムヘシ

第四條 前三條ノ規定ニ依ル手数料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納ムヘシ

第五條 公共團體力輸出生絲検査法第一條第二項ノ規定ニ依リ其ノ生絲検査所ニ於テ生絲ノ正量検査ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ公共團體ハ其ノ検査ニ關シ第一條及第三條ノ規定ニ依ル手数料ヲ徵收スヘシ

前項ノ手数料ハ前項ノ検査ヲ行フ公共團體ノ收入トス

附則

本令ハ輸出生絲検査法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○輸出生絲検査法施行規則(昭和二年二月廿三日農林省令第一號 改正昭和二年六月第十八號)

第一條 輸出生絲検査法第一條ノ規定ニ依ル正量検査ハ生絲検査所ニ於テ之ヲ行フ但シ検査ニ支障ナキ場合ニ限り生絲検査所長ハ検査ヲ請求セムトスル者ノ申請ニ依リ生絲検査所ノ所在地ニ於ケル申請者ノ店舗倉庫其ノ他ノ場所ニ出張シテ検査ノ一部ヲ行フコトヲ得

第二條 検査ヲ請求セムトスル者ハ様式第一號ノ検査請求書ヲ生絲検査所長ニ提出スヘシ
検査ヲ受クヘキ生絲ハ出張検査ヲ請求スル場合ヲ除クノ外検査請求書ニ添ヘ之ヲ生絲検査所ニ提出スヘシ

検査請求書受付ノ日及時間ハ生絲検査所長ノ定ムル所ニ依ル
第三條 生絲検査所ニ於テ前條第二項ノ生絲又ハ第九條第二項ノ供試料絲ヲ受理シタルトキハ様式第二號ノ預證ヲ検査請求者ニ交付スヘシ

第四條 検査ハ洋儀造(但シ外装ヲ施サザルモノ)ノ生絲ニ付之ヲ行フ

第五條 検査ヲ受クヘキ生絲ハ輸出ノ目的ヲ以テ賣買取引セラルルモノニ在リテハ賣買取約ニ因リ受渡ヲ爲スコトノ確定シタルモノナルコトヲ要ス但シ洋儀取引ヲ爲ス場合ニ於テ農林大臣ノ認可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ノ認可ヲ受ケムトスル者ハ洋儀取引ニ關スル契約ノ内容ヲ證明スヘキ書類ヲ添ヘ様式第三號ノ申請書ヲ生絲検査所長ヲ經由シ農林大臣ニ提出スヘシ

第六條 検査ハ左ノ各號ニ掲クル方法ニ依リ之ヲ行フ

一、一荷口全部ノ生絲ニ對シ俵毎ニ其ノ全量ヲ秤量シ各俵ノ全量中ヨリ其ノ風袋量(供試料絲ヲ採取シタル俵ニ在リテハ其ノ風袋量及水分率檢定ノ用ニ供シタル供試料絲ノ重量)ヲ控除シテ各俵ノ生絲ノ原量ヲ定ム

二、一荷口ノ總俵數ノ十分ノ四端數ハ之ヲ切上グニ相當スル俵數ノ生絲ニ付各俵毎ニ其ノ異レル括ヨリ採取シタル供試料絲八本ヲ同數ノ二區ニ分チ各區ニ付原量ニ對スル水分量ノ百分比例ヲ求メ之ヲ平均シテ其ノ俵ノ水分率トシ(但シ二區ノ水分率ノ差カ百分比ニ於テ〇・五以上ナルトキハ他ノ異レル括ヨリ採取セル四本ノ供試料絲ヲ一區トシテ其ノ水分率ヲ求メ三區ノ水分率ヲ平均シテ其ノ俵ノ水分率トス)各俵ノ水分率ヲ平均シタルモノヲ以テ其ノ荷口ノ水分率トス但シ各俵ノ水分率中其ノ最も多キモノト最も少キモノトノ差カ百分比ニ於テ一以上ナルトキハ更ニ其ノ荷口ノ十分ノ一端數ハ之ヲ切上グニ相當スル他ノ俵ノ水分率ヲ求メ之ヲ加算平均シタルモノヲ以テ其ノ荷口ノ水分率トス

三、各俵ノ原量ニ其ノ荷口ノ水分率ヲ乘シタル積ヲ其ノ原量ヨリ控除シテ其ノ俵ノ無水量ヲ求メ之ニ其ノ百分ノ十一ヲ加ヘタルモノヲ以テ其ノ俵ノ正量トス

四、各俵ノ正量ヲ合算シタルモノヲ以テ其ノ荷口ノ正量トス
検査請求者ノ申請ニ依リ生絲検査所長特ニ必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ依リ水分率ヲ檢定スヘキ俵數ノ割合ヲ増加スルコトヲ得

第七條 第一條但書ノ規定ニ依リ出張検査ヲ請求セムトスル者ハ様式第四號ノ申請書ヲ生絲検査所長ニ提出シ其ノ許可ヲ受クヘシ

第八條 前條ノ許可ヲ受ケタル者ハ其ノ検査ヲ受ケムトスル場所ニ必要ナル設備及雜役従事者ヲ備ヘ且其ノ使用ニ要スル一切ノ費用ヲ負擔スヘシ

第九條 出張検査ハ各俵ノ生絲ノ原量ノ檢定、供試料絲ノ採取及其ノ原量ノ秤量ノミニ付之ヲ行フ

原量ノ秤量ヲ終リタル供試料絲ハ検査員ノ指揮ニ從ヒ検査請求者ニ於テ遲滞ナク之ヲ生絲検査所ニ提出スヘシ

検査員ハ検査ニ關シ必要ナル處置ヲ爲シ又ハ指揮ヲ爲スコトヲ得

第十條 生絲検査所長検査ニ關シ必要アリト認ムルトキハ検査請求者ヲシテ生絲ノ解裝若ハ包裝ニ立會ハシメ又ハ生絲ノ解裝若ハ包裝ヲ爲サシムルコトヲ得

第十一條 生絲検査所検査ヲ終リタルトキハ其ノ生絲ノ荷口ノ各俵ニ様式第五號ノ檢定證ヲ挿

入シ様式第六號ノ検査済證票ヲ結附シ且封印ヲ施スヘシ但シ検査終了後倭造以外ノ包装ニ改装セラルル生絲ニ付テハ検査請求者ノ申請ニ依リ改装完了前其ノ内装ニ當該檢定證ヲ挿換ヘ検査済證票ヲ結附シ且封印ヲ施スコトヲ得

第十二條 生絲検査所前條ノ手續ヲ終リタルトキハ検査請求者ニ對シ検査終了ノ旨ヲ通知シ様式第七號及第八號ノ檢定證各一通ヲ交付スヘシ

第十三條 検査請求者前條ノ手續ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク第三條ノ預證ト引替ニ生絲又ハ供試料絲ノ引取ヲ爲スヘシ

検査請求者前項ノ生絲又ハ供試料絲ノ引取ヲ爲ササルトキハ生絲検査所長ハ之ヲ検査請求者ノ負擔ニ於テ返送スルコトヲ得

第十四條 検査請求者ハ檢定證ノ謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第十五條 輸出生絲検査法第一條第二項ノ規定ニ依リ生絲ノ検査ヲ爲サシムル生絲検査所ハ之ヲ設クル公共團體ノ申請ニ依リ農林大臣之ヲ指定ス

前項ノ規定ニ依リ指定ヲ受ケタル生絲検査所ハ國ノ生絲検査所ト同一ノ方法ニ依リ正量検査ヲ行フヘシ

第十六條 農林大臣ハ前條第一項ノ規定ニ依リ指定ヲ受ケタル生絲検査所ヲ設クル公共團體ニ對シ其ノ生絲検査所ノ正量検査ニ關シ報告ヲ求メ検査ヲ爲シ設備及検査方法ノ變更ヲ命ジ其ノ他監督上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十七條 第十五條第一項ノ規定ニ依リ指定ヲ受ケタル生絲検査所正量検査ニ關シ勅令本則又

ハ本則ニ基キテ爲ス命令若ハ處分ニ違反シタルトキハ農林大臣ハ其ノ指定ヲ取消スコトヲ得第十八條 農林大臣第十五條第一項又ハ輸出生絲検査法第二條第二項ノ指定ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スヘシ之ヲ取消シタルトキ亦同シ

第十九條 第六條ニ準スル方法ニ依ル生絲検査所ノ検査ヲ受ケタル生絲ニ付テハ其ノ検査ハ生絲力取引所ノ封印附ナル場合ニ限り之ヲ本則ニ限り爲シタルモノト看做ス

第二十條 取引所ノ封印附生絲ヲ輸出ノ爲改装セムトスル場合ニ於テハ様式第九號ノ申請書ニ生絲及生絲検査所ノ正量ノ檢定證ヲ添ヘ之ヲ其ノ検査ヲ爲シタル生絲検査所ニ提出シ様式第六號ノ検査済證票ノ結附及封印ノ施行ヲ受クヘシ

第二十一條 汚損其ノ他已ムヲ得サル事由ニ因リ検査済生絲ヲ改装セムトスル場合ニ於テハ様式第十號ノ申請書ニ生絲ヲ添ヘ之ヲ其ノ検査ヲ爲シタル生絲検査所ニ提出シ検査済證票ノ再結附及封印ノ再施行ヲ受クヘシ

第二十二條 生絲検査所長必要アリト認ムルトキハ生絲検査所ノ所在地ニ於ケル申請者ノ店舗倉庫其ノ他ノ場所ニ出張シテ第十一條但書第二十條又ハ前條ノ手續ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ申請者ハ生絲検査所ニ生絲ヲ提出スルコトヲ要セス

第二十三條 生絲ヲ輸出ノ爲包装スル場合ニ於テハ検査済證票ノ證印ノ部分ハ之ヲ包装ノ外部ニ表スヘシ

第二十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ輸出生絲検査法第一條及第二條ノ規定ハ之ヲ適用セス

- 一 玉絲又ハ野蠶絲ヲ輸出セムトスルトキ
 - 二 玉絲又ハ野蠶絲ヲ賣買取引セムトスルトキ
 - 三 本邦産ニ非サル生絲ヲ賣買取引シ又ハ輸出セムトスルトキ
 - 四 商品見本用生絲ヲ賣買取引シ又ハ輸出セムトスルトキ但シ見本ノミニ適用スル數量ノモ
ノニ限ル
 - 五 博覽會、展覧會、品評會、共進會等ヘノ出品用、標本用、學術研究用其ノ他營利ノ目的ニ供セラレ
サル生絲ヲ賣買取引シ又ハ輸出セムトスルトキ
- 前項第一號ノ場合ニ於テハ生絲ノ外装ニ玉絲又ハ野蠶絲ナル旨ヲ表示スヘシ
- 第二十五條 検査請求者生絲検査所ノ所在地ニ住所又ハ營業所ヲ有セサルトキハ検査ノ請求ニ
關シ其ノ地ニ住所又ハ營業所ヲ有スル代理人ヲ定メ之ヲ生絲検査所長ニ届出ツヘシ之ヲ變更
シタルトキ亦同シ
- 第二十六條 検査請求者輸出ノ目的ヲ以テ賣買シタル生絲ノ受渡ヲ終リタルトキハ遲滞ナク様
式第十一號ノ届書ヲ生絲検査所長ニ提出スヘシ
- 第二十七條 輸出生絲検査法第四條ノ證票ハ様式第十二號ニ依ル
- 第二十八條 出張検査ノ許可ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ生絲検査所長ハ其ノ
許可ヲ取消スコトヲ得
- 一 第八條又ハ第九條第二項ノ規定ニ依ル義務ヲ履行セサルトキ
 - 二 第九條第三項ノ規定ニ依ル検査員ノ處置ヲ拒ミ又ハ其ノ指揮ニ違背シタルトキ

- 三 不正ノ手段ニ依リ検査ヲ受ケ又ハ受ケムトシタルトキ
- 第二十九條 本則中生絲検査所又ハ生絲検査所長トアルハ第七條第二項及第十五條乃至第十七
條ヲ除クノ外國又ハ公共團體ノ生絲検査所又ハ其ノ所長トス
- 第三十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 一 不正ノ手段ニ依リ検査ヲ受ケ又ハ受ケムトシタル者
 - 二 検査證又ハ検査濟證票ヲ不正ニ使用シ又ハ使用セムトシタル者

附則

- 第三十一條 本令ハ昭和二年七月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 第三十二條 第十一條、第二十條及第二十一條ノ規定ニ依ル封印ハ申請ニ依リ當分ノ内之ヲ施サ
サルコトヲ得
- 第三十二條ノ二 前條ノ場合ニ於テ第十一條ノ檢定證ハ申請ニ依リ當分ノ内同條ノ検査濟證票
ト同様ノ検査濟證票ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得
- 第三十三條 輸出生絲検査法第二條ノ規定ハ同法施行前ノ賣買契約ニ因リ昭和二年七月三十一
日以前ニ生絲ノ受渡ヲ爲ス場合ニハ之ヲ適用セズ但シ昭和二年度ノ繭ヲ以テ製産シタル生絲
ニ付テハ輸出ヲ業トスル者カ其ノ賣買契約ニ基キ同法施行前引込ヲ爲シタル場合ニ限ル
- 第三十四條 輸出生絲検査法第一條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル生絲ヲ輸出スル場合ニハ
之ヲ適用セズ但シ繭メ生絲検査所長ノ承認ヲ受ケ且昭和二年十二月三十一日迄ニ關稅法第三

- 十一條ノ規定ニ依ル免許ヲ受ケタルモノニ限ル
- 一 前條ノ規定ニ依リ輸出生絲検査法第二條ノ適用ナキモノ
 - 二 輸出ヲ業トスル者カ輸出生絲検査法施行前輸出ノ目的ヲ以テ買入テ了シ又ハ輸出ノ委託ヲ受ケタル生絲ニシテ同法施行ノ際現ニ生絲検査所ノ所在地ニ存スルモノ
- 第三十五條 前條但書ノ承認ヲ受ケムトスル者ハ昭和二年七月三十一日迄ニ様式第十三號ノ申請書ヲ生絲検査所長ニ提出スヘシ
- 第三十六條 生絲検査所長第三十四條但書ノ承認ヲ爲シタルトキハ様式第十四號ノ證券ヲ生絲外装ニ結附スヘシ(様式省略)

輸出生絲検査法は正量取引に關するものにして、此點に關して後章更に詳説す可きが故に今之を省略せり。

第五節 生絲検査所

生絲検査所は從來生絲賣買兩者の中間に介在し、當業者の任意希望により無手数料を以て公明嚴正に生絲の検査をなし、取引上の便益と圓滑とを圖り、且つ検査の成績を公表して斯業の改良を促すこと等なる事業を行へるものなりしも、前述せるが如く輸出生絲検査法の發布と共に、同法施行せらるるに至るや、生絲検査所

は生絲輸出上殊に必要欠く可らざる一機關たるに至れり。

前編に於て述べたるが如く本邦生絲検査所は、明治二十八年六月十七日法律第三十二號生絲検査所法の發布に依り、翌二十九年四月一日より横濱及び神戸二港に之が設置を觀るに至りしも、神戸生絲検査所は同港より輸出する生絲が僅少にして、特に之を設置するの要を認めざりしが故に、明治三十四年三月之を廢し、横濱生絲検査所のみとなれり。然るに大正十二年九月關東地方大震災直後生絲輸出港として神戸が復活するに至るや、同年九月十四日神戸市參事會は市立生絲検査所設置並に之に要する追加豫算金九萬千七百參拾六圓を附議し、翌十五日緊急市會に於て之を可決し、翌十三年一月二十四日より事業の開始をなせり。

今官立横濱生絲検査所及び市立神戸生絲検査所に於ける生絲検査事業に就て略述す可し。

一、横濱生絲検査所

横濱生絲検査所創立以來の検査件數を觀るに次表示せるが如きものあり。

生絲検査件數開所以來各五ヶ年平均

年次	原量検査	正量検査	品位検査	練減検査	合計
自治治二九年至三三年五ヶ年平均	二七	一、〇八三	四、七一九	二一	五、八五〇
自 三四年至三八年	一〇三	三三、五三四	二二、八四一	一八	五、五四九六
自 三九年至四三年	四〇七	四三、六九五	五四、〇九七	二一	九八、三三〇
自 四四年至大正四年	五、二七四	六〇、五〇七	八一、一〇三	六〇九	一四七、四九三
自大正五年至九年	七、六四三	七五、七一二	九八、八七八	一、四一一	一八三、六四四
自大正一〇年至一四年	四三〇	八一、八八四	八八、三二六	三三三	一七〇、八七二
昭和元年	六三二	一〇八、四八七	六四、六九一	五二	一七三、八六二

前表示せるが如く検査件数は逐年増加せり、而して其検査の内容を觀るに明治三十三年以前にありては品位検査最も多數を占めしも、同年生絲貿易規則の制定により取引上水分検査の請求をなす者頗る増加し、三十四年以降正量検査最も多く、品位に對するものに次ぎ、明治四十一年頃より再品位検査最も多く、正量検査之に次ぐに至れり、之れ一つは其當時より正量検査にありては俵装のものに於て増加したるが故に、勢其件數に於て減少せるものなりとす。然れども輓近正量検査は著しく其件數を増加し、検査件數の過半は之に依りて占めらるるに至れり、次に練減検査にありては大正二年頃より俄に其數を増加せり、之れ練減量多き黃繭

種生絲の増加せるが爲なりとす、原量検査件數に至りては明治四十二年以來頗る激増し、輸出商の原量検査を請ふもの漸次増加するに至れり、従つて原量検査は殆んど洋俵装によれるものなりとす。

次に検査請求者別により生絲検査依頼者數を觀る時は次の如きものあり。

大正十二年	大正十四年		昭和元年	
	受檢人員	検査件數	受檢人員	検査件數
賣込問屋	二九	四六、六三二	二七、七五	三三
輸出商	二四	一一、四四二	七二、二五	二二
合計	五三	一六八、〇七四	一〇〇、〇〇	五四

前表示せるが如く生絲検査所の利用に對しては、賣込商よりも輸出商の方遙に多きものあり、尙輸出商中内外商々館別による、依頼件數に就て觀る時は次表示せるが如きものあり。

年次	請求件數(實數)		同百分比	
	内商	外商	内商	外商
大正一三	一一五、七七九	五二、二九五	六八、八九	三二、一一
一四	一二四、六五三	四二、三二八	七四、六五	二五、三五

昭和 元

一三六、二八四

三七五七八

七八・三九

二一・六一

以上論述せるは生絲検査所の事業の概要に就て過去の事蹟を略述せるものなり、然るに頃者輸出生絲検査法發布せらるるや生絲検査所官制亦改正せられ生絲検査所の事務管掌次の如く制定せられたり。

- 一、生絲に關する各種の検査
- 二、生絲の検査及貯藏に關する各種の研究及調査
- 三、生絲の検査及整理に關する講習及講話
- 四、生絲の検査に關する器具、機械其の他の物件の検査及鑑定
- 五、附屬生絲絹物倉庫の管理

生絲検査所は其組織に於て正量、品位、調査の三部庶務の一課を有するものにして、品位部に於て生絲の品位に關する調査を行ひ、原量、正量、練減及水分の検査は之を正量部に於て行へり。而して生絲検査は之を輸出検査の外普通の検査及特別の検査の二種となすものにして、各之を左の如く細分せり、尙項の下に記述せる生絲の單位は検査に當り提出す可き現品の數量を示せるものなり。

[一] 普通の検査

- (一) 正量検査
 - (イ) 一荷口に付行ふ検査 每件 一荷口に屬する俵又は梱全部
 - (ロ) 各俵又は各梱に付行ふ検査
 - 每件 一俵又は一梱以上
 - 每件 一俵又は一梱以上
 - 每件 三本
 - 每件 五本
- (二) 原量検査
- (三) 練減検査
- (四) 品位検査

[二] 特別の検査

- (一) 水分検査 每件 一本乃至四本
- (二) 原量検査 每件 一本乃至四本
- (三) 練減検査 每件 一本又は二本
- (四) 品位検査 每件 一本乃至四本

生絲検査手数料は從來無料なりしも大正十五年八月改正せられ、輸出生絲検査法の規定による生絲の正量検査の請求に對しては、生絲一俵に付き壹圓の手数料を、尙水分率を検定す可き俵數の増加に伴ふ鑑定手数料の増加は、増加俵數一俵に付壹圓出張検査を請求する場合の増加手数料は一俵に付六拾錢の手数料を支拂ふ可き事となせり、尙輸出生絲検査法第一條以外の生絲検査に對しては左記の如

き手数料を納入す可きことゝなせり。

一、正量検査	一俵又は之に相當する數量に付	壹圓
一、荷口に付行ふ検査	一俵又は一梱に付	壹圓五拾錢
各俵又は各梱に付行ふ検査	一俵又は一梱に付	七拾五錢
二、原量検査	一件に付	貳圓
三、練減検査	一件に付	貳圓
四、品位検査	一件に付一項目毎に	貳拾錢

横濱生絲検査所にありては明治三十八年以來毎年一回一月より五月に至る五ヶ月間、生絲整理工の養成を爲せると、同四十四年以來請求に應じ蠶絲類及製絲用水の分析を爲し、且つ蠶絲業に必要な化學的試験及び研究の途を開けり。

二、神戸生絲検査所

神戸生絲検査所は前述せるが如く大正十二年九月十五日同市々會に於て設置を可決せられ、翌十三年一月二十四日より事業を開始せるものにして、開所以來の生絲検査件數は次表示せるが如きものあり。

年次	原量検査	正量検査	品位検査	練減検査	合計
大正一三	七〇	五、八三八	一一、八一三	一	一八、七三一
一四	八六	一〇、七〇七	一三、八四七	一〇	二四、六五〇
一五	七〇	一五、七九四	九、一〇三	一〇	二四、九七七

同検査所に於ける事務に關しては、神戸市條令第十七號を以て所定せるものにして、其範を官立横濱生絲検査所に採れるものなるが故に之を省略す可し。

輸出生絲検査法制定せらるるや同法第一條に於て公共團體の設くる生絲検査所にありても、主務大臣必要ありと認むる場合に輸出検査を爲さしむる事となせるものにして、農林省告示を以て輸出生絲検査法第二條第二項の指定地として、神戸市を同施行法規則第十五條第一項により神戸市立生絲検査所を指定検査所となせり。

同検査所は先に建設費及び設備費七十六萬圓を費して神戸税關構内に新築し、昭和二年七月十七日落成式を舉行せり。同生絲検査所は新興神戸生絲市場の核心として、同市場の發達と共に益其所期の目的の遂行に努む可きものあるべし。神戸市は同所の設備一切を擧げて國に寄附し、爲に同所は明年度より國立検査所

として重きを關西斯業界に致すものあるべし。

以上横濱神戸兩生絲検査所に就て略述せる所を以て、生絲検査所が生絲貿易上緊要缺く可からざる機關なる所以を知る可きなり、殊新に制定せられし輸出生絲検査法、生絲屑物倉庫の管理等に關する重大なる關係は又之を評論するの要なかる可し。

第三章 製絲金融論

本章に於ては生絲貿易と密接なる關係を有する製絲工業の金融に就て論述せんと欲するものなり。抑製絲工業と其金融の關係たる頗る重大なるものにして、而も其機關及び之が利用の狀態たるや、極めて複雑せるものあり、例へば之を其機關より觀るも前述せるが如く、生絲賣込問屋の前貸原資金制度あり、銀行あり、繭絲會社あり、倉庫あり、其關係多岐多様に亘れり。

元來製絲工業資本は之を二大別し得可し、一は即ち設備資本にして固定的なるもの、他は流通資本にして之が活動を以て固定資本本來の目的を遂行せしむるものなり。

而して設備資本は(固定資本)自然要素、經濟的社會的關係等の地方的事情乃至は製絲經營目的の生産生絲の格經營規模等なる工場の性質により、或は殺蛹乾繭貯繭より、繰絲再繰仕上等に至る迄の全部の工程を行ひ、寄宿舎の設備を有するもの、又は其一部を缺くもの等なる製絲經營狀態の異同により、多少の差異を生ずるものにして、概論する事を得ざれども、現在製絲工程を完全に行ふ設備を整ふるには、繰絲一釜對四、五百圓乃至六七百圓を要す可きなり。

如斯きが故に製絲工場の新設に對しては比較的巨額なる固定資本を要するものなれども、一旦其資本を固定する時は爾後は同資本に對する利子年賦償却金保険金修繕費等を要するのみにして、其他の經營資本たる所要流通資本の巨額なるに比す可くもあらず。

然して經營資本としては生絲生産費たる勞働賃銀、食料、補助原料費、利子、公課、固定資本年賦償却金、保險費、雜費等に關する諸費用及び原料繭購入資金が主たるものなり。而して生絲生産費は製絲經營方針の如何により其間自ら多少あるもの

にして、生絲百斤生産に對し現在三百五十圓乃至五百圓となさば大差なかる可し、然るに經營資本の第二のものたる原料繭購入資金は製絲工業の性質として比較的高率を占むるものにして、生産費の三倍半乃至四倍に當れり、而して之を設備固定資本に比するに、繰絲一釜に對する一ヶ年所要原料繭額を以て算定する時は、之れ亦五、六倍乃至七、八倍に及べるものあり。

註 繰絲一釜當一ヶ年生産生絲の量を三樞半即ち三十一貫五百匁となし、生繭一貫より生絲百匁を得、生繭一貫の價格を十圓とす時は繰絲一釜當一ヶ年所要原料繭の價格は三千百五十圓たる可く、繰絲一釜の所要固定資本を四百圓とせば、此約八倍たる可く五百圓とせば約六倍たる可し。

製絲工業所要流通資本中原料購入資金即ち原資金は、如斯く多額を要するものなると共に、産繭の賣買は現今殆んど生繭を以て取引せらるるが故に製絲業者は其所要原料の殆んど大部分は繭出廻期節に於て購入せざる可らざるものなり、而して尙之に加ふるに生繭の賣買取引に於ては、信用取引延取引等は比較的少く現品の授受は直取引にして、而も養蠶家との取引に於ては商業手形を用ふる事殆んどなく全部現金によるものなるが故に、生繭登成時期に於ては全國に亘りて多額

なる金融の移動を見るものにして、國家金融政策上より觀るも亦頗る重要な關係を有するものなり。

註 一、大正十四年産繭總額は春夏秋繭合計に於て、八千五百十九萬八千七百六十八貫にして所要

原料資金は實に八億二千七百五十萬八千九十七圓に當れり。

二、農林省推定原資金額 (農林省 製絲金融ニ關スル調査)

金融市場より融通を求む可き繭所必要金額を産繭總價格の六五%と見積る時は最近五ヶ年間に於ける原料購入所要資金推定額は次の如し。

年次	春繭購入所要資金推定	上繭産額(千貫)	同上價格(千圓)	所要資金推定額(千圓)
大正 一	二九,九四八	三二八,三五七	四〇〇,九九一	二六〇,六四四
一 二	三五,一八五	三二八,三五七	四〇〇,九九一	二六〇,六四四
一 三	三四,九六〇	三二八,三五七	四〇〇,九九一	二六〇,六四四
一 四	三八,一〇六	三二八,三五七	四〇〇,九九一	二六〇,六四四
一 五	三九,二八六	三二八,三五七	四〇〇,九九一	二六〇,六四四
夏秋繭購入所要資金推定				
一 一	二二,〇六八	二二二,〇六八	二二二,〇六八	七三,八六八
一 二	二四,八〇五	二二二,〇六八	二二二,〇六八	七三,八六八

一三	二八、九五七	二六七、〇五七	九三、四七〇
一四	三五、七六八	三五九、七五五	一二五、九一四
一五	三五、六九四	二六一、六六〇	九一、五八一
三、橫濱正金銀行調査課春繭資金需要額(大正十四年)	(同行報告)	生絲貿易と外國爲替)	
四二、九二六千貫	春繭産高		
四四五、六一〇千圓	春繭價格		
三五六、四八八千圓	春繭資金需要總額(養蠶家消費掛取引及び地遣生絲賣上代金流用等 資金不要額を右の二割とする)		
六〇、六六八千圓	輸出生絲賣上代金流用額	六六、九七二箇	
橫濱神戸入荷高(六月及び七月上旬)		三九、三九五箇	
右俵數換算(一俵は一七箇の割)		一九、二五箇	
生絲一俵當り輸出價格(六月及び七月上旬)		一、五四〇圓	
生絲一俵當り賣上代金流用額(右の八割)			
二九五、八二〇千圓	春繭資金需要純額(生絲家の預金引出を含む)		

新繭の市場に現はるゝは前述せるが如く、五月中旬伊豆松崎に於けるものを始となし、爾後全国各地に及び七月下旬に於ける奥羽地方の出廻を以て一段落となせるものにして、其間一ヶ月半の長きに及び、然れども其最も盛なるは六月中旬

に至る旬日の間なりとす、而して七月下旬より出廻あり、爾後引續きて秋繭の産出あれども、夏秋繭の時期に於ては一方生絲の賣上金の收入もあり、且つ其期間も比較的永きに亘るが故に、原資金の融通としては春繭登成期主たるものなり、而して之が爲め毎年三億萬圓内外の金融の期節的移動を見るものなり。

殊に春繭資金の貸出の最多き六月下旬に於ては、本邦事業界上半期の決算あり棉花代金の決済あり銀行の貸出し最も増加するを常となせり。

製絲工業の經營と金融とは、如斯く事業上より觀るも金融政策上より觀るも頗る重大なる關係を有するものあり、以下此實狀に就て節を別ちて論述す可し。

第一節 製絲工業に對する金融機關 一

製絲工業の經營に當りては前述せるが如く、比較的多大なる固定資本と之が運用を完らしむる經營資本を要するものなり、然れども固定資本は其調達及び償還の方法に至りては經營資本と其趣を異にせるものにして、殊に其償還の如きに至りては長期に亘るものなるが故に、一般金融状態には影響する事少きものなり、而して經營資本にありても生絲生産費にありては、生産生絲の賣却により順次支拂

はるゝが故に、之れ亦金融市場に影響を及ぼす事少きものなり。
然るに購繭資金にありては巨額なる資金を蠶繭登成期に於て所要とするものにして、現今製絲業者の多數の者は此資金を有せざるが故に、他より之を調達せざる可らず。

而して製絲業者に對し資金の供給をなす機關としては横濱及び神戸に於ける生絲賣込問屋と地方銀行之にして、製絲業者が毎年新繭登成期前之等金融機關に對し資金の借入を申込むに先ち資金供給者は豫め之等製絲業者の事業經營状態信用程度を評定せるものに準據して、貸附金額利子歩合等を決定するものなり。

而して此際横濱神戸の生絲賣込問屋は、各多少の預金を有す可きも原資金の貸附額多額に上るを以て、彼等も亦金融業者に就て資金の供給を受けざる可らず、之に對しては横濱神戸の市内銀行に依る有様なり。地方銀行は各自己の營業資金に依り貸附をなせども、尙資金の不足を告ぐるものあるが故に、中央大銀行に之が供給を仰ぐを常とせり。従つて製絲金融の中央市場としては東京を主とし横濱、神戸、大阪、名古屋之に次ぐものにして、東京に於ける中央銀行は主として地方銀

行に横濱に於ける銀行は正金銀行を除く外横濱生絲賣込問屋に、神戸に於ける銀行も同じく、生絲賣込問屋乃至は製絲業者に資金の融通をなし、大阪名古屋に於ける銀行は地方銀行と同じく製絲業者に金融の便を與ふると共に、各地方銀行に資金の貸出しを行へり。

以下生絲賣込問屋、地方銀行、中央銀行及び其他の各項に就て製絲資金融通の實狀を略述す可し。

第一項 生絲賣込問屋

生絲賣込問屋は元來地方荷主の生絲を委託販賣するを業となせるものなりしも、明治十一、二年の頃より製絲資金の融通をもなすに至りしものなり、之れ明治三年三井が生絲店を横濱に開くと同時に、支店を當時座繰生絲の一大集散地なりし前橋に設け生絲買入資金の前貸をなし大に荷主の吸収につとめし古智に倣ひしものにして、爾來製絲業者に對する資金の融通は自ら風をなし、現今に於ては原資金の約四分の一(四千萬圓乃至五千萬圓)は生絲賣込商の手によりて供給せらるゝに至れり。

問屋が製絲業者に貸附くる前貸金の金額は製絲業者の資産、信用の程度、出荷能力、經營狀態等によりて異れども、製絲業者の繰絲一釜に對し三十圓乃至百圓位の割合を以て貸出すものにして、貸附の方法は殆んど全部無擔保にして約束手形を用ふるを普通となせるものにして、其貸附期限は通常九十日なれども其返済は生絲賣上代金より順次に償還せらるゝが故に數回借換をなすものなりとす。

製絲家は問屋より原資金の融通を受くるに當り、該問屋に對し生絲概算何梱を同問屋より委託販賣す可しとの特約證書を入るゝを常となすものなり。茲に於て原資金融通の契約の決定を見るものなり。

生絲賣込問屋が製絲業者に融通する前貸金は巨額なるものにして、此時期となるや問屋は京濱間及び神戸に於ける大銀行より、有價證券、動産、不動産を擔保となし、或は製絲業者振出しの手形の裏書を以て、或は又信用を以て資金を仰ぐものにして、其利子歩合は原資金融通に先ち五月中旬三井、三菱、正金、安田、第一、第十五、第百、川崎等の諸銀行の協商に依りて定めらるゝを常となせり。

大正十五年度に於ける製絲資金の日歩協定を觀るに次の如きものあり。

一、製絲業者振出しの問屋引受銀行裏書の手形	日歩	二錢四厘
二、製絲業者振出しの問屋又は銀行裏書の手形	日歩	三錢五厘
三、銀行問屋又は製絲業者の融通手形	日歩	二錢六厘

然るに同年十月日本銀行の利下げの影響により、十月十六日より製絲資金貸出し日歩の利下げを決定し、次の如くなせり。

一、當座貸越	日歩	二錢三厘
二、問屋裏書	日歩	二錢四厘
三、銀行裏書の製絲資金貸出	日歩	二錢三厘
四、製絲家自己振出し	日歩	二錢五厘

何にせよ生絲賣込問屋は如斯くにして原資金を得、利鞘を利して一厘乃至三厘普通二厘位製絲業者に貸附くるものなり、而して貸附金の利子は生絲賣込問屋申合規則によりて協定せらるるものにして、生絲荷爲替及び立替金日歩は二錢八厘同附屬品日歩は三錢三厘となせり、然れども製絲業者の成績如何によりては、決算期に於て割戻をなすものあり。

如斯にして問屋は製絲業者に原資金の貸附を行ふものなりとす、而して之が回

收は製絲家より問屋に向け發送する生絲の賣上金を以てせらるるものなれども、生絲は通常荷爲替附なるが故に、問屋は之が支拂をなしたる金額及び同利子賣込手数料諸雜費等を控除したる殘額を以て之に充つるものなり。

然れども毎年九月下旬迄は夏秋繭の出廻あり、之が購入の爲め製絲業者は資金を要するに急にして、従つて荷爲替も多額を附すると共に支拂ひをなしたる殘額も之を送金爲替を以て轉送を依頼するものすらあり、更に又製絲資金として地方銀行より供給せらるるものは、一般に問屋の前貸金の利子よりも高率なるものなるが故に、之が支拂を先にするものあり、之等の事情は原資金の回收を遅らしむるものにして、毎年々末迄には同資金は三分の一位回收せらるるに過ぎざるものなりと云ふ。

如斯く製絲資金の前貸制度は、生絲賣込問屋と製絲業者との關係を甚だ密接ならしむるものなるが故に、其當初に於ては全々無擔保貸附なれども生絲賣込問屋は敢て危惧する所なきなり、之れ問屋は製絲家の信用及び經營狀態を熟知すると共に、時々入り來る着荷の狀態に依りて、更に之を検證し得可く貸附金の回收も比

較的容易なるが故なり。

生絲賣込問屋が如斯き生絲の委託販賣を爲すと共に、原資金の融通をなせるは生絲販賣上相場、販賣時期等に對し慎重なる考慮を回らすが故に、製絲業者に對しても有利なる事多けれども、時あつて絲況不良ならんか、問屋は原資金の回收に急にして、賣急ぎをなすが如き缺點なきを保せず。

然らずと雖も問屋が荷主の吸收に競はんか、信用薄弱なる製絲家に無擔保を以て多額なる資金を供給するが如き、或は更に問屋の貸附が其根本を繰絲釜數に置けるが故に、製絲家は争ふて増釜に努め其内容の改善を怠るが如き缺點なしとせず。

之を要するに生絲資金供給制度は、製絲金融機關として地方銀行が製絲工業を危険視して之が金融の便を圖る事少く、中央銀行亦製絲工業が貧弱小規模なる田園工業なりしが故に、之を度外視したる時代に醸生せられしものにして、生絲賣込問屋が製絲家と密接關係を有し最良く之を理解せるが故に、製絲家の代理として大銀行を利用して金融の便を開くに至りしなり、而して此事たるや問屋自家の事

業上の發展にも、頗る有利なるものありしは明なる所なり。

然るに、輓近製絲工業順次に其經營の基礎を鞏固ならしめ、經營形態の増大大企業の發生等を觀るに至れると共に、生絲先約定の發達あり原料繭所有者との特殊なる聯絡を生ずるや、企業的危險も輕減し信用も増加するに至りしが故に、地方銀行も喜んで製絲工業に對し放資するに至り、中央銀行亦製絲工業を理解し其優良なるものに對しては、頗る便宜を與へ資金の融通をなすに至れり。

而して如斯きは製絲工業の資本主義的經營の進歩と共に將來益發達す可きものにして、問屋との金融關係を離れて經營し得る製絲家は、將來相當に増加す可きは想像せらる可き所なりとす。然れども其現狀にありては、生絲賣込問屋は製絲金融の一機關として、重要な位置にあるものなり。

第二項 地方銀行

從來地方銀行は製絲工業を企業的危險最も大なる事業となし、之に對し資金の融通を喜ばざりしものなりしのみならず、製絲原資金は一時に多額なる現金を要するが故に、資金の潤澤ならざる地方にありては、之が調達に苦心する事多く、従つ

て前述せるが如く生絲賣込問屋の前貸制度を樹立するに至りしものなり。

然れども製絲工業の發達著しく其資金の需要益々増加し來るや、地方銀行亦製絲事業の本質を明にし、事業經營の内情により放資の途を誤らざる時は、自他共に有利なるを知り、茲に製絲金融機關として活躍するに至れり。

如斯が故に地方銀行と製絲業者との關係は、地方的事情乃至は其間に於ける親疎の關係によりて自ら異同あるを免れず、長野縣の如きは本邦主要なる製絲業地なるが故に銀行業亦斯業を放資の目的となし、縣下の銀行は何れも之に關係を有せざるものなきも、殊に十九銀行の如きは製絲放資銀行として有數なるものなり。
(製絲資金取扱額一ヶ年三千萬圓を越ゆる場合ありと云ふ)

即ち毎年四月下旬より五月上旬となるや、製絲家はそれぞれ取引銀行に對し春繭購入資金の融通を申込むものにして、銀行は豫め調査せる信用程度に従ひ貸附額を協定するものなり。

而して銀行は同資金準備の爲め中央金融市場よりも資金の供給を受くるものなりとす。

地方銀行の製絲資金貸附の方法は、無擔保信用貸のものあり、擔保附貸あり、貸附に際し借用證書を要するものあれども、手形を作成するもの多く、信用貸に對しては多くは約束手形を用ゐる、擔保附のもの及び金額多額に上るものに對しては爲替手形を用ふる有様なり、之れ爲替手形は金額の多少に不拘三錢の印紙を貼付するに對し、約束手形にありては額面金額の上につれ貼附印紙の出費を要する事多きが故に然るものなり。

製絲金融上約束手形を用ふるものによりては、銀行は信用確實なる製絲業者を除く外借主たる製絲業者の署名のみならず、信用ある裏書人の裏書を欲するものにして、時ありてか數人の裏書人を要求する場合あり。

而して爲替手形にありては自己を支拂人となすものと、他人を支拂人となすものとに大別し得可きも、前者は約束手形の變形たるものにして、後者にありても實際取引に基く爲替手形にあらざる事勿論にして、資金調達の爲に作成せる融通手形たるにして時に親戚乃至は近親者を支拂人となせるが如きものあり。

尙他人を支拂人となせる爲替手形中、生絲賣込問屋を支拂人となし豫め其引受

を得銀行に就て手形の割引を求むるものあり、之にありては賣込問屋の信用を利用するものにして、前二者の爲替手形に比し確實なるのみならず、地方銀行は更に之を中央銀行に就て再割引をなすに當り其歩合も低率なる利あり。然れども此方法にありては生絲賣込問屋に依る事多大なるものあるが故に、勢對等の地位を保つ事を得ざるに至る惧あるものにして、之れ地方銀行に對し信用ある製絲業者が同手形を用ふる事を避くる傾ある所以なりとす。

次に製絲金融上擔保の性質に就て觀るに、銀行が製絲家に對し資金を融通するに當り擔保を要求するものあり、無擔保たるものあり、之れ製絲業者の信用の程度、地方の習慣、銀行經營方針等によりて異なる所のものたり。

而して擔保品に就て觀るに有價證券は最も良好なれども、工場其他の不動産は比較的好ましきからざる所のものたり、之れ工場は之を經營上使用してこそ其價値を發揮するものなれ、死物としては尠らざる減價を豫期せざる可らざるが故なりとす、次に擔保品としての蠶繭を見るに繭は其乾燥宜を得ば保管は容易なるものにして、而も何時にありても相當なる價格を以て賣却し得可きが故に、擔保品と

して最も適當なるものの一つなり。

然れども原料乾繭は之を主要原料として順次に使用せざる可らざるものなるが故に、其擔保として入庫或は受出等頻繁を極め煩雜なるが故に、質權設定上特別なる機關を要するものなり、之れ後説す可き製絲金融補助機關として倉庫業者を要する所以なりとす。

以上の如き方法を以て製絲資金の融通を見るものにして、同金利は製絲業者の信用の程度、擔保の有無及び其程度に依りて異なるものにして、信用ある製絲家に對しては無擔保信用貸のものにありても、小製絲家の擔保附のものに比し低利の供給を受くる場合もあり、概論する事を得ざれども、擔保附貸附は信用貸に比し低利なると共に、有價證券擔保のものは繭擔保のものに比し低利なるが如し。

貸附期限は九十日或は六十日なるが故に時々之が切替へを爲さざる可らず、尙資金貸入當時にありては全然無擔保なるものも、原料繭購入後に於ては銀行は之を指定倉庫に入庫せしめ、相當なる擔保を要求するが如き場合あり。

貸附金の回収は製絲工程の進行に伴ひ荷爲替の手取金の一部を以て返濟せら

るるを常となせるが故に、資金融通の初に當り銀行は生産生絲を輸送するに際し、當該銀行に於て荷爲替を取組む事を條件とするもの多し。如斯きが故に貸附金は生絲の販賣と共に順次回収せらるるものなれども、七月末より九月にかけては夏秋蠶繭の購入の爲め資金を要する事多きが故に、其回収は十月以後の事にして新古絲の端境期に於て最低なるを常となせり。

尙茲に生絲爲替に就て附記す可し、現今製絲工場より輸送せらるる生絲の大半は荷爲替附のものなり、之を製絲業者より觀るに生絲の賣却に先ちて資金の回収をなし得る便あるものにして、これを金融業者より觀るも割引金額を以て貸附金額に振替へしめ、貸附金を回収し得る便あり。

然れども荷爲替の日歩は比較的高率なるとともに、生絲賣込問屋に對し荷爲替立替金に對する金利の支拂を爲さざる可らざるが故に、資力あるものにおいては無爲替輸送をなすを常となせり。

第三項 中央銀行、中央金庫、特殊銀行等

前述せるが如く、輓近製絲資金の需要著しく膨脹したるが爲め、正金銀行以外京

濱間の銀行、名古屋、大阪、神戸等の大銀行が、或は製絲家に直接資金の貸出しを行ひ、或は生絲賣込問屋又は地方銀行を通じて原資金の供給を爲せるものなり、而して其方法たる手形の割引又は再割引を行ふものにして、製絲金融機關として中央銀行は最重要なる地位を保有するものなり。

例へば長野縣に於ける製絲金融の實狀を觀るに、日本銀行松本支店が同縣下に於ける取引銀行なる十九、六十三、六十九、百十七、安田・中信・信産・安曇伊那上伊那・長野實業・信州・松本・東海（上田支店）の十四行に就て調査せるものに依る時は、以上十四行が貸出せる資金の額及び資金缺乏の爲め中央銀行より借入をなせる金銭殘高は次表示せるが如きものあり。

貸出し資金及び借入金銭殘高單位千圓

年	月	大正十二年		大正十三年		大正十四年	
		貸出	借入	貸出	借入	貸出	借入
一	十五日	五八、二三八	一一、二八三	六九、二五六	二〇、一七一	六二、七七八	一三、五四九
	三十一日	五八、〇一一	一四、一三四	六五、三一一	一九、九五三	六二、四五四	一四、六〇八
二	十五日	五八、一六四	一四、〇〇一	六五、八九六	二〇、三八二	六一、九二五	一五、〇七一
	二十八日	五七、〇五八	一四、八九三	六六、〇〇〇	二一、四〇〇	六〇、七二六	一六、〇六七

年	月	日	貸出	借入	貸出	借入	貸出	借入
三	月	十五日	五五、三五九	一四、七三六	六二、四一二	一八、八四六	五七、一五二	一四、二一七
		三十一日	四九、五三三	一三、七五四	五七、七七七	二〇、五八八	五三、〇九六	一二、五一三
四	月	十五日	四九、四二二	一一、八五八	五五、〇〇九	一六、三六九	四七、八五四	一〇、一九〇
		三十日	四〇、四八三	一〇、〇六八	五一、二五六	一三、九二八	四〇、三六二	七、二二八
五	月	十五日	三四、〇一九	五、三六六	四六、七二八	一〇、六六六	三六、〇七七	五、一二二
		三十一日	二七、三〇四	四、二六六	四〇、八七〇	九、三七九	二九、〇八四	五、八八一
六	月	十五日	四六、一一四	一七、〇七九	四七、七八八	一五、〇七九	三八、六〇三	八、九三二
		三十日	六六、二七五	三三、二八二	六三、八〇八	二二、五七九	六七、一四三	二五、六三四
七	月	十五日	七〇、三九五	三三、一〇一	六五、六三六	二〇、五八三	七四、八一二	二二、三九四
		三十一日	六六、八一八	二五、六六七	六二、五六〇	一六、三二三	七〇、三二三	一七、一三一
八	月	十五日	七〇、五五一	二五、四〇〇	六八、七九五	一八、五〇〇	七二、七六三	一七、四七二
		三十一日	七四、九七八	二五、〇八二	七三、八〇〇	二〇、八〇三	七七、五〇一	一七、四四三
九	月	十五日	七九、四九五	三一、四八九	七九、一〇七	二二、三九〇	八七、一二七	二〇、九三二
		三十日	九三、五八二	四三、八八四	八八、五三七	二七、六六〇	九九、四四五	二六、〇四二
十	月	十五日	九八、八〇九	四四、九六九	六一、五二八	二八、七五〇	一〇五、九七八	二六、五六九
		三十一日	九一、八一九	三六、九六四	八七、九九三	二七、七二三	一〇三、三二六	二四、六一三
十一	月	十五日	八二、三八二	二七、二二二	八一、〇七七	二一、一六六	九六、三九四	二〇、九一五
		三十日	七九、一四九	二六、八九三	七三、三九一	一八、二三五	八八、九一〇	一八、八四二

十二月	十五日	七八、一二九	二二、五六一	六六、六一二	一五、五五三	八〇、七二七	一四、九六三
	三十一日	七三、四七〇	二八、〇九九	六七、四六三	一九、一二〇	八〇、七三四	二二、三〇七

前表に依りて觀るに長野縣主要銀行に於ける貸附けは、六月以降下半年に於て多く、十月は其最高を占め、一月より五月に至る上半期に於ては順次に減少し五月末に於て最低を示せり。之れ全く製絲原資金として貸出其主最部分を占むるが故なり、而して事情如斯きが故に中央大銀行よりの借入も、全く同様なる趣を呈するものなり。次に原資金供給の分野を觀るに京濱、名古屋、阪神の三地方は之が中央市場にして之等の地方に於ける大銀行は直接製絲業者に前貸金を供給するのみならず問屋及び地方銀行等に資金の融通を爲せり。而して各中央市場よりの供給の割合は年に依りて異れども大略東京四割五分、横濱二割即ち京濱六割五分、名古屋一割五分、阪神二割見當なる可しと稱せらる。殊に震災以後神戸市場生絲の輸出を開始するや生絲金融の一中心として同市場の地位漸次に重きを加ふるものあるに至れり。

次に製絲工業金融上特殊なる金融機關を利用するものとして、中央金庫及び特

殊銀行あり、之れ何れも産業組合製絲に於て或は産業組合法の其特權により或は其系統的機關として其利を享くるものなりとす。今長野縣産業組合製絲の金融事情を例として、其關係を示す時は次表の如きものあり。

大正十四年度長野縣産業組合製絲實狀

組合員數	七二組合	出資總額	三、三九九、七一圓
生絲生産額	四二、七三五名	釜數	八、五九七釜
假渡金支拂總額	二一〇、九一九貫	原料繭使用高	二、四八七、一八九貫
金融機關別借入金高	一五、五〇三、八七二圓		
中央金庫	一、四六八、〇〇〇圓	普通銀行	一、八五七、八二三圓
信用組合聯合會	二、六二六、三七二	組合員より小口借入	一、一一一、三三〇
販賣組合聯合會	一、二四六、七一八	生絲問屋	六五三、一〇〇
兼營信用組合	二、九三五、五八三	其他	八七一、三〇〇
特殊銀行	一〇八、八〇〇	合計	一、二、八七九、〇二六

前表示せるが如く千二百八十八萬圓の借入金額中、中央金庫はじめ組合系統による金融は八百三十八萬四千圓にして約六割五分に當れり、而も之等は何れも一

般製絲業者の利用する金融よりも低利なるは、組合製絲の經營上に於ける有利なる點の一つなりとす。

第二節 製絲金融機關 二

製絲金融機關としては前述せるが如く生絲賣込問屋、地方銀行及び中央銀行其他の貸附あり、之等の機關によりて製絲金融の便を得るものなれども、尙金融補助機關とも目す可きものに、倉庫會社、繭絲會社等あり、以下之等補助機關の製絲金融に對する機能に就て略述す可し。

第一項 繭絲倉庫

繭絲倉庫は其經營目的より云ふ時は、保管倉庫にして其多くのものは原料生繭の殺蛹及び乾繭を行ふが故に、此點より云ふ時は加工倉庫の一つとも解す可きものなり。尙繭絲倉庫は銀行の指定倉庫として、銀行擔保物の荷預をなすものと倉庫會社自家に於て金融の便を與ふるものとの二者に別つ事を得可し。尙之に加ふるに繭市場として生繭取引の機關を兼ねるものあり、今各種倉庫の經營實狀に就いて略述す可し。

一、銀行と特殊なる聯絡を有する倉庫の一例

長野縣諏訪郡岡谷に本社を有する諏訪倉庫株式會社、資本金五十萬圓、同縣下田市、野澤町に支店を有すは、十九銀行をはじめ同縣下各銀行と特殊なる聯絡を有する原料繭の加工保管を業とする倉庫の一たるものなり。同倉庫に於ては各種殺蛹乾繭機を設置し、一定なる料金を以て原料生繭の加工を行ひ優良なる倉庫を有し寄託者の便を圖れり。

而して寄託者の希望によりては、倉庫證券を發行して擔保品の保管を爲すと共に金融の便を圖れり、然れども主として行はるる寄託繭による金融の方法は同寄託繭を金融の便を與ふる銀行宛に銀行質物の入庫となし入庫通知書を發行し、倉庫證券に代ふるものにして、該貨物たる原料繭は銀行承諾の下に自由に内渡を爲し得る事となせり。

該倉庫は大正三年以降日本銀行の指定倉庫となれるが爲め、其發行せる倉庫證券は割引手形の見返品となし得る事となれり。

二、倉庫自家にて金融の便を與ふる倉庫の一例

群馬縣前橋市に在る上毛倉庫株式會社(資本金二十萬圓)にありても前述せる諏訪倉庫に於けると略同様なる事業の經營を行へるものにして、寄託者の希望により倉庫證券を發行し、取引銀行により金融の便を得せしむるものなりと雖も、倉庫自家にありても評價金額に應じて資金の融通を行へり。

而して倉庫が其經營の一部分にせよ直接如斯き金融をなせるは、地方に於ける金融状態より來れるものにして、同市内の銀行が多くは自家の倉庫を有して擔保品の荷預りをなせるが爲め如斯きに至れるなり而して該地方が二、三十年前迄座繰生絲の生産地として、小規模製絲家多かりし事も之が基因たる可し。

長野縣埴科郡埴生村に屋代繭絲金融株式會社あり同社にありては生繭の取引機關たると共に、之が乾繭の設備を調べ、同時に之が保管を行ひ金融の便を與ふるものあり、蓋し地方により銀行業未だ發達せず而も産繭額比較的大にして養蠶家より云ふも、製絲家よりするも之が取引上の金融の便を欲するものありては、如斯き制度は宜を得たるものなる可し。

第二項 繭絲會社

長野縣上田市に於ける信濃繭絲倉庫株式會社(資本金六萬圓)は、之が一例にして、同社の其主業となせるは養蠶家製絲家其他蠶繭需要者とを一定所に會せしめ原料生繭の糶賣を行はしめ賣買兩當事者より一定料金を徴收する生繭取引所なれ共、之に加ふるに加工倉庫として希望者の殺蛹乾繭貯藏をなし、尙購繭者に對しては支拂代金の立替を行へり、而して立替金は三日間を現度とすれども、信用ある者に對しては特定利子の下に比較的長期の信用貸を行へり。

尙ほ之に似たる經營を所謂繭問屋に於て行へるものあり、東海道筋の産繭取引は之と大同小異なる經營を個人若しくは其他共同企業を以て行へるものにして、他地方の製絲家にして永年の取引あるものは、其信用を以て問屋の立替支拂を得て原料繭の購入をなせり、然れども其立替期限は比較的短期なるものなりとす、尙如斯き繭取引機關に於て、購繭者に對し豫め證據金として一定金額を預入るる事を要求するものあり。

以上は製絲金融補助機關たる倉庫及び之に類する繭絲會社其他なれども、如斯き金融補助機關を利用するは多くは、小製絲家にして彼等にありては問屋又は其

他の機關より得たる原資金を以て原料繭を購入し、之を倉庫會社又は繭絲會社に寄託して金融を得繭は時價の六掛乃至七掛位の金融を得之を以て更に繭絲再寄託し更に繭購入するが如く、數回資金を運用して其資力に數倍する繭購入をなせるものあり、然れども大製絲家にありては自ら殺蛹乾繭の設備を有し自己の倉庫に保管するを常となせり。

尙以上の如き製絲金融補助機關たる、倉庫及び繭絲會社は、一方製絲金融機關たると共に地方養蠶家の産繭取引乃至は金融機關たるものにして、産繭當時絲況の不振の爲め繭價低廉なるが如き場合、養蠶家が他日の繭價の騰貴を豫想して乾繭して寄託するもの尠らず、彼の大正九年春蠶期登成期の如きは之にして長野縣の如きは縣下倉庫の大調査を行ひ、日本銀行の指定を申請し養蠶家の貯藏を奨励する所ありき、然れども不幸不況にある事久かりしが故に其結果反つて不利なるものありしと雖も、將來乾繭取引盛なるに至らば如斯き大規模經營の下に、合理的殺蛹乾繭を行ふものありては其業益發達するに至る可きは必せり。

第三項 繭倉庫の現状

繭倉庫の製絲金融に對する機能に就ては前項に於て略説せり、製絲業者は其主要原料たる蠶繭に對しては各自其貯藏設備を有するを本體と爲せども尙繭輸出張先に於て原料を購入せる場合一時的保管を要するものあり、金融業者より云ふも蠶繭擔保を確實ならしむる爲め倉庫機關に依らしむる要あり、尙之を原料生産者たる養蠶業者に觀るも或は産業組合製絲に於て、或は蠶繭共同販賣に於て、乾繭取引に於て、繭倉庫の設置を必要となせるものあり。而して倉庫利用の方法及び其經營状態に至りては其間異同あるを免れざれども、繭倉庫設備の必要なるは明なる所にして、最近調査によるも全國に於て繭倉庫數三百其保管能力二百萬石を超過せり、今繭倉庫に關する企業組織別其他の調査を示す時は、次表の如きものあり。

企業形態別繭倉庫に關する調査(大正十一年)

企業形態	倉庫數	保管能力(石)	製絲業者	養蠶業者	繭賣買業者	合計
株式會社	一八二、一八七、四、七、一七〇	一、三九二、一九二〇	三、五一九〇	一、九六六、五〇六〇	三、三六二、二一七〇	
合資會社	一〇	二六、七五三〇	三五、六四三〇	—	一〇、二二五〇	四五、七六八〇
第二編 生絲の輸出						
二二一						

合名會社	六	八、九五〇〇	一、三、二〇〇〇	四、五〇〇〇	一六、七〇〇〇
産業組合	六二	九三、〇七六〇	三九、三九八・八	九、七二七七	七、五八七〇
養蠶組合	四	二七、〇七二〇	三、八三〇〇	六五〇	三、八九五〇
任意組合	一	八〇〇〇	二五、〇〇〇〇	—	二五、〇〇〇〇
個	三五	一四二、九三二〇	三八、九五五〇	五八〇	二七、一四五〇
合	計	三〇〇二、二七二、二九九〇	一、五四七、二一八・八一三、三〇四、七二〇	一五、九二八〇	三、五七六、四五一・五

前表を以て觀るに養蠶家の經營する倉庫と目す可きは、産業組合、養蠶組合、任意組合によるもの六十七庫、其保管能力十二萬一千石弱にして、之に對する同年の養蠶業者の實際寄託數量は九千七百石餘に過す。而して養蠶業者の經營する繭倉庫は農業倉庫を主となせるものにして、主として米穀を目的となせるものにして、蠶繭に對して共同販賣或は産業組合製絲に關するもの多し。即ち千葉、新潟、山形の諸縣に於けるが如く、産業組合による繭市場に附隨して遠隔地の購繭者の便を圖り貯繭するもの(福島縣は養蠶組合による經營及び群馬、愛知兩縣に於けるが如く産業組合製絲の盛なる地方に於て組合に對する供繭を擔保として、金融の便を圖らんが爲め利用せらるゝもの等は之なりとす。

全國三百の繭倉庫中七割以上は倉庫業者の繭倉庫の經營にして、其保管能力二百萬石餘なり、而して寄託者別に之を觀るに繭賣買業者最多きを占め、製絲業者之に次げり、然れども繭賣買業者の寄託の多くは購繭者即ち製絲業者の代理寄託と目す可きものなり。

繭倉庫に關し此處に附記す可きは、大正十五年四月政府は乾繭取引の發達を圖る目的を以て、養蠶業者の共同施設に拘る繭倉庫及び乾繭倉庫に對し助成金の交附を爲せり。(註)

註 共同繭倉庫並乾繭裝置助成規則(大正十四年四月二十三日參照)

乾繭取引問題に對しては、重ねて論述す可きが故に之を後章に譲れり。

第三節 製絲金融政策

著者は前二節に於て製絲金融の機關及び其機能に就て略述せり、本節に於ては製絲工業界に於ける金融の實狀及び製絲金融の特徴と其改善策に關し論述す可し。

本邦製絲工業は前述せるが如く其經營様式により之を資本主義的大企業大經

營製絲と專業製絲業者の組織せる産業組合製絲も之に編入(養蠶家の組織せる産業組合製絲(地方是製絲も之に編入の四種となす可く、尙之を其經營規模により大中小經營となす事を得可し。

今製絲經營様式及び經營規模の異同に依れる製絲金融の實狀に就て觀るに、大企業大經營製絲工業にありては、比較的低位なる金融の便を得ると同時に經營の合成も遺憾なく行はれ資金の回收も順調なるのみならず、企業の合成として或は生命保險業の如き、或は繭倉庫の如き、或は銀行の如き經營を行ふが故に、其金融關係は他製絲經營に比し頗る有利なるものあり、之れ前述せるが如く製絲業界に於ける大經營の發達著しき一因たるものなり。

次に産業組合製絲(養蠶家の糾合により行はるゝもの)に觀るに、之にありては現行産業組合製絲の殆んど全部のものは、組合員たる養蠶家の産繭は組合に於て原料受附の上混合繰絲するものにして、購繭に非ざるが故に製絲原資金として所要なるは供繭に對する假渡金なりとす。之れ組合製絲の經營上に於ける有利なる點なりとす、而も尙之に加ふるに前述せるが如き系統的金融機關による低位資金の

融通あり、産業組合製絲の經營が輓近殊に隆昌なるものあるは、全く如斯き利益を保有するが爲なりとす。

之に反し一定地に製絲工場を有する中小製絲業者にありては、原料繭購入先も比較的踴躍せらるゝと共に、金融關係も必しも有利なるものゝみに非ず、之れ近時斯る中小製絲業者の合同問題の叫ばるゝ所以にして、其最も可能性あるは同一金融機關の系統に依るものゝ間に畫策せらるゝ所のものたり。

例へば購買聯合に類するものとして購繭聯合(仕入共同)の如き、或は更に各共同者に對する周年所要の原料繭を銀行所有のものとして仕入をなし、各共同者は賃挽を爲すが如き形式を採れるものあるが如きは之なり。

製絲金融問題を中心として、製絲工業に於ける企業及び經營形態上に及ぼせる影響漸く大ならんとするものあり、如斯きは全く製絲金融が他商工業に於ける金融事情と異りたる特性を有するものあるが爲なりとす。

第一項 製絲金融の特性

製絲金融の特性としては、次記三者を其主要なるものとなす可し。

一、短期間に多額の現金を要する事

製絲資金は前述せるが如く、之を其流通資本の一つたる購繭資金に觀るも、頗る巨額に達するものあり、而も其所要時期は一定期間にして例へば春蠶繭にありては五月下旬より六月下旬に至る約一ヶ月間に過ぎるものなり、而して此期間に製絲家は原料繭の六割乃至七割を購入するを常となせるが爲め、一時に多額の資金を要するものなり、殊に養蠶家にありては延取引を行ふもの少く、又信用状による賣買も殆んど行はれざるが故に、製絲資金は殆んど全部現金を以て準備せざる可らざるものなり。

二、製絲資金の需要は季節的なる事

前述せるが如く、現今製絲工業に於ける原料繭の仕入は、春繭出廻期を最も盛となせるものにして、同期間にありては、各種金融機關の貸出頻繁に行はるゝものにして、次で七月下旬より九月下旬の間、夏秋蠶繭の購入の爲め、金融の需要起り、爾後之等の貸附は生絲の賣上金を以て回収せらるゝものなるが故に、資金の流通は全く季節的なるものにして、之が爲め、其資金の運用方法は金融業者の注意を要する

點なりとす。

三、金融上危険の歩合比較的大なる事

生絲は現今世界的商品となれるが爲め、絲價は世界經濟界の影響を最も敏感に蒙る所のものたり、然るに製絲業者に於ける原料繭の購入は一定せる比較的短期に於て行はざる可からざるものにして、而も其繭價は主として當時の絲價を基本となせる價格なるが故に、勢甚しき企業的危険を有するものなり。

近時夏秋蠶發達せるが爲め、之に依りて大に其危険性は緩和せられたりと雖も、尙他の企業に比較す可くもあらず、尙又近時生絲先賣約定順次に發達せりと雖も、之れ亦比較的優良生絲に限られ、而も一小部分のものたるに過ず。

而して之を製絲業者の實狀より觀るも、製絲技術の發達未だ完らず、其器械的進歩も著らざるものにして、従つて其固定資本の如きも他工業に比すれば貧弱なるものと云ふ可く、一旦其經營常態を失し、倒産の止なきに出でんか、其債務は能く之を以て辨濟する事能はざるもの比々皆然らざるはなし。

以上は製絲金融の主要なる三特性たるものにして、如斯きが故に製絲金融上各

種の改善策を要する所以なりとす

第二項 製絲金融改善策

製絲金融改善策として屢論議せらるるは蠶絲銀行の設立、低利資金の融通、乾繭取引の勵行等之なりとす、以下之等のものに就て小論する所ある可し。

一、蠶絲銀行の設立

蠶絲銀行の設立を要望せる者の意見を綜合するに、同行は蠶絲業者を主なる株主とせる株式會社を以て設立し、政府に請ふて低利資金の融通を受け、短期銀行手形の發行をなし其經營としては荷爲替の取扱ひ、製絲家に對する貸附手形の割引をもなさんとするものなり。

然れども前述せる生絲金融の特性よりして、短期間に巨額の資金を要するものにして、而も之が回収は比較的長期に亘るを以て短期銀行手形の發行を許可せらるるに非ずんば能く爲し難きものたるべく、如斯くんば銀行券發行と異なる所無きが故に不可能事たる可く、宜んば他より之が資金を得たりとするも、之が需要は季節的なるが故に、金融緩なる場合の利用策、急なる場合の回収策は、之れ頗る難事た

る可し従つて蠶絲銀行の設立は多大の困難あるを覺悟せざる可らず。

二、低利資金の融通

低利資金の融通説をなす者にありては、先づ之を三者に別つ事を得可し、即ち其一は政府が日本銀行をして二千萬圓を限度として、正金銀行に融通せる外國爲替獎勵金を専ら製絲資金として流用せん事を説く者にして、其二は日本銀行より國家的産業に低利資金の供給を得んとする者、其三は日本勸業銀行農工銀行法を改正して蠶絲業も同低利資金の融通を得んとす者なりとす。

而して其一は生絲輸出が如何に輸出貿易の大宗なりとは云へ、製絲業のみ之が利用を爲さんと欲するの不合理にして、吾田引水のなるは明なる所なり、然らば第二者を以て觀んか、斯くの如き低利資金の融通を得ば誠に可ならんも、限ある財政状態の下にありて蠶絲業のみが之を要求するは之亦困難なる所なる可し、而して第三者は其低利資金の給源は債券の發行にして不動産擔保の長期貸附年賦償却其他なるが故に、短期貸附なる製絲業に對しては、之亦其宜を得ざるものたるや明なる所なり。

三、乾繭取引の勵行

現今製絲工業に於ける企業的危險の主因及び製絲金融の澁滯は、全く季節的生産物たる生繭を、極めて短期間に購入するが爲め惹起せらるゝものなるが故に、乾繭取引を勵行し隨時原料の購入をなし得る事と爲さば、如斯き問題の大半は解決せらる可きものなりとなす者あり。

而して此事たるや徹底的に行ふ事を得ば、製絲業者の利益たるのみならず養蠶家の爲にも亦策の得たるものたる可し。

然りと雖も如斯きは頗る難事の一たる可し、之れ製絲工業に於ては殺蛹乾繭は其主要なる工程たるものにして、或は製絲目的により、或は經營方針により、自己獨特なる技術を加ふる場合尠らず、尙之と共に乾繭工程の良否は直に繰絲上に大關係を有するものなれども、而も其適當なる檢定法未だ一般に行はれざるが如きは、其の依つて然る所以なりとす。

然れども近來繭絲會社倉庫會社等の發達あり、他方養蠶組合の設立漸く増加し來り、産繭の共同販賣或は更に進みて乾繭貯繭等を行はんとするものあるに至り

しが故に、地方的事情によりては或程度迄は之が實行を得るに至るものある可し。

(註)

註 滋賀縣長濱町に於ける近江繭絲販賣組合の如きは其最も好例證の一たる可し。

然りと雖も乾繭取引の實行を有効ならしめんとせば、貯藏機關と信用機關との聯絡を完全ならしむる事を要するものにして、此兩者其一を欠くに於ては乾繭取引の好理想も全く空しきに至る可きのみならず、其弊愈大なるものある可し、即ち生繭取引の場合に於ては比較的多數の購繭者の蠶集を得、投票的高價を以て販賣し得るも、乾繭となるや隨時に其賣買取引を得可きが故に、其便を失ふと共に繭仲買商人の各種のものを醸生せしめ徒に中間階級を養ふの愚を演ずるものある可く、而も其金融事情の如きに於ても豫期するが如き得點なきに至るものある可し、如斯きが故に製絲金融改善三策何れも實行上可能性多きもの少し、然りと雖も製絲金融問題は其機關乃至は方法等の問題のみならず、之を利用す可き本體たる製絲工業の變遷に於て解決せらる可き點多かる可し、之れ即ち前述せるが如く製絲業界に於ける大經營大企業の發生、産業組合製絲の新理想の發見等の結果を

生める所にして、之れ又金融問題に對する解決を與ふ可く、兩者或は因となり或は果となり斯業經營の堅實性を増加するものある可きなり。

第四章 生絲の賣込と先約定

著者は第二編第一章に於て生絲輸出に關する概念を、第二章に於て生絲輸出上の諸機關を、第三章に於て生絲貿易と尠ざる關係を有する製絲金融に就きて畧述せり、本章に於ては生絲の賣込と先約定に關して論述せんと欲するものにして、以下直接生絲の賣込に對する實務的方面の解説を行ふ可し。

前述せるが如く大正十二年九月神戸生絲市場新に興り、爾來橫濱市場と共に生絲の輸出を爲せりと雖も、其賣買取引の方法に至りては大同小異なるが故に、橫濱市場を主として之を述べ可し。

製絲家が輸出生絲を販賣するに當りては、直輸及び濱賣の二法あるものにして、前者は更に之を製絲家自ら自家の生絲を海外市場に搬出賣却するものと、輸業者者に委託して直輸出をなすものとに別つ可し、明治九年新井領一郎氏自ら生絲を

携へて渡米して販賣せるを自家直輸出の嚆矢となし、爾後偶々如斯き販賣をなせるものありしも數ふるに足らざりき。

而して委託直輸出は前述せるが如く、明治十三年直輸邦商館設立以來、多少之を見更に直輸出奨勵法案の發布せられし明治三十年頃には大に發展の勢を表せしと雖も、製絲家の資力薄弱にして問屋の前貸によらざれば、經營困難なると共に、彼等は概して海外の事情に暗かりしが故に、前述せるが如く大なる進歩を見ざりき。

然れども最近に於て本邦製絲業の基礎比較的確實となりたると共に、製絲家の海外視察等により新智識の輸入漸く加はれるが爲め、生絲販賣上の改善を希ふものを生ずるに至れり、殊に此勢を強めたるは製絲經營の畫大及び同企業の合成等類に行はるる事にして、或ものにありては企業の間として生絲直輸事業を行はんと企圖する者あり、又他方にありては新生絲輸出業者が新方法を以て生絲の販賣を行はんとするものあり、舊輸出業者の間にありては投機的分子多く而も多額の資金を要するに比し利益少き濱賣法より一新機軸を案出せんとするものあり、尙海外需要者にありても生絲品質の確實を欲し直接製絲家より購入せんと希望

するものあり、如斯き各種の事情は將來直輸出を多からしむ可き機運を作れり、然りと雖も、現在にありては其大部分は依然として濱賣法によれり。

尙直輸出と稱するものの中には海外生絲市場に於ける「ブローカー」に委託販賣を爲すものあり、而して此種のものにありては其品質確實にして海外市場にて取換への虞なきものたる事を要するものにして、然らざれば之に依りて意外なる損失を蒙るが如きこと尠らざる。

近時海外に支店乃至は出張所を設け直輸出を行はんとする大製絲家ありと雖も、年産額一萬梱内外なるものによりては經營其他の關係より却つて不利益なる場合多し、而して更に大生産額を有する製絲家にありても其産絲が品質優良にして信用高く、本邦市場に於て買手の競争劇しきが如きものにありては直輸出を爲すも大なる利なきが如し、而して如斯きは海外消費者たる機業家も海外貿易に暗く且つ其資力亦十分なるものみに非ざるが故に、直取引は單に希望のみにして未だ實行に着手する事を得ざるが故なり。

濱賣法は前述せる所なれども更に之を大別して二者となす可し、一つは即ち全

然賣込問屋を介せずして製絲家自ら輸出商に賣込む方法にして、他は從來より最も多く行はれしものにして、生絲賣込問屋の手を経て輸出商に賣込む委託販賣なりとす、前者は現に三四の輸出會社に於て行へるものなれども、之に依る生絲は殆んど特殊なる優良品に限られ其量多からず、而も之等のものも多くは成行約定によりて取引し値定先定約のもの稀なりとす。

而して後者即ち從來より行はれ今日尙生絲の取引として主なる濱賣法は製絲家の金融關係上現在に於ては賣込問屋の前貸金を受けざるもの殆んどなく、又其前貸金の一部の滞らざるもの少き状態なるが故に、製絲家は勢資金貸入當時の契約に基き生絲を賣込問屋に送致して委託販賣を爲さざる可らざるに至るものにして、將來製絲經營の鞏固、企業組織の變更等によりて其資力と信用とを高むるか、乃至は生絲金融機關として特殊なるものを得るに非ざれば、所謂濱賣法は依然として繼續せらる可きものなり。之を要するに生絲の賣却は其方法により次の如く分類することを得可し。

直輸出	直賣	濱賣	直賣
委託賣		委託賣	

以下主として濱賣法に就きて其實際を論述す可し。之れ現今最も普通に行はる所のものなればなり。

第一節 送荷と荷受

本節に於ては横濱市場に於ける生絲取引上最多數を占むる濱賣法に關し其送荷より保管に至る迄の大意に就きて論述す可し。

一、送荷

製絲工場より其生産生絲を市場に送附するは一括(五百三、四十匁内外)毎に自家の商標を附して包紙にて裝ひ、通常十六括(約八貫五百匁内外)を澁紙にて包み木箱に詰め繩巻き菰包みとなし、箱の内面には各箱毎に箱番號重量紙包の儘なるを普通とす(括數、種別、送荷月日等を記載せる入日記を入れ、箱及び菰共に箱番號發送者及び送先の所在地、屋號、發送月日其他を記し、更に之に荷札を附するを常とす、然れども稀には生絲種類別の都合上或は荷爲替の關係上、廿括を以て一捆となすもの

あり、更に又不況時代に於ける荷受制限當時其單位を一捆となし内容重量の制限に及ばざるが爲め、多量の出荷を希へる者が同じく廿括入一捆を以て送荷する場合ありと雖も、之れ單に一時的限象なりとす。現に横濱神戸兩市場への入荷の約八割は十八捆にて千斤となるものにして、之より捆數少きものを大箱と稱し約二割内外に過ぎず。

横濱市場に於ける生絲の賣込は通常千斤(百六十貫匁)を一荷口の單位となせるが故に、送荷一荷口も十六括入十八捆乃至廿捆を便となせども、製絲家の規模の大、小荷爲替の關係引込の都合等により、區々にして、約十捆乃至廿捆を一荷口となせり。

而して荷口揃へる時は荷主は運送業者に託し運送保険を附したる上、契約せる賣込問屋に向け發送するものにして、他方運送業者より得たる貨物引換證及び之に送り狀及び出荷表を添へて賣込商に郵送するものにして、出荷表は捆別生絲の種類、括數、重量、運送保險、契約の詳細、取扱運送店名及び送附年月日等を明記せるものなりとす、尚荷爲替を附したるものによりては、荷爲替金高取組み先等を明細に

記載せる送荷票を添ふるものとす。

既に數次之を述べたるが如く、製絲家は賣込問屋より前貸を仰ぐ外出荷に對しては、荷爲替を附して金融を圖るを常とせるものにして、殊に購繭時期に際しては、荷爲替を附せざるものなく、其額も亦可及的多からん事を望むは勿論なりとす。

而して荷爲替を附するには貨物引換證、運送保險證等必要書類を取引銀行に提出し該貨物を擔保品となし荷受主なる賣込問屋を支拂人となせる荷爲替手形を振出すものにして、爲替金額支拂期間割引料等に於て銀行と交渉纏る時は爲替を取組み荷主は之を割引して現金を得るものなりとす。

而して爲替面の金額は通常生絲取扱銀行に於て、絲況の現状及び將來等を考察して安定の程度に於て之を定むるものにして、時々生絲を擔保とする借出しは時價の幾掛とすと公示するを常とし、賣込問屋亦其制限を標準として問屋仲間に於て其率を定むるものなりとす。

而して生絲擔保標準價格は個數主義を採り、一律に裾物の時價を基礎となし從來久しく一捆五百圓の定なりしも、大正十一年五月絲價騰貴の故を以て五百五十

圓十二月六百圓となし、震災後金融梗塞の爲め一躍八百圓と引上げしも、爾後大正十五年七月に六百五十圓に引下げ更に最近七百五十圓となせり。

而して各問屋は更に荷主の信用荷物賣約の有無保管荷物の平均爲替高等にありて多少其率を斟酌し機に臨み荷主に之を豫告せるものにして、概して銀行及び賣込問屋は萬一の危険を輕減せんとして、爲替金額の小ならんことを希ひ、荷主は之に反すれども、通常時價の七掛乃至八掛を普通となし、先約品其他特種なる交渉あるものによりては、場合により九掛又は時價の滿爲替の事あり、又之と反對に相場下落して差し荷の必要ある場合或は前貸金回收の爲め又は買約品にて其價時價に比して、遙に低き場合等は特に無爲替又は安爲替を附する事無に非ず。

次に手形の支拂期限は一般に極めて短期にして、一覽後三日乃至五日拂のもの最多く、一覽後七日拂のものを最長期となせるが如し、之れ概して支拂期の短きは危険少しとして、銀行は之を欲する上に手形振出人たる荷主と引受人たる問屋とは前述せるが如き特殊なる關係を有すると、爲替附荷物は直に問屋の荷物として其儘容易に銀行の擔保となるが故なる可し。

二、荷受

前述せるが如き經過を以て發送せられたる生絲が横濱市場に到着せる時は取扱運送店は之を荷爲替の有無によりて別ち、無爲替のものは荷受主たる賣込問屋に通知するものにして、他方問屋は又豫め荷主より郵送せられたる送狀出荷票等の送荷案内により、着荷の有無を取扱ひ運送店に問合せ荷物の到着あるや荷主より送られたる貨物引換證と引換に該荷物を引込ましむるものなり。

荷物が荷爲替附きなる時は取扱運送店は着荷を指定銀行及び荷受主たる賣込問屋に通知し、銀行は直に問屋に對し入荷の通知をなし荷物の引取方を乞ふものにして、問屋は荷爲替金を銀行に持參し爲替手形と共に手形取組銀行より同行に送致せられたる貨物引換證を受取り同證と引換に荷物の引取をなすものなり、而して爲替手形は之を保存し後日荷主との決算の際に於ける支拂金の證となすものなり。

而して如斯きは其正式經過の主要なれども實際の場合に於ては着荷せるものは直に問屋に引取るものにして、着荷するも、尙爲替手形及び貨物引換證等の到着

せざる時は單に荷物を受取りたる證認をなして、荷物を引取る事あり時に應じて便法を採れり。

斯くして引取りたる荷物は直に之を解き品物を檢め梱毎に箱より取出し紙包のまま臺秤にて秤量し、一梱毎に挿入せられたる入日記の重量と對照し、目切れ甚しき時は再秤りを行ふ、此際に於ける秤量を倉入目方と稱し入日記と對照して各梱毎に對照せる重量を藏入案内書に記入し、同荷口の品質に關する意見を添へ之を荷主に通知するものにして、之を倉入案内と稱す。

而して受入たる荷物は之が詳細を賣込方に通知し荷主別に記帳して、荷受を了するものなり、無爲替附生絲にして着荷の上前貸の請求ある生絲に對しては、倉入を終りたる後、直に之を擔保となし、或は又他の適當なる方法により資金の融通をなすものなり。

倉入目方の秤量は常に強目に秤量する傾あり、之れ賣込の結果倉入目方に對して目切を生ずる時は荷主の不滿を買ふが故に、賣込問屋にありても寧ろ之が増目を希望するが爲なりとす、如斯きが故に荷主も入日記には幾分強目に秤量し置く

を有利となすが如し、荷入日記に記載せる重量は貫匁にして倉入の際に於ける秤量は和斤(百六十匁)なるを普通とす。

賣込問屋は荷主より送附せられたる生絲は總て委託の有無に拘らず、賣捌を依頼せられたるものと見做し、問屋申合せ規則に従ひて萬般の所置をなすものにして、賣捌を終る迄の荷爲替其他立替金に對する利子、倉敷料、保險金其他の雜費は荷主の負擔たるは勿論一度荷受けをなしたる生絲に對しては、荷物引戻又は轉送或は又問屋の手を経ずして賣却すと雖も手敷料を徴收するものにして、此場合荷主は之等新舊立替金及び同上金利、倉敷料、保險金、手敷料、荷掛金其他諸雜費を支拂ふに非ざれば、荷物を取戻す事を得ざる規定なりとす。

三、保管

生絲賣込問屋は前述せるが如くにして、荷主よりの生絲の荷受をなすものにして、爾後該荷物を賣却して輸出商の倉庫に引込む迄は、之が荷物保管の責に當らざる可らず、而して荷物の保管は自己の倉庫に入るか或は他に預け入るかの二法によるものにして、通常賣込問屋は該荷物を擔保として、自己の名義を以て金融

を圖るものなるが故に、荷受を了するや直に擔保品差入通知書を添へ銀行の擔保品となすものなり、而して之が保管倉庫としては銀行の倉庫なる場合あり、銀行指定の倉庫なる場合あり或は銀行と特殊なる契約を結びたるものにおいて、銀行の擔保品として自己の倉庫に入庫する場合あり。

此際問屋の信用大なるものにおいて、入庫及び出庫の都度手續きをなす事なく、通帳を作り之に記入して毎日其最後の殘高により擔保と借入金とを整理するものあり、尙擔保生絲を自己の倉庫に保管する場合に於ても全然銀行の制限を受けざるものあり、倉庫の鍵を銀行に於て保管するものあり、各信用程度によりて異なるものなりとす。

如斯くにして荷受せられたる生絲は、大部分銀行の擔保品として保管せらるれども、販賣先への荷物の引込、荷物の手入、見本取出し等の必要ある場合には、單に一片の預證書或は通帳に記入する事等にて極めて簡單に荷物の全部又は一部を引出し得る習慣なるが故に、擔保附生絲なれども、賣買上支障なきものなりとす。

如斯くして地方製絲家より發送せられし生絲は、橫濱市場に於ける賣込問屋の

管理の下に於て輸出業者の商談を待つ事となれるものなり。

第二節 賣込より代金の支拂迄

本節に於ては生絲賣込問屋が地方荷主より委託せられたる生絲を其委託の條件に従ひ、輸出商に賣込み荷物の引渡を終り、更に看貫より代金の支拂に至る迄の手續及び其方法を委託賣込引込看貫支拂等なる各項目の下に記述す可し。

一、委託

輸出生絲の大部分は製絲家の委託濱賣に依る事前述せるが如し、而して其委託販賣をなすに當りても、委託の性質により之を無制限委託と制限委託との二種に別ち攻究し得可きものにして、前者即ち無制限委託とは賣値賣却時期及び方法等に就き何等の制限をなす事なく、全く問屋の見込に一任するもの之なり、後者即ち制限委託とは前述せる賣捌要項に就き豫め制限を與へて賣却の委託をなすものにして、問屋申合規則によれば同委託法にありては、荷主は問屋より其制限に應諾せる旨を記せる證書を受取り置く必要ありと規定せられたり。

斯く委託販賣は其性質上二種に別ち得可きも、實際上に於ては賣込問屋と委託

主たる製絲家とは製絲資金の關係上恰も共同經營とも觀る可きが如く密接なるものあると共に、問屋は常に荷主の満足を買はんとして汲々たるものあるが故に、無制限委託と雖も、隨時郵便電信等を以て商況を報じ値段の問合せを行ひ、時に荷主の出濱を乞ふなど敢て制限委託と異ならざるものなり。

然れども之に反し制限委託にありても、市況の推移によりては殆んど強制的に賣捌の承諾を求むる場合無に非ず、例へば市況先安見込極めて明瞭なるにも拘らず、制限あるが爲め好機を逸せんとする怨ある場合の如き、或は相場の下落著しく時價を以て前貸金を補ふに足らざるが故に差金若しくは差荷を請求せしも、到着す可き日限後七日を経過するも尙到着せざる場合の如きにありては、問屋は随時に之を賣却するが如きは之なり。

尙又市況の如何によりて無制限委託を有制限に或は制限委託を無制限委託となすが如く、委託種類の變更をなす場合あり、尙其制限にありても其範圍程度及び相互間の了解等に於て區々なるが故に、現在行はるる委託濱賣を明に無制限制限の二種に分類する事能はざるは勿論にして、こは單に問屋申合規則に於て問屋側

の責任を明にし問屋の権限を遺憾なく主張する爲に、同規則中に掲げられたるに過ぎざるものなり。

然れども販賣に關する委託の制限の兩極端とも稱す可き無制限及び制限の兩者に就き其得失を概論すれば、生絲賣込問屋は前借金の回收を第一義となす自己の立場より安全を第一とし利益を第二となすが故に、賣急ぎに傾き商機に敏に且つ眼先に急なるが爲め大局を輕ずる失あり、之に反し製絲家は比較的少量なる自己の製品につき出來得る限り利益を獨占せんとするが故に、利益第一に傾き同時に原價に執着し安きが故に、賣澁る欠點と共に市場と隔離し眼界狭く市況に迂なるが爲め商機を逸し易き怨あり。

二、賣込

賣込は先物約定による賣込と現品賣買による賣込とあり、先物約定にも値段受渡期限等を定むる値定約定と單に五十の日と毎月受渡し日のみを定め値段は受渡日に於ける相場に據る事となしたる成行先約定あり、之等に關しては輸出商の買約方面より觀察して、次章に於て詳述す可きが故に茲に於ては主として現物賣

買に關して論述す可し。

荷受をなし倉入を終りたる生絲は荷主別に種別括數重量等の詳細を賣込帳に記載し、生絲検査所に送りて輸出検査を受くるものなり。

生絲検査を了する時は、多數の荷物を取扱へる問屋にありては、荷物と賣込の都合上賣込番頭により荷主の受持を定め委託生絲に關する事務及び商況の通信等を分擔せしめ、又賣込に際しても賣込番頭の手腕輸出商館の區域により受持を定め必要に應じ日に幾度となく受持商館を巡廻せしめ、賣込商況の探訪拜見看貫の立合等をなさしむ、尤も賣込番頭にも主として賣込の爲に輸出商館を訪ふ者と、商館に於ける意向を偵察し、商況を探訪して之を自己の問屋に報告し、又拜見及び看貫に立合ふ事を主となせる者あり、之を一般に探訪員又は單に探訪と稱す。

今賣込手續の一般を述ぶるに先ち、横濱市場に於ける取引状態に就きて論述す可し、横濱に於ける生絲取引は海外市場に比し或は又他商品市場に比し幾分開放的なるものにして、賣買上商機の妙味尠きが如き觀あり、例へば毎日其前日の生絲の入荷高、在荷高、地方積戻高、手合高、納り高及び賣買値段等を發表し、就中賣買値段

手合高に至りては當日既に之を知る事を得るが如き、或は又一商館に於て手合出來たりとすれば、總て其値段を標準となし、各格の値段定り當日の賣買値となり同日に於ては値段に就て商畧を用ふる餘地なきものにして、甚しきは後高を見越して午前中に問屋と交渉し、秘密裡に取引成立したりとするも、午後買手續の結果夕刻に至りて二、三十圓高にて一般取引定りたりとせんか、問屋は午前中の出來値を改め一般取引値と同様ならん事を交渉して、少しも怪まざるが如きは之なりとす。

而して如斯きに至れるは永年の慣習の然らしめたるものなりと雖も、尙生絲賣買の方法より來れる所少しとせず、即ち生絲は主として商標によりて賣買せられ見本を提出する事あるも、品質の鑑定困難なるものにして、而も現在の取引方法に於ては値段よりも品質に關する商畧の利用大なるが故に、前述せるが如き場合、出來値に固執する時は問屋は同一商標なるも品質に於て劣等なる生絲を持込むに至る可きが故に、輸出業者は手合成立するも生絲検査の結果隨意「ベケ」と稱して破約となし得るが故に、此商畧を以て應酬せんとするものあるが故なり。

以上は横濱生絲市場の開放的なる一、二例なり、而して如斯く開放的なるに拘らず各問屋は多數の賣込番頭探訪員を絶えず商館に派して、絲況の探訪偵察に努め、商館亦彼等に依りて當日に於ける商情を探り得るが故に、之を歓迎するものにして、主として多年の慣習によりて然るものなりと雖も、亦開放的なる市場の内部に於て自ら商機の秘密、商略の機微の存するが爲なりとす。

例へば一輸出商館と問屋の間に手合成立し、値段出來たりとせば、該値段は其日の標準となり、同値より高値賣も困難なると共に、安値買も難きに至るものなるが故に、一旦先安見込なりとせんか、問屋は其標準値により極力賣込まんとして買氣ある商館を物色し、分秒を争つて標準値を知り、競争者の賣込模様を偵察し、賣遅れざらん事を努め、又時に秘密裡に多少の値押しをなして賣應するが如き秘策に出る必要もある可く、之に反し先高見込みとせんか、商館は其日の標準値に於ては出來得る限り多量に取入れんとし、賣込番頭探訪員等を利用して、商品を漁り、競争者の買振りを偵察し、時に秘密裡に多少の買進みをなすの必要も生ず可く、又特に先高先安等の模様なしとするも同一値段とする時は、賣込問屋は取引關係の密

接なる商館又は生絲検査の嚴密ならざる商館に多く振向けんとす可く、輸出商館は極力格安なる品物を物色するに至るは當然なることなり。

前述せるが如く生絲賣込問屋は賣込番頭探訪員をして輸出商館を歴訪せしめ、買氣の有無或は希望品を偵察せしめ成行を考慮し、荷主の依頼條件と希望とを斟酌し賣却せんと欲する品を書出すものにして、商館又競争者の買氣の有無買振り等を探知し海外よりの注文市況等の入電を參酌し買役を通じて問屋の賣物を尋ね適品を物色し、見本の必要なる時は之を提供せしむ、而して輸出商館より云ふ時は適品を得んが爲に、賣込問屋より云ふ時は賣約の重複を避けんが爲に、賣買取引の或部分は當日の値段の決定する以前に豫め荷物の振當をなすものにして、斯くの如くにして賣買兩當事者對峙して當日値段の口開きを待つものなり。

而して之が口開きは當日の主力とも稱す可き買方より現はるる事多きも亦小口買物をなす商館より出する事あり、相場は賣込問屋の強固なる主張に慫慂せらるる事あり、定期市場の相場に胚胎する事あり、海外よりの入電に動かさるる事あり、果して何處より來り如何にして生ずるや判明ならざる事あれども、一旦一取引

成立する時は當日に於ける相場は定まり、振り當てられたる生絲は勿論、それ以外のものにもありてもそれぞれ商談纏るものとす、以上の如くにして定めらるる相場は百斤建にして、輸出商の倉渡し價格なりとす、而して以上の商談の締結は一種の假契約にして市場之を手合せと稱し、其數量を手合高と稱す。

一口の手合は普通千斤を單位とするも、細物は五百斤を以て單位となす事あり、それ以下のものは端物と稱し喜ばれず、横濱市場に於ける一日の手合高は歐洲戦前にありては五萬斤を越ゆれば大取引となし、通常二、三萬斤に過ぎりしも、爾後の生絲輸出の激増と共に手合高亦多量となり、今日にありては十五萬斤内外の取引は普通にして三十萬斤又は其れ以上の賣行を見るに非ざれば大取引ならざるに至れり、次に手合を見るに至る時期は、常に遅れ勝にして、午前十時頃より商談の開始を見れども、手合は午後三四時頃より時として夕刻となる事あり、而して之が爲め事務の整理荷主への報告等に對し不便尠らざるものあり、同業者時に相警めて手合は土曜日正午迄となし、平常は午後四時迄となせども、動もすれば尙其遲延を觀るものなりとす、之れ賣買兩者相緘黙して商畧を廻し各有利なる賣買をなさ

んとすると共に其安全を希へる結果なる可し。

商談纏りたるものは先物約定に非ざる限り、比較的速に現品の引渡を行ふが故に、賣買契約書の交換をなす事なし、手合は前述せるが如く賣買假契約の趣あるものにして、輸出商の検査によりて始めて其荷物の受渡せらるるものなりや否やに就て決せらるるものなり。

然りと雖も全然單純なる假契約に非ずして、検査の結果不合格品ある場合に於ては取換品を提供し、或は又値引を行ふ事等によりて該賣買契約の履行に努むるものなり、之れ生絲取引に特有なる一商習慣なりとす。

賣買契約に先ち特に荷主の承諾を求むる場合或は輸出商の提案が特に荷主に打電する價值ありと認むる場合は、荷主の返電を待つ猶餘を乞ひ返電を得て後賣買契約を締結する事あり、或は又輸出商にして特に海外支店或は關係商店に打電する場合或は問屋にして特に海外より返電の來る迄其豫定期を定め、其間相場を貸して商談を纏めんと欲する場合は何れも荷主の承諾を得て輸出商に對し所謂「電信貸し」を行ひ返電を得て之を決定す。

概論するに電信貸しは買手の強き場合は賣手より賣手の強き場合は買手より之を行ふ傾向あり、即ち市況不振手合薄き時は買手有勢なるが故に荷主は、進んで電信貸しをなしても賣らんとし、市況先高見込或は市場品掠れの品なるや適品にして購入希望者多き場合等は事情全く之に反す。

而して海外市場に對する電信貸しの期間は、歐洲戰前にありては歐米共に一晝夜、長くとも三晝夜なりしも近時電信貸しを行ふ事著しく減少せるが如し。

以上は生絲の賣込に關する大略を實際の見地より論述せるものにして、出荷より賣込に至る生絲貿易の前半を形成せる主要なる部門たるものなり。

三、引込

手合成立せば問屋は即日又は其翌日全部の荷物を買手たる輸出商の倉庫に搬入するものにして、之を「引込」と稱す、大震災以來買手の倉庫狹隘なるものあり、従つて手合終了後引込に至る迄五日乃至七日間を要するものあるに至れるも、如斯きは一時的現象なるべし。

而して引込に際しては引込通知票を附する事あり、引込みたる荷物に對しては

商館は判取帳に捺印して領收を證明するものにして、若し該荷物が銀行の擔保品たる場合にありては問屋は引込先を明示し擔保品拂戻し請求書を銀行に差入れ或は又豫め引込先を銀行に通じ單に通帳に記入して荷物を引出すものにして、銀行は問屋と引込先とを信用して擔保品たる生絲の假渡をなすものなり市場之を「浮貸」と稱す。

引込みたる荷物に關し輸出商館は銀行に對しとる可き法策としては、銀行によりて夫れ夫れ規定せられたる貨物保管證に記入署名して之を提出し、從つて該貨物に對する全責任を負ふ事となすものなり。

如斯くにして引込まれたる生絲は商館の輸出上の都合により、見本品を提出せしめたるものは之と比較し然らざるものは記録と検査係の鑑定により現品に相違なきや否やを検して後品質検査をなすものとす。

而して其結果不合格品は「ベケ」と稱して取換を行はしむるものにして、取扱一、二回に及ぶも結局合格せざる時は「破談」と稱して賣込をなし得ざるものなり。而して如斯き取換を行ふ場合は其程度に於て明ならざれども大略取引の二三割に及

べるが如し。

品質検査に合格せるものを「納り」と稱す、但し納りの中には不合格品を値引せるものも無きに非ず、斯く取換又は破約せられて引戻されたる荷物にして、銀行の擔保品たる場合は貨物保管證書の返戻を請ひ、荷物は直に銀行指定の倉庫に返送せらるるものなりとす。

品位検査に合格せる生絲は直に賣込問屋の番頭立合の上買方の倉庫に於て二百五十斤掛の衡器を以て一梱づつ買手により秤量せらるるものにして、此際四分の一斤未滿は切捨てられ、總在目及び之に對する代金を計算し、「突合せ」と稱し賣手が此重量及び代金に承認を與ふる事によりて、該貨物は初めて買手の所有となり、茲に取引完了せらるるものなり。而して荷物引込後看貫終了迄に要する日數は時によりて異れども、一週間乃至十日間位なるを普通となせり、而して代金支拂は看貫の日より同日を起算して四日目に行はるる慣習となせり。

然れども不合格品として引戻されたる生絲も之を秘して他に賣込み、再び引込をなすは勿論、甚しきに至つては品質鑑定の困難なるに乘じ、取換品と稱し包紙箱

其他を多少取換へ、或は引戻したる生絲の一部に新しき荷物を混じて、同一商館に引込をなすが如き場合なしとせず、輸出商館亦之に對して警戒する所あり、如斯きに至れるは生絲品質の鑑定の困難なると、輸出商館が生絲検査を相場の成行によりて悪用する事あるが爲に基因せるものたる可く、市場陋習の一たるものなり。

四、看貫

商館に引込まれたる生絲が其検査に合格せる時は、商館は之を賣込問屋に通知し、豫め看貫の時日を通じ、問屋の番額立合の上拜見の際包紙を取り去りたるままなる生絲を通常二百五十斤掛なる臺秤にて秤量するものにして、此場合結束絲及び商票の重量は立合番頭と協定の上述し之を撰除するを常となせども、協定出來難き場合にありては、通常括絲一括分商票十枚を秤量し、其在目の割合を以て計算控除するものなり、而して結束絲は一括分四匁乃至五匁にして、商票は十枚即ち一括分三匁乃至五匁なるを普通となせり。

看貫に際し先に生絲検査に供したる五十緞の拔絲中「コロ」に巻き取りたる殘にて返戻せざる場合に於ては、之を正味二斤と見做して加算するものなりとす。

尙検査に合格せる生絲にして、水分過多なりと認むる場合に於ては、前述せるが如く一荷口(十俵)につき通常三俵乃至五俵を生絲検査所に送附して、其正量を檢し協定水分率百分の二より多き場合即ち原量が正量に原量の百分の二を加へたるものより重き量丈は荷主より輸出商館に賠償せしむるものとして、控除するものなり。

然れども水分率が協定水分率を超過せざる場合、或は水分著しく少き結果を來せる場合にありても、看貫に於ける原量を基本として、計算支拂をなせるものにして、絲價の割増の如き事絶てなかりき。

然るに前述せるが如く、晩近輸出生絲検査法實施せられ生絲は正量を以て取引せらるるに至りしが故に此關係全く異れり。

看貫に際し在來荷主は看貫手数料として一捆につき金五十錢を輸出商に支拂ふ習慣ありしも、明治四十五年東京に於て開催せられし製絲家大會に於て之を不當支出なりとし、輸出商と交渉せる結果大正二年看貫料なる名目を改めて荷掛金と呼び從來車力賃一捆十二錢を加算して、五十錢を支拂ふ事となせしも、其荷掛

金計算方法を斤量單位となし、正味一千斤につき金九圓となし、其許容範圍を九百五十斤及び一千五十斤となせり、而して同範圍外即ち一千斤を超ゆるものは其超過量斤又九百五十斤に達せざるものは其斤量に對し五十五斤につき金五十錢の割合を以て支拂ひ、五十五斤に満たざる端數は切捨つる事となし、大正八年九月一日より實施する事となせり。

看貫は輸出商にありては強目に秤量する傾あり、之れ海外市場に於て目切れを生ずる事を恐るるが爲にして、問屋荷受けの際強目に秤量すると全く同理によるものなりとす。

尙看貫に際し従前にありては種々なる不正手段を講ずるものありしも、現時に於ては生絲貿易規則により全く之を觀ざるに至りしは喜ぶ可し。

五、支拂

生絲代金の支拂は看貫を終りて後同日を含みて、四日目に行はるる習慣なりとす、而して此場合輸出生絲は生絲検査所の輸出検査を受け、正量による量目を得之に買價を乗じ、それより荷掛金を差引きたる額を賣込問屋に支拂ふものなりとす。

而して此場合該荷物が銀行の擔保品たる場合は通常問屋の請求により、該銀行宛小切手を以て同行へ支拂ふものにして、何れの場合にありても賣込問屋は請取りたる代金に對し、請取證を輸出商に差入るる習慣なりとす。

以上を以て甫めて輸出商と賣込商の生絲の賣買は完了せるものなりと雖も、實際に於ては看貫を終りたるものは取引を完成せるものと見做して、一般に取引結果として發表するものなり。

六、賣込問屋の仕切

賣込問屋は輸出商館より受取りたる生絲代金より規定の賣捌手数料、諸雜費一時立替金及び荷爲替附のものなる時は其立替金元利を控除し、尙時期によりては荷主の承諾を得て原資金の一部を控除し、仕切書又は計算書を作製し、殘金と共に委託主たる製絲家に送附するものなり。

然れども其殘金小額なる場合にありては送金する事なく記帳するに止まると共に、拔絲又は取換生絲等にして地遣用として賣却す可きものは一取引毎に賣捌きて仕切書に記入する場合無きに非ざれども、通常單に重量を通知するに止め之

を保管し置き、相當なる數量に達したる場合賣却するものにして、又時に荷主の希望によりて返送する事あり。

七、和賣

生絲の和賣とは内地機織の原料として生絲の賣込をなす事にして、前項中にて論ず可きものなれども、元來和賣の一部は輸出生絲の不合格品及び拔絲、端物等に俟つものなるが故に、輸出生絲の賣込と全然關係なしとせず、依て茲に附記して其概念を明にせん。

元來地遣絲として横濱生絲市場より地方に積戻さるる所謂地方積戻生絲は、歐洲戰爭中及び其直後にありては其量比較的多かりしが故に、輸出生絲の市況も爲に維持せらるるが如き事ありしと雖も、近年内地の機業不振を極め、爲に其數量も輸出生絲の五%内外に過ぎざるが故に、絲價に對しては其影響極めて微力なるが如し。

和賣に供せらるる生絲としては之を細分すれば、輸出商館の「ガラ」検査に供したる所謂「ガラ」絲、「ガラ」下、拔絲輸出検査不合格品又は地遣として販賣するを更に有利なりとする生絲、端物、屑絲等を擧ぐ可きものにして、之等地遣向商品は蠶絲仲次商に賣渡すものにして、相場は時により非常に相違あるものなるも、尙荷口の五百斤乃至千斤位に纏りたるものは、時に輸出生絲に比し二三十圓乃至五十圓内外低廉なるを常とし、拔絲「ガラ」絲等は百圓乃至百五十圓安「ガラ」下の内、「デニール」絲は殆んど半値なるを普通となせるが如し。

和賣生絲は如斯く低廉なるが故に、賣買上の検査も亦簡單にして、水分過多なりと認むる場合僅に水分検査をなすに過ぎず、仲次商は何等検査器械を備ふる事なく肉眼審査によりて品質を鑑定し、品質の優劣、欠點等は賣買價格によりて左右するを常とせり、相場は輸出生絲と同様百斤建にして、看貫は即時、或は契約の翌日にして、支拂は看貫引渡しの際なるを普通となせり。

生絲賣込問屋が如斯くにして仲次商を経て和賣を行へる時は其明細を記入し、荷主に對しては和賣通知書を送附し、代金は希望により送金すれども、多くは次回仕切書に加算するか或は一ヶ年幾回かに之を精算するものなりとす。

第三節 先約定

前節に於て論述せる生絲の賣買は主として既成品に對するものにして、已に濱出しせられたる荷物なるか、然らざるも手合成立後幾程もなく引込みをなし得る荷物の賣買取引にして、現物賣買として現在輸出生絲の過半は之に依るものなる事前述せるが如し、然れども之に對し近時「先物賣買」とて未製品につき賣買契約をなす豫約賣買をなすもの漸次盛なるに至れり。

先物賣買は主として銘柄により時に見本を提出せしむること、現物賣買と異らざれども、受渡長期なるが故に契約成立せる際は輸出商に於て相互に交換す可き覺書を作製し、各自署名の上交換する習慣なりとす。

而して先物約定は其契約の條件により之を値定先約定と成行先約定の二種に區別す可く、普通先約定と稱するは前者にして、後者は特に先約定に對し「成行」と呼ぶを常とす以下二者に就て略述す可し。

一、値定先約定

値定先約定は賣買契約をなすに當り、品名、斤量、織度、受渡期限及び場所を定むるのみならず、價格を決定するものなるが、近年値定先約定による取引極めて減少す

るに至れり、之れ一つは海外市場に於ける絹業者は著しく低廉なる生絲相場に非ざれば値定先約定を爲さんとするものなく、當用買の態度を採れると共に、他方本邦輸出業者の多くも成行賣の方針にて損益を一舉にして決せんとするが如きもの少きが故に、値定先約定は値段に於て折合はざる事多きが爲なり。

而して此種の約定は早きは二三月頃より開始を見ることあるも、一般に春期購繭前後に行はれ、其期間長きも五、六ヶ月間短きは一、二ヶ月間の新絲に就きて契約せらるるものにして、概して特殊なる優等品に就て行はるるものなり。

二、成行先約定

成行先約定とは生絲の銘柄、斤量、織度、受渡期間及び價格の標準等を豫め定め、價格は毎月一定期日の絲價による事となし、契約せる數量の受授をなすものにして、所謂價格は成行に任せたるにより之を一般に成行と稱するに至れり、價格の標準とは最優等格白又は黄を基礎として、之より幾十圓高、幾十圓安として定むるものなり。而して價格を決定するは毎月五、十の日、即ち一ヶ月五回にして、現品は其都度現品賣買と同様當日又は翌日乃至は數日間に受渡しをなすものなり、而して普

通一ヶ月當契約の斤量は五等分して、毎回之が受授をなすものなり。

此種の生絲の賣買は明治三十三年那是製絲株式會社と二百九番館との間に締結せられたるを嚆矢となすと云ふ、而して該取引が殊に一般的注意を惹くに至りしは、歐洲戰爭後即ち大正四、五年以降の事にして、大正八年の如きは殊に未曾有の大發展を觀るに至り、一回の受渡高十萬斤内外に達し、爾來愈増加して今日にありては先約定に非ざれば適品を得る事難きやの觀あるに至れり。然れども其盛餘既に同取引に對し多少の行詰りを生せんとするものあるが如し。

成行先約定が如斯く盛況となれるは、戰爭の結果伊佛の優良生絲の供給激減せるが爲め、優等絲に對する需要著しく増加せしと雖も、本邦生絲は裾物多く優等品乏しかりしが故に、市場の活躍と共に優等生絲の拂底を來せり、他方之に加ふるに當時より新に生絲の輸出を創試するもの簇出し、競ふて確實なる優等品を得んと欲する事情あり、製絲家亦經營の安全を希ひ、賣値の平均を欲し、成行に應ずるもの多く、遂に如斯き先約定の異常なる發達を觀るに至れるものなりとす。

斯く成行先約定の主なる目的は優等品を得んとするにあるが故に、其契約は主

として優等品に限らるるものにして、春期購繭前後早きは四、五月頃より交渉を開始し、長期一ヶ年短きも二、三ヶ月間を一期となし、普通十二月迄を一期間となし、更に翌年一月より新繭期迄の契約をなすを普通とせり、而して此種の契約による賣買高は大正十三年度に於ては總賣行高の一割四分一厘七毛、十四年度には一割九分三厘八毛を示せるが如く著しき盛況を表はせり。

輒近此種の取引激増せるが爲、市場之を重視し、成行先約定決定日即ち「成行日」の相場の決定は内外生絲市場の注目を惹き、之が決定に依りて成行以外の賣買も取結ばれ、定期市場も之によりて影響を蒙る事尠らず、而して成行日前後は所謂成行相場とも稱す可く變調を來すことあり。

成行による相場の決定は、成行先約定の最多き大手筋輸出高と賣込間屋との商議によりて定まるを普通となせども、最近輸出商及び問屋より各代表者を出して會合の上値段を決定することとなれり、而して此値段は當日の現物各格の出來値を標準として最優等格の値段を決定するものにして、其日の出來値の最低値段より拾圓高を以て最高格と見做すとの不文律輸出商間に於て行はるるが如し、尙若

し當日手合なき時は最近に於ける現物の手合値段と當日の市況とを參酌して定むるものなり。

成行日は前述せるが如く決定的のものにして、擅に之を變更す可きものに非ざれども、當日に於て賣買兩者一致する事難く、相譲らざる時は翌日又は翌々日に延期する事あり、或は次回の成行日と合併するが如き事あり。

三、先約定の得失

生絲の輸出は歲と共に其額を増加せりと雖も、其取引方法に至りては十年一日の如く舊慣を墨守し其間幼稚なる奸策を弄するもの尠らず、先物約定の利害得失を論ずるに當りて、一部にありては契約後絲價騰貴せんか直に粗製濫造をなし、種種なる口實の下に引渡しを遅延せしめ破談を試むるものある可く、之に反して相場下落せんか輸出商は検査なる武器を利用して、峻嚴冷酷なる検査を施し、故意に不合格品を出し、引取を拒み荷主の生産能力を熟知するに拘らず、取換品引渡期日を短くして之に臨み、破約を強ひ或は値引をなさしむるなど、商略上寛容す可らざる陋習なしとせず。

然れども如斯きを以て先約是非を論ずるは、蓋し當らざる事遠きものなりと云ふ可し、況や殊に近時大に商業道德の進歩を觀信用を重ずるに於てをや。

思ふに先約定の得失は之を利用する目的により著しき相違あるものにして、之を投機的手段に供したりとせば、徒に絲價の騰貴を醸成する一助たるに至る可く得る所なかる可し、先約定に於ても値定と成行とによりて自ら多少の相違ある可しと雖も、概論すれば先約定は製絲家より云ふ時は、原料繭購入の際計算上相當の利潤を認むる場合は製品たる製絲を賣繋ぐ爲めに値定先約定を利用す可く、賣上相場の平均を求めんと欲せば成行先約定を選ぶ可し。

而して輸出商にありては海外に先賣したるものを買繋ぎ顧客の希望する適品を買約し置く事等を目的となせるが故に、先約定は何れも經營の安全を圖り、確實なる品質の生絲を得る點に於て有利なるものなりとす。

然れども値定先約定は一時に絲價を決定するものなるが故に、商機を洞察するに苦心多く、又之等の爲め投機的色彩を帯ぶる欠點なしとせず、成行先約定にありては必ずしも原料繭の價に比して、確實なる利益を期待し難きも、同經營年度に於

ける相場の平均を求め易き得點あれども、商略を用ゐる商機を捕ふるの興味尠し之を要するに製絲家は製品たる生絲の全部を先約定によらしめ、輸出商亦買入の全部を之に求むるは必しも得策ならざる可きも先約定の發達は賣買兩當事者の經營安全なる本義よりして發達す可きものなる可く、成行約定に於て前述せるが如き發展を觀たるは偶然に非ざるなり。

然りと雖も成行先約定は新規商談に對する商略の具に供せられんとするものあり、即ち成行値を低下して現物の買入に資せんとし、或は反對に成行値を廉からしめんが爲め現物値を低下するが如きは之なり。昭和二年一月下旬横濱蠶絲貿易商同業組合によりて、成行値段の改善案の提出を見たるが如きは之が一證たる可きなり。

尙之と共に成行約定の標準たる最優等格は、今日に於ては輸出生絲の裾物とも稱す可く、其數量も少く、其品質も極めて不安定なるものなるが故に、此格付に對して確立せざるに於ては、成行先約定の發展は期す可らざるものあり。

殊に相當優良なる上格生絲は近年大に増加したるが故に、輸出商は容易に之を

市場に於て得可く、最優良品にありては製絲家にありては敢て成行約定を行はずとも、ただ成行賣の方針を採る場合に於ては何時にても容易に販賣する事を得可きが故に、寧ろ之を有利となすが如し。

如斯きが故に成行先約定は、或は現今の状態を以て發達最高潮に達したるには非ざる可きか。

第五章 生絲検査

生絲賣買上手合終り輸出商館の倉庫に引込まれたる生絲は、此所に於て検査を受くるものなること既に述べたる所なるが、本章に於て生絲取引上の一階梯たる生絲検査に就て論述す可く、先づ之を輸出商館に於ける検査と生絲検査所に於ける輸出生絲検査の二者に大別して之を略述す可し。

第一節 輸出商館の生絲検査

商談纏り引込まれたる生絲は千斤即ち洋俵十俵より任意に五十認を引抜き、先づ器械検査を行ひ、成績不良なるものは直に「ベケ」として引戻しとなるか、取換へるとして

更に他の千斤を引込ましめて検査を行ひ、検査成績に依りては「再ガラ」として同一荷物につき再検査を行ひ、時に三度「ガラ」をなす事あり。

器械検査に合格せる生絲は主として荷口の齊否を検する爲め、總荷の肉眼鑑定（拜見）を行ふものにして、其の結果「ペケ」となる場合なきに非ざるも、如斯きは極めて稀なる事にして、多くは括を取換へしめ、或は又認めを抜きさり合格せしむるものなりとす。

検査に合格せるものは正量検査をなし支拂に至るものなりとす、而して此場合行はるる検査は輸出商により多少の相違を認めれども、以下一般的なるものに就き其現實を詳述す可し。

第一項 器械検査

輸出商館に於ける生絲器械検査は普通次の四項に就きて試験を行ふものにして以下順次之に就て説く可し。

一、再繰

二、織度（絲條班及平均織度）

三、類節

四、強力伸度及其他抱合又はゲージ検査等

一、再繰試験

再繰工程の難易は其工程及び屑絲の多少に關係あるは勿論、之によりて生産する絹織物の良否に影響する事大なるが故に、再繰試験は重視せらるるものにして、又之が難易は原料の良否、繰絲工程の精疎、強伸力の大小等を推知し得るものとして重要視せらる。

供試材料は生絲千斤より抜き取りたる五十認めにして、之を製絲工場の大枠と略同じ大きさの「フワリ」に移し、内二十五認めは認めの外側より、他の二十五認めは内側より巻きとるものにして、回轉速度は横濱生絲検査所においては一時間百回、米國にありても百回のもの多く、輸出商にありては以前は五十回なりしも現時にありては皆百回となれり。尙回轉速度を生絲織度の細太によりて次の如く變化せしむる事あり。

絲の種別

一分間「フワリ」の回轉數

同絲長（米）

太	一八〇	一八〇
十四「デニール」中心の絲	一〇〇	一五〇
細	八〇	一三〇

而して繰返時間は一時間なるを普通となせども、尙繰返に際し二十五総は表側より他の二十五総は裏側より繰返すものあり、或は又最初の三十分間は表側より次の三十分間は裏側より繰返すものあり、何れにせよ其結果は一時間中に於ける切斷數を以て表示せらる。而して切斷回數は各輸出商各自己の經驗によりて其限度を定め、之を基準とせり、例へば清算取引市場に於ける受渡にありては五総平均六回を限度となせるが如し。

二、セリブレーション検査及織度検査

絲條班度並に生絲織度の細太及び齊否の度が絹織物の第一工程たる再繰上に於て將又機械上の製品の品質上に對して至大なる關係を有するは多言を要せざる所にして、米國に於ける營業者の生絲に對する苦情の過半は之に依ると云ふも過言に非ず、されば生絲検査に於ても之が成績により其合格不合格を決定する最

重要な材料とせらるるものなり。

「セリブレーション」検査は數年前米國「マサチューセッツ」州「サウス・マンチエスター」市「チニ」絹織會社に於て考案せるものにして、同國絹業者中之を採用するもの多く、我輸出商にありても最近之を採用し、絲條班度を檢するに至れるものあり、而して之が検査方法は再繰検査に生絲を巻取りたる五十個の「ポピン」より、十個を一組となし、四枚又は五枚の「セリブレーション」板に巻き付くるものにして、一枚の「セリブレーション」板は各十個の小板より爲れるを以て、之によりて四十枚又は五十枚の小板を得可く、各小板絲條班を $\%$ を以て示せる七階級の標準板と肉眼を以て比較對照し、之によりて幾 $\%$ なるかを推定し、之等の結果を合算平均して其成績となすものなり。

然れども屢取扱へる生絲なる時は、單に二枚の「セリブレーション」板に依る場合あり又特殊なる生絲に對しては八枚乃至一枚の「セリブレーション」板を採る事あり、而して其結果を如何に格付するやは各輸出商によりて異なるものなり。

次に織度検査方法は再繰検査に於て「フワリ」より巻きとられたる「ポピン」五十個より、二百二十五米（二百回）の織度絲二百本を採り、之れを檢位衡によりて一本毎に

秤量し其結果を一定用紙上に記録し、後之が全部を合計平均せるものを以て平均織度となし、之が目的織度に近きや否やを知ると共に、尙検定織度が用紙上の目的織度を表示せる部分に集中せる程度を検するものなりとす。

然れども輸出商によりては四百五十米(四百回)の織度絲三百本を採るものあり、尙織度は含水量の多寡によりて相當大なる相違を來すものなるが故に、測定上織度絲乾燥器を備へ二百本(一荷口)の織度絲を乾燥し、無水量を求め、之れに公定水分率を加算して正量による織度を求むるものあり。

元來生絲の織度齊否は主として原料の品質と工女の技術に待つものにして、如何なる優等絲と雖も目的織度に一致せしむる事能はざるは當然にして、實地取引上に於ても絲の格により相當範圍の織度の開差を認容するものにして、米國生絲市場にありては同國絹業協會の規定に準據して次の如く制定せり。

一、歐洲産絲並に日本産器械製絲最優二三十圓高以上(Double Extra A)の織度許容範圍。

織度(デニール)

許容範圍

- 一 二 中 乃至 一 六 中 上下半「デニール」
- 一 七 中 乃至 二 〇 中 上下四分の三「デニール」

- 二 一 中 乃至 二 五 中 上下八分の七「デニール」
- 二 六 中 乃至 二 九 中 上下一「デニール」

二、器械生絲最優二三十圓高(Double Extra)以下より一番迄及び十七中の生絲は一荷口に對し上下二分の一「デニール」各條に對し所定の平均織度より上下一「デニール」以上の差なきを要す。

三、上一番以下の器械太絲に對しては其織度の保證をなさず(一九二四年一月改正)

伊太利に於ては美蘭商業會議所に於て制定せられたる伊國蠶絲賣買規約あり其織度開差の許容範圍は次の如し。

一、生絲飛切、特品、一等品、二等品に對する織度細太の差

織度(デニール)

許容範圍

- 一 一 乃至 一 三 四「デニール」以内
- 一 一 一 乃至 一 五 一 一 七 五
- 一 六 一 一 八 乃至 一 九 一 二 一 六
- 二 〇 一 二 一 乃至 二 四 一 二 六 七
- 二 五 一 二 七 乃至 二 八 一 三 〇 八
- 三 〇「デニール」以上のものは此限に非ず而して生絲の三等品に對しては各織度に對し一「デニール」を増すものとす。

二、生絲に對する平均織度の差

織 度

許容範圍(デニール)

第二編 生絲の輸出

- 一 一乃至一三
- 一 一三乃至一五
- 一 一五乃至一七
- 一 一七乃至一九
- 一 一九乃至二一
- 一 二一乃至二三
- 一 二三乃至二五
- 一 二五乃至二七
- 一 二七乃至二九
- 一 二九乃至三一
- 一 三一乃至三三
- 一 三三乃至三五
- 一 三五乃至三七
- 一 三七乃至三九
- 一 三九乃至四一
- 一 四一乃至四三
- 一 四三乃至四五
- 一 四五乃至四七
- 一 四七乃至四九
- 一 四九乃至五一
- 一 五一乃至五三
- 一 五三乃至五五
- 一 五五乃至五七
- 一 五七乃至五九
- 一 五九乃至六一
- 一 六一乃至六三
- 一 六三乃至六五
- 一 六五乃至六七
- 一 六七乃至六九
- 一 六九乃至七一
- 一 七一乃至七三
- 一 七三乃至七五
- 一 七五乃至七七
- 一 七七乃至七九
- 一 七九乃至八一
- 一 八一乃至八三
- 一 八三乃至八五
- 一 八五乃至八七
- 一 八七乃至八九
- 一 八九乃至九一
- 一 九一乃至九三
- 一 九三乃至九五
- 一 九五乃至九七
- 一 九七乃至九九
- 一 九九乃至一〇一
- 一 一〇一乃至一〇三
- 一 一〇三乃至一〇五
- 一 一〇五乃至一〇七
- 一 一〇七乃至一〇九
- 一 一〇九乃至一一一
- 一 一一一乃至一一三
- 一 一一三乃至一一五
- 一 一一五乃至一一七
- 一 一一七乃至一二一
- 一 一二一乃至一二五
- 一 一二五乃至一三〇
- 一 一三〇「デニール」以上は此限に非ず。

即ち之に依る時は十四中の一等品にありては織度の開差は十六半乃至十一半「デニール」にして、平均織度は十三半乃至十四半の範圍たらざる可らず。

横濱生絲市場にありては織度に對して何等の規定なく、ただ習慣上暗々裡に多少の據る所あるのみにして、輸出商により隨意に内規を設くるに過ぎず。

三、類節検査

生絲は一般に大小多數の類節を有するものにして、之を検するに當り數年前迄は一般には再繰試験の際巻きとりたる「ボビン」五十の各個につき二回宛、絲長二百五十米を巻きつけ得可き檢類器に巻きつけ、各個につき其三分の一部分を検し大類小類の二大別となし、類節數を數へ之を三倍し全面の類節數と見做し、更に之を

二倍したる類節數即ち千斤十俵の生絲につき五萬米間の類節數を求め之を十分したるもの即ち一俵に對する平均類節數として表示せるものなりき。

尙輸出商館によりては十俵の生絲に對する五十個の「ボビン」即ち一俵に對する時は五個の「ボビン」となれども其各五個中より一個を摘出し合計十個の「ボビン」につき前述せるが如き検査を施し、一俵宛絲長五百米間の類節數を求むる法式によれるものありき、然るに最近にありては「セリブレーション」により絲條班度を檢すると同時に其類節度をも之によりて検査する方法を採るに至れり、而して之が検査方法は米國に於ける方法に倣ひ、通常絲條班度を検査せる「セリブレーション」板の兩面を檢して、其類節數を類節の種類別に數へ、極小なる毛羽類、コケ類、環類等の如き三階級に別ちたる「ニートネス」標準寫眞と比較對照して、其程度を推定し、兩者の結果をそれ〴〵を以て表示するものなりとす。

四、強伸力検査

生絲の強伸力は原料繭の良否繰絲法の功拙、絲縷抱合の良否、類節の多寡等によりて多少を生ずるものにして、其大なるは織物原料として優良なるも、極めて最級

の生絲に非ざる限り、生絲が普通に有する強伸力にて足れるが故に、特に強伸力を重要視する高級の生絲なるか、或は強伸力著しく劣れる疑ある生絲に非ざる限り、此検査を行はざるものあるが如く、品質検査の一つとして該検査は左程重要なものに非ず。

之れが検査の方法は生絲一條づつ強力伸度を同時に測定し得る強伸力計セリマイケルを用ふるものと、織度絲一認づつの強伸度を測定する「セリグラフ」を用ふるものとの二者となす可し、前者にありては生絲千斤につき百條即ち再繰試験の際巻き取りたる「ポピン」一個より二條を採り、額節少き部分を選びて測定するものにして、強力は強力指針によりて指示せられたる瓦の數を以て表し、伸度は絲長半米五百ミリメートルに對する延伸せる部分の長さを糧にて度盛せる伸度指針によりて測り、延伸せる長さを五百糧にて除したる伸度の割合を百分比を以て表するものなりとす。

然れども強力は織度の細太により大差あるものにして、伸度に於ては大差なし生絲検査所の報告によれば十四「デニール」にては強力五十瓦伸度二二%十七「デ」に

ては強力六十瓦伸度二二%九「デ」にては強力三十四瓦伸度二〇%なる一例あり之が爲に輸出商館にありては強力は「デ」につき幾瓦なりと表示せるものあり、強伸力検査としては織度検査に於て採りたる千斤につき二百本即ち一俵二十本の織度絲の總平均を求め、之に該當する平均織度を有する織度絲を各俵より一本づつ即ち千斤より十本を選出し、一本の織度絲より一條づつ即ち十條の供試絲を採取し、之を強伸力計にて測定し、其結果を十分して伸度となし、強力は十分して平均したるものを、更に總平均織度を以て除し「デ」に對し幾何瓦なるやを調査するものなり。

「セリグラフ」検査にありては織度検査に供したる織度絲五認又は十認を採り、之れを「セリグラフ」にかけ一認毎に強力伸度を求め、強力にありては更に一本及び一「デニール」平均を算出し、五認分の成績を平均して表示するものとす。

但し生絲の強伸力は湿度の多少によりて變化するものなるが故に、乾燥せる場合は強力大に伸度小、濕潤なる時は之に反す、通常測定時の湿度を記入するを常とす。

以上は輸出商館に於ける生絲器械検査の大略なれども、尙此外抱合検査器 (Combination Test Machine) を用る抱合の良否を器械的に検査するものあり、然れども生絲の器械的検査は何れも試験時代にあるものにして、更に時日と共に之が進歩發達を見る可きと共に、多くの變化ある事を期せざる可らず、尙之に關しては後編に於て略述する所ある可し。

第二項 肉眼検査

肉眼検査は從來拜見と稱し、一荷口の齊否を検する概括的なる外見上の検査の外、織度、絲條班度、類節、絲質、絡交の良否、梓角、膠着の程度等品質に關する全般を特に精細に検査する總の検査とあり。今肉眼検査を總荷の拜見と總検査とに分ちて記述す可し。

一、總の検査

一荷口につき五總又は十總に對し肉眼検査を行ふものにして、之を器械検査の部にて行はしむるものと總荷の拜見の際行はしむるものとの二種あり、前者にありては千斤の生絲より任意五十總を抜き出し、内四十五總を器械検査に供し、五總

を總の検査に當らしむるもの多し、後者にありては總荷の拜見の際抜き出したる總の内任意の數總につき検査を行ふものとす。

生絲検査に對し輸出商によりては器械検査に重きを置くものあり、之に反し總の検査を重要視するものあり、然れども器械検査法進歩せりと雖も尙總の肉眼検査も亦依然として重要視せらるる現状なりとす。

二、總荷の拜見

之は通常總荷を解くと稱し、豫め問屋に之を通じ、問屋の番頭の立合の上検査を行ふものにして、荷口の齊否を鑑定するを主眼となせるものにして、整理の良否、色澤の齊否、汚れ、切絲、油燒、梓角の膠着程度等をも調査するものなり。

而して此場合不齊なるものは通常其不齊なる總又は括を抜き去り、或は取換へを爲さしむるものなり。

以上肉眼検査に加ふるに前述せる器械検査を以て輸出生絲は其品質に關し調査鑑定せらるるものなりとす、而して供試材料たる生絲は以前は輸出商の特別所得なりしも、明治三十三年横濱生絲貿易規則により検査の爲め「コロ」に巻きつけた

る生絲を除き、之を賣主に返還し、或は代金を支拂ふ事となせり、而して從來外商は之れを返還し、内商は五十総中「コロ」に巻きとりたる以外のものを、二斤と見積りて(昭和二年七月以降)代金の支拂をなせり。

第二節 生絲検査所の検査

生絲検査所に於ける検査は之を別ちて強制検査なる輸出生絲検査と、任意依頼検査なる普通及び特別の検査となす可く、前者は正量検査にして、後者は各正量又は水分原量、練減品位の四項に就て検査を行へるものなり。

輸出生絲検査に就ては既に述べたるが故に、本節に於ては普通検査並に特別検査に關し略述する所ある可し。

第一項 普通検査

普通検査は之を正量原量、練減品位の四要目に別てり、今其各項に就て述べ可し。
一、正量検査

爾來生絲賣買取引上生絲の含有水分に關しては、横濱生絲貿易規則第一條及び同條附則によりて正量と原量との差が原量の百分の二迄は之を許容することと

なせるが故に、之が鑑定を生絲検査所に依頼せるものなりき、次表は之が検査に關する統計なり。

年次	洋 俵		梱		合 計	
	検査件数	總全量(基)	検査件数	總全量	検査件数	總全量
自明治四三年 至大正三年平均	三九、七〇五	二、四三〇、一三六	一七、二七三	五八三、七四五	五六、九七八	三、〇一三、八八一
自大正四年平均 至同八年平均	五一、六三四	三、一五四、一六四	二六、六八三	九三三、六〇七	七八、三二七	四、〇八七、七七一
自大正九年平均 至同一三年平均	二六、九〇一	一、六二五、五八九	四七、八二四	一、七四七、七九〇	七四、七二五	三、三三七、三七九
自大正一四年	三四、九七〇	二、一三五、八一七	五九、三一七	二、二二八、九六九	九四、二八七	四、二六四、七八九

註 自九年至三年平均は一、二二年缺調に付き三ヶ年平均なり。

前述せるが如く昭和二年七月一日より輸出生絲検査法實施せられしが爲め、生絲普通検査に於ける正量検査も之に準じて行ふこととなれるものなり。

一、一荷口ニ付行フ検査

輸出生絲検査法施行規則第六條第一項ニ定ムル方法ト同一又ハ之ニ準ズル方法ニ依リ正量ヲ算定スルモノトス

註 輸出生絲検査法第六條第一項沿革

一 荷口全部ノ生絲ニ對シ各俵毎ニ其全量ヲ秤量シ、各俵ノ全量中ヨリ其ノ風袋量(供試料絲ヲ採取シタル俵ニ在リテハ其ノ風袋量及水分率檢定ノ用ニ供シタル供試料絲ノ重量)ヲ控除シテ、各俵ノ生絲ノ原量ヲ定ム。

二 各俵又ハ各捆ニ付行フ検査

各俵又ハ各捆ニ付其ノ全量ヲ秤量シ、其ノ全量中ヨリ其ノ風袋量及水分率檢定ノ用ニ供シタル供試料絲ノ重量ヲ控除シテ、其ノ俵又ハ捆ノ生絲ノ原量ヲ定メタル後、其ノ異レル括ヨリ採取シタル供試料八本ヲ、同數ノ二區ニ分チ、各區ニ付原量ニ對スル水分量ノ百分比ヲ求メ之ヲ平均シテ其ノ俵又ハ捆ノ水分率トシ(但シ二區ノ水分率ノ差が百分比ニ於テ〇五以上ナルトキハ他ノ異レル括ヨリ採取セル四本ノ供試料絲ヲ一區トシテ其ノ水分率ヲ求メ三區ノ水分率ヲ平均シテ其ノ俵又ハ捆ノ水分率トス)其ノ生絲ノ原量ニ此ノ水分率ヲ乗ジタル積ヲ原量ヨリ控除シテ其ノ俵又ハ捆ノ無水量ヲ求メ、之ニ其ノ百分ノ十一ヲ加ヘタルモノヲ以テ其ノ俵又ハ捆ノ正量トス。

正量検査方法としては一捆又は一俵より八本(従來は六本)の總を抜き採り、之を四本宛二區に別ち、直に中天秤を以て秤量し、(磅を單位とす)捻を解き四總づゝを、タラボー式乾燥器に入れ、甲乙二検査となし、約攝氏百三四十度の温度を以て三十分

間乾燥せしめ、一度秤量して後五分間隔に秤量し、減量を觀ざる程度に至らば之を無水量と見做し、甲乙二検査に於ける水分率を比較し、其差〇五%以内なる時は八總の無水量を合計平均して無水量を算出す。

如斯くにして得たる無水量に公定水分率一割一分を加算して、正量を求め、水分率表なる換算表を用ゐて供試生絲の原料より其水分率を算出し、更に其割合を以て送致せられたる生絲の全量に對し、其水分率及び正量を算出するものなり。今之れが關係計算式を示す時は次の如し。

$$1 \text{ 俵の總無水量} = 1 \text{ 俵の總原量} \times \frac{\text{供試絲の無水量}}{\text{供試絲の原量}}$$

$$1 \text{ 俵の正量} = 1 \text{ 俵の總無水量} + (1 \text{ 俵の總無水量} \times 0.11)$$

検査を終りたる時は正量檢定證正副二通を作り、正證は検査せる生絲中に封入し、副證は請求者に交付することとせり。

二 原料検査

之は看貫と稱し買方たる輸出商に於て行ふ慣習なるが爲め、従來は検査所に之を委託するもの尠かりしも、輸出商中生絲検査所の原量檢定證ある封印附荷造を

以て輸出するもの増加し、海外顧客も亦之を要求するに至りしが爲め、生絲検査所を利用するものを觀るに至れり。然るに輸出生絲検査法施行以來該検査は地遣絲の外殆んど正量検査の前過程として行はるる事となれり。

原量検査は生絲の全部につき一俵又は一梱毎に其全量を檢したる後之より其附屬品たる括絲商標、包紙、金巾袋等所謂風袋量を減じ去りたる殘量を以て、原量を算出するものなり。

而して之等風袋の秤量は一件につき包紙は一枚、商標は十枚、括絲は任意の三括より、其中しばかりのみを解き、三本を以て一括分となし、一件に對する計算を行ひ之に金巾袋を加算して風袋量を求むる事となせり。

検査を終れるものは原量検査表によりて、檢定證を作製し原本を請求生絲の中に封入し副書は之を請求者に交附し、洋俵にありては檢定證を金巾袋の内に入れ袋を鎖して之に封印を施す事とせり。

次に生絲検査所の原量検査に於ける風袋量の總量に對する百分比は次表の如きものあり。

年次	風袋百分率
明治四三年	二〇五
明治四三年至大正三年平均	二〇七
自大正四年至大正八年平均	一九九
自大正八年至大正一四年平均	一八八
大正一五年	一七四

三、練減検査

生絲練減量は生絲により多少の相違あれども、實際取引上に於ては練減歩合はただ輸出商の參考となすに過ぎるものなるが故に、該検査の請求は割合に多からざるものなり、ただ大正三四年以降黃繭絲の市場に出顯する事多きを加ふるに至るや該検査件數も之に應じて稍増加するに至れり、今最近十餘年間に於ける練減検査の成績を示す時は次の如し。

年次	検査件數	練減量百分比例		
		平均	最多	最少
自明治四三年至大正三年平均	三〇五	一九〇八	二二七八	一七〇二
自大正四年至大正八年平均	一、六三四	二〇二一	二四四五	一六四八
第二編 生絲の輸出				二八七

自大正九年至大正一三年平均	三九五	一九五五	二二・五六	一七〇二
大正一四年	六一	一九〇八	二〇七七	一七七〇
同 一五年	五二	一八七五	二〇三二	一七〇九

但し大正十一年以後は百分比例は白繭絲のみなり

練減検査の單位は生絲三總を一件となせるものにして、之を三區に別ち、其の二區に付き各別に其の無水量を求めて、其の練減量を算出し、之と精練前に於ける無水量との百分比例を求め、之を平均したるものを其練減率とす、但し二區の練減率の差が百分比に於て一以上なる時は、他の一區を精練して其精練率を求め、三區の精練率を平均して其精練率とするものとす。

而して其方法としては生絲量目に對する約四分の一に當れる「マルセーユ」石鹼を供試生絲の重量に對し約二十乃至五十倍の蒸溜水に溶解したる溶液の中に入れ、練釜にて約四十分間煮沸し、後之を取り出しよく絞り、石鹼水を代へて更に四十分間煮沸し、而して後絲量の約百分の三に當れる炭酸曹達溶液にて三回洗滌し、然る後之を微温湯にて數回洗滌し、石鹼分其他を除去し、終に醋酸溶液中に小時浸漬して、よく絞りと乾燥し前述せるが如き計算を行ふものとす。

四、品位検査

品位検査は肉眼鑑定と器械検査によりて行はるるものにして、検査要目は再繰織度、絲條班、類節及び強伸力の五種となす。品位検査は生絲五檢を以て一件とし、検査の單位として之に依りて鑑定表、検査表、檢定證等を作製するものにして、請求書に對しては預書を出し、其際受附順に受番を附し之によりて検査を施行するものなりとす。

〔一〕肉眼鑑定

受附けられたる生絲は鑑定表に記入せられたる各項目につき、肉眼鑑定をなすものにして、品質に關しては織度、色澤、手觸、抱合、品質等に別ちて考查し、整理に關しては之を括造り、緒留め、力絲、粹角、絡交、總の種別、捻造、猪口鬚、胴尻、撚下撚數等に分ちて精細に鑑定し、從來の記録と對照して請求書に記入せられたる生産者名と提供せられたる生絲と相違なきや否やを検し、若し相違ありと認むる時は之を請求者に質し、場合によりては検査を拒絶する事あり、今主なる鑑定項目の内容を觀るに次の如きものあり。

A、品質鑑定

イ、目的織度別

ロ、色澤

白絲但し交配白繭絲は區別す

色白く澤多きもの

色稍赤味を帯び澤多きもの

色白く澤少きもの

色稍黝味を帯ぶるも澤多きもの

色赤味を帯び澤多きもの

黄繭絲(澤特に多きもの又は少きもの其他繭絲は區別す)

色濃く澤普通なるもの

色中位にして澤普通なるもの

色淡くして澤普通なるもの

色赤味を帯び澤少きもの

色黝味を帯び澤少きもの

色黝味多けれども澤多きもの

色黝味多く澤少きもの

色茶褐色にして澤多きもの

色濃けれど黝味あるもの

色淡くして黝味あるもの

ハ、手觸

滑澤強韌なるもの

普通なるもの

稍粗硬なるもの

稍軟弱なるもの

粗硬なるもの

軟弱なるもの

ニ、抱合

密着強健なるもの

普通なるもの

不良なるもの

ホ、品質

1 CBA

2 CBA

3 CBA

B、整理鑑定

イ、捻造

可良なるもの

普通なるもの

不良なるもの

甚しく不良なるもの

ロ、緒留

共絲の輪留

共絲の二つ輪に緒留したるもの

共絲の輪留を力絲にて二ヶ所以上編みたるもの

同上一ヶ所を編みたるもの

木綿絲を輪さし之に緒留したるもの

第二編 生絲の輸出

木綿絲の輪留を力絲にて編込たるもの
力絲に緒留したるもの
共絲にて認耳に僅に割留したるもの
但し割留につきては其割合の實際を示す

ハ、方絲

緒留に接近せる個所より順に其割數をみる事

ニ、絡交

平綾にありては、適當なるもの 密なるもの 粗なるもの
網綾にありては、

網目中位なるもの 中間のもの (約三寸巾)

密なるもの 縦目二十以上横目十五以上 (約三寸四分巾)

粗なるもの 縦目十五以下横目八以下 (約四寸巾)

更に絡交の良否によりて之を四階級に別つ

ホ、粹角

附着適度なるもの

糊著なるもの

糊著多きもの

更に之を六角粹と四角粹とに別つ

ヘ、認の種類

合せ揚のもの 重れ揚のもの 單揚のもの

ト、捻造

之に關しては猪口、髯、胴尻、撚等に分ち其大小形状適否の程度等を詳細に調査す

あ、猪口、適當、稍々劣、稍過大、過大、短きに過ぐ、長きに過ぐ等

い、髯、適當、稍々劣、絲條稍亂、絲條甚亂、髯廣きに過ぐ 髯内に塊状あるもの 猪口

に接する部分縮り不充分のもの

う、胴、適當、浮絲稍多し 浮絲甚多し

え、尻、適當、絲條亂、絲條大に亂る

お、撚、適當、下撚緩きに過ぐ、下撚堅きに過ぐ等

以上二項により肉眼鑑定を終了する時は、品位検査の爲め五捻の生絲に受持番號を附し、傳表と共に品位部に送り之が検査の試料となす。

〔二〕器械検査

A 再繰検査

之にありては供試生絲五本を再繰機にかけ、粹の回轉數一分間百回(絲長百五十米の速度を以て一時間繰返しをなし、其切斷數を調査し、之を合計して其切斷回數

を定む。

再繰中に於ける生絲切斷數の多少は織度の細太により異なるが故に、輸出商の検査にありては十四中を中心となし、細絲及び太絲に對しては繰返速度を加減するものあれども、生絲検査所に於ては織度の細太に拘らず同一速度なるが故に檢定證は此點を參酌して觀る事を要するものなり。

今生絲検査所に於ける最近織度別切斷數を示す時は左の如し。

織度別(デニール)	大正十四年	同十五年
一 二	五・六	八・七
一 四	四・八	四・六
一 七	三・〇	三・三
一 九	三・九	二・八
二 一	三・四	二・六
二 五	三・一	二・四

尙生絲検査所にありては二本揚矯正の目的を以て再繰検査の際二本揚を發見する時は別に之を記録し、生産者に内報して警告するものなり、今最近十ヶ年間に

於ける生絲検査所に於て發見せる二本揚生絲を示す時は次表の如きものなり。

年次	再繰検査件數	二本揚件數	同百分比
大正六年	一一〇、一六五	一、二六七	一・〇五
七年	九三、八三五	九一二	〇・九七
八年	九八、七三五	七四六	〇・七六
九年	六九、六四三	三五〇	〇・五一
一〇年	一一五、七六〇	三五四	〇・三一
一一年	一〇三、一七二	一九二	〇・一九
一二年	六〇、七三四	不明	不明
一三年	八七、二三四	三二三	〇・三六
一四年	七一、九五七	二五一	〇・三五
一五年	六三、一七一	二二〇	〇・三三

B 織度検査

之が供試材料は再繰検査に於て生絲五綫より巻き取りたる五個の「コロ」の各より四百回(四百五十米)の織度絲四本即ち合計二十本の織度絲を採り、一本毎に〇・〇五瓦を單位となせる精秤器によりて秤量し、之を合計し更に二十本を一度に秤り

たる總量と比較し其差太絲以下にありては上下「デニール」以上なる時は再検査を行はしめ又一本毎に秤りたる織度絲の内特に最太最細より上下共「デニール」以上の差あるものは絲長の相違秤量上の手落或は其他の不注意ならざるやに就て精査せしむる事となせり。

而して平均織度は前記總量によりて定むる事となし各本の織度及其合計總量平均細太の差等を傳票に記入し検査證には各本の織度を列舉し之が合計と總量及び總量より算出せる平均織度を記載することとなせり今生絲検査所に於ける最近織度別織度細太の差に關する検査成績を示す時は次表の如く概して近年好ましからざる結果を示せるは遺憾とする所なり。

織度別(デニール)	十四年		十五年	
	平均織度	細太の差	平均織度	細太の差
一一・二	一一・九一	四・四二	一一・二〇	四・九六
一四	一四・一三	五・二四	一四・一三	五・三四
一七	一七・二三	五・八三	一七・一六	五・九三
一九	一八・九八	五・九八	一八・九九	六・一五
二一	二一・一〇	六・四五	二一・〇三	六・七二

二五

二四八二

七・一六

二四九〇

七・三三

生絲の織度は其含有水分量により相違ある可きものなるが故に萬國織度會議に於ても正量織度を以て原則となせり然れども織度検査の秤量最小限を二分五厘となせるが故に特別検査の外如斯基精密なる検査の要なきものなりとす。

C 絲條斑検査

之が供試材料は各本に付五五米づつを「セリブレーション」にて検査し左の區別に依り二千五百米に對する絲條斑を求むるものなり。

區別	目的織度に對する差
極細斑	五〇%以上細きもの
細斑	三〇%以上細きもの
太斑	三〇%以上太きもの
極太斑	五〇%以上太きもの

D 類節検査

之が供試材料は再繰検査に於て生絲五總より巻きとりたる五個の「コロ」各一個より五百米づつを「セリブレーション」にて検査し二千五百米に對する大類中類の數及

小類の多寡を検するものとす。

次に生絲検査所に於ける最近織度別類節數の検査成績を表示する時は次の如きものあり。

織度別	一四一年		一五一年	
	大類	小類	大類	小類
一 二	〇・三六	九八	〇・二四	七九
一 四	〇・三三	九四	〇・二六	八〇
一 七	〇・四四	九五	〇・二四	七八
一 九	〇・三五	九〇	〇・三一	八一
二 一	〇・三七	九三	〇・三三	八〇
二 五	〇・四一	九四	〇・三〇	八九

E 強力伸度検査

供試材料は再繰検査に於て生絲五繻より巻き取りたる五個の「コロ」各一個より二回宛十回油送装置の強伸力計に掛け強力は強力指針により指示せられたる瓦を以て表し、伸度は絲長五百糎に對する延伸部分の長さを伸度指針により測定し之によりて伸びたる割合を求め、各十回の成績及び其合計平均を傳票に記入す、但

し検査證には平均織度の對十「デニール」の強力及び平均伸度を記入す。

今生絲検査所に於ける最近織度別強力伸度の検査成績を示さば次の如し。

織度別(デニール)	一四一年		一五一年	
	強力(瓦)	伸度(%)	強力(瓦)	伸度(%)
一 二	四〇〇	一九二	四〇二	一八七
一 四	三五三	一九二	三五七	一八八
一 七	三四九	一九三	三四八	一八九
一 九	三六二	一九五	三六〇	一八八
二 一	三三六	一九五	三三八	一九〇
二 五	三三一	一九九	三二五	一九三

以上六項(肉眼鑑定外器械検査五項)を以て品位検査を終るものにして、各検査の實狀は品位検査表に記入し、之によりて更に品位検査證を作り、検査請求者に交付するものにして、同検査證は邦文及英文の二種によりて發行せらるゝものにして請求者の請求による事となれり。

第二項 特別検査

生絲の特別検査は普通検査と同じく水分、原量、練減、品位の四者に就て行ふもの

にして、何れも普通検査に準じて之を行へり。

然れども尙依頼者が他の方法を指定したる時は、之に依る事ある可く、此外抱合検査として供試生絲各本に就きて「デュブラン」式検査器に依り、一分間百二十回の速度を以て抱合度を定むるものあり。

之を要するに生絲検査所に於ける生絲検査は輸出生絲検査法施行以來、正量検査之が主たるの觀あるものなれども尙普通検査及び特別検査として水分外原量練減品位の各検査を行ひ以て生絲貿易上に於ける根柢を爲せり。

以上は國立生絲検査所に就て述べたるものなれども、神戸生絲検査所現時市立に於ても大同小異の検査を行へり。

第六章 荷造より船積迄

輸出商の検査に合格せる生絲は検査所に於て正量検査を行ひ、進んで輸取向荷造を施され船積に至るものにして、他方之と同時に輸出に關する書類の調製を行ひ、之が郵送の準備をなす、而して以上の手續を終了して始めて生絲輸出に關する

一切を完了するものなりとす。

今此間の経過を荷造より船積輸出書類の調製輸出荷爲替手形の二節に別ちて略述す可し。

第一節 荷造より船積

第一項 輸出荷造と船積

通常總荷を解けるもの、即ち拜見を終りたるものは看貫せらるゝものなれども、生絲の代價は看貫せる日より四日目に支拂をなさざる可らざる商習慣なるが故に、輸出商は豫め積込む可き船を豫約し、之が出帆間際に至らざれば拜見看貫せざる事なきにあらざるが如し。

一、荷造

地方より横濱に送附せられたる生絲は前述せるが如く、通常十五括入即ち正味九貫目内外なる木箱入なるが、海外に輸出するに當りては之が荷造を改むる要あるものにして、看貫を終りたる裸絲は之を包紙にて包み、二十八括乃至三十括即ち約百三十二、三封度(百斤内外)に改めて秤量し、金巾袋に詰め、所謂洋儀造となすもの

なり、九貫目一梱のものは約十八梱にて洋俵十俵を造る(而して洋俵造となせるものは、但し外装を施さず)之を生絲検査所に送附して、或は出張検査を依頼して、輸出生絲検査法による荷口の正量検査を受くるものにして、該検査法にありては荷口各俵に検定證を挿入し、検査済證票を結附し、封印を施すものなりとす、而して後之を「アンペラ」にて包み、之が両面に俵番號「マーク」送先及び店名を記載し、更に細引を以て縛するものなり、従つて洋俵上目は百四十五封度内外なるを普通となせり。尙荷造の際に於ては原量及び之に商標括絲、包紙、金巾袋を込めたる上目、並に「アンペラ」を以て包みたる上目の三重量を秤量するものにして、前者は一俵當二封度三分内外、即ち原量に對し一分八厘乃至二分位にして、後者即ち之に「アンペラ」を込めたる上目は同じく一俵當九封度内外、即ち原量に對し約六分七、八厘に當るものなりとす。

如斯き荷造は通常請負に依るものにして、一俵に對し二圓内外なるものなり。

二、船積

荷造を終り之を積込む可き船舶決定せるものは、次項に於て述ぶる船積書類の

調製をなし、船會社の命令期間に積込をなすものなり、而して生絲は運賃高價なるが爲め船會社に於ても特別な便宜を計れるが爲め積込船の契約に於て他荷物に比し其手續容易なるものなりとす。

尙茲に注意す可きは生絲は高價なる商品なるが故に、輸出商館にありては相當なる保険を附す可きものたると共に、火災盜難等に對し十分なる注意を要す可きものなりとす。

第二項 輸出書類の調製

生絲輸出商が生絲を輸出するに際しては、貨物に對しては前述せるが如き荷造を行ふものにして、尙之に伴ひて以下述ぶるが如き輸出書類の調製を行ふものなりとす。

而して茲に輸出書類と稱するは、生絲の輸出に特有なる生絲検査の成績書及び荷爲替の對照にして、抵當物件たる船積證書又之に關係附帶する海上保險證、送狀、領事證明書、手形振出通知書等荷爲替手形に附隨す可き一切の書類を總稱せるものなり、以下各項に於て之を記述す可し。

[一] 生絲検査成績書

生絲輸出に際しては船積書類の附屬として、該生絲の検査成績書を添附する習慣あり、而して検査成績書としては、輸出商自家に於て作製せるものを添附するを常とすれども、尙海外顧客の委託によりて購入せる生絲或は既に賣約せる生絲等にして生絲検査所の検査書を要求せらるゝ場合あり、前者即ち輸出商自作の検査成績は器械検査の成績を蒐録したる検査紙牌 (Testing Card) と、拜見の結果を記載したる鑑定覺書 (Inspecting Memo) の二種にして、輸出商にありては稀に器械検査及び拜見の成績を一括したる生絲品評書、又は生絲検査成績書とも稱す可きものを使用するものあり、様式は各輸出商によりて一定せざるものにして、邦文なるものあり、英文なるものあり、同検査書は必しも送状と同類即ち六通乃至七通を作製するものに非ず。

次に生絲検査所の成績にして、普通輸出書類に添附せらるゝは品位検査の成績たる品位検査書 (Certificate for quality testing)、正量検査の結果たる正量検査書 (Certificate for Conditional Weight) 等にして、練減検査の成績を添付する事なし、而して輸出商は自

家の検査書に正量検査書のみを添ふる事あり、三者全部を添附する事あり一様ならず。

[二] 船積書類

生絲輸出商は生絲を海外に輸出するに當り、其本支店若しくは顧客其他關係商館の何にありても、該貨物の送状金額に對し荷爲替手形を振出すものにして、時としては海外荷受主より送附し來れる信用狀若しくは指圖書の條件に基き荷爲替手形を振出し、該荷物と共に手形を銀行に讓渡し之によりて所要の代金を銀行より得るを常とせり。

而して此際輸出貨物の代表物として、船積證書及び之に關連せる海上保險狀若しくは之が代理證書、送状手形振出通知狀等一切の關係書類即ち所謂船積書類 (Shipping Documents) を作製して、銀行に引渡すものにして、生絲の輸出にありては特に之に加ふるに送状に重量其他貨物に關する明細書を添附す可きものにして、尙米國行貨物に對しては領事證明書を添ふる事を要するものなり、以下之等船積書類に關して記述す可し。

一、船積證書(Bill of Lading)

船積證書は又船荷證書と稱し、汽船會社が荷主より積荷を受取り其指定の届先に於て荷受主に引渡す可き事を約したる一種の契約書にして、積出貨物の代表物たると共に荷爲替の抵當物件となるものにして、通常單に貨物を海運によりて輸送する際發行せらるゝものなれども、又た通し船荷證券(Through B/L)と稱し海送と陸送とを兼ねて發行せらるゝものあり。

之にありては普通の船荷證券たると同時に、鐵道會社の貨物受取證の兼用をなすものなり、生絲輸出上紐育行里昂行に用ゐらるゝは之にして、如斯きは紐育行生絲は桑港又は「シヤトル」にて陸揚げせられたる後鐵道に積換へられて紐育に里昂行生絲は同じく馬耳塞にて陸揚げせられ、鐵道便に依るものなるが故なりとす。

船荷證券には又時に保險をも併せ附したる赤荷船荷證券(Red B/L)なるものもあるも生絲輸出には用ゐらるゝ事少し。

尙貨物輸出に於て船積證書によらずして、貨物引換證(Parcel Receipt)によるものあれども、生絲輸出には多く用ゐられざるが故に之を省略す。

船積證書は通常輸出商たる積出人の指圖式として發行せらるゝものなるを以て、荷爲替の抵當物件となすには積出人は白地式裏書をなすを要す、荷爲替信用状による場合には、該信用狀發行店の特に指定したる船積書類送附先渡しとして作製する事あり、如斯き場合には白地式裏書を要せざる事勿論なりとす。

船積證書は貨物積出人たる輸出商の任意により、何通にても發行せらるゝものなれども、荷爲替取組の際全部荷爲替手形に添附して銀行に提出せざる可らず、而して船積證書には何れも船長の控一通と共に何通發行(Signed..... Bills of Lading including Captain's Copy)又は船長の控一通を除き何通發行(Signed..... Bills of Lading excluding Captain's Copy)等其發行數を證書の末に記載する事とせり。

船積證書は船會社により多少其様式を異にすれども大同小異たるものなり。

二、海上保險證券(Policy of Marine Insurance)

輸出貨物には總て海上保險を附するものにして、殊に荷爲替取組の貨物に對しては必ず保險を附するを原則となすものなり。

海上保險證券は、海上保險業者が被保險者に交附する保險證券なる事論するの

要なし、而して其發行數は正副二通となし、何れも荷爲替貨物に附するものは積出人たる保險契約人の白地式裏書を要するものなり。

海上保險契約は通常荷爲替取組人たる貨物輸出者によりて爲さるゝも、時としては海外に於ける荷受人が豫定保險證券 (Open Policy) により、荷受地に於て又は第三者が其所在地に於て、保險契約をなす方法による場合あり、之にありては荷爲替を取組むに際し、手形及び附屬書類と共に保險取次申込用紙 (Insurance Slip) に必要々項を記入し、取次人に對して保險の契約を依頼するものなりとす。

海上保險金額は送狀額面金額に、其一割を加算したる金額となすを普通となせども、送狀面の金額は時として該貨物が已に賣却せられたるものにして、時價に比して低廉たる事あり又は送先が本支店等にして、其關係密接なるものなるが故に送狀額面金額は常に買値による場合あり、賣買契約値段による事あり、時價に比して何れも著しく低廉なるが如き場合にありては、之を時價に一割を加算したるものとなすを安全となすものなり、又輸出商によりては一ヶ年間に於ける輸出見込額に對し「オープン・ポリシー」に依り保險を附するものあり、保險率概して低率なる

を常とせり。

次に保險金額の支拂地即ち損害填補地は、一般に荷受地となすものなれども、場合によりては保險契約地となすものあり、之にありては正副二通の保險證券の内正證書は荷爲替取組銀行に保管し置き、保險金の填補に便ならしめ、銀行をして通知狀を關係店へ送附せしむるものなり、而して此場合銀行は荷爲替手形送達狀の一端に保險狀留置の旨を附記するものなりとす。

尙爲替取組者たる輸出商は都合により海上保險證券の代に保險假證券 (Insurance Certificate) に裏書して、銀行に差入るる事なきに非ず。

三、送狀 (Invoice)

送狀とは貨物發送人より荷受人に送附する貨物の目録にして、生絲の輸出に際しては通常送狀の番號、月日、賣買契約日、契約番號、貨物のマーク、俵追番號、生絲の格、製絲家名、商標名、目的織度、總上目、總正味の重量、生絲價格、諸掛内譯として、運賃、保險料、荷造費、領事證明料等より保險取組先、保險金額等を記入するものにして、荷爲替取組のものにありては取組銀行名、手形番號、種類及び金額等の要項を記載するも

のなり。

而して生絲輸出にありては尙之に加ふるに明細書 (Specification) を以てす、之には各俵毎に其括數、色澤織度の開差及び平均貨物上目括數、商標及び包紙の重量 (Shir's Weight) 正味原量等を記載するものなりとす。

然れども荷爲替取組に際し銀行に提出するものとして銀行の許諾を得て明細書を附せずして、前記の送狀又は積出品の名稱、個數、マーク番號及び總金額等を簡單に記載したる拔萃送狀 (Abstract Invoice) を附するものあり、或は更に之を省略して船積證書に拔萃送狀記載の要項を記入したるものを提出するに過ぎる事あり、而して此場合にありては銀行は關係店に注意を促す爲め手形取組案内狀に拔萃送狀は船積證書面に記載せる旨を明記す (Abstract Invoice on B/L)

送狀の枚數は荷爲替手形に附するものは正式たると拔萃たるとを問はず、正副二通に限らるゝも、船積證書を送狀に代用せしむるものによりては二通と限らず、船積證書の全部に記載せしむるものあり。

送狀は以上の外荷送人の保存す可きもの二通荷受主たる海外本支店又は顧客

等に直接送附す可きもの一通又は二通なるが故に、合計五、六通を作製するを普通となせり。

四 領事證明書 (Consular Invoice)

北米合衆國及び其屬領地に向け輸出する貨物に對しては、關稅の有無に拘らず其送狀に積出地管轄の米國領事の檢印と署名とを受くる事を要する規定たり、此種の送狀を領事證明書と稱す。

従つて横濱より生絲を輸出するとせば横濱港に於ける米國領事の證明を受くる事を要するものなりとす。

領事證明書用紙は米國領事館にて荷送人の請求により無償にて交附するものなり、其記載事項は普通の送狀の形式に似たるものなり、元來領事證明書は輸入稅計算の基礎を輸出港に於ける時價に置き、之が調査を關稅査定の便にせんが爲に設けられたるものなるが故に、積込貨物の品名、數量及び價格を主となせるものにして、勢米國輸入の際課稅品たる可き絹織物、絹紡絲等に於ては最精確なる事を要するも、生絲の如く無稅品に對しては然らざるが如し。

領事證明書の必要枚数は證明をなしたる領事の許に二通保管する外、積込先が太平洋沿岸の諸港なる時は之に加ふるに一通にて可なれども、輸入港以外の陸地を通過するに際しては二通を要するものなり、従つて紐育に輸出するに際しては四通を要す可く、尙之に加ふるに輸出商自身にて保存す可き送状及び直接荷受主に送附す可き送状にも添附するを常となせるが爲め、更に三、四枚の寫本を要するものなり。

領事證明料は積出貨物の數量價額證明書の部數等に關係なく米貨二弗五十仙に相當する法定換算率たる邦貨五圓三十五錢にして、該料金を米國領事館に納附するものなり。

第二節 輸出荷爲替手形

輸出荷爲替手形に關し論述せんとせば、輸出荷爲替、外國爲替、及び外國爲替手形等に關し詳論せざる可らざるが故に、本節に於ては生絲輸出に普通用ゐらるる書類の一つと解して實際的方面より概説す可し。

輸出商が海外に於ける本支店又は出張所に於て賣捌かんが爲め、或は海外顧客

の注文により貨物を海外に輸出するに際し、該貨物の送状の金額に對し全額又は幾割かの手形を振出し、之を該輸出貨物の代表物たる船積證書其他附屬書類一式と共に銀行に讓渡し、之によりて所要の代り金を得るものにして、之を一般に輸出「荷爲替を取組む」と稱し、此際使用する證書を荷爲替手形(Documentary Bill of Exchange, or Documentary Bill)と稱す。

荷爲替手形は途中に於ける紛失、若しくは延着等の場合に支障なからしめんが爲に、二通乃至三通を作製し、其中先着のものによりて支拂をなすを普通となせり。輸出爲替手形は一般に(一)其期限により(二)信用狀の有無により(三)荷物受取の條件により(四)貨幣の種類により(五)手形關係人の如何により(六)手形支拂地により、種なる別あれども、普通生絲の輸出に利用せらるるは次記の如きものなりとす。

(一) 期限より云ふ時は、手形關係人即ち輸出先が本支店間なる時は、歐米行共に一覽後四ヶ月拂を最普通となしたるが、數年前より紐育市場は生絲の代金支拂期限を四ヶ月より三ヶ月に短縮したるを以て、米國行には一覽後九十日拂を普通となすに至れり、然れども輸出先に於て賣約せられたるものは、特に賣約の條件

により一覽後一ヶ月拂乃至は二ヶ月拂となす場合も可なり、尙輸出先が顧客なる場合にありては、其契約によりて其期間を定む可きこと云ふ迄もなし。

(二) 荷爲替信用狀の有無に關しては、輸出先が本支店の間なる時は一般に信用狀なしの荷爲替手形なる場合多きも、時に爲替相場による利益を得んとし、輸出先の本支店又は關係商店より信用狀又は指圖書を發行する事あり。

尙既に賣約せられたる貨物にして、顧客より信用狀又は信用指圖書を發行せしめたるものは、之により荷爲替を取組むものにして、輸出先が直接顧客なる時は信用狀又は信用指圖書に依る事多し、從來生絲の輸出貿易にありては他の貨物の貿易に比して概して買方より信用狀を得る事尠かりしが、大震災當時より増加し來れるものあり。

(三) 荷爲替手形は其名宛入若しくは引受人が、單に爲替手形の引受けをなす事によりて、船積證書を受取り得る引受渡荷爲替手形(D. A.: Documents against Acceptance Bill) あり、手形金額を支拂ふに非ざれば之を得ざる支拂渡荷爲替手形(D. P.: Documents against Payment Bill) あり。

生絲輸出荷爲替手形は後者を主となせども、稀に銀行と特約を有しD. A.によるものあり、而してD. P.によるものもありても必しも支拂をなさず、普通には質入船積書類領收書(Trust Receipt) 又は正金銀行に於ける荷爲替抵當荷物保管證A號の貸しと稱す、或は荷爲替荷物船積證書保管證B號の貸しと云ふを差入れ、書類の貸渡し即ち荷物の浮貸しの便法を受くるものなるが故に、爲替相場に於て概して有利なるD. P.に依るもの最も多し。

(四) 手形面に記載せられたる貨幣の種類によりて、内國貨幣手形及び外國貨幣手形と別つ可く、尙圓貨手形、米貨手形、英貨手形、佛貨手形等細別する事を得可きも、生絲輸出にありては専ら外國貨幣手形にして、輸出先によりて米貨手形(Gold Dollar Bill) 英貨手形(Sterling Bill) 佛貨手形(France Bill) 等なりとす。

(五) 荷爲替手形を手形振出人と名宛人若しくは引受人が同一且つ單一なる手形債務を有する單名手形(Single Named Bill) 及び兩者が全然獨立の地位にある複名手形(Double Named Bill) とに別つ事を得可し、而して前者は輸出先即ち手形引受人が本支店又は出張所なるか、或は同一系統に屬するものの場合に用ゐらるるも

のにして、後者は顧客或は自己系統以外の商館に輸出せらるる場合に用ゐらるるものなり、而して生絲輸出にありては特に顧客の注文によるに非ざる限り單名手形なるを普通となせり。

(六) 荷爲替手形は手形支拂地を支拂人の居住地となす Direct Bill と然らざるもの即ち Indirect or Domestic Bill となす事を得可し、紐育行生絲にして倫敦信用狀 (London Credit) によるものゝ如きは後者の例なりとす。

要之るに生絲の輸出に使用せらるる荷爲替手形は、一覽後三ヶ月拂の D.P. 主なるものにして、輸出先の外國貨幣によるものにして、信用狀附ならぬものを普通となせり、然れども D.A. なるものあり、信用狀附なるものあり、一覽後一ヶ月乃至三ヶ月拂のものある事勿論なりとす。

而して爲替手形の用紙は輸出商に於て考案作製するものにして、其書式及び用語に多少の相違あるを免れず、以下輸出荷爲替に關し普通荷爲替信用狀による輸出荷爲替、信用指圖書による輸出荷爲替等に就て論じ、爲替相場の取極め手形振出通知書等に關し論述する所ある可し。

第一項 輸出荷爲替

輸出荷爲替は輸出貨物の船積證券其他を銀行に提供して、爲替の取組をなすものと、海外荷受主より信用狀若しくは信用指圖書を發行送附せしめ、其條件に基き爲替を取組むものとの二種となす事を得可し、今兩者に就きて略述す可し。

一、普通輸出荷爲替

信用狀又は信用指圖書に依らずして荷爲替を取組まんとする時は、豫め貨物の種類、價格希望する手形金額、支拂先、期限等に關し詳細に銀行と交渉の上銀行の承諾を得、當日に於ける銀行の爲替買入相場を知り、輸出せんとする貨物に對する一切の船積書類を銀行に提供して、手形の代り金を受領するものとす。

而して爲替手形金額は生絲にありては、尢爲替(全額爲替)と稱し送狀面金額の全額なるを普通となすものにして、送狀面金額は賣買成立値段によるか、或は輸出先が本支店又は代理店なる時は、特別なる契約に基き總て買入値段に依るものあり、其何れにせよ手形金額に對し全額爲替なる時は、生絲價格高き時は銀行は手形金額回收上危険を感ずるが故に、相當なる保證を要するものにして、銀行によりては

爲替手形の第一裏書人として輸出商の取引銀行を記載し、該銀行をして手形上の責任を分擔せしむるものあり、或は取引銀行より一種の保證狀を差入せしむるものあり、或は特約によりて常に相當なる擔保金若しくは擔保品を差入れしめ、荷爲替取組の都度之が保證をなすの煩を省くものあり。

此場合に使用せらるる證書には擔保差入證、荷爲替買取依頼證又は荷爲替手形副證書 (Letter of Hypothecation) 等あり。

二、信用狀による輸出荷爲替

荷爲替信用狀は之を信用狀の發行、名宛人により二種に別つ事を得可し、一は即ち輸出業者宛に發行せらるるものにして、他は特定の銀行に宛て荷爲替の買取りを依頼する形式によりて發行せらるるものなり、前者を普通荷爲替信用狀 (General Letter of Credit) と稱し、後者を特別荷爲替信用狀 (Special Letter of Credit) と稱す、而して其何れの場合にありても特定銀行以外の銀行に於て爲替の取組をなし得るは勿論なりとす。

生絲の輸出に關しては以上二種の信用狀の一によるものにして、爲替手形は信

用狀發行店の特に指定したる銀行に於て支拂はれ、船積書類の原本は之を信用狀發行店又は荷受主の都合により、其支店出張所へ送附せらるるものにして、普通倫敦信用狀によると唱へらるるものは之なりとす。

特別信用狀にありては銀行は信用狀の到着次第、或は又海外にて信用狀の發行せられたる事を電報によりて通知せられたる時は、直に之を輸出商に通知するものにして、輸出商は一般信用狀たると特別信用狀たるとに拘らず、其有効期限、信用程度(金額)、海上保險、送狀の作製方法等の信用狀所定の條件を精査し、之に適合すべき爲替手形及び船積書類一切を作製し、之に一般信用狀なる時は送附せられたる信用狀を附し、銀行に差出し、當日に於ける銀行の信用狀による買爲替により換算せられたる手形の代り金を受取るものとす。

信用狀にして、同一發行者、同一名宛人、同一積出品なる時は有効期間中分割使用し得らるるものにして、如斯き場合にありては振出す可き手形に其旨を記載し、信用狀より幾何を流用したるかを詳記するものなりとす。

此場合若し信用狀面の條件信用期間の經過、信用額の超過等に多少なりとも違

反せる點ある時は、善意なると過失なるとに拘らず、銀行は手形の買取りを拒絶するものなるが故に、斯る場合にありては信用狀面條件の改正を發行者又は手形の名宛人に求めざる可らず、然れども其條件違反にして手形の不渡を惹起するが如き虞なく、且つ爲替取組の輸出商に信用ある場合、其他特別なる事情を有するものにありては、單に條件違反の理由及び之に因りて生ず可き銀行の損失ある時は、保證す可き旨を記載せる差入證を提供する事によりて、買取の承諾を得る事あり。

尙又荷爲替取組の時期に至るも信用狀の到着せざる事あり、即ち信用狀郵送の途中にあるか、或は信用狀發行の旨海外注文先より電送せられしが如きは之にして、如斯き場合にありては一般には荷爲替の取組み困難なれども、輸出商の信用にして確實なるものにありては、或は手形面に郵送中の信用狀に基きて振出したる旨を記載し、或は海外注文先より來れる電文に基きて作製し、或は更に郵便局の作製に係る海外電報送達紙と共に、暗號電報なる時は其譯文を添へて、爲替手形と共に銀行に提出して買取りの承認を得る事あり。

三、信用指圖書による輸出荷爲替

前述せる輸出荷爲替取組の際使用せらるゝ信用狀は、一つの銀行が他の銀行に宛て自己又は其特に指定したるものを手形の支拂人となし、荷爲替取組人の振出したる手形の買取方を依頼したるものなるが故に、信用狀の發行銀行又は其特定せられたる發行銀行の代理店は其信用狀によりて、振出されたる荷爲替手形に對し、手形上の責任を有するものなるも、此等信用狀の發行銀行と其名宛先とが同一銀行の本支店又は出張所の關係にある場合は手形上の責任に任せずして、單に請求者の爲に手形の買取方を輸出商所在の本支店若しくは出張所に依頼するに過ぎる書狀を發行して、信用狀に代ふる場合尠らず。

普通之を信用指圖書 (Bill of Instruction) と稱するものにして、正金銀行の本支店の間に於て輸出荷爲替に使用せらるゝ〇號指圖書 (O Form Instruction) は即ち之にして、生絲輸出上使用せらるゝ而して信用指圖書は荷爲替取組上の便益より觀る時は信用狀と何等異なる所無けれども、信用狀と異なる點は手形の支拂人を荷受主となし、信用狀の銀行が支拂主たると根本的相違あり、如斯が故に一旦手形にして不渡の厄に遭はんか輸出商は不測の災を蒙るの虞なしとせず、従つて直接貨物を海外支

店に送附せんとする時は先方の信用に對して十分なる智識を有する外は信用狀の發行を求め之に依りて荷爲替の取組をなすを安全となす可し。

然れども尙輸出商自ら手形上の責任を免れんとせば、正金銀行のB號指圖書(Born Instruction)によるをよしとす、之による時は輸出商はB號指圖書に従ひ貨物船積書類と共に輸出代金受取書を銀行に差出し所要の代り金を受取るものにして、銀行は支拂ひたる代金に對し自ら手形の振出人となり直接荷受主に宛て手形を發行するものにして、輸出商は全然手形上の責任より免るゝものなりとす。

要するに以上の如き信用指圖書によりて爲替を取組まんとせば、信用狀に於けると同様銀行より通告せられたる指圖書の要件に従ひ、又買取らる可き爲替相場を協定して爲替手形を作製し、一切の船積書類を添へて銀行に提供して手形の代り金を受領するものなりとす。

第二項 爲替相場の取極め

爲替相場(Rate of Exchange Quotation)とは一國の貨幣を他國の貨幣にて計りたる額を稱するものにして、其建方には自國の貨幣を基礎となし、之に對して受取る可き

外國の貨幣を以て相場を表す受取勘定相場と外國貨幣を基礎となし、之に對して支拂ふ可き自國の貨幣を以て相場を建つる支拂勘定の相場とあり。

本邦に於て普通に稱せらるゝ爲替相場は受取勘定に屬するものにして、邦貨百圓又は一圓に對する外國貨幣を表すものにして、例へば紐育宛爲替相場四十七弗八分の三と稱するは邦貨百圓に對するものにして、里昂宛爲替相場二法六十參倫敦宛爲替相場二志一片八分ノ一と稱するが如きは、一圓に對するものなりとす。

爲替相場は又銀行を中心として、賣又は買ひの二種類に別つ事を得可し、即ち買爲替とは銀行より觀れば爲替手形を買入れ邦貨を支拂ひ賣爲替とは爲替手形を賣附け邦貨を受取るものにして、例へば輸出爲替の如きは輸出商の振出したる爲替手形を銀行は買取るものなるが故に、買爲替にして送金を爲替輸入爲替の如きは送金者又は輸出商より觀れば爲替手形を買入れ、手形金額を銀行に支拂ふものなれども、銀行より見れば爲替手形を賣り、手形金額を受取るものなるが故に、賣爲替なりと云ふ可し。

従つて輸出荷爲替に對する爲替相場は普通爲替相場表の買爲替に據る可きも

のとす、例へば彼の爲替相場表に於て紐育信用四ヶ月拂買とあるは海外に於て發行せられたる信用状によりて振出されたる一覽後四ヶ月拂の手形に對し、銀行の買取る相場にして、紐育を手形の支拂地となせる謂なり。

爲替相場は兩國本位貨幣の純分比價なる法定平貨を中心となし、或は爲替手形の需給關係により或は金利關係により其他各種の財政及び經濟的影響によりて日々變動するものにして、其變動に於ける相場の刻み方は二分の一進法によるものあり、例へば紐育宛相場は一弗の八分の一進法により里昂宛相場は一參の二分の一進法に従ひ、倫敦行きは一片の十六分の一進法によるが如し、尤も此刻み方を法定平價による邦貨換算額とする時は百圓に就き何れも廿五錢内外にして、何れも相似たるものなり。

爲替相場は受取勘定と支拂勘定の別によりて其騰落の關係を異にするものなりとす、例へば爲替相場下落したりと稱する場合も受取勘定なる時は邦貨の騰貴にして、勢外國貨の下落を意味し支拂勘定なる時は全く其關係を異にせり。

普通本邦に於ては爲替相場は受取勘定なるが故に相場下落したりとする時は直に邦貨の騰貴外國貨の下落を意味し、輸出商にとりては輸出品は外國貨にては高價となり勢輸出上不利なるものなり。

而して受取勘定にて爲替騰貴したりとする時は事情全く之に反して輸出有利なるものなり。

如斯き爲替相場の變動は或は外國爲替銀行の相場表により或は新聞紙上の相場表により或は爲替仲買人の相場表により將又郵便局の相場表によりて知る事を得るものなれども、新聞紙上のものには誤謬多く郵便局の相場表は送金爲替專用なるが故に銀行或は仲買人の相場表によるを安全となす可し。

輸出荷爲替を取組むに當りては前述せるが如く先づ爲替相場の取極めを行ひ之によりて送状の金額を記載し爲替手形金額を決定し手形及び一切の船積書類を銀行に提供して、代り金を受領するものにして、爲替相場の取極めは爲替仲買人による場合あり、或は荷爲替取組みの都度取組銀行に交渉して決定するものあり、更に或は豫約取極めと稱し、三日以内一週間或は三、四ヶ月の先物を豫約するもの

あり、而して第三者にありては銀行と直接契約をなすものあり、仲買人の手によりて間接に豫約する都合あれども、何れの場合にありても、豫約金額手形期限、豫約相場、手形名宛人の氏名、支拂地及び手形の種類、実行期等を記載したる豫約申込書を提出して交渉協定するものなりとす。

而して輸出商は其取極めたる豫約期間内にありては其豫約高に等しき金額迄は豫約相場を以て荷爲替を取組み得るは勿論、銀行によりては輸出商の信用によりて取組まる可き爲替手形を豫想し、無擔保を以て前貸しをなす便を與ふるものあり、或は輸出す可き貨物を擔保として當座貸越しの便を計るものあり。

元來爲替相場の豫約は爲替相場の激變に伴ふ營業上の危険を軽減すると共に輸出商は豫約したる相場を基礎として豫め損益を計算し安じて輸出をなし得るものなり。

第三項 手形振出通知書及び船積書類の發送

荷爲替取組に際し手形と共に引渡す可き船積書類に添附し、其手形の名宛人即ち荷受主に宛て某貨物を某荷爲替を取組みて發送したる事を案内し、其引受方を

依頼したる手形振出通知書を一般に發送する慣例なり、而して荷爲替信用状の場合にありては本書の作製添附は必要欠く可らざるものにして、通常送状と同數即ち六乃至七通を作製するものなり。

尙荷爲替取組みの際取組銀行にして取引銀行なる場合は、手形の代り金は當方の當座預金の貸方に記入する場合多く、之に關しては依頼狀を添附するを常とす。次に般積書類の發送なれども荷爲替附のものにありては銀行の業務にして、茲に論ず可きに非ざれども應々にして荷受地に於て貨物の到着案内に接するも、尙手形及び船積書類の到着せざるが爲め荷送人は取扱上迷惑を感ずる事尠らざるものあり。

然して如斯き場合にありては荷受人は輸出商より直接送附せられたる送状及び船積書類の寫本にして、到着せるものある時は之によりて「ボンド」を差入れ貨物の假受けをなすが如き窮策をなさざる可らざるが故に、銀行に對しては該貨物の船積さる可き便船の出帆に際して、荷爲替取組み等をなす事を避け、可及的速に銀行に廻送すると同時に船積書類の寫本は該貨物搭載船若しくは其以前の便船に

て荷受主に向け發送する事を要するものなりとす。

以上の如き手續きを以て輸出書類は完成せられ、貨物の輸出に伴ふ荷爲替も茲に取組まるゝ事を得るものなりとす。

第七章 生絲輸出商の見積計算及び荷主に對する決算方法

本邦輸出生絲は前述せるが如き各過程を経て海外に輸出せらるゝものなるが、生絲輸出に當りて輸出商は他貨物の輸出と同様に見積計算を行ひ常に輸出生絲の價格の標準を明にするものなり、本章に於ては輸出生絲の見積計算に加ふるに生絲輸出の結果たる輸出生絲の決算に就て論述する所ある可し。

第一節 見積計算

生絲輸出商は常に内外市場に於ける相場と比較對照をなすが爲め或は内外市場に於て相互に一定時又は一定時期内に確定申込(Firm Offer)即ち賣買申込をなすが爲め、或は見本を海外市場に送附せんとする場合外國貨幣によりて評價せんが

爲め等の各種の必要により、見積計算を行ふものなりとす。

例へば輸出商海外よりの入電により外國市場の生絲相場を知る時は直に之を邦貨に換算し、各種の費用を控除し横濱市場に於ける生絲相場と單位を同一ならしめ、比較對照に便にすると共に全く之れと反對に横濱市場に於ける生絲相場を基となし、海外市場に到着する迄の諸費用を加算し、之を當該外國貨幣に換算し該市場に於ける生絲相場と單位を同一ならしめ、以て彼我の相場を對照せしむるが如きは之にして、何れの輸出商にありても假見積書(Provisional Estimate Book)を備へ置き時々見積計算を行ふものなりとす。

而して見積計算にも横濱市場に於て購入せる生絲を相當なる利潤を得て海外市場に販賣する場合に於けるものと、又單に運送料保険料込の値段(C. i. f. Price)の如く特定條件の下に計算をなすものあり。

前者の見積計算にありては直接荷物に對する荷造費、運搬費、船積費、運賃、保険料、諸費、領事證明料、税關手續費、倉敷料、検査料等の外内外市場に於ける利子、營業稅其他諸稅、通信費、諸給料、交際費、旅費、雜費等生絲の輸出賣買上間接に關係ある諸經費

を加算せざる可らず。

然れども之等諸費は輸出商の規模の大小により或は經營方法により相違あるのみならず、何れも營業上の機密に屬するが故に詳述する事を得ず。

尙普通輸出商にありては一々如斯き諸費計算の繁を避けんが爲め運賃保険料込値段を算出し、之に其他の諸雜費及經費を概括的に見積り加算するものとす。

尙後者即ち保険料、運賃込値段に於ける見積計算に於ても賣買受渡しの條件によりて區々なる可きも、實際生絲輸出貿易にありては運賃、保険料込値段を以て賣買する事多く、従つて見積計算も之によるを常とす。

而して見積計算は賣買上の根底となり之が誤謬は直に損益に關するのみならず、取引上の信用に影響を及す所大なるが故に何れの商館にありても計算者の責任を明にすると共に計算者以外の者をして檢算せしめて正確を期するものなり。以下米國行生絲の見積計算に就て論述す可し。

第一項 米國行生絲の見積計算

横濱市場に於ける生絲相場より運賃、保険料込紐育着値段(C. i. f. New York Price)

を算出せんとするには、次の如き諸點に就て考慮する事を要するものなり。

一、原價 横濱市場に於ける買入原價の意にして輸出商の倉渡し裸荷箱入生絲にして洋俵ならず百斤建邦貨なる事。

一、運賃 横濱より紐育迄の運賃にして時々變更あれども現在(大正十五年)にありては百封度につき海運四弗五十仙、陸上九弗合計十三弗五十仙(パナマ經由の時は低廉なれども時日を要する事多く生絲は之による事殆どなし)該運賃は風袋込重量に對するものなるが故に正味重量に換算する事を要す而して正味百斤を洋俵となす時は約百六斤乃至百八斤となる。

一、荷造費 荷造材料及荷造費は通常請負はしむるものにして一俵に對し二圓内外とす。

一、運搬及船積費 洋俵一俵に對し九十錢乃至八十錢。

一、保険料 保険料は時によりて騰落ある外、保険契約の方法によりて高低あるものにして輸出の都度契約をなすものによりては保険金額の千分の一・二五と見る可し、而して保険金額は送狀面金額に見積利益として其一割を加

算したるものを以て普通となす。

尙輸出商にありては保險證券 (Open Policy) により保險を附するものあり保險率幾分低廉なりとす。

一、領事證明料 一組の送狀に就て二弗五十仙とするが故に荷口の大小により百斤當料金は著しく異なるも元來小額なるが故に特に云ふに足らず。

一、米貨に換算 取組まんとする荷爲替手形の種類に據り當日の爲替相場を知り之に據りて邦貨を米貨に換算する事を要するものにして紐育行生絲に對する荷爲替は一覽後九十日拂支拂渡手形によるもの最多く稀に引受渡手形によるものあり近時尙信用狀附のもの亦尠らず。

一、封度建に換算 生絲の相場は横濱市場にありては百斤建なるも紐育市場にありては封度建なるが故に單位を封度に換算する事を要す而して百斤を百三十二封度二七五となすものと百三十二封度三となすものと所要の精確程度に準りて異なる可し。

前記の要項に據り運賃保險料込紐育着値段の見積計算を次の各要件の下に計

算する時は左の如し。

正味百斤の買入原價 = 1'500 圓
 生絲正味百斤に付風袋 = 7 斤
 運搬船積費一俵 = 90 錢
 一組の送狀による輸出 = 10 俵
 運賃百封度 = 13 弗 50
 荷造料一俵 = 2 圓
 保險料 = $\frac{1.25}{1000}$
 爲替相場一覽後 90 日拂支拂渡手形 = \$ 48

原價 ¥ 1'500 $\frac{00}{1000}$
 運賃 ¥ 39 $\frac{81}{1000}$ (13 $\frac{50}{1000}$ ÷ 48 × 1.323 × 1.07)
 荷造費 ¥ 2 $\frac{00}{1000}$
 運賃船積費 ¥ $\frac{90}{1000}$
 保險料 ¥ $\frac{2}{13} \frac{13}{1000}$
 $\left[\begin{array}{l} \frac{1.25}{1000} (1 + 0.1) = \frac{1.38}{1000} \\ \frac{1.38}{1000} \cdot 2 \frac{13}{13} \end{array} \right]$
 ¥ 1'543 × $\frac{1.38}{1000} = 2 \frac{13}{1000}$

領事證明料 ¥ $\frac{54}{100}$ (¥5.40 ÷ 10 = 54)

合 計 ¥ 1,545.38

一封度 に 付 ¥ 11.68 (¥1,545.38 ÷ 132.3 = 11.68)

米 貨 に 換 算 率 $5 \frac{60}{100}$ ($\$48 \times \frac{11.68 \cdot 5.60}{100} = 5 \frac{60}{100}$)

之に依りて之を觀るに横濱市場に於て百斤千五百圓の生絲は米國紐育に到着する時は一封度につき約五弗六十仙となるものなり、然れども之を以て直に紐育市場に於ける生絲相場となる事を得ざるものあり、即ち紐育に於ける生絲の實際的相場としては更に之に加ふるに生絲が紐育に到着したる後之を財買し收金するに至る迄之に要する直接費用は勿論横濱及び紐育兩店に於ける營業上の諸經費及相當なる利潤を以てせざる可らず。

而して尙紐育生絲市場に於ける商習慣たる割引支拂による割引歩合も考慮の中に入れざる可らず、即ち紐育市場にありては生絲引渡し後滿六ヶ月目に現金の支拂をなす事を基礎となし同期以前の支拂にありては一ヶ年六朱の割合を以て次表の如く割引する事となせり、即ち割引歩合次表の如し。

代金受取期日荷物引渡日より起算 割引歩合	
十日目	三分引
三十日目	二分五厘引
六十日目	二分引
九十日目	一分五厘引

一覽後九十日拂の手形を附し之によりて換算せられたる紐育着相場にして、生絲到着後直に賣却し引渡したりとせば、一方に於て絲價は割引支拂となる可きも、受取りたる代金を以て爲替手形の支拂をなすとせば、他方に於て銀行より金利の割戻もある可きが故に、必しも三分引の手取金なりとは斷じ難し。

又假に荷物到着後直ちに賣却し引渡しを爲したりとするも、尙支拂が現金を以てせず三ヶ月拂の引受手形(Trade Acceptance)に依るとせば、之を現金に代へんとせば先づ少くとも一分五厘の割引を免れざるべく、豈んや荷物賣却後直に引渡すと限らざるが故に、少くとも賣却高の一分五厘引以上の割引あるものと思はざる可らず、三分引と見れば勿論安全なる可し。

如斯くにして始めて横濱及び紐育兩市場に於ける實際的市價として比較對照

する事を得可きものなり。

左に兩市場に於ける實際的市價の換算の一例を示す可し。

A = 横濱及紐育兩所に於ける電報及通信費家賃諸税金利諸給旅費交際費其他營業諸費合計を取扱生絲封度當り米貨を以て表す

B = 前記の荷造費運搬費船積費領事證明料紐育へ到着迄の運賃及保険料の合計を取扱生絲封度當り米貨を以て表す

C = 相當なる利潤 封度當米貨を以て表す

$$\left[\text{紐育生絲市價} \times (1 - 0.03) - (A + B + C) \right] \times \frac{132.3}{\text{爲替相場}} = \text{横濱生絲價格}$$

尙實用上此種の計算を更に一層簡單にしてABCを一括して計算するものあり、又割引率(三分)及び爲替相場等を總括して一種の係數を作り、之を彼我何れかの市價に乘除して他方の市價を算出して概算を得る場合もあり。

第二節 決算方法

斯くして海外に輸出せられたる生絲の決算は、如何なる方法を以て行はるゝや、之れ次で攻究を要する問題なれども、之に關しては先づ荷送主たる輸出商と、荷受

主との關係を基として論究せざる可らず。

一、送荷先が顧客なる場合

送荷先が直接顧客なる場合には通常荷受主をして輸出貨物の總代金に相當する荷爲替信用狀又は信用指圖書を發行せしめ、送狀には輸出商の受取る可き總金額を記載し之に對し金價爲替を取組み貨物の輸出と同時に輸出貨物に對する決済をなすものにして、信用狀又は信用指圖書に依らざる場合は直接顧客に送荷することを避け自家の本支店又は代理店を経て廻送し之等本支店代理店をして、代金の回收をなさしむるものなり。

然れども注文主の信用程度を熟知するか或は多年の取引關係あるが如き場合にありては稀に信用狀又は信用指圖書によらずして、直接送荷する事あれども此場合にありては送狀には常に受取る可き總金額を記載し、金價爲替を取組み以て輸出と同時に總代金の回收をなすものとす。

而して此際取組銀行にして金貨爲替の取組を承諾せざる場合は保證金又は擔保品又は所定の證書を差入るる事を要するものなり、如斯にして總金額の決済を

得るものにして手形の不渡其他特殊の事情によらざる限り輸出貨物の代金は輸出と同時に荷爲替手形の代り金を以て受領するものなりとす。

二、荷送主と荷受主とが代理店の關係にある場合

此場合は尙送荷主即ち買方が代理店なる時と荷受主即ち賣方が代理店なる二種の場合を有するものにして、前者は即ち横濱市場に於ける海外生絲商の代理店なる輸出商の實行せる處にして通常契約に基き購入せる生絲の總代金又は之に協定口錢を加へたる送狀を作り、豫め送附せられたる荷爲替信用狀又は信用指圖書により或は之等に據らざる場合は總て金貨爲替を取組むを常とせるが故に、第一と同様貨物の輸出と同時に代金の回収をなすに至るものなりとす。

又代理店にして口錢に依らず營業費の全部又は一部を依頼主に負はしむるものありては營業費其他受領す可き金額は定期的に、或は又其都度借方票を依頼主に送附し、又送金を乞ひ一年一回乃至二回該期間に於ける貸借を決算し、殘額を送金により決済するか次期に繰越すものなりとす。

後者即ち海外市場に代理店を設け生絲の輸出版賣をなすものによりては適當

なる實例を觀ざれども、如斯き方法亦可能性を有するものにして一定の契約に基き生絲輸出の際は時價又は買値の幾掛かに相當する荷爲替を取組み其殘額は賣上の都度代理店の費用、口錢等一定契約の下に控除したる上送金決済するか、然らざれば交互計算により貸借は其都度單に借方票貸方票を交換し置き、一年一回乃至二回決算を行ひて貸借を相殺し、殘額を送金又は繰越によりて決済するものとす。

三、送荷先が本店支店の關係なる場合

横濱市場に於ける生絲輸出商就中邦商は何れも海外市場に自己經營の本支店を有し、其輸出する生絲は殆んど全部之等本支店に送附するものなる事前述せるが如し、従つて其損益は結局同一商店に歸するものなるも、或は商店の組織により或は其經營の方針に従ひ各異れる決算方法を探れるものなりとす。

今之等決算方法の内容を窺知すれば大略次の三種類に區別せらるゝものなり。

- 一、現今一流の生絲輸出商の採れる部制度之にして、生絲に關する營業は之を他の事業と分離せしめ、生絲賣買營業上の損益は本支店を問はず一括して生

絲部の損益となすものにして、輸出貨物は總て買値を以て送狀を作り荷爲替を附し荷物に對する賣買上の損益は賣方側に起さしめ、營業費損益其他萬般の貸借は借方又は貸方票を交換し置き、決算期に於て相殺し、殘額は送金又は繰越によりて決済する交互計算によるも、損益は總て生絲部本部に綜合する方法によるものなりとす。

二、一種の損益分配計算法によるものにして生絲賣買によりて生じたる損益は之を本支店間に於て協定せる割合を以て分配負擔するものにして、輸出生絲は全部買値に依りて送狀を作製すれども、既に賣約せられたるもの又は本支店間に於て賣買成立したるもの等價格の決定せるものは同價格を以て送狀を作製して荷爲替を取組み相互の貸借に關しては、貸方又は借方票を交換して、決算期に於て賣買上の損益を分割負擔するものなりとす。

而して此際賣買上直接生絲に掛れる費用例へば海外市場に於ける入關手續費、倉敷、保険料、検査費、運搬費、賣込人の口錢、電信料等は其項目を豫め定めて直接費用として、賣買損益に加算するを常とすれども、家賃、諸給料、租税等の一般

營業費は各自の負擔となすもの多し。

尙斯る營業費をも損益計算に加ふるものあれども之にありては豫め本支店間に於ける總費用の分擔歩合を定むるものなるを常とせり。

三、生絲輸出に當り顧客の注文によると否とを問はず、本支店間に於て確定申込(Firm Offer)によりて成立せる取引は成立せる價格を以て送狀を作製し海外賣方の思惑によりて買附けを委託せのものは其損益を全然賣方に歸せしめ、買方は常に買附けたる價格を以て送狀を作り、之に對し協定せる買入口錢を徴し、買方の思惑によりて買込みたる生絲の損益は之を買方側に歸せしめ、買込價格によりて送狀を作り、賣方は賣捌上定めたる賣込手數料を徴するものにして、全然自由競争により取引を行はしめ、口錢損益等一切の貸借は交互計算により其都度貸又は借方票を送致し、決算期に於て貸借を相殺して、殘額を送金又は繰越によりて決済するものなりとす。

而して此場合相互に得る口錢には賣買上の直接費は全然口錢と分離して、別に貨物に負擔せしむるものと、直接費用の一部分を口錢に込めたる口錢歩合

を豫め協定するものとの二種ありとす。

以上は現在行はるる本支店間に於ける經營方法による決算の状態を概説したるに過ぎるものにして、其得失に至りては商館の組織、經營の方針、關係人物等によりて自ら相違ある可く、一般に論斷し去る事を得ざれども、要するに第一法は損益の合同にして、第二法は其分擔に第三法に至りては全く自由競争によるものにして、前二者は何れも共同の計算なるが故に、同一商館に於ける無用の競争及び商略を廢し、協力一致して活動し得るの利益を有するも、動すれば損益の刺戟を蒙る事直接ならざるが故に、活力を殺ぎ取引上損益に疎なるの欠點あるを免れず。

而して第三法に至りては、其の得失とする所前二者と全く相反し、各自其所屬店內の利益を多大ならしめんと欲し、爲に奮闘努力するも、動もすれば商館全體としての利益を無視し、本支店の關係なるにも拘らず、無用有害なる商略を施し、反つて全體としての損失を招くの愚を演ずる事無きに非ず。

蓋し生絲輸出賣買は其金額嵩むと共に相場の變動亦多大なるが爲め確定申込による賣買をなすに適せず、取引の多くは思惑によるの外なく、従つて本支店間の

協力の必要なるは勿論にして、其取引に關して或は其商況の報告に對して些少なりしも商略を加ふる事を許さざるが故に、概論する時は交互計算による自由競争的決算方法に適せず、共同計算による合同組織に益多きが如し。

第八章 生絲貿易と外國電報

外國貿易にありては常に商況の報告確定申込の交換又は買入、船積賣却等の通知其他至急を要する諸搬の通信を要するものにして、之が爲め外國電報の利用は須臾も離る可からざる密接なる關係を有するものなりとす。

今本章に於て外國電報に關して略述せんと欲する意も亦生絲輸出の營業上に至大なる關係を有するが爲なりとす。

蓋し外國電報の進歩たるや極めて晩近の事實にして、千五百五十年の頃英佛兩國の間海底電線を布設して、電報の往復をなせるを嚆矢となし、從來長足の發達をなし、通信の確實と迅速の度を加へたと共に其料金に於て著しく低下するに至れり、而して如斯が爲め外國電報の利用著しく普及し各國共逐年其發着の増加を

觀之が多寡を以て直に國交の親疎貿易の多少、國力發展の如何を卜知し得可きが如き現狀を示すに至れり。

我國に於ける外國電報利用の現狀を觀るに大正十二年度に於ては有料電報の發信數八十六萬一千九通、受信數八十七萬四千六百五十通、合計百七十三萬五千六百五十九通を算する盛況に達せり。

以下外國電報に關する概念、外國電信取扱に對する注意等に就きて、順次説明する所ある可し。

第一節 外國電報に關する概念

外國電報は萬國電信同盟の規定に基き萬國皆同一の制を採り、更に各國とも夫詳細なる電信規則を定むるものにして、今本邦に於ける萬國電信規則を詳知せんとすれば、萬國電信條約書明治十二年十月十三日大政官布告第四十五號及び附屬國際業務規則(明治四十二年六月二十九日遞信省告示第六百六號)並に外國電報規則(明治四十二年六月二十九日遞信省令第二十六號)等の各に就き詳述せざる可らざれども、本書の目的茲に非ざるが故に一般取引上に使用せらるる英文電報に

つき略述す可し。

外國電報の本文は普通語によるものと暗語によるものとの二種となす事を得可く、後者は便に隱語と秘語との二種となす可きも、是等何れの語も同一電文中に混用することを得るものなり。

今電文本文につき説明するに先ち宛名其他に就て略説す可し。

一、宛名

宛名の略號又は暗號は次項に於て述ぶ可きが如く普通語なるや暗語なるやにより、其字數を制限せらるる規定にして我國にありては、同一集合中文字と數字とを混用したる名宛の略號は登記せざる規定なりとす。

英文電報にありては其宛先が内國たるや外國たるやを問はず、受信人の宿所氏名及び各種指定事項に對し別々に一語毎に料金を課せらるるものにして、發信人の宿所氏名も亦同様なりとす。

而して之が爲め常に受信人の宿所氏名を詳記する時は多大の失費たるが故に、之に關し萬國電信同盟規則より着信電信局名一字と、受信人と發信人との間に協

定せる受信人名宛の暗號又は暗號一字を記載し、發信人名も亦登記したる暗號或は略號を用ふる事を得となせるが故に、電文により海外と音信を通せんとせば、必ず先づ宛名の暗號又は略號を考察し之を電信局に登録するものとす。

而して之等暗號又は略號は如可なる語にても可なれども、規定により十五字以下の文字より成らざる可らず、且つIとJVとWの如く屢々見誤り書違ひ等を生じ易き文字を含む事を避け、或は業務關係ある文字或は重役名、端祥を意味する文字等を選び多し、例へば生絲輸出商がSilky, Silkoon等を用ふるが如し、今例に紐育に於ける自己の支店が電信略號をSilkyと登録したりとせんか、該支店宛電報には爾來商店名及所在地を詳記するの要なく、僅にSilky New Yorkの二字を以て足れりとす、而してSilkyなる名稱を有する電報を受取りたる取引先は直に其發信者名を知ることを得るものなり。

如斯き電信暗號又は略號は必しも一種に限らず、多數を登録し置き記載せられたる受信者の名宛により發信の曜日を知るの便に供し、或は又豫め協定し置きたる受信者の名稱によりて如何なる業務に關する電報なるやを知り、或は更に往復

頻繁なる取引先に特種なる暗號又は略號を通知し置き、其取引先よりの電報のみを使用せしむれば、其受信者の名宛により、發信者の名稱を略するも可なるが如き、各種の便に供し、電信料の節約を圖れり、而して如斯き暗號又は略號は普通平素使用する手紙用紙にHeadingの一として印刷し置くを普通となせり。

尙宛先地名は數語に亘るも之を一語と見做すものなりとす、尙外國電報の往復の頻繁なる商店にありては電報の相違を避くるが爲、返電には常に「何日の貴電に對し」(Referring to your telegram of.....)と記するものなるが故に、發信に對しては電文の最初或は最後に日附を添ふるを常とす、然れども一日數回に亘りて發信するが如きものによりては發信日のみならず、發信順序をも番號を以て記載する事を要するものあり、例へば電信番號八番にして二十六日の發信なる場合は826となし、番號は定期又は協定番號に達する毎に更新するが如き方法を行へり。

二、普通電報

普通電報とは萬國電信條約によりて許可せられたる國語の一個又は數個を以て瞭解し得る様認められたる本文を有する外國電報の義にして、羅旬語及び歐洲

の各國語は勿論、邦語も羅馬綴となす時は普通語と見做さるるものにして、十五文字又はそれ以下を以て一語となし、十五文字以上は十五文字又は其端數を加ふる毎に一語分として計算する原則なりとす。

而して略號を以て分離し又は連續點を以て連結したる語辭はそれぞれ孤立せる語辭として、計算する規定なるも「ハイフン」を以て結びたる結合文字にして、一般に使用せらるる、*Non-delivery*, *Sub-manager* 等或は平常使用せらるる、略形文字、例へば *Can't*, *won't*, *don't* 等は二語の結合なりと雖も、十五文字又はそれ以下なる時は一語となせり、但し故意に結合せらるるものにおいて、十文字以下なりと雖も尙二語と見做せり、然れども地名に關しては前述せるが如く二語なれども一語と見做すと共に船名の如きも繼續する様は十五文字以内なる場合は一語となせり、例へば *Prince of Wales* の如きも *Prince of Wales* と繼續するが如きは之なりとす。

以上は略字に關するものなれども數字にありては五字又はそれ以下を以て一語と見做し、五字又はその端數を加ふる毎に一語分として課せらるるものなり、而して數字の前後に附屬せる文字ある時は之を數字と區別して各一語として計算

するものなり、例へば $\text{¥}1500$, $\text{\$}25000$, 1300 lbs 等の如きは何れも二語なるが如し。

又分數にありてはその分母子の分界線を一數字として算入するものにして、 $\frac{1}{2}$ は一語なれども $\frac{1}{25}$ は二語なるが如し。

然れども略字として用ゐらるる、斜線は一語となせり、例へば a/d (*after date*), a/s (*account sales*) 等は各三語として計算せり、尤も特に一語として計算せらるる、 a/c (*account of*), b/l (*bill of lading*), c/o (*care of*), o/o (*per cent*) 等之なりとす。

尙小數點及び數字間に挿入せられたる横線は何れも一數字となせり、而して整數、分數、小數も之を全部文字を以て記載し繼續する時は十五文字を以て一語分となせり。

尙孤立する文字、數字、記號等は總て一字となせるが故に 15A3 の如きは三語となるものにして 153A は二語とす、然れども 153A 等のものが商店號或は暗號住所番地等なる場合は四字として計へらるるものなり。

文章中に於ける横線句讀點等も單に文字の分離のみに使用せらるる場合は例外となるも、發信人の請求により特に傳送する場合は一語と見做すものたるも共

に、字下線、括弧、引用符等も皆一語と規定せられたり。

三、暗號電報

暗號電報は電文往復上の秘密を保つと共に電報料の節約を圖らんが爲め海外電信の發達に伴ひ益巧妙を極むるに至れるものなりとす。暗號電報は之を別ちて隱語と秘語との二種となす可し。前者は或特種なる意味を含ましめたる通常語にして、秘語とは文字又は數字の孤立集合又は聯集にして、全然其意味を解し難きものを云ふ。

A 隱語電報、隱語電報とは電信の本文に隱語を用ゐたる電報にして、隱語は普通語として萬國電信同盟に於て認められたる英、佛、獨、伊、西、葡及び羅甸の諸語中より選べる可きものにして、それが實在たると人爲たるとを問はず現時の用法に従ひ發音する事を得る綴字よりなるものたる事を必要となすものにして、國語の用法に反する普通語の二種又は數語の集合より構成せられたるものは隱語と見做さざるものとす。但し一音信中上記の諸語を混用する事は防げざるものなりとす。

隱語電報は十文字又はそれ以下を以て一語となし、十文字を上る時は十文字又

はその端數を加ふる毎に一語分として加算する規定なりとす。但し同一電文中隱語と普通語とを混用する場合は普通語は隱語と同様十文字迄を一語とし超過は十文字の不可分連續毎に一語として計算する規定なりとす。今隱語電報の一例を掲ぐれば次の如きものあり。

tagblatt manceal seviront reconner

なる四語を以て各次の如き意味を藏するものなりとす

tagblatt = referring to your telegram of

manceal = May 18th

seviront = have sold above your limit

reconner = please replace immediately

されば以上の隱語電報の意味は

Referring to your telegram of May 18th. Have sold

above your limit. Please replace immediately.

なる十六文字を代表し其邦譯次の如きものあり

「五月一八日の貴電により貴方御申越しの相場より高く賣却せるが故に何卒即時御買埋め下され度し」

隠語電報には公開して一般に通用せらるゝもの即ち共用隠語 (Public Code) と私用隠語 (Private Code) の二種あり。

共用隠語は隠語を一定秩序の下に配列せる辭書様の體裁をなして編纂刊行せらるゝものにして、一般貿易上に廣く使用せらるゝ A. I. Code; A. B. C. Code; Bently Code; Sell's Code 等皆之なり。

今之等隠語書より其數例を擧ぐれば次の如きものあり。

No.	Code words	Phrases or Sentences.
38117	Sandbote	Shipped
38118	Sandbrief	Have you shipped
A. B. C. Code		
38119	Sandera	I (we) have shipped
38120	Sanderaha	I (we) have not shipped
38121	Sanderos	If you have shipped

63952	Rood	Required information will be forwarded as quickly as possible.
63953	Soie	Samples will be send by to-night's post.
Sell's Code		
63954	Salie	See what you can do.
63955	Salvo	Sell all you can.
63956	Seion	Send us by cheapest route.

Bently Code	
roene	has (have) been shipped
rooxy	if shipped
rocur	if not shipped
rogy's	not shipped
rodan	shipped at

前二表に於ける數字は隠語の順序を示すものにして、第二欄は隠語にして第三欄は電文の意味なりとす、而して第一欄の數字は尙之を次に述ぶる秘語に應用せんとするものあり。

私用隠語は特に當事者間に於て作製し、秘密に使用するものにして、共用隠語に

比し一層秘密を保ち得ると共に、特殊の用途に適用せんが爲め作製せられたるが故に、更に適切に且つ精緻なる語を選定し得るものなりとす。

普通輸出商が本支店或は代理店の間に於て取引上使用するが爲め Code Book を作り、海外電報は一に之に頼る事とせるは私用隠語電信の一般的なるものなり、然れども時に共用隠語書の空欄隠語のみにして其意味を記載せざるもの又は共用隠語書中當事者間に必要な部分の隠語を利用して附屬隠語として利用する場合あり。

B 秘語電報、秘語電報とは電信の本文に秘語を用ゐたる電報にして、秘語とは文字又は亞刺比亞數字若しくは其集合又は聯續にして、其文字又は數字或はそれ等の集合は全然通讀し得ざるものを云ふ、尙普通語又は隠語の條件に適合せざるものも亦之に編入せらるゝものなり。

隠語電報が普通電報に比するが如く、更に秘語電報は一層小數の字數を以て複雑なる意味を通信し秘密を確保し得るものなりとす。

例へば共用隠語書の第一欄の數字を利用し(0)より(9)迄に該當する「アルファベット」

十文字を選定し、之を當事者間に於て了解し置き打電せんとする意味を有する公用隠語の數字を該協定によりて「アルファベット」に変更して電文とするものなり。

例へば

63956 Send us by cheapest route (by Sei's Code)

を打電せんとする場合は次の如き文字置換の協約によるとす

P E R M O L I Y E S
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

然る時は 63956 は

I M S L I
6 3 9 5 6

即ち INSLI と打電するものなり

尙如斯き場合 63357 の如く重複するものにあつては明確を期する爲め次の如き文字の配當となし D を重複に當つるが如くなす

S W I T Z E R L A N D

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

となし

R T D E L

6 3 3 5 7

印も R T D E L とす

然して如斯き置換の文字を時々變更して一層その秘密を確保するものなりとす、以上略述せるは極めて簡單なる事實なれども之が運用は遂に複雑にして巧妙なる組織によれるものなりとす。

第二節 外國電報取扱上の注意

外國電報に關しては既に其一斑を略述せるが故に茲には外國電報の實際取扱上に於て注意す可き二三點に就て附記する所あるべし。

總て電報は出來得る限り小數の語を用ゐて、正確適切なる意味を迅速に通信する事を本旨となすものにして、就中外國電報にありては受信者が海外にあると其料金の高き點より一層其注意を要するものなりとす。

而して出來得る限り小數の語を以て適切なる意味を傳へんと欲すれば、先づ其使用せる暗語書に精通せざる可らざると共に、電文製作に熟練することを要するものにして、例へば暗語書の何所に如何なる語あるやを暗記して短時間に極めて少數の語を用ゐて、而も適切なる意味の電文を作製するが如きは之にして、外國貿易に従事する者の電報の發信受信等は、時ありてか實に一刻一語を争ふが如き場合なしとせず。

次に外國電報作製上注意す可きは、電文の正確なる事之なり、電文中一文字の誤記の爲めに全文の意味を不明ならしめ時ありてか之が爲に甚しき損害を醸すに至る事尠らず。

如斯きが故に輸出商にありては電文立案者は必ず其責任を明にする爲め其電文案に署名せしむると共に、他の者をして一々暗號書に就いて檢證せしめ而して後に電信局に依託せしむるものなり。

尙發信依頼に關しても一刻の遲延が數時間或は數十時間の延着を來すが如き場合稀なりとせざるが故に充分其迅速を要するものなりとす。

例へば生絲市場の景氣を打電するとせよ、普通夕刻午場二節終了後、市場の状態を確めて電文を作製し電信局に持參差出を依頼せんか、他の商館にありても同様同時刻に頼信するが故に、局は俄に此種の電報を以て輻輳し、局受附に於て僅に數分間の遅延の爲に、遂に其發信翌日に廻さるゝが如き場合尠しとせず、更に斯る關係は着信局に於ても同様なるが故に發信に際しては實に一刻だも忽にす可らざるものなり、如斯きが故に商館にありては午場第一節の終了後、賣買確定せる時は直に發信するものあり、然らざるも發信に關し豫め十分なる準備をなし置きて一刻も速かならんが爲め努む可きものなり。

電信料は一般に通貨を以て其都度納附するものなれども、百圓以上は豫め納入し置く事を得る規定なるが故に、發信頻繁なるものによりては通常之によるものなりとす。

以上は發信に對する注意要項なれども、着信の場合にありても細密なる注意を要するものにして、些少にても電文上に疑義ある場合に於ては直に電信局に其校正を乞ふは勿論輕率なる推斷を下す可らず。

尙電報の發受何れにても宛先、發信者名、發受信月日、時刻及び電文の暗語と其譯文とを記載す可く、之を發受信の別によりて一見明瞭ならしめんが爲め、紙色を異にせる用紙を豫め作製し置き、發受信の都度之に詳記し置くと共に、別に電文に關係ある來狀を添へ宛先又は發信人に郵送し、電文の誤字誤譯等のある場合は一刻も早く之を訂正せしむ、而して以上の控は保存し置きて以て後日の參考に供するものなりとす。

次に現行外國電報料金表より主なる著信地方を摘出する時は左の如し。

外國電報料金表 (大正十五年十一月一日 逓信省告示二〇七七號)

本邦内地、朝鮮、樺太發外國電報一語料金 通常電報 (單位圓)

亞細亞地方

上海線	〇・五〇	上海線	〇・三〇
青島	〇・四〇	浦鹽斯德線	一・四七
香港	〇・四〇		一・四七
臺灣	〇・三〇		一・四七

大洋洲地方

セイロン 香港線 一・四〇
 印度 一・四〇
 ベルシヤアバダン 二・二一
 シヤム 一・四四
 新嘉坡 一・一四

浦鹽斯德又ハ「キアクタ」線
 「シヨルフア」テヘラン」線
 一・六五

濠洲 刺利 香港線 一・六九

磐城無線小笠原線
 香港「マニラ」線上海「マニラ」線

ハワイ、オアフ 一・二〇
 同 其他各地 一・五〇
 グラワム 〇・八六

歐羅巴地方

アルバニア國 一・六六
 奧大利國 一・六七

磐城無線香港線
 浦鹽斯德線「キアクタ」線

小笠原線香港「マニラ」線
 上海「マニラ」線

一・六六
 一・六七

二・四二
 二・三六

亞米利加地方

自耳義國 一・六七
 プルガリア國 一・六七
 チエツコスロバキア國 一・六七
 丁抹國 一・六七
 佛蘭西國 一・六七
 獨逸國 一・六七
 英吉利國 一・六七
 希臘國 一・六七
 和蘭國 一・六七
 伊太利國 一・六七
 那威國 一・六七
 ホーランド 一・六七

磐城無線小笠原線 香港線浦鹽斯德又ハ「キアクタ」線
 香港「マニラ」線上海「マニラ」線 歐羅巴「コンマール」ゲイアル」會社線

カリホルニア 一・四四
 オレゴン 一・五四
 ワシントン 一・六〇
 カダクサ 一・六〇

一・四四
 一・五四
 一・六〇

一・四四
 一・五四
 一・六〇

に到着せる送状により、到着貨物の詳細を知るが故に先づ該貨物に關する取扱の一般を入關手續人 (Custom Broker) に委託するものなりとす。

入關手續人は該貨物に對する通關書類 (Entry) 及び輸入送状 (Import Invoice) の作製をなす、元來生絲の輸入は無税なれども一應税關に對し如斯き手續をなす事を要するものなり、而して同手数料として從來一送状に對して三弗乃至三弗五十仙を要したるものなれども、今日に於ては之を要せざることゝなれり。

如斯くにして該貨物は始めて倉庫に藏入せらるゝものなりとす、而して此場合該貨物は荷爲替の擔保物件たるものにありても、前述せるが如く全然銀行の信用の下に輸出商の貨物として藏入せらるゝ事あり、或は銀行の名によりて銀行貨物として藏入せらるゝことあり、紐育市に於て生絲藏入倉庫として最も普通なるは The U. S. Testing Co.; The Security Silk Storage Co.; Baker Williams Warehouse; Merchantile Warehouse Co.; 等何れも比較的設備の良好なるものにして、倉敷料は何れも一定にして一ヶ月一俵の保管に對し、出入荷の際の取扱料二十五仙、倉敷料も同額合計五十仙を普通となせり、従つて出入せざる月は保管料のみにて二十五仙なりとす。

如斯き入庫生絲は何れも保險を附するものにして、保險金額は海上保險金額と同じく紐着着値段に其一割を加算したるもの、或は時價に其一割を加へたるものを以てするもの多く、保險金額は日々計算によるものあり、或は在荷の多少に拘らず豫め一定金額を以てするものあり、而して其保險率は保險會社により又生絲の保管せられたる倉庫により多少の相違あれども、今其一例として Commercial Union Association Ltd. が合衆國生絲検査會社に保管せられたる生絲に對する保險率を見るに、保險金額千弗につき一ヶ年九十六仙〇三にして一ヶ年未滿の場合には一ヶ年の率に日數に應じ次の如き一定なる % を乘じたる率を以てせり。

日 數	%	日 數	%
一 日 間	二	六〇 日間	三〇
一〇 日間	一〇	九〇 日間	四〇
二〇 日間	一七	一二〇 日間	五〇
三〇 日間	二〇	一五〇 日間	六〇

以上の如くにして本邦生絲は紐育市に於ける倉庫に藏せられて顧客の需要を待つものなり。

紐育市場に於ける生絲取扱業者は之を別ちて三種となす可し、即ち生絲輸入業者、生絲商及び生絲賣買仲立人之なりとす、而して主なる生絲輸入業者は十軒を算す可く、昭和二年中邦商七軒にして、生絲商及び生絲賣買仲立人は約百四五十人を算す可し。

生絲商は海外に支店を有せず、紐育にて生絲の賣買を行ふものにして、生絲仲立人は生絲販賣業者と需要者との間にありて一定口錢を以て生絲賣買の媒介をなすものなり。

生絲輸入商が生産地より生絲を輸入する方法としては、豫め機業家或は生絲商の注文によれる事あり、或は商況の前途を豫測して輸入せるものあり。

賣買は紐育倉庫渡しにして、代金支拂は日本生絲に對しては、次の如き條項に依り。即ち送狀面の日附より三ヶ月を最長期となし、送狀面の日附より十日目に現金を支拂ふものは之れを現金拂と稱し、賣買値段より一分五厘引となし、三十日拂なる時は五厘引となせり、而して三十日より支拂期限の長きものにありては賣手振出し、買手引受の引受手形による定なり。

次に取引品質に關しては格或は商標名に依るも、我市場に於けると同様、買手の承認を條件とするものなり、而して買手に於て品物に苦情ある時は荷物の引渡後十五日以内に申出でざる可らず、尙賣手取替への承諾を與ふる時は、其時より十五日以内に引替品を渡さざる可らざる規定なりとす、取引に關しては現物賣買及び先物取引あるも、我國に於けるが如く成行約定に依る先約極めて稀なり、受渡暈目に關しては後章正暈取引問題に就て略述す可し。

横濱市場は前述せるが如く開放的にして、手合取引等の數量、價格等は直に一般に周知せらるゝ商習慣なるに反し、紐育市場にありては秘密的にして相場も賣買兩當事者により、又賣買條件により區々にして、手合高の如きも分明ならず。

同業者互に他を付度して各其商機を制せんが爲め努むる所大なるものあるが故に兩市場に於ける生絲賣買上或は幻相場を生ずる事あり、或は安値先渡の競争は甚しき思惑賣買をなし、爲に偶々先物買埋めのため眞の需要に依らざる變動的絲價の暴騰を惹起する事あり。

蓋し現下の生絲貿易は從來の如き委託販賣的幼稚なる域を脱して、極めて複雑

なる商業的生粹を發揮する事となれり、而して之が爲め勢生絲取扱ひ數量の増加取引荷口の多大を以て之が危険を軽減し利潤を多からしめんとするに至れるものにして、我生絲輸出商が大組織を以て銳意事業の擴張を圖れるは全く之に因る所のものたり。

生絲輸入商及び生絲商は所謂賣方 (Salesman) を雇傭し、彼等の活動によりて生絲の賣込みをなすものにして、一定報酬の外に賣買契約成立する時は賣上代金の二厘五毛乃至五厘の契約手数料を與ふるものなるが故に、常に該商店の在荷に對して、或は先物に就て一定なる販賣要項の指示を得て、各生絲需要商店を物色し奔走して取引の媒介を行ふものなりとす。

尙需要者たる絹業者の紐育支店或は生絲賣買仲立人等と直接電話にて商談を行ひ、賣買契約の締結を見る事あり、而して其何れの場合にありても直に書狀を以て賣買の月日、賣買方法、生絲の品質、價格、引渡し或は船積、賣買重量、支拂要項其他等につき確定案内狀を出し、買付け方の署名の後返還を依頼するものなりとす。

以上の如き生絲賣買受授或は品質検査等に關する商習慣は次に記載する紐育

市場に於ける生絲賣買規約に於て明なるが故に、茲に之を贅せざる可きも、生絲賣買に關する紛争々議等を生ずる場合にありては、米國絹業協會 (The Silk Association of America) 之が調締を行ひ、取引の圓滿を圖るものにして、同會は千八百七十三年の創立にかかり、米國に於て絹業に關係する各種の業者は大部分同協會に加入し、宛然として絹業界の主腦をなせり、而して其事業は次の如き各部を綜合したるものなり。

- 第一部 生絲輸入業、販賣業、仲買業
- 第二部 生絲撥絲業、紡績絹絲製造業並に販賣業
- 第三部 縫絲、機械絲製造業
- 第四部 廣幅絹製造業
- 第五部 リボン及帽子用リボン製造業
- 第六部 レース網及覆面絹製造業
- 第七部 組物編物縫及裝飾絹製造業
- 第八部 絲染業及染料製造販賣業
- 第九部 布染業捺染業及整理業
- 第十部 製絹用機械器具製造及販賣業
- 第十一部 絹物販賣代理業及仲買業

而して時々報告を刊行して、生絲及絹物の需要供給より絹織物流行の模様、絹業工場状態、織機の紹介等、絹業に關係せる必要事項は細大共に之を當業者に報告し、毎年春季大會を開催して新智識の交換を圖り、尙關稅改正等の緊要事項に關しては十分之を討議して、絹業者の意見を代表して之を政府に建議するが如き政策的會合をなすと共に、平時にありては生絲其他の販賣上に於ける紛争の仲裁々判の勞を取れるものなる事前述せるが如きものなり。

二、原料生絲の機織せらるる迄

米國機業家にありては大規模のものを除くの外撚絲、染色、仕上等各分業の下に別種なる經營を觀るものなりとす。従つて賣買受授せられたる生絲は其一部分を生絲検査所に送附して水分検査を受け、他は機業者の倉庫に搬入するものあり或は直に賃撚業者に發送するものあり、爾後解荷、浸潤法、再繰撚絲、染色、整經及機織等の各工程を経るものなりとす。

一、解荷 機業家又は撚絲業者は荷受せし生絲中、一、二俵を解荷して其包紙其他を去りて斤量を秤り、仕切書の目方と對照すると共に其品質の検査を行ふものな

り、而して品質に對して不滿ある場合は直に取替を要求し來るものにして、取替は解荷せざる部分に對してのみ行ふものなるが故に、約定荷物の如きものにして荷口の纏りたるもの内、消費せられざる一部分に對して引取らざる可らざるが如き場合を生じ、賣方の困難を來す場合尠らず、尙買方にありても一部の生絲は既に浸潤法を行へるも他の取替荷の到着せざるが爲め、工程を一時中止せざる可らざるが如き不利を見る事あり。

如斯きが故に賣却したる生絲の格付と引渡したる生絲品質との關係は最も密接なるものにして、尙荷口の齊否の如きも其肝要なる條件の一たるものなり、斯くして解荷の結果買方の證認を得て始めて取引の完了を見るものなり。

二、浸潤法 浸潤法とは生絲に適度なる濕分を與へ、其固着を和げ、綾亂を抑へ、且つ絲縷の牽引力を増加せしむる目的を以て、石鹼、オリブ油の水溶液中に生絲の括を解きて捻の儘、或は捻の一部分を解きて一晝夜浸積する工程を稱するものなり。

従つて生絲の光澤の良否は此工程以後に於ては全く判別する事を得ざるもの

なりとす。

三、繰返 之は認めを整理用の「コロ」に巻き取る工程を云ふものにして、原料生絲の欠點は遺憾なく此工程中に現はれ、切斷數の増加を來すものなり、而して繰返中の切斷の多き生絲は取扱の時間を要する事多く、而も目減りも亦多きが故に買方に不利を與ふる事大なるものなりとす、切斷原因は細斑による事最多く、類節による事之に次げり。

四、撚絲工程 撚絲は繰返工程にて「コロ」に巻き取りたる生絲を、普通緯絲にありては二本以上六本迄を合絲し、撚絲機にて施織するものなり、生絲の細斑あるものは此場合にありても切斷する事多く、生絲の欠點は茲に於ても再び繰返さるゝものなりとす。

一本經にありては以上の如き引揃の工程なく、一本の儘にて用ふるものなるが故に緯絲の如く他の絲縷と平均して細太の調和を圖る事を得ざるが故に、殊に優良生絲にして織度の齊一なる事を要するものなりとす。

而して撚絲の上は經絲二萬碼、緯絲は五千碼乃至一萬碼の認めとして、指定の染色

業者に送附するものなり。

前述せるが如く米國絹織業者の大部分は賃撚業者に其撚絲工程を委託するものにして、此場合撚絲の成績、仕上目方は何處の機業家にありても最も注意して觀察する所あり、之が爲に賃撚業者は其營業上原料生絲に對して最も峻烈なる批判を加ふるものなり、就中目切の原因が細斑生絲にありとする時は、撚絲業者は生絲輸入業者に之を通告して其證明を要求する場合多く、爲に賣方に於ても時々出張して之が實否を調査し解決する要あるものなりとす。

普通撚絲工程に於て生ずる屑絲量は、生絲百斤に對し二、三斤なるものなれども、原料生絲は浸潤工程に於て百斤に對し二、三斤の増量を生ずるが故に、撚絲の仕上目方に於ては歩減りのなきを常とするものなり。

五、染色工程 染色は之を二種に大別し得可し、認め染 (Skain dye) 及び匹染 (Piece dye) 之なりとす、前者にありては先づ生絲を練り而して後多くの場合は錫溶液を以て増量 (Weighing) を行ひ、染色を施して機業家に返送するものなりとす。

六、整經及機織 整經は繰返されたる生絲又は撚絲となりたるものを整理機に

よりて整經するものにして、此工程にありては生絲の毛茸類節等は明に發見せらるゝものにして、細斑多き生絲は此所に於ても其欠點を顯すものなり。

機械機は米國にありては其構造比較的簡單にして、高速度を以て全く機械的に多量の生産を擧ぐるものにして、爲に經絲の如きは機械中何千回となく摩擦せらるゝが爲め、抱合よく強伸力の大なる生絲にして細斑のなき事を一要件となすものなり。

米國に於ける機業家は其生産品により之を五大別し得可きものにして、廣巾物 (Broad goods) 靴下類 (Hosiery) メリヤス類 (Knitting goods) リボン (Narrow goods) 縫絲 (Sewing Silks) の各機業家之なりとす。

就中靴下類は歐洲大戰争後米國に於て顯著なる發達をなし、輸入生絲の五割内外を此方面に消費する現狀を示すに至れり。

三、合衆國生絲賣買取引規約 (千九百十八年五月二十二日制定、千九百二十一年八月九日及千九百二十四年十二月十日修正)

注意、本規約は營業者に於て特別の契約又は明かに本規約に反對の契約を爲すの權利を妨ぐるることなく、唯何等特別の契約存せざる場合にのみ適用せらるべきものとす。

一、特定の生絲又は其れと同一に認證し得べき生絲の賣渡し

持荷の内より又は到着次第又は約定期日渡し若くは先渡之れを例せば商標及番號を指定せるもの又は商標及品位を指定したる特定の荷口又は之れと等しき他の如何なる方法に依るも他の絲と區別し得べきもの賣渡契約に代品要求を規定あるにあらざれば下の理由に依り消滅するものとす。

(イ) 荷渡期日前に起りたる火災、海難又は戦争、暴動其他避くべからざる災厄の爲めに目的物の滅失したる場合

(ロ) 製絲家の破産又は製絲家が荷渡を爲す以前に工場、毀損又は壊滅を來したる場合
注意、買方は海上或は火災保険に増保険を付し自己を保護することを得。

三、品質品等品種及織度を指定せざる生絲の賣約

品質品等品種及織度を指定せざる生絲の賣約之れを例せば指定の價格及荷渡しにして日本器械一番百俵の賣渡を契約するが如しを爲したるときは其契約は賣買兩者の合意を以てするにあらざれば之れを無効となすことを得ず、運送遅延損傷滅失又は賣方に於ける不可避の原因等の爲め荷渡しを履行すること不可能にして、且つ當組育市場に於て同様の品を入手することを得ざる場合にありては荷渡し又は代品を入手するが爲めに相當の期間争ある場合には仲裁委員をして決定せしむるを賣方に許與するものとす。

三、荷渡し

荷渡期日を定めたる賣約は其期日に荷渡しするか、又は荷渡準備の完了せることを要す。一定期日に到着す可き事に依る賣約は、期日に先立ち或は期日に遅るること十五日間は之を賣方

に許容す。

一定の期間内に荷渡すべき賣約は特別な契約の存せざる限りは、賣方に同期間内何時にても荷渡を爲すの權利を附與す。

賣方が契約の條項に關する荷渡しは同一なる規範の下に、買方として貨物を受取らざる可らず、紐育に於ける賣渡しの條件として荷渡に關しては買方により特定所を指示せらるるに非ざる限り、紐育市、マンハッタン市區に限らる。

賣方は契約に遵據して荷渡し準備の完了せることを買方に通告することを要す、而して買方は等しく其期日に及び荷渡して請求するの義務あるものとす、然れども賣買兩者一方の不注意により右の手續を怠ることあるも荷渡準備の完了せる事を證明し得らるる限りは契約の無効を來すことなかるべし。

賣方が買方又は積出しを命じたるもの口頭又は文書に依る請求に依り、賣渡生絲を運送機關又は買方の代理人に引渡したるときは、其荷物に對する危険は買方又は積出しを命じたるものに歸するものとす。

四、外國よりの積出し

一定の期日又は其以前に外國より積出を約したる賣約にありては、其期日又は其以前に積出すことを要す。

定めたる期日又は其前後に外國より積出を約したる賣約は、賣方に其期日前後十五日内に積出す權利を附與す。

一定の期間内に外國より積出すことを約したる賣約は、賣方に同期限内何時にても積出し得る權利を附與す。

右等の場合に於ては荷積證書の日附を以て外國より積出の日と見做すべし。

五、荷渡の延期

荷渡が延期する時は倉敷料、取扱料及び保険料は賣方の負擔に歸するものにして、賣方が符號記號其他により類別し得可き特約品なる場合は、買方は倉敷料及保険料を支拂ふ可く、契約價格に對する利子の支拂をも爲す可し、然れども荷渡の延期が賣方の要求なる場合は、此限りに非ず。

生絲荷渡の遅延が火災及之による偶然の出來事水難等による時は、該生絲は荷渡しせらる可きものなり、而して生絲全部が破損せられたる時は荷渡しせられたりと看なさる可く、購買價格は契約の條件に依り支拂はる可きものなり。

賣方は保險金額を得る事に努む可く、而して之より保險金獲得の費用を差引ける金額を以て買方に返還す可きものなり。

租税及公課に關し規定せざる時は契約の日に課せられたる輸出入税は契約の價格に含まれたるものとす、之等諸公課が荷物引渡契約の日以後に課せられたる場合は、契約價格に附加又は差引かる可し、然れども荷渡の延期が賣方よりの要求なる時は此限に非ず。

六、重量

實際の重量及風袋量は荷渡の時又は荷渡延期の場合には、賣渡書を作製したる日の掛目より容糞紙及紐等の實際の風袋量を控除したる重量なりとす。

仕切書重量は第一次市場より積出せる時に於て賣方又は其代理人の仕切書に記入したる原量に依る。

買方の要求によりては賣方は荷渡の基礎たるべき重量に關しては、米國絹業協會書記の提示せる重量に依らざる可らず。

生絲の正量とは無水量に一割一分を加へたるものなり。亞細亞生絲の正量を決定するには少なくとも五俵に付二俵を合衆國生絲検査會社に於て検査せざるべからず、右検査成績の平均は全荷口の基準として認諾せられざる可らず、而して其検査費用は賣買兩者等分して負擔すべきものとす。

日本生絲、支那器械生絲、廣東器械生絲、ツッサ座繰生絲其他支那座繰生絲は仕切書重量、實際重量或は正量を以て販賣せらる可し、但し廣東器械生絲は慣習により仕切書重量による。

實際の重量及仕切書重量又は其一つに付ての問題は買方は賣方に對し正量に慣例の水分割合を加へ、賣渡書を書き換へ交付せられんことを要求し、之れに調和せざるべからず、其割合は日本生絲支那蒸氣器械生絲及廣東器械生絲は二分、支那座繰及廣東座繰は二分五厘とす、日本生絲に對し正量に附加するに二分の水分率を以てするは、正量により取引せらるる迄一時的に繼續せらる可きものとす。

歐洲生絲は正量を以て賣買せらるるものとす、而して歐洲検査所の検査の結果は買方が自己の費用を以て特に紐育検査所の再検査に付することを希望せざる限り、之れを認諾せざるべからず、而して再検査の結果歐洲にて検査したる正量より一分の二分の一少量なる時は、賣方は紐育検査所の正量と認諾し、再検査の費用を支拂はざるべからず、又各俵は個々に取扱をなすべきものとす。

俵の重量、俵數又は英斤數を以て荷渡の約束をなせるものは、左記普通俵の重量より五分以上の差なきを要す。

歐洲生絲	原量	二百二十封度四六
日本生絲	同	百三十二封度二七六
支那生絲	同	百三十三封度三分の一
柞蠶絲	同	百三十五封度
廣東生絲	同	百六封度三分の二

重量の差が五分以上に及ぶも之れが爲めに契約解除の理由となることなかるべし、雖も、買方は荷渡し當時の市價に依り宜しく賣方と協定すべし。

七、附着物

上海座繰及支那本國式器械生絲にありては、賣方は合衆國生絲検査會社に於て練減検査を施し二割二分以上の(座繰黄色生絲は二割四分)減量を生ぜざることを保證するを要す、而して賣買兩者とも自己の費用を以て幾度にても之れを検査することを得べし、而して其検査結果の平均量は本項の賣買契約を支配するものとす。

八、織度の差

約定生絲の平均織度は其種類、品位に依りて夫々定めたる左記の標準より大なる差なきを要す、若し苦情の生じたる場合には賣買兩者は合衆國生絲検査會社の織度検査を受けざるべからず、織度検査認は正量にて算定せらるべし、此検査は一俵に付き五回を限定し、其検査に依り得たる織度の總平

均は其検査をなしたる俵内生絲の織度を決定するものとす。

亞細亞産生絲(支那器械生絲上格日本器械生絲ダブルエキストラクラック)及其以上を除く)にありては、一荷口總俵の平均織度により其荷口の平均織度を決定すべきものとす、而して若し一荷口俵数の三分の一以上其織度の不完全なるものあるときは其荷口の全部又は不完全なるもののみを拒絶することを得、歐洲生絲(支那器械生絲上格日本器械生絲ダブルエキストラクラック)及其以上のものは各俵別々に取扱ふものとす、(但し不真俵を除く)右検査に付すべき総は検査所の抜き取りたるものならざる可らず、而して右様な検査に要する費用の全部は敗者の負擔たらざる可らず。

歐洲生絲に就ては歐洲検査所の織度檢定證は紐育検査所が其誤れることを表明せざる限りは之れを決定的ものとす。

飛切上 (Extra Classical) 以下一番以上にして十一中⁽¹¹⁾及其より細物にありては、各俵所定の平均織度より上下八分の三「デニール」より以上の差あるべからず。

・ 十二⁽¹²⁾より十六⁽¹⁶⁾までは上下半「デニール」の差は許るるべし。

・ 十七⁽¹⁷⁾より二十⁽²⁰⁾までは上下四分の三「デニール」の差は許るるべし。

・ 二十一⁽²¹⁾より二十五⁽²⁵⁾までは上下八分の七「デニール」の差は許るるべし。

・ 二十六⁽²⁶⁾より二十九⁽²⁹⁾までは上下一「デニール」の差は許るるべし。

右「デニール」以上の差あるものは合意に依りて之れを定むるものとす。

日本生絲に就ては賣方の織度検査俵又は國立横濱生絲検査所及び神戸生絲検査所の檢定證は紐育の検査所が其誤れることを表明せざる限りは其に之れを決定的ものとす。「ダブルエキストラ」

A格及び其以上のものにありては、歐洲生絲に對すると同一の規定を準用す、器械生絲(ダブルエキストラ)B格より一番十七中及び其より更に太物にありては一荷口に對しては歐洲生絲に認められたる差、又各俵に對しては右歐洲生絲に認められたる差に二分の一を加へたるもの、以上所定の平均織度より差ある可らず、一番以下の太絲には其織度の保證をなさざるものとす。

九、引受の拒絶及代品

買方は契約の下に荷渡しせられたる生絲は、之を引受け直に品質及び織度の検査を爲す可き義務を有するものなり、而して之が検査は一荷口の供試生絲の認又は全一俵に就て爲さる可きものなり。凡ての要求又は拒絶は荷渡後十五日間以内に爲さる可きものなり、若し契約せられしも荷渡し未済のものにありては三十日間以内とす。

而して同期間以後にありては不正荷造又は詐偽以外にありては要求及び拒絶は無効たる可し。

十、賣渡條件

現金支拂

十日間の期間による販賣は約定の割引を以て同期間以内に於ける支拂を要求するものにして直に現金を以て支拂ふ可きものとす。

契約による未荷渡品は買方の代金支拂に關する不履行に對し、賣方により特別な注意を爲せる時は之を消滅せしむる事ある可し、此場合或は又他の契約の何れにありても賣方は契約消滅日に於ける市價と契約値段との差に對しては引受け又は責任を負ふ可きものなり。

賣方は其意見により買方の財政状態が其對照ならざる時は、信用を停止し、又は變更する事ある

可し而して此場合にありては現金支拂又は船積前に満足す可き保證を賣方によりて要求せらる可きものなり。

銀行の信用状による販賣

買方として賣方に對し取引に關して満足す可き手形支拂期限を有する信用状を發行せしむ而して賣方が信用状を要求する事に關する缺點は、該契約の無効に關する原因たり得ざるものなり。如斯き販賣又は買方にあてたる外國爲替手形を基とせる販賣に對しては、賣方は途上に於ける到着損害紛失又は盜難等に關しては責任を有せざるものとす、而して買方は到着に際し荷受運搬貯藏等を自己の費用と危険とを以て當らざる可らず。

然らざれば買方は「インボイス」の日附より三十日以内でありては年六分の割合を以て三十日間の未済期限に對し現金拂として一分の割引をなす可きものなり。

歐洲生絲に關する割引 (省略)

亞細亞生絲に關する割引

九十日拂の基礎に於て販賣せる時

現金又は「トレード・アクセプタンス」により三十日以内の取極めに對しては、買方には十日以内に支拂はるる時は「インボイス」額面金額より一分五厘引を得る權利を與ふ。然らざれば賣方は「インボイス」の日附より三十日以内、九十日拂の「トレード・アクセプタンス」を其額面金額に對して支拂ふが、或は現金拂なる場合は年六分九十分間に對する割合を以て割引をなす可し。

六十日拂の手形にありては五分引

現金又は「トレード・アクセプタンス」により三十日以内の取極めに對しては、買方に對し十日以内に支拂はるる時は「インボイス」額面の金額より一分五厘引の權利を與ふ。然らざれば買方は「インボイス」の日附より三十日以内に六十日拂の「トレード・アクセプタンス」を以て支拂ふ時は額面金額より五分引を以てし、現金を以てする時にありても五分引とす。

三十日拂の手形にありては一分引とし、支拂が十日以内に行はるる時は「インボイス」の額面金額より一分五厘引の權利を與ふ。買方は契約上不正なる部分の取消、或は賣方をして更正、或は取換に對し必要なる時を與ふる事に關し取捨す可し、仲立手数料は賣方により支拂はる可く、別に其規定なき時は低格生絲なる「ツッサ生絲玉絲」等一分なる外販賣金額の五厘とす。

仲立手数料は販賣を終りたる時、或は生絲の實際荷渡したる日に支拂はる可く、割引或は販賣の取消により賠償せられ、或は賠償せらるる事なく支拂はる可きものなり。

仲立手数料は賣方の不可抗力的原因により販賣を中止するものによりては、支拂はるる事なし。
販賣條件

別に規定せらるるに非ざれば、生絲賣買に於ける割引の率は一ヶ年六分の割合となし、絲價は別に定めらるるに非ざれば

亞細亞生絲 九十日拂

歐洲生絲 六十日拂

を以て基本となし、米貨を以て支拂はる可し。

普通の原因によりて拒否せられたる後又は荷口は賣方によりて取換へを行はる可きものにして

買方の拒否が賣方により承認せらるるか、或は仲裁が成立せし時は十五日以内に之を行ふ可し、而して第一回の取換が買方により受取られざる時、或は仲裁可能ならざる時は仲裁者は他の取換又は現金により調節せしむ可きものなり。

拒否せられたる俵は賣方によりて荷渡せられたる時と同様の状態にて返還せらる可きものなり。第一市場よりの「インボイス」の證明又は検査人の報告は俵の内容及重量に關し一見的證據たる可きものなり。

輸入せられたる生絲に對しては外國に於ける「インボイス」の原本が「インボイス」の證たる可きものなり。

契約の一部に於て種類品質及び織度を紐育市場に於て得る事を得ざるものに就ては其疑點は仲裁によりて決せらる可きものとす。(以下略)

F. O. B. (Free on Board)

こは原積出港に於ける積出人の生絲の仕切書直段を指稱するものにして海上保険料及運費は買方の負擔すべきものとす。

C. & F. (Cost & Freight)

こは積出人の仕切直段に運費を加へたるものなり。

C. F. & I. (Cost Freight & Insurance)

こは積出人の仕切書直段に運費及海上保険料を加算したるものなり。

仲裁

賣買兩當事者の請求によるすべての紛争は米國絹業協會の仲裁法及紐育州の法律によりて仲裁せらる可し。以上

第二節 伊佛に於ける生絲取引

伊佛に於ける生絲の取引に關しては、次に示せる里昂及び美蘭商習慣に依りて其大要を窺知する事を得可きが故に、東洋生絲が里昂に到着後販賣に至る迄の經過々程に就て略述す可し。

東洋生絲は佛國馬耳塞港に陸揚げせらるるや、直に鐵道によりて里昂に指向けらるるものにして、爾後は紐育に於ける取扱ひと大同小異にして生絲商館は運送會社に委託して藏入を行はしむ。

而して生絲倉庫としては *Crédit du Rhone et du Sud-est Magasins des Soies, Société Lyonnaise des Magasins généraux* 外に銀行の倉庫が多く利用せらるるものにして、藏入せられし生絲を検査所に於ける検査の爲め引出すに當りては、生絲商館は倉庫に對しては生絲俵引出請求書或は見本引出し請求書を、運送店に對しては指圖書を發行するものなり。

蓋し里昂市場に於ては生絲の賣買契約を見るや、生絲は正量を以て取引せらるるが故に先づ之を生絲検査所に送致して其検査を受ける事を要するものにして、其際に於ける検査料金は賣買兩當事者に於て折半支出する規定たり。

生絲賣買契約締結せらるる時は販賣者は賣込覺書を作製し購入者より買附覺書を得るものなりとす、里昂生絲市場に於ける生絲賣買としては殆んど直接機業家に販賣する事なく仲買(Entremise)を経るものにして、仲買人に對しては普通三ヶ月位の信用賣をなすを常とせり。

而して仲買人の多くは燃絲工場を有するか或は之と特種なる連絡を有し、燃絲として之を絹織業者に供給する特種なる状態を觀るものなり。

里昂に於ける生絲絹物貿易に對しては、恰も紐育に於ける米國絹業協會に於けるが如く、里昂絹業協會(Union des Marchands de Soie de Lyon)なるものあり、千八百七十年の創設にして、或は里昂生絲取引規定の制定の如き、或は統計資料の調査發行の如き、各種の事業を行へり、尙里昂商業會議所に於ても蠶絲絹業其他に對し特別な獎勵、監督、指導をなせるものにしてその第一課を以て之に當らしめたり。

有名なる里昂生絲検査所は商業會議所の監督の下にあるものにして、尙之れと共に絹業博物館も之に所屬するものにして、誠に絹業に對する施設殆んど完備せるものあり。

現在本邦生絲輸出商店としては、三井物産會社、原合名會社、支店等の各支店を見る外、一、二の出張所あるに過ぎざれども、將來相當發達の餘地ある可きは疑を容れざる所なり。

尙兩國に於ける生絲取引の實際は之を次記せる生絲取引規定に於て之を觀る可きが故に重ねて録せず。

一、絹絲販賣に關する里昂市場商習慣

里昂絹絲商の行ふ取引は本習慣により律せらるるものとす
賣買當事者特に次に記載せる習慣に反對の條件を定めざる時は本習慣を認容し之を契約の法と爲すものと看做す。

爭議及仲裁人選定の場合に於ては仲裁人は當事者間に反對の協定なき限り次に記載せる習慣を裁決の基礎とし紛擾を明快に解決するを要す。

總則の外亞細亞絹絲の海上又は原産地市場に於ける取引に關し特殊の規定を定めたり。

第一章 總 則

一、格 付

里昂商業會議所監理の下に作製せる公定記號は本市場に於て取引する絹絲の格付を示す。格付は商品の産地、色、趣味、整調、織度、番手及光澤に依りて異なる。

二、織 度

契約當事者特に他の検査の承認を表明せざるべきは信用するに足る唯一の検査は里昂絹絲検査所に於て豫め爲せるものにして、定めたる名稱に依り二十回の秤量(生絲に在りては一分間に五十メートルの速さ)に依りて得たるものなり。

検査に要する費用は賣渡人の負擔す。

註 織度四百五十メートルの長さに付五センチグラムのデニール重量を以て之れを表はす。

検査は要求に依り料金を増すことなくして施行せらる、即ち

一、生絲に在りては五總撚絲に在りては五括に代ふるに十總又は十括に付

二、生絲に對し五十メートルの速さに代ふるに七十五メートルの速さに於て

絹絲検査所の現在の検査料金左の如し、

生絲に在りては三法五十、

撚絲に在りては一法五十、

注意 一九二六年五月一日より絹絲検査場の検査料金を左の通り改正す。

生絲に在りては十一法

撚絲に在りては六法五十

買受人は各俵検査を爲さしむることを得、爭議の場合に於ては賣渡人は再検査を要求するの權利を有す、此場合に於て重要視すべきは二回の検査の平均成績なりとす。

平均織度に依りて賣渡したる絹絲の織度は指示せる兩極限の間に於て種々なることを得、

極限は細絲に在りては一デニール又は二デニールを習慣とし、或る種の太絲に在りては三デニール乃至五デニール又は更により以上なることあり。

番手に依り取引せらるる絹絲の織度検査は繰返に依り之を行ふものにして、認容は柞蠶絲を除き

五十デニール以下の絹絲に在りては指示せる番手に對し過不足百分の二・五とす。

三、正量検査

絹絲は一般に正量を以て取引するものとす。特に亞細亞生絲に關しては絹絲検査所に於て同一

口の數俵を明確に秤量するを習慣とし、其重量は正量検査を爲せる俵に依り定めたる割合を以て正

量の計算を爲すものとす。

一荷口に付正量検査を爲すべき俵の選定に付當事者間の協定なきときは絹絲検査所職權を以て

之れを選定するものとす。

正量検査及秤量に要する費用は之を等分す。

四、練 減

反對の契約なきときは與へられたる保證又は絹絲検査所の公表せる統計に依り、里昂絹絲商組合

反對の契約なきときは與へられたる保證又は絹絲検査所の公表せる統計に依り、里昂絹絲商組合

の作製せる表の率を超過する割合は買受人に對し割戻すべきものとす。

豫め明示せる協定なければ總ての輸入生絲(揚返せる支那生絲を除く)及撚りたる柞蠶絲に對しては何等の保證なきものとす。

割戻は擔絲に在りては各俵に依り特別の保證を與へたる亞細亞生絲に在りては各荷口に依り之を爲すものとす。

信用するに足るべき誰一の練減は絹絲検査所に於て正量検査の際正式に行ひたるものなり。

練減の超過に對し紛議を生じたる場合に於ては賣渡人は各俵に依る検査の驗證を要求することを得、取極は驗證の平均に依るものとす。

練減検査に要する費用は保證ある場合は之を等分し、然らざるときは買受人の負擔に歸す。

五、支拂(一九二四年三月二十五日總會に於て改正せる條項)

里昂の習慣に従ひ取引せる商品は里昂に於てキログラム、フラン建、年八分割引にて仕切の日より六十日拂を爲すものとす。

十日の補足割引(Discount supplémentaire)は現金拂として協定さるべきものとす。

買受人仕切を受取りたるときは現金拂を爲すか、六十日拂又は手形拂を爲すかを選定せざる可らず。

手形拂に於ては買受人は現金拂に賦與すべき補足割引を利得じ、手形は佛蘭西銀行の歩合に依り手形拂出人に於て印紙を貼用し、仕切の日附より九十日拂を爲すべきものとす。

商品を定期即ち日延なき引渡期日を以て取引することを得、但し此場合に於ては直接間接何等の

利益即ち六十日の期限に於ける年八分の割引以外に割引の權能を買受人に協定するを禁す。

支拂に關する里昂の習慣に依る契約に於ては一時拂に對してのみ引渡を爲すべきものとす。

六、手数料

手数料は千分の五として仕切の總額に依り計算するものとす、柞蠶絲、玉絲並に價格二十法以下

絹絲に對しては百分の一とす。

外部に對して行はれたる取引に於ては手数料は仲立人の負擔すべき費用の補足として百分の一まで増加することを得。

仲立人の助力を藉らざる市場に於ける買受人に對しては、手数料を千分の五を超へざる範圍に於て割戻すものとす。

特別の契約なきときは賣渡人は仲立人に前貸せる手数料を控除す、商品の認定及受渡を了するや否や手数料を請求することを得。

實際に於ては手数料勘定は毎三箇月の終りとす。

仲立人は引渡を了したる量に對してのみ手数料に關する權利を有す、但し賣買當事者に於て賠償を附し又は之を附せずして解約せるときは手数料は不可抗力に依る場合を除き市場の當然支拂ふべき未拂濟金となる。

七、契約

賣渡人又は買受人が一日として契約せるときは回答は午後六時迄に到着するを要す、同一の制限は數日としての契約に對しても亦適用せらる。

若し契約に午前させる場合に於ては正午前に回答せざる可らず。
注意すべきは契約に定めたる支拂の時刻なりとす。

商品の拜見又は検査の許可のみにては契約の成立するものに非ず。

八、見本

見本は適當なる状態とし又交付を受けたる重量にて返還するを要す、返還せざるか又は一部分のみ返還したる場合に於ては、買受人は其の全部又は不足せる部分の勘定を豫め價格を定めざるべきは當日の相場を以て支拂はざる可らず。

九、認定

買受人は商談成立後又は現物取引の商品の處理後休祭日を除き三日以内に商品の認定即ち驗定及検査を爲さざる可らず。

取引は賣渡人より買受人又は分在せる仲立人に對し、賣渡證を交付することに依り確定するものとす。

仲立人又は代理人の仲介に依り取扱はれたる取引に於ては、商品の認定及受取に關し其介在に依り當然買受人を保證するものとす。

再絲の爲切斷し又は濕したる不良なる認に關し、何等の利得を得るを許さず。

賣渡人は認定されたる商品の用途に關し責任を負ふものに非ず。

法の一般的原則に従ひ隠れたる缺點に對してのみ責任を負ふべきものとす。

絹絲に關して外傷即ち昆蟲の食害に依る損傷は、商品の検査に於て認知すること困難なるに依り、

之を隠れたる缺點と爲すことを得、但し外傷に對する要求は引渡後三十日以内に、定期賣渡の商品に在りては認定後六十日以内にてのみ受理せらるべきものとす。

外傷に依り取引の取消を爲すことを得ず、但し同等の商品を以てする取替は賣買當事者が惡變せる部分の返還又は割戻に付豫め協定せざれば要求後十五日以内に行はるべきものとす。

引渡したる商品の加工に關し缺點を検證せる場合に於ては買受人は一箇月の期限内に其缺點を指摘し、缺點ある部分を返還することを得、但し賣渡人が改善の上再提出するときは之を受理するを條件と爲すべきものとす。

認定に際し用意せる商品を、理由を附して拒否せる場合に於ては賣買當事者何れも賠償又は取替に關する權利を有せざるものとす。

品質の認定は原則として検査に先立たざるべからず。
數俵よりなる一荷口にして一類を爲す亞細亞絹絲なるときは、之が全部を受取又は拒絶せざる可らず。

歐洲絹絲に在りては生絲、撚絲共に締結せる契約に特別の協定なければ、買受人は協定せる條件に一致せる一俵又は數俵のみを受取ることを得。

定期即ち日延なき引渡期日を以て賣渡したる商品は、直に認定さるべきものとす。
認定及正量検査の場所の變更は里昂の習慣に依る取引に對して定めたる總則に抵觸するものとす。

十、現物取引に於ける引渡

賣渡人は第二章第五條に定めたる除外なければ、賣渡證に指示せる量に過不足百分の三までは引渡すことを得るものとす。

數量を俵數にて示したるときは、俵は前項に示す認容の下に左記のものたるを要す。

支那の本來の白蘭絲及廣東絲に在りては四十八キログラム。

日本生絲、支那器械繰本來の黃蘭絲並に柞蠶絲に在りては六十キログラム。

ベنگガル及カシミヤの生絲に在りては六十八キログラム、其他の生絲及撚絲にありては百キログラム。

過不足の範圍は一又は數俵に及ぶことを得。

後に示す取替に對する相互の權利を保留し、契約せる期限内に賣渡人は商品を示し、買受人は之を受取りざる可らず。

月の始めは月の始めの十日を云ふ。

月の終りは月の終りの十日を云ふ。

引渡にして數箇月に互る契約なるときは、海上又は亞細亞原產地市場に於て爲す取引に關する特殊規定に示せる除外なければ、毎月大約等量を引き渡すを要す。

一又は數俵の缺陷あるものを引渡したる場合に於ては、賣買兩者は相互に取替に對する權利を有す。

然れども取替を爲さざる旨契約條項中に定めたるときは、賣渡人は取替を爲す義務なきものとす。但し此場合に於ては買受人に賠償するを原則とす。

取替及賠償を爲さざる旨契約條項中に定めたるときは、賣渡人は取替及賠償支拂の義務を免かるものとす。

取替は總ての原産の撚絲及歐洲生絲に在りては一箇月の期限内に、土耳其産の生絲に在りては六週間の期限内に之を實行すべきものとす。

契約に定めたる期限に至らざる限りは、賣渡人は取替として俵數に制限なく買受人に提示するを得。

取替に對する期限を協定せる爲賣渡人若し契約せる期日を經過せるときは拒否されたる俵に對する以外の取替品を提示するを得ず。

賣渡人にして契約に示せる期限内に引渡を了せざる時、又は取替に對する期限満了せるときは買受人は遲滞せる商品拒否するの權利を有す、其爲買受人は尙引渡されざる購賣品に對する支拂殘額を取消すことを得ず、又商品の不渡に依りて受くべき損害の賠償に關する權利を害せらるることなし。

現物取引に於て各種の品質又は織度に付平均價格を以て契約し、一部の引渡を取消したるときは其機會に於て受渡せる部分に對する價格を立直すものとす。

商品の引渡又は取替に關し或は呈示に關し又は引渡の遲延に關し支障を生じたるときは何れの場合に於ても遲滞は文書を以て通告するを要す。

賣渡人は引渡遲延の場合に於ては民法第一六五七條の規定の利用を拋棄するものとす。要求に應ずる引渡は別の的確なる協定なければ其極限を一箇年とす。

十一、難船電報の錯誤及遲滯

海上又は原産地市場に於てする亞細亞絹絲の取引に關し屢々適用せらるる第二章第八條第九條及第十條に定めたる規定は絹絲に對する總ての契約の一般的方法なりとす。

第二章 海上又は原産地市場に於て取扱はるる亞細亞絹絲の取引に關する特殊規定
取扱ふ取引は總て善意の所爲と看做す。

一、
亞細亞絹絲の取引は記載即ち産地織度又は番手の保證を有するか、又は之を缺く品質又は格付の表示に依り之を行ふ。

取引は左記に依る

- 第一 原産地の條件
- 第二 里昂の習慣
- 第三 豫約

第一 原産地の條件に依る取引

原産地の條件に依る取引は其仕切が原産地の重量及貨幣に依り計算され定めたる口錢及商品に關する一切の費用を含むものに限る。

賣渡人は仲介の任務を有するに過ぎず、重大なる過失なければ責任は口錢の範圍に限る。

買受即ち引渡契約の際賣渡人は確實なる爲替を示し、原産地の貨幣にて支拂ふべき價格を買受人に確證するを要す。

若しフラン建にて之を示さざれば、原産地の重量及貨幣に依り勘定すべきを明白ならしめざる可らず。

第二 里昂の習慣に依る取引

此取引は次の項及第三條の規程に依り支配せらるるものとす。

第三 豫約取引

特別の條件に依りて行はるる總ての他の取引は之を清算取引と看做し、當事者間の協定に依り特殊の契約に依るべきものにして、里昂の習慣に依り取扱ふものとす。次の項及第二條の規程に従ふべきものとす。

現物取引に於ける亞細亞絹絲の認定の爲めにする検査は、仕切が豫約取引に於ける協定重量を基礎とする場合に於ては買受人の負擔とす。

二、

亞細亞生絲は左に依り取引す。

- 第一、歐洲に於て處分し得べき商品、
- 第二、海上に於ける商品、
- 第三、原産地市場に於て取扱ふ商品、
- 第四、確定せる期日に歐洲に於て引渡すべき商品、
- 第一 歐洲に於て處分し得べき商品

歐洲に於て處分し得べき亞細亞生絲の取引は總則(第一章)に據るべきものとす。

第二 海上に於ける商品

海上に於て取引するを得べき商品は揚荷又は尙送り先に到着せざるものにして事實海上に在るものに限る。

海上に於て取引せらるる商品は原産地市場に於て取引せらるるものと同一條件に據る。

第三 原産地市場に於て取扱ふ商品

原産地市場に於て行ふ取引は左に依る

- a 處分し得べき商品、
- b 約定せる商品、

a 處分し得べき商品 原産地市場に於て處分し得べき商品に付行はるる取引に於ては常に監査の保留を認容す、認定及通知の爲十日を極限とする期間を承認するものとす。

右の期間内に電報通知なければ賣渡は確定せるものと看做さざる可からず、

b 約定せる商品 特に反對の契約なければ原産地市場に於て定期引渡に依り取引せる商品の認定及通知に對し極限一週間の期日を認容するものとす。

引渡が長短相當の期に互るものなるときは賣渡人は契約に定めたる期限内に區分又は全部引渡を實行することを得。

積込及發送の期日は同一と看做し、其日附は船荷證券の日附とす。

積込は定めたる期日に實行されざる可からず。

原産地市場に於ける發送の運延五日以上に至れば買受人は臨時の損害賠償及契約の取消を爲す

ことを得るものとす、重大ならざる運延も損害賠償の要求を正當ならしむ。

賣渡人は豫め買受人の了解を経ずして契約物の積込又は發送を期日に先ち又は運延することを得ず。

原産地市場に於ける缺陷ある引渡の場合は商品を拒否又は減價することを得るものとす。

契約にして期限に至りたるときは買受人に對し協議するを要す。

第四 確定期日に歐洲に於て引渡すべき商品

確定期日に於ける引渡は強制的條件にして、若し之を遵守せざるときは買受人は契約を解除し、賣渡人は必要に應じ損害賠償の責に任すべきものとす。

商品劣悪なるときは正當なる割戻を爲すべきものとす、但し正當なる拒絶の場合に於ては賣渡人は第三條に規定せる取替に對する権利を有せず、不渡に對する賠償の責を負ふものとす。

三、商品の認定

海上又は原産地市場に於ける取引は次の項に定めたる場合の外勅定の變更を許さざるを原則とす、拒絶は商品の變更又は明白なる誤謬の場合に於てのみ審議許容せらるべきものにして、賣渡人は二週間内に取替を爲すが、又は明かに不可能なる場合は正當なる割戻を爲すべき責任あるものとす。買受人は契約に定めたる期間内に於て自己又は仲裁人の承認せる商品に依る取替を受理すべき責任あり、此場合に於ては商品は處分し得べきもの、海上に於けるもの、又は賣渡したるものと異りたる状態のものたることを得。

賣渡人は取替の期限内なる限り引續き數口の取替を提示するを得、期限満了せば値下げ又は正當

なる賠償を爲すべきものとす。

取引せる商品の認定は直渡にて賣渡せる絹絲も定期賣買ものと等しく、到着後一週間内に實行せらるるを要す。

織度又は番手の保證を附せざる品質又は格付の表示に依る天然絹絲の取引に於ては、季節に依る品質は之を省略す、爭議の場合は荷積の時期を考慮するものとす。

格付の表示に依り取引する商品にして、若し其格付に符合せざる場合に於ては値引さるべきものとす。

ハ 織度及番手

織度の檢定は第一章第二條の規定に従ひ之を行ふべきものとす。

買受人は毎俵一検査を爲すことを得。

賣渡の際織度又は番手の保證を定めたるときは其保證は一荷口の平均たるを示し各俵に適用すべきものに非ず。一契約にして數回に互る引渡に就き締結されたるときは各引渡に付檢定を行ふべきものとす。

到着異なる二荷口に對し織度又は番手の平均を爲すを得ず。

織度又は番手に關し爭議を生じたる場合に於ては賣渡人は自己の費用を以て公設絹絲検査場に依り行はれたる検査の驗證を要求することを得。

買受人の注意に依り其荷口に對し已に公設絹絲検査場の検査を爲せる場合に於ても、賣渡人は自己の費用を以する官行検査の驗證を要求する權利を失ふことなし、此場合に於ては二回の検査の平均を以て計算するものとす。

均を以て計算するものとす。

b 器械絲 原產地市場又は海上に於て取引せらるる器械絲に在りては、各俵の平均織度は契約に定めたる限界内に止まらざる可らず。従て賣渡人は九五中の織度にて賣渡したる絹絲に對しては九以上十デニール以下、十一中に對しては十以上十二デニール以下の平均織度の俵を引渡さざるべからず。

賣渡證に定めたる織度又は番手の限界に止まらざるもの一又は數俵に及ぶときは買受人は契約せる商品の等級と比較し正當なる割戻を要求することを得。

若し俵の過半數が指定せる織度の限界に止まらざるか、又は定めたる番手の最少限よりも百分の二五を下るときは買受人は其荷口に對し支拂を延期することを得、此場合に於ては本條第一項の規程を適用す。

平均織度の保證に依る取引に在りては假令平均十一・四分の一、最大限十一中のものに對しては本條の規程を適用し、總ての俵は十及十二デニールの間に止まらざる可らず、若し平均保證織度を超過するときは割戻を爲すべきものとす。

俵數の二倍を以て表はせる番手の最少限の保證に依る取引に在りては、其最少限は指示せる數の平均を示す、假令六〇—七〇回なる保證番手は六十五回の最少限を示す。

本條は柞蠶 *Mimicked*, *Shantung* 及其類似品を除き、器械絲に對してのみ適用すべきものとす。

四、量(一九一六年十二月二十七日の總會に於て改正せる條項)

現物取引に於ける商品の量に對する認容は第一章第十條に定めたるが如く過不足百分の三とす。

處分し得べきもの又は直積込として取引する商品に對する認容は百分の五に達せしむることを得。

五、定期及保險

商品を定期即ち受渡期日を定め、里昂の習慣に従ひ取引するときは其定期は決して日延を許さざるものとす、定期は義務には非ざれども賣渡人の同意に依り只商品の引戻を容易ならしむるものなり。

原産地の條件に依り取引するときは、定期は極東に於て引渡されたる手形の支拂期日に一致す、若し手形にして佛國に於て手渡されたるときは、佛國銀行の歩合(最大限五分)に依り割引するものとす。定期々限中の倉敷料及火災保險料は買受人の負擔とし、賣渡人前拂せるときは之を償還すべきものとす。

定期又は定期させず里昂の習慣に依り取引せる商品に關しては引渡期日までの保險は賣渡人の負擔とす。

災害の場合に於ては買受人は保險會社に對して有する賣渡人の權利以外の權利を有せず。

六、損傷せる債

現物引渡にて賣渡せる商品の損傷せる債は、或は官の鑑定或は當事者間の協定の結果に基く割引を以て買受人之を受理すべきものとす。

七、外傷

亞細亞絹絲に對しては第一章(總則)第九條に定めたる期日を適用す。

八、難船及其他の運送上の災害

難船其他運送中の事變に依る商品喪失の場合に於ては買賣契約は無條件にて解約せらるるものとす。

賣渡人は商品を搭載せる船舶に就き買受人に豫告するを要せず、但し損害を蒙りたる商品が取引契約に該當し無條件にて解約すべきものなることを證明する責任あり。

買受人に對し極東に於て手形の手交されたるときは保險契約による偶然の利益は買受人之を取得するものとす。

九、電報の誤謬

電報にして其主要部を失ひ又は喪失せる爲誤れる契約を締結するに至りたる場合に於ては、賣渡人は物質的損害なくして實行し得る範圍内に於て契約を履行すべきものとす。

買受人は反之自ら注文せる部分のみを受取れば足る。

何れの場合に於ても賣渡人は自己の誠意を披歴すると同時に電報の誤謬を證明するに足るべき文書に付買受人の指揮を俟つべきものとす。

十、電報の遅延

履行に付限定期日を以てする直注文に對する買受人の意志表示の電報に付ては着信の日附を用ひず其發信の日附に依るべきものとす。

買注文を取消したる買受人は原産地市場に取消の到着に必要な期間中尙契約中に在るものとす。

二、伊國蠶絲賣買商慣習

第一編 伊國蠶絲賣買契約

第一章 定義及區別

第六十二條 蠶絲の等級は重に次の如く分類せらる。

エキストラ或はマルカ (Sete Extra o di marca)	飛切或は特品
クラシッケ (Sete Classiche)	上等品
スプリイミ (Sete di Ia qualita : sublimi)	一等品
ペレコレンテ (Sete di Iia qualita : belle correnti)	二等品
ブオネコレンテ (Sete di IIIa qualita : buone correnti)	三等品
玉 絲 (Filiati di doppi)	

繰返しの良否、織度の齊否、色澤、趣味、強伸力、手觸、外觀、額の多少等は皆絲の等級を決定すべき標準となるものなり。

第六十三條 絲の太さを決定する織度は或る一定の「ガラ絲」(織度検査用小總)を「デニール」を單位とせる衡器を以て計量するものにして、此「ガラ絲」の長さは萬國公定法に従へば四百五十メートルにして、之れを計量する量目の單位を「デニール」と稱し、〇・〇五瓦なりとす、但六十四條に許されたる差は此限りにあらず、織度の決定は生絲各俵(伊國生絲或は撚絲一俵は約百基なりとす)より十總を取り、之より「ガラ絲」三十個を取り、之れを計量して決定するものなり、撚絲に對しては總の長さの一定せざるものは一定の太さの總八本より「ガラ絲」二十本を取り、之れを計量し決定するものなりとす。

而して經絲は普通の總七本より、又緯絲は十本より、同じく二十本の「ガラ絲」を取りて織度の決定に供するものとす。

總の長さの一定したる撚絲にありては各俵より完全なる總二本を繰取り、以て織度の決定に供す、之れ「メートル」に於ける總の總長さを決定せんが爲なり。

第六十四條 許可せらるべき織度の差は次の範圍内に規定せらる。

生絲の飛切或は特品、上等品、一等品、二等品に對する細太の差は。

織度 一一―一二迄は四「デニール」以内
同 一一―一三ヨリ一五―一七迄は五「デニール」以内
同 一六―一八ヨリ一九―二一迄は六「デニール」以内
同 二〇―二二ヨリ二四―二六迄は七「デニール」以内
同 二五―二七ヨリ二八―三〇迄は八「デニール」以内

而して三十「デニール」以上のものは此限りにあらず。

生絲の三等品に對しては各織度に對して各々「デニール」を増すものとす。

生絲に對する平均織度の差は。

織度 一一―一二迄は「デニール」
同 一一―一三ヨリ一五―一七迄は「デニール」
同 一六―一八ヨリ一九―二一迄は「デニール」半

第三編 生絲の輸出

同 一九―二一より二四―二六迄は「デニール」
同 二五―二七より二八―三〇迄は「デニール」

而して三十「デニール」以上は此限りにあらず。

例へば織度一―一三の一等品の生絲に對しては、ガラ絲の最多最少量は五「デニール」以内にあらざるべからず、即ち九―一四、一〇―一五、一一―一六の如し、而してガラ絲の平均量は一「デニール」半より一「デニール」半ならざるべからず。

二本撚の撚絲に對しては上等品及一等品各織度に於ける最多最少の差は次の如し。

織度 一六―一八より二〇―二二迄は六「デニール」以内

同 二〇―二四より二四―二六迄は七「デニール」以内

同 二四―二八より二八―三二迄は八「デニール」以内

此以下及此以上の織度及二本撚以上の撚絲に對しては適宜とす。

二本撚絲に對する最多最少の平均織度の差は。

織度 二四―二六迄は一「デニール」

同 二五―二七より三〇―三二迄一「デニール」半

而して三十二「デニール」以上は此限りにあらず。

例へば織度一八―二〇の撚絲一等品に對しては、其平均一八「デニール」半及一九「デニール」半の間にあらざるべからず、而して最多最少の開きは六「デニール」の間なりとす、即ち一五―二一、一六―二二、一七―二三「デニール」に於けるが如し。

二等三等品に對しては各織度に對して「デニール」の公定差を増すものとす、之以下の撚絲に於ては平均に於ても最多最少の開きに於ても一層大たる差を認むるものとす。

第六十五條 經絲は「メートル」に付平均下撚六百、上撚約五百のものにして、下撚に於ては上下の差を二百以内とし、上撚に於ては百五十以内とす。

中撚經絲は下撚に於て約四百より四百五十、上撚に於て約三百より三百五十のものを云ふ。
緯絲は一般に「メートル」の上撚數平均一百を有せざるべからず。

異議の生じたる場合には検査所に於て其検査を行ふものとす。

第二章 伊國蠶絲契約に關する一般習慣

第六十六條 成行品にあつては品質、織度、再繰の検査制限に基き見本を以て賣買せらる、而して此検査は價格を決定したる後第六十八條に規定せる期限内に於て行ふものとす。

直渡し或は直検査にて賣渡したる商品にして、検査の際見本に合はざるか或は規定したる條件に合はざる場合には、買方は此契約を無効と見做すことを得、然しながら之に對し割増代品又は賠償を要求することを得ざるものとす、又其商品にして或一部分のみ見本或は規定に合ふ場合には賣買兩者相互に於て其條件に適合したる部分のみを受渡するの權利を有せざるものとす、之等の條件は又協議の上引渡を延期せらる成り行品に對しても有効なるものなり。

第六十七條 前條に反して買入れたる品物の品質検査が價格決定前に行はれたる場合にして、別段の制限なき場合は其品物は承諾し受入れたるものと見做す。

賣方の同意したる商品に付拜見に行きたるのみにては契約成立せず、契約は實際商議を開始し

たる其瞬間より始まるものとす、即ち賣價と買價との交換せられたるときより始まるものにして、一定の期間内に賣方或は買方より最後の要求を爲さざりし時に終るものとす、其期間は通例仲買人或は代理人が往復に必要な時日なりとす。

契約の日限に對しては其日の午後六時迄繼續するものにして、口頭或は書面にて特別の規定なき場合は決して其時日を越ゆることを得ず。

第六十八條 織度或は再織検査は買方の倉庫内或は公設場にて行はるるものとす、若し苦情の生じたる場合は此検査は蠶絲検査所に於て爲され、其結果にして規定のものに相當せざる場合は同検査所に於て再検査に付し、其最後の結果を以て決定す。

苦情の生じたる場合は織度検査は正量にてせらるべきものとす。

例外の他は商品の検査及検査見本採取は遅くも契約締結或は商品到着通知より四十八時間内に行はるるものなり。

練減検査は各俵に就て検査所にて行はれ最後の計算は各俵の平均に基き各荷口に就て行はるものとす。

此検査は買入絲に對すると同じく撚絲屋に送る絲に對しても適用せらるべし。

第六十九條 拜見に行きたるときに用ひたる「ガラ」絲は賣方に屬するものにして、買方は此検査を行ふ爲に受取りたる「總さ」ガラ「絲」の間に層を生じ減じたる部分に對しては之れを償はざるべからず、之は拜見のみみて買はれざりしものに適用するものにして、買入れられたる絲に對する検査用「ガラ」絲は買方に屬するものとす。

返還せざる見本は其返還を要求されたる其日の中に代價を支拂ふか、或は保管せざる部分を返還すべきものとす。

第七十條 契約に従つて検査所にて検査したる以上に尙検査を要求したるときは其費用は要求者の負擔たるべし。

見本にて賣られたる絲に對する検査所検査費は其商品が理由ありて拒絶せられたる場合は賣方の負擔なりとす。

賣られざる絲に對して賣買兩者協議の上爲されたる検査所検査費用にして絲の所有者が表示し又は見本札に記載したるものより著しく間隔を生じたる場合は賣方の負擔たるべし。

第七十一條 蠶絲の賣買は正量にてせらるるものにして、買方は検査所並に計量すべき俵數を指定せざるべからず。

數俵よりなる荷口にありては其内幾俵かを正量検査に附し、其他のものより原量を得、正量検査に附したる俵の正量の平均割合を以て原量より正量を得、併しながら若し兩者間に豫め協定なき場合に於ては荷口の全部を正量検査に附する事を要求するは各自の任意なりとす、而して一俵の目方は約百基を普通とす。

第七十二條 正量検査料は例へ検査所に於て何れか一方の名儀としたる場合と雖も兩者折半して負擔すべきものとす。

併しながら既に品位及重量検査を爲せる絲の契約を受けたるものは品位、正量検査に關する費用は支拂はざるものとす。

第七十三條 賣買兩者或は仲買人或は代理人に依り署名されたる賣渡書にして承認され或は單に受入れらるるか、又當事者自ら引取りたるときは只此行爲に依て契約は成立したるものとす。第七十四條 一たび検査の行はれたるときは買方に對して商品の受渡しに關する賣方の責任は終るものにして、百十條、百十一條、百十二條に規定せる隱匿したる缺點ある場合にあらざれば如何なる要求をも許さざるものとす、而して蠶絲に關するときは其使用目的をも契約書に規定するものとす。

第七十五條 外國商館代表者と取次商人との間に行はれたる契約は其口錢及手数料は買方に於て負擔せざるものなり、但特別の契約ある場合は此限りにあらず。

第七十六條 蠶絲は一般に割引なむにて賣買せらるるものにして、現金拂契約は其日の内に取立つる權利あるものなれども、引渡の翌日取立つるを普通とす。

小價格のものにして特に定めざるもの支拂は、引渡の翌日より八日以内にせらるるものとす。第七十七條 若し定期支拂の場合にありては勘定書を發行して買方は之れに捺印し、賣方は之れを流通手形として利用することを得。

第三章 直渡し伊太利蠶絲契約に關する特別習慣

第七十八條 直渡し伊太利蠶絲は一般に見本賣買にして、若し生絲ならば單に製絲場の指定に基き、撚絲ならば製絲場及撚絲場の指定に基き取引せらるるものとす。

生絲の場合に於ては賣渡書に量目、織度、價額、商品引渡期日及支拂期日を記入し、撚絲の場合に於ては以上記入の外に絲の等級色澤を記入し、經絲なるときは下撚及上撚又緯絲なるときは上撚

を記入すべし。

生絲に對しては又再練の説明をも附記するものとす。

第七十九條 直渡しにて賣られたる絲に對しては買方は何時にても其商品を検査するの權利を有するものにして、生絲或は撚絲にして其品の色澤、手觸、再練、織度或は撚り違ひ等ありて見本と契約書に記載したる一般の性質に適合せざるものあるときは之れを拒絶することを得。

併しながら若し蠶業季節の初めに於て同じく見本にて賣られたる伊太利絲にして、色澤に變化を來すことありと雖も、其後より生産したる絲に相當するものにして、其色澤變化が單に繭の自然褪色に依るものなるときは、買方に於て拒絶の理由となることなし。

買方は又織度の相違に從ふ色の差違も之を許さざるべからず。

第八十條 既定の絲を作るべき製絲場の名、或は其れを撚るべき撚絲場の名を契約書に記載したる時は、賣方は買方の同意なくして之れを變更すること能はず。

第八十一條 直取引市場に於ける蠶絲の量目は正量にして、正確に量目を決定する場合は二分以上の差を許さず。

之れに反して若し契約書に於て量目に關して、約なる語を用ひたる場合は、五分迄の差は許さるべきものとす。

第八十三條 蠶絲にして織度及其他の品質に付て契約書に符合せざるものは買方は之れを拒絶し得るものにして、賣方は之に代品を提供することを得、而して賣方より契約書に規定したる時日内に代品の引渡を實行したる場合は買方は之を受入れざるべからず。

若し契約書に「代品拒絶」或は「代品の義務なし」等の條件を記載したる場合は賣方は拒絶されたる
絲に代品を提供するの義務なきものとす、單に口頭にて「代品拒絶」或は「代品の義務なし」と表明し
たるのみにては總ての要求を拒絶するに充分なりと云ふを得ざるを以て、契約書に記載せざる
べからず、商品引渡し期定時に遅れて實行されたるときは、不可抗力に依る場合にあらざれ
ば買方は之が受入に反對し、又は相當の賠償を要求することを得、但第八十三條に規定したる場
合を除く。

一定の期間内に於ける引渡し契約に於ては代品として要求の爲に數俵を差出すことを得べし、
而して右は契約書に規定せる一定期間内にせざるべからず。

第八十三條 買方は拒絶したる部分に對しては賠償を要求するの權利なし、然し取引條件中の變
更に基因したる場合は契約書に規定されたる條件より一層有利なる條件にて契約の目的たり
し商品を買ふことを得べし。

然しながら一つの契約が引渡し期限前に於て數多の再賣を爲したるときは各取引は各別々の
契約と看做すべし。

第八十四條 蠶絲の直渡し契約に於て「分割渡し」なることを記載して各月を表記したるとき其荷
口の引渡しは各月に對して等しく豫定の割合にて引渡さざるべからず。

之れに反して「分割渡し」なることを記載されざるときは各月少くもつ引渡すものにして、契約に
表記されたる各月に於て少なくとも一俵以上の程度に於て引渡さるべきものとす。

若し引渡期日の最後の日が休日なるときは引渡しは遅くも其翌日にせらるべきものとす。

定期時日の最後の日に引渡さるる商品は正午前に買方の手に渡さるべきものとす。

一さ度び商品の検査を行ひたるときは買方は四十八時間内に引受くべきものなり。

上半渡し下半渡しなる條規は其月の前半月或は後半月中に引渡の行はるべきを意味するもの
なり。

引渡し契約に於て引渡さるべき期日を規定する爲「引受」或は「受入」なる語を用ひたるときは引渡
しなる語の代りに用ひられたるものなり、商品の引渡し期日を定むる權利は買方に屬するもの
にして賣方に屬せざるものとす。

期日に「約」なる語を用ひたるときは其期日の前後五日づつの猶豫を認むるものとす。

第八十五條 若し一俵毎に検査を爲し一時に受入るべき商品に關するときは既に検査を終りた
る部分は買方に依て確かに受入れられたるものと認めらる。

第八十六條 若し定期にて賣られたる商品に對して引渡が連續して數回に行はるる場合には、買
方は最初の引渡し或は其後引渡ししたる品物の一部分を拒絶するの權利あり、而して賣方が必要
期間内に代品を提出せざるときは、其遅延したる部分に對しては契約書に「代品及賠償なし」な
る條件を含まざるときは賠償を要求することを得、而し契約書に認めたる條件にて期日内に順
次引渡しを行ふときは之を拒絶することを得ず。

第二編 外國蠶絲賣買契約

第一章 亞細亞蠶絲契約に於ける特別習慣

第八十七條 亞細亞生絲は歐洲に於ける成り行き品、或は海上商品、或は極東市場に於ける成り行

き、或は直渡し商品たりとも賣買せらるるものとす、然し實際原産地市場を離れたる商品にあらざれば、海上に於て賣買することを得ざるものとす。

之等の取引は商標、等級、産地或は織度、再練等の保證に基きて行はるるものにして、歐洲に於ける成り行き商品に對しては時として見本に依つて行はるる事あり。

成行品市場に於て用ひらるる船積、發送なる語は同意義にして契約書に時日を定めたる場合に於ては船積或は發送何れの文字を用ゆるとも船積證券に記載されたる時日を眞實なるものとす。

先渡しは期限を定め約定したるさきより以後に品物を引渡すを云ふものにして、定めたる期限より十五日以内に船積すべきものとす、而し不可抗力に因する場合には此限りにあらずとも、賣方は之れが證明を爲さざるべからず。

若し又都合に依つて船積或は發送を早める場合に於ては賣方は直に書面を以て買方に通告せざるべからず、此場合に於ては買方は船積或は發送の早められたる日數に對して、其品物引受けを遅延せしむるの權利を有す。

第八十八條 亞細亞生絲は俵にて取扱はるるを常とす、十俵以上の荷口にあつては一俵の増減は之を許し、原産地又は海上にて買入れられたる品物に對しては一割内外の差を許すものとす、總て是等の場合に於ては賣方は發送の時期或は關係書類の到着の時日を書面を以て通告せざるべからず。

亞細亞絲一俵の原量概算を掲ぐれば次の如し。

清國自國產白絲	四八基
同 器械絲	六〇基
同 座繰絲	六〇基
同 柞蠶絲	六〇基
同 一般黃絲	五八—六五基
廣 東 絲	四八基
日 本 絲	六〇基
ベルガン絲	六五基

第八十九條 亞細亞絲は引渡しの日より九十日拂賣買を通例とす、而して買方に對して一ヶ年六分の割合を以て勘定書より、百日の割引を爲し現金拂を請求することを得るものとす。

若し延取引を契約したる場合に品物の引受けが支拂期日に先だつて實行されたるときは、買方は商品引受の日を支拂期日との間の日數に對する割引を請求するの權利なきものとす。

若し契約書に現金拂なる條件を含む場合には買方は勘定書或は引渡しの日付に従つて通例年六分の割合にて百日の割引を勘定書總額より差引て支拂ふを通例とす。

藏敷料及火災保險料は既定したる延取引期日迄は全部賣方の負擔にして、期限前に於ける商品の引取を以て其責任を終るものとす。

之に反して蠶絲が原産地に於て賣れたる場合には此延取引は極東より提供したる荷爲替の支拂期日に相當するものにして、此延期間中は荷爲替の支拂はるる土地の公定利率に従つて割引

の權利を存續するものなり、此取引の間に於ける倉敷料及火災保險料は買方の負擔とす。

第九十條 海上取引及原産地に於ける直接注文に基く取引は之を信用取引と見做し、明白なる錯誤若しくは品物取違ひ等の場合の外之を拒絶することを得ず、而して商品の等級が規定の物に相當せざる場合の外は賠償或は變改に同意せざるものとす。

第九十一條 賣方は買方に對して書面を以て商品の到達期日を通告せざるべからず。

検査は直渡しにて賣られたる絲に對しても延取引にて賣られたる商品に對しても同じく到達通知を受けたる翌日より八日以内に行はざるべからず、一ミ度び検査の行はれたるときは買方は直渡しにて賣られたる絲は四十八時間以内に引取らざるべからず。

若し織度再繰等の點に於て異議の生じたる場合には賣方買方双方共蠶絲検査所に於て公然検査を要求するの權利を有す、而して此場合には第六十八條、第六十九條、第七十條の規定を適用するものなり。

第九十二條 成り行き商品にて(歐洲にての成行品)其場渡しにて賣られたる荷口に對しては検査及引取は歐洲絲に對する習慣に於ける時日内に實行せざるべからず。

第九十三條 原産地市場或は海上にて取引されたる器械製亞細亞絲に對しては、各袋の平均織度は契約に決められたる制限内に在らざるべからず、即ち一〇—一二に對しては賣方は平均織度が一〇—一二デニールの間にある絲を渡さざるべからず。

一俵若しくは數俵が賣渡書に決定されたる織度の制限以内にあらざるときは、買方は公平なる改善を要求することを得べし。

然しながら若し半數以上の俵が既定の織度制限以内にあらざるときは、買方は第八十三條の規定に従つて其全部を拒絶することを得。

若し等級或は織度の相違に對して異議の生じたる場合には第九十及九十一條を適用するものとす。

第九十四條 原産地市場或は海上にて取引されたる商品の正當なる拒絶の場合にて第九十條及八十三條に該當するものは、賣方は之れを引渡すの權利を有し、買方は之れを引受くべきものとす。

十五日以内に代品を提供せざる場合には、買方は價額に對して公平なる賠償を要求するの權利を有す、(但し八十三條に規定されたる場合を除く)賣方にして代品を提供するの意を有する場合には、商品の拒絶されたる日より五日間に書面を以て之れを通告せざるべからず。

第九十五條 或一定の時期に於て其場渡しにて賣る場合に於て、一荷口に付て引渡し期日の経過せざる前に提出されたる理由ある拒絶は、契約書中に定めたる日數内に代品を提供することに就ての賣方の權利を無効ならしむるものにあらず。

若し代品を提供せざる場合には、賣方は賠償或は公平なる改善に就て買方に同意せざるべからず、但し第八十三條に規定されたる場合を除く。

第九十六條 引渡し商品の損傷したる俵は、賣買兩者、或は官憲の同意に基き改善を加へ以て受入れらるべきものとす。

第九十七條 難船或は運輸中の出來事に因る商品の喪失の場合に於ては、其契約は全然無効とな

る、然しながら若し原産地市場にて荷爲替が買方に渡されある場合は、此買方は例へ保険料が「インボイス」總額に超過することあり、雖ども、保険料全部を徴収するの権利を有するものとす。

第九十八條 第六十條及第六十一條に掲げたる規則は、亞細亞絲に對しても亦有効なり。

第九十九條 荷造材料は買方の所得とす。

第四編 商品の品質に關する要件及賣方の責任

第一百條 蠶絲の損傷したる部分に關する賣買取消訴訟問題の例を擧ぐれば、

(A) 生絲に對して其内に切斷、虫食、二本揚等を検査の際に發見するに當つて、若し其契約が下等品を目的とする場合に於ては、例へ以上ものを含むと雖ども、賣買取消を生ずることなし。

(B) 生絲に對して虫食、切斷、或は二本揚り、或は撚り過ぎ等を發見するに當り、契約の目的たる部分に於て以上掲げたる缺點の一つが、五分以上の割合にあるときは、買方は其全部に對して賣買取消の訴訟を起すの権利を有す。

第一百一條 伊國にて練絲し或は伊國にて撚りたるものにして、其品質を損傷する物質或は天然の目方以上に増加する爲に附加したる物質等は、隠匿したる缺點として賣買取消訴訟の理由と看做さる。

製絲場或は撚絲場に於て原素或は化學製劑等を附加して蠶絲の天然量を變化したるや否やを調査せんが爲、其一部を化學分析に附す、此分析検査は蠶絲検査所分析所に於て行はるるものにして、之に供用する蠶絲は正量を以てせらるるものとす。

器械製絲場或は撚絲場に於ては練絲工程を簡單ならしめんが爲に、原素或は化學製劑を附加す

るを欲するものなり、從て蠶絲の天然量を増加するものなるを以て、藥品使用の有無を契約書に表明せざるべからず。

併しながら波斯、土耳其、或は之に類似の繭を以て製したる白味かかりし或種の絲に對しては、契約書に表明せられざる場合と雖ども、天然量を超へたる増量に對しては、賣買取消し訴訟を起すことなくして、單に賠償を行ふものとす、併しながら其増量たる練絲工程を簡易ならしむるの目的を以て原素或は化學製劑を附加したることを證明し得らるる程度たらざるべからず。

第一百十二條 賣買取消訴訟は商品検査に對して最も必要な期間内に行はるるを普通とす。

之に關する通知は歐洲絲に對しては引渡しの翌日より八日以内、亞細亞絲に對しては商品受入の翌日より三十日以内にせらるべきものとす。

第一百十三條 蠶絲にして買方に引渡されたる後原色を變ずる所の加工を施し、又は染色工程を加へたるときは、例へ其缺點が故意に加へたるものと雖ども、又例へ其絲が契約書に保證されたる特別の使用に適合せざるものと雖ども、全然賣方に責任なきものとす。

以下略す

第二編 生絲の輸出に於て著者は章を別つ事九、輸出生絲の概念より立論しはじめ、現在生絲の輸出に關する諸機關及び其の關係を論述し、進みて生絲の輸出と夫關係を有する製絲業の金融状態を述べ、一轉して生絲の賣込及び先約定に關し、或は生絲検査、看貫、船積及び之が附帶事項、生絲輸出商の見積計算、生絲貿易に關する

外國電報等實際的事實を基として本邦生絲の輸出に至る經過に就て詳論せり。而して第九章海外市場に於ける生絲の取引に於て本邦生絲の輸出先の事情に關し其一般を論述せり。

以上は本邦生絲が輸出せらるゝ現状に就て記述せるものにして、其間に胚胎せらるゝ諸問題に對しては第三編結論に於て論究せんと欲する所なり。

尙生絲の賣買に關して重要なる關係を有する生絲の定期取引に關しては之を他日の研究發表に依る事とせるが故に本論に於ては同問題に就て立論せず。

第三編 結論

著者は第一編生絲貿易の推移に於て先づ本邦生絲貿易を其沿革上より觀現代は將に歴史的發展時期に遭遇せるものなる事を述べ、斯く現状が異常なる盛況を觀るに至りしは一つは生絲需要の増加、殊に米國に於ける絹業の發達に伴へる原料生絲の需要増加により、他は蠶絲供給國の減少、即ち生絲輸出國たりし伊佛に於ける蠶絲業の衰退に基因せるものなる事を論述せり。

然り而して生絲需要の増加は、人口の増加、富の増殖、流行の變遷、用途の擴張等により、將來愈加はる可きものなる事疑ふ可くも非ず、而して之が供給方面としては伊佛兩國又昔日の觀なく、支那亦起らず、人造絹絲の生産頓に増加せりと雖も、天然絹絲を驅逐し得可きに非ず、如斯くにして本邦生絲貿易の將來は實に多望なるものたる所以を説けり。

第二編生絲の輸出に於ては如斯き現状にあり、如斯き將來を有する本邦生絲貿

易業を、其實際的狀態を基礎として論述し、斯業は將に一轉機に際會せるものたる事を明にせり。

著者は茲に本邦現下の生絲貿易に關する重要問題二三に就て論述し以て本論の結論たらしむ可し。

第一章 生絲の検査格付問題

生絲の取引上其品質を一定せる方法にて、検査し、之が成績に基き其等級を定むること、即ち格付をなす事は合理的なる所にして、賣買兩者を保護し、取引を簡單化するものなりとし、古くより其必要を感じ内外生絲市場に於て論議研究せられたるものなり。

然れども生絲の品質は其原料に依りて大なる差違あるものにして、其一部分の検査成績によりて商品全部の品質を推測して之に格を附することは不完全たるを免れざるのみならず、之が需要の方面に於ても用途に依り、品質上に對する要求條件を異にするが故に、未だ賣買兩當事者を満足せしむるが如き検査格付方法を

見出し得ざるは勿論、賣買兩者何れよりも検査格付に對し、意見の一致したる方法を求むるに至らざる状態にありとす。

然れども從來生絲の格付に關しては、主として製絲工場の商票に基き其格を定めて大過なく、其取引を了せるものなりき、即ち我市場に於ては前述せるが如く最優等格、羽子板格、毬格、八王子格、矢島格、武州格、上一番格の如き格付あり、米國市場に於ても之に對應す可き、ダブル、エキストラ、エー格、同ビー格、ベスト、エキストラ格、エキストラ格、ベスト、ナンバア、ワン格等ありき、而して其品質に關しては、買手の承認したるものなる條件の下には取引を行ひ事實上大なる支障を感ぜざるものなりき。

然るに輓近殊に本邦に於ては大震災當時より各種の事情により、我生絲の大部分は製絲家貼附の商票を以ては其品質を推定すること極めて不確實となりたると共に、米國側に於ても優良生絲の需要激増せるが爲め、上格の生絲を望むこと切になると、中間商人の競争愈激甚となりたることにより、生絲の格上急激に行はれたる結果、今日我市場に於ては前述せるが如く、最優等格が輸出生絲の裾物を代表す

る有様となりしと雖も、之に屬する生絲は極めて少量にして、爾餘の生絲は總て之を標準となし、單に「プレミヤム」を以て其等級を定むる状態となれり。

而して米國市場に於ても之につれ事實上「ダブル・エキストラ」格なるものを裾物となすに至れり、然れども我市場に於けるが如く「プレミアム」には據らずして、新しき格名を濫造することとなれり、即ち現在其標準としては大略「トリプル・エキストラ」格、「グランド・ダブル・エキストラ」格、「クラック・ダブル・エキストラ」格、「ダブル・エキストラ」格等に據れり、然れども賣手によりては「クラック・ダブル・エキストラ」格を「ストーベリオル・クラック・ダブル・エキストラ」格、「クラック・ダブル・エキストラ」格、「フーア・クラック・ダブル・エキストラ」格の三格に區分するが如く一格を二格又は三格に區分するものあり。

従つて我市場に於て幾十圓高程度のもを米國市場にて何格となせるや明ならざるが如く、内外市場に於ける格付は従前の如く一致相應するものなく、只單に「品質は買手の承認したるものなる條件のみにては愈満足し難きこととなれり。

茲に於てか内外市場共に生絲の検査格付の必要を感ずること益、切實なるものあるに至れり、以下二節に於て日米兩國に於ける生絲検査格付問題の經過及び檢

査格付問題の對策に就て論述す可し。

第一節 日米兩國に於ける生絲検査格付問題の經過

抑現下生絲業界に於ける重要問題たる生絲検査格付問題の起源を温ぬるに、先づ米國に於ける事情より觀るに、同國絹業協會が嘗て一會員より生絲の検査格付に關する懸賞論文募集に關する指定寄附金を壹千弗得、大正三年春之が實行に着手し、應募者四十三名を得たる生絲検査格付懸賞論文募集に生まれり、同協會にありては五名の審査委員を擧げ、審査を開始し、十二名を入選者となし、更に之等の内より「フーレン・ピー・シーム」を一等當選者となし、其論文「國際生絲格付」(Warren P. Seem: International Classification of Raw Silk by its defects)を公表せり。

同協會にありては更に翌大正四年春生絲格付調査委員八名を任命し、同年六月廿九日第一回調査委員會を開催せる以來、各委員は各分擔して格付に關する調査研究を爲し、爾來約六ヶ年を費せり。

其間大正六年には生絲検査格付状態調査の爲め「ダウチー」(D. E. Doughty)を日本及び支那に派遣し、更に歐洲諸國をも視察せしめ、翌七年には我國の代表者をも該

委員會に参加せしむる爲め勧誘する所あり。大正八年春我蠶絲業同業組合中央會より派遣せる米國絹業視察團、翌九年春米國絹業協會より派遣せる日本支那蠶絲業視察團は、其機會を利用して日本當業者間に於ける協議會を開催し、生絲格付問題に就きて協議する所ありき。

大正十年七月米國に於ける該調査委員は生絲の検査格付方法に關する報告を同會幹部會に提出し、幹部會は同年九月の會合に於て、該検査格付方法を試験用として當業者に推舉することとなし、同報告を印刷に附し、廣く内外關係者に配布せしむる事となせり。

然るに其後絹業者中に於て新生絲検査格付方法を採用する者あり、他方又日本生絲の品質の變化は愈検査格付方法制定の必要を痛感せしむるものあり、爲に同協會は大正十三年十月更めて十七名の生絲格付調査委員を任命し、三ヶ月間の豫定を以て本問題に就て調査研究を爲さしむることとなせり、而して該委員の研究協議の結果は大正十五年九月生絲の検査格付に關する報告として、同協會幹部會に提出せられたるものにして、同幹部會は該検査格付は賣買契約中特に定めたる

場合のみ米國絹業協會の生絲規約の支配を受くる生絲の賣買に採用せらるゝものなりとの條件の下に、之を印刷に附し配布せしむる事となせり。

該検査格付に據ることを條件としたる生絲取引は、尙未だ市場に於て數ふるにも足らざれども、同検査格付方法又は之に準じたる方法を採用して生絲品質の鑑定を爲すもの次第に増加を來せり。

次に我國に於ける生絲格付問題の經過を観るに、大正七年七月紫藤章氏を介して米國絹業協會より同協會生絲格付委員會に本邦蠶絲業の代表者を参加せしめられ度しとの勧誘を受けたるを之が動機となし、蠶絲業同業組合中央會及び大日本蠶絲會は各十七名の調査委員を舉げ、之に對する合議調査を爲せり、而して同協會に對しては目下充分攻究中なるも、直に代表者を派遣し難く、相當なる時期を以て貴會と協議することある可き旨を回答すると共に、蠶絲業同業組合中央會に於ては大正八年一月開催せる同會第四回總會に於て、更めて十七名の検査格付委員を選任し、協議せしむる所あり、別に七名の研究者を囑託して、各分擔研究せしむるものありき、然れども何等完成せる報告を發表するに至らざりき。

他方政府當局に於ても大正十一年より生絲の検査格付に關する研究費を計上し、生絲検査所をして之が研究調査を爲さしめ、爾來其研究漸く進み一段落に近づけるものあり、米國絹業協會に於ても前述せるが如く、格付委員の第二回報告も發表せらるゝものあり。

茲に於てか本問題に關し日米兩國當業者の協議會を開催し、生絲の需給兩方面より協議研究するの必要愈加はれるが故に、蠶絲業同業組合中央會は大正十五年十一月開催せられたる同會第十二回總會に於て、三十二名の生絲格付調査委員を選任し、之が調査を爲さしむる事となし、其陣容漸く整ひたるが故に、不日日米協議會を開催し本問題に關して協議研究を爲さんとするに至れり。

第二節 検査格付問題の對策

米國に於ける生絲検査格付問題は事實上全く日本產生絲を對照となせるものなり。而して如斯きは同國に於て消費せらるゝ生絲の大部分が、日本產生絲に依りて占めらるゝが故に、當然なる所なれども、更に此勢を強むるは邦產生絲は時に依り又其部分に依り、品質に斑多く、同一商標の下に提供せらるゝも、之に對する信

用比較的低きに基因するものなるを認めざる可らず。

元來生絲は其製造の状態より推して其品質は部分に依り、時に依り、斑の少からざるものなるは容易に想像せらるゝ所なり。然るに賣買上検査に供せらるゝ數量には自ら限度あり、現に器械検査に供する數量は内外市場共ほ同様にして、生絲十俵につき五六十總を採れども、其内實際検査に供せらるゝ部分は其三分の一にも足らざるものにして、之を其重量より云ふも、検査せらるゝ部分は約十分の二に過ぎざるものあり。

尙此以外總の検査とて肉眼鑑定にて總の検査を爲せども、之れ亦僅に五總位に過す、總荷の拜見と稱し總ての括を肉眼を以て検査するものあれども、其外觀を瞬間に一瞥するに過ぎず、經驗家の一瞥なるが故に、多少の意義なしとせざれども何にせよ不完全なるを免れず、検査生絲の部分に依り品質の斑大なるものにおいて、は、不完全の程度愈大なるものあるは論するの要なき所なりとす。

生絲検査格付問題に對する根本策としては、生絲の部分に依りて品質上の斑少きものを提供するを基本となす可きものにして、更に時に依る品質の斑をも少く

し、商票の信用を向上せしめんか検査を爲すの不利不便なく、該商票を以て容易に取引せらるゝに至る可し。現に伊太利生絲の大部分、支那及び日本生絲の優良品は全く商票に據り取引せらるゝ、實情を以ても、此間の消息を知る可きなり、之を要するに生絲検査格付の對策は取引上検査を行ふの必要な生絲を提供すること、を理想となす可きなり。

然りと雖も多數なる品質多量なる商品たる、生絲を悉く如斯き程度に改善發達せしむることは至難事なるのみならず、假に商票のみを以て取引せらるゝとしても、多數の商票ある時は勢品質に對し何等かの階級的「グループ」あることを必要とするに至る可きは必然なる所なる可し。尙且つ生絲品質上賣買兩者の見解を異にし、取引上紛争を生ずるが如き場合ある可きが故に、之が解決に對し品質上の基準たる可きものを制定するを要す可し、他方又製絲工業或は絹織工業より觀るも生絲を經濟的に製造し或は使用する品質上の目標を明示するは、頗る便利となす可きが故に一定せる検査方法の確立は最も必要事となす可きなり。

現今に於ける生絲検査に供用する數量は、實際上限あり、其成績亦不完全なりと雖も、之に對し改善を加へ研究を重ね、賣買兩當事者の考究を綜合し、比較的完全に近き實際的検査格付法を定め、内外市場に於て協定採用するに至らば、最も好ましき所なる可く、此域を理想として努力するは、蓋し生絲検査格付問題に對する急務たる可きなり。

第二章 生絲の正量取引問題

生絲の正量とは生絲を乾燥し、其無水量を秤定し、之れに其一割一分の重量を加へたる量目にして、此正量を以て受渡の量目となす取引を正量取引と云ふ。

前述せるが如く生絲は製絲の状態、大氣中の濕氣、及び貯藏室の構造等各種の事情に依り、其含水量に大なる相違を生ずるものなると、之が高價なる商品なるとに依り、古くより之が取引上含水量を一律に協定するの必要を認め、千八百四十一年（天保十二年）佛國里昂に於て生絲業者及學者等相會合して理論及び實際の兩方面より之が研究を爲せり。

而して其結果生絲は無水量の一割一分の水分を含有するものなるを適當と認

め、之を公定水分率と定め、無水量に公定水分率を加へたる量目を、正量として受渡
量目に協定採用することゝ爲せり。爾來歐洲諸國にては生絲は凡て正量を以て
取引せらるゝは勿論、米國に於ても歐洲生絲のみは古くより正量を以て取引せら
れたり。

然れども米國市場に於て亞細亞生絲は正量取引はれざりしも、千九百十一年
(明治四十四年)日本生絲のみは正量を以て取引し得る事と認められ、米國絹業協會
取引規則中、日米兩國共生絲の正量取引を希望せる所として一致するに至れり。
事情如斯くなるに拘らず、正量取引は容易に實行せられず、種々交渉の結果我國
に於て之に要する正量検査設備を整へ、愈之が實施を爲さんとするや、亦意外なる
故障を生じ、遂に生絲貿易上に於ける一問題たるに至れり。

故に茲に結論の一章を割きて正量取引問題に關する經過及び其得失に就いて
畧述せんとす。

第一節 日米兩國に於ける生絲受渡量目に關する制度

第一項 我國の制度

從來我國に於ける輸出生絲の受渡量目に關する取引上の制度は、横濱神戸兩市
場共明治三十三年内外生絲貿易業者の協定したる横濱貿易規則の定むる所に據
れるものにして、其水分に關する件としては次の如きものあり。

横濱貿易規則第一條 生絲水分検査の件

若し買ひたる生絲が餘り濕りて見へたるときは、買主の隨意に正量を生絲検査所に依つて定めら
るる事を得而して正量と原量の間百分の二以上の減量は買主より買主に辨償せらるべし。

追記

水分に對する百分の二は正量にあらすして原量に依り計算すべし。

右示せるが如く水分検査を行ふと行はざるとは、買主の任意にして、水分多しと
見たる時は水分検査を受け、正量の外更に原量の百分の二以上の水分を含める場
合は即ち含水率無水量に對し一割三分二厘七毛弱、在目(原量)に對し一割一分七厘
一毛以上なる場合のみ其超過量を賣手に辨償せしめ、含水率夫れ以下なる時は假
令正量以下なる場合にありても、在目を以て受渡を爲すものにして、賣手は何等過
小水分率に對して辨償せらるゝものなし。

在目の秤量に就ては

横濱貿易規則第五條 衡器の件

諸生絲を秤量する衡器は二百五十斤掛を使用し、其秤量は一斤の四分の一斤を以てすべし。

とあるのみなれ共、從來よりの慣習上荷物は買手の倉渡しにて、買手の倉庫に於て買手は二百五十斤掛の衡器を用ゐ、賣手側立會の上一梱宛秤量し、其度毎に四分の一斤未滿の重量は切捨てらるゝことゝなれり。

第二項 米國の制度

米國に於ける事情を観るに、同國絹業協會に於て正量取引實行委員を擧げ、千八百九十九年(明治卅二年)二月當業者の意見を徴したるに多數の賛成者を得たるが故に、翌千九百年五月一日より亞細亞生絲も在目取引より正量取引に改めんとせり。

然れども當時横濱市場に於て前述せるが如く猶豫水分を認むる協定成立し、同年七月一日より實施せられたるものあり、尙日米兩國共生絲の検査設備不充分なりし爲め、正量取引は行はるゝ事なく、反つて横濱市場の協定を準用することゝなれり、而して千九百八年(明治四十一年)五月米國絹業協會が生絲の取引規則を創定

したる際、日本生絲の取引量目に關しては(一)正量に其二分を加へたるものか(二)在目か(三)送狀面の量目か其何れかに據ること但し(二)及び(三)の場合は正量に其二分を加へたるものより水分多からざることゝ定めたり。

其後千九百十一年日本生絲も正量にて取引し得ることゝなし、千九百廿一年(大正十年)には正量に其二分を加へたるもの(前述(一))を削除し、且つ日本生絲に對し正量に二分の猶豫水分を加へたるものを基礎となすことは豫て原則として承認せられ居る正量取引の採用せらるゝまで、一時的に繼續せらるゝものとすなる但書を加へ、結局日本生絲は米國に於て正量、在目及び送狀面重量の三種の取引を認められ居るも、事實上大部分は在目又は送狀面重量にて取引せられ、正量にて取引せらるゝもの稀なり。

在目による取引とは受渡の際又は送狀を出す日に於て秤量せる在目を以て取引量目となす取引にて、荷物は紐育市に於ける倉庫渡しなるが故に、受渡しの際倉庫にて秤量せられたる量目のことを云ふ。

送狀面重量に依る取引とは輸出地に於て作製せられたる送狀に記載せられた

量に改むることは生絲取引の改良上最も必要なる所なりとの決議あり、大正八年同會主催の第一回米國絹業視察團は正量取引の實行につき、米國絹業者と協議する所あり、翌九年一月同會第五回總會に於て、正量取引實行促進の希望あり、適々同年春米國絹業團の來朝せるものあり、茲に於て我當業者と協議會を開催したるに、同提案として米國側より正量取引實行の事あり、本邦側に於ても之に對し賛意を表したるも、生絲検査所の擴張せらるゝ迄之が實行を延期せんことを希望し、直に製絲、問屋輸出の各業者より委員を舉げて、生絲検査所の擴張を農商務大臣に請願する所ありき。

米國に於ても翌大正十年三月米國絹業協會は生絲取引規則の改正をなし、既述せるが如く、日本生絲は早晚正量に依りて取引せらるゝことに決定し居れば、猶豫水分を認むるは夫れ迄のことなる但書を加ふることゝなれり。

本邦側に於ても大正十一年十二月帝國蠶絲株式會社の解散するに當り、其利益金中より百二十萬圓を生絲検査所擴張費に、百八十萬圓を生絲絹物倉庫建設費として政府に寄附するに及び、漸く翌十二年の帝國議會に於て向ふ三ヶ年間の繼續

費として、生絲検査所の擴張豫算三百八十萬圓の成立を見るに至れり。

茲に於て當時來朝せし米國絹業團に對し、正量取引實行の爲め政府が生絲検査所の設備を擴張せることに決定せることを報告する所ありき。

同年關東地方大震災火災の爲め、生絲検査所舊建築物は全く破壊せられたるも、政府は更に之が復舊費百二十萬圓をも加へ合計五百萬圓の經費を以て、大正十三年度より二ヶ年間の繼續事業として愈々之が擴張工事に着手せり。

以上述べたるが如く本邦生絲の正量取引は古くより日米當業者の等しく希望せるのみならず、種々なる交渉と協議との結果、要するに我生絲検査所の設備擴張が正量取引實行に對する要件として殘されたるものなるが故に、之が竣工を待ちて本邦生絲は問題なく當然正量を以て取引せらる可きものとなれるものなり。

第二項 本邦輸出生絲検査法案の發布

正量取引に關しては前述せるが如き經過をとれるものなりと雖も、從來の商慣習を正量取引に改むることは、當業者に重大なる利害關係を與ふるものなるが上に、正量取引の當然なることは何人も容易に首肯し得るものなるが故に、之が實行

上の細目に就ては未だ其調査研究の盡きざるものありき。

茲に於て大正十四年四月横濱蠶絲貿易商同業組合並に生絲輸出會より蠶絲業同業組合中央會に對し委員を設けて正量取引實行方法に就き調査研究を爲さしめ、之が圓滿なる進行を期し度き旨交渉する所ありき、依つて同會は關係各業者より二十一名の正量取引實施方法調査委員を擧げ、委員會を開催すること四回に及びり、然れども何等意見の纏りたるものなくして、同會第十一回總會に會したるを以て、同會は總會の決議を以て更めて二十一名の正量取引實施方法調査委員を指名し、引繼ぎ協議と研究とを進むることとなせるも、賣買兩者の主張に大なる懸隔ありて、容易に圓滿なる協定を得ること能はざる形勢を表はせり。

然るに大正十四年度を以て生絲検査所の擴張工事も竣工を見んとするに至り、第五十一議會を迎へたるが爲め、遂に大正十五年二月政府は輸出生絲検査法案を議會に提出せり、茲に於て議會は左記二個の希望條件を附して之を可決し、同年三月二十七日法律第三十五號を以て之を公布せり。

希望條件

(一) 輸出生絲検査法ノ施行ヲ大正十六年一月一日以後ニ於テスルコト。

(理由) 最近生絲輸出業社側ノ決議ニヨリ製絲業者側ニ對シ、生絲取引ニ關スル數個ノ要求ヲ爲シタルコトハ世間周知ノ事實ナリ、右ハ製絲業者側ニ取リテ頗ル重大ナル關係ヲ有シ、惹テ生絲取引ノ圓滑ト輸出貿易ノ消長ニ多大ナル打撃ヲ加フル結果、本法施行ノ成果ヲ減殺スル虞アルノミナラス、養蠶業者ニ及ボス影響至大ナルモノアリト信ス、從テ此ノ問題ハ本法施行以前ニ於テ圓滿、且ツ自由ナル解決ヲ了セシムル必要アリト認ム、依テ政府ハ是等ノ關係ヲ充分考慮シ、本法ノ施行ヲ大正十六年一月一日以後ニ、於テセラレムコトヲ望ム。

(二) 製絲業者ノ製絲資金ヲ圓滑潤澤ナラシムル途ヲ講スルコト。

(理由) 製絲業者カ輸出業者ニ制肘セラルル點ハ資金問題ニ在リト信ス、製絲業者ノ資金運用ノ如何ハ直ニ養蠶業者ニ至大ノ影響アルヲ以テ政府ハ將來一層製絲資金ノ圓滑潤澤ヲ得セシムルノ途ヲ講シ充分ナル注意ト努力ヲ拂ハムコトヲ望ム。

大正十六年一月一日より輸出生絲検査法を施行せんとせば、清算取引所にあつて五ヶ月先物取引をなせる關係上、少くとも五ヶ月以前即ち大正十五年八月月中に同法の施行期日を公布するを便となせる事情にありたれども、正量取引實行方法調査委員會の協議纏らざりしが爲め、政府は斯況に觀る所あり、且つは當時上記調査委員會代表者による該法施行期日延期の陳情もありたるが故に、議會に於ける

希望條件を尊重し、此際施行期日は一月一日よりも七月一日を適當なりとなし、勅令第二百八十七號を以て輸出生絲検査法施行期日を大正十六年七月一日となす旨を大正五年八月二十日附を以て公布し、同時に勅令第二百八十八號を以て生絲検査手数料令を公布せり。

更に當局は同年九月輸出生絲検査法施行規則及び様式案を内示し、營業者の意見を徴し、翌昭和二年二月二十三日農林省令第一號を以て輸出生絲検査法施行規則を發布し、昭和二年七月一日より施行す可き輸出生絲検査法の施行に關し萬缺くる所なからしむるに至れり。

第三項 正量取引に關する賣手側と買手側の確執

前述せるが如く正量取引の實施は萬遺漏なきが如く進行せりと雖も、營業者間の協調は容易に行はれず、蠶絲業同業組合中央會第十一回總會の決議に基き、指名せられたる該調査委員は委員會を開くこと五回、小委員會を開くこと同じく五回に及びたるも、依然として賣買兩者間の主張に大なる懸隔ありて議纏るべくも非ず、斯くして更に同會第十二回總會を迎ふる事となれり。

然るに生絲輸出商は其數少く、且つ其意見も容易に決し得るの事情にあるに反し、製絲業者は其數多く、少數なる委員を以て如斯き重大なる利害關係を有する問題に就き、其意見を代表すること難きものあると共に、其權限も明ならざるが如き憾ありき、依つて茲に特に同會協議員をも參加せしめたる三部會を開催して協議し、總會の決議を経て調査委員を三十二名に増員し、之等の委員に正量取引問題解決上の全權を委任することとなれり、而して之等委員中より十五名の小委員を擧げ、協議を續行し、種々の曲折を経たるも結局正量取引實行上賣買條件として、買手側委員は大正十五年八月五日生絲輸出商同業會の決議に拘る左記の點を主張して譲らざるものありき。

買手側委員(輸出商)の主張

一、正量取引の爲に要する検査料、運搬費、運送及び正量検査中の損害保険料は賣手に於て實費を負担すること。

但し買手は正量検査の爲め運送及検査中の荷物に對し、荷主若しくは荷物の債權者の爲に損害保険を附すること。

二、荷物の引渡しは正量検査を了したる荷物及其検査證を買手が入手し、現品の引合せを終りたる

時を以て完了したるものとす。

- 三、正量検査に要したる供試絲は賣手に返還すること。
- 四、器械検査の爲に抜き取りたる絲の「コロ」に捲き付けたる部分を除きたる殘部及び見本絲の處分は賣買當事者間の任意協定に依ること。
- 五、買手の倉庫に引込まれたる荷物に對しては保管料として千斤に付金九圓を賣手に於て負擔すること。但し従來の荷掛料は之を廢止す。
- 六、原量検査は供試絲を抜きたる後之をなすこと。正量検査は請求日若しくは遅くとも翌日迄に完了すること。
- 七、正量以上正量の百分の二以上の水分あるものは之が引取りを拒絶することを得。
- 八、受渡量目は正量千斤に對し二十斤以上の過不足を許さず。
- 九、洋債取引條件に就きては従來通りとす。

附記

正量取引が海外に延長せらるる場合には必要に應じ修正變更することあるべし。

然るに賣手側委員は大正十五年八月二日賣手側相談會に於て作製したる左記の條件を主張せり。

賣手側委員(製絲家)の主張

- 一、正量取引の爲に要する検査料、運搬費並に運搬及び検査中の保険料の實費は賣買兩者の折半分擔とす。
- 但し正量検査の爲に運搬及び検査中の荷物に對し、買手は債權者の爲に損害保険を付する責に任す。
- 二、荷物の引渡しは買手に於て正量検査を受けたる荷物並に検査證を入手したる時を以て完了したるものとす。
- 但し代金の支拂は検査證の日附より従前通り四日目とす。
- 三、正量検査に用ゐたる供試絲は賣手に返還すること。
- 四、器械検査の爲に抜き取りたる五十總の料絲に對し買手は三斤分の代金を支拂ふこと。
- 五、買手の倉庫に引込まれたる荷物に對しては保管料として千斤に付金九圓を賣手に於て負擔すること。但し従來の荷掛料は之を廢止す。

蠶絲業同業組合中央會は此間にありて大正十五年八月三日左記の如き仲裁參考案を提出したることありしも賣買兩者の議容易に決せざりき。

蠶絲業同業組合中央會の仲裁參考案

- 一、正量取引の爲に要する検査料、運搬費、運搬及び検査中の保険料は賣手に於て實費を負擔す。
- 二、荷物の引渡しは買手に於て正量検査を受けたる荷物並に検査證を入手したる時を以て完了したるものとす。代金支拂は検査證の日付より従前通り四日目とす。
- 三、正量検査の爲に運搬及び検査中の荷物に對し買手は債權者の爲に損害保険を附すること。

四、正量検査に用ゐたる供試絲は賣手に返還すること。
五、器械検査の爲に抜き取りたる絲は、コロに捲き付けたる部分を除き、殘部の處分は賣買當業者の任意協定に依ること。但し器械検査の爲めに五十総以上を抜き取ることを得ず。
六、買手の倉庫に引込まれたる荷物に對しては保管料として千斤に付金九圓を賣手に於て負擔すること。但し從來の荷掛料は之を廢止す。

斯くして賣買兩當事者は互に其主張する處を固守して譲らず、幾度會合を催すも何等の進展をも見ざる状態となりたるを以て、昭和二年一月に至り小委員會委員は蠶絲業同業組合中央會正副會長に對し賣買兩者の腹臆なき意見を別々に聽取し、調停を試みられんことを依頼することとなれり。

第四項 正量取引の實施に至る迄

正量取引實施に關する諸法令既に備はり、正量検査に要する諸設備も亦國立生絲検査所は一日四千俵、神戸生絲検査所も昭和二年七月一日迄には一日千二百俵の正量検査を爲し得る設備を完成することとなりたれば、正量取引は昭和二年七月一日より當然實施せらる可きものとなし、横濱生絲清算取引所に於ては、三月一日より七月限以降正量を標準となすこととなせり。

而して米國に於ても昭和二年三月米國絹業協會幹部會例會に出席せる同會幹部は、日本に於て本年七月一日より正量取引を實施することとなりたるにより、米國に於ても日本生絲は正量を以て取引す可き様同會々員に警告す可きことを決議せるものありき。

其後蠶絲業同業組合正副會長は賣買兩者側の意見を個々に聽取し、之が調停を試みたるも到底妥協の見込なく、正量取引實施期の前月に至るや有志者が當局を訪問して、之が延期を陳情するが如きものありき、然れども當局の意を翻さしむる理由に乏しく、只正量検査實施方法を多少改めて買手に與ふる不便を少からしめ、賣買條件の緩和を圖ることとなせり。

茲に於て賣買兩者は蠶絲業同業組合中央會に對し、此實施方法の修正に關し調査研究を依頼せるが故に、同會は各方面よりの意見を聽取し、左記の如き修正條項を立案し、同時に左記の如き賣買條件をも作表せり、而して之を昭和二年六月二十四日同會委員會に諮りたるに、修正案が容れらるゝに於ては該賣買條件を以て賣買兩者の妥協を成立せしむ可しと決定せるを以て、同會は直に該案を政府當局に

内示し交渉を開始するに至れり。

右第二項の修正即ち輸出生絲検査施行規則第三十二條の二に於ける。

一、検査終了後の生絲に對し封印を施さざる場合に於ては、申請に依り當分の内各袋の生絲の正量を表示する検査證の挿入を爲さざることを得ること。

但し此場合には其検査證の代りに當該生絲に粘附したる検査済證票と同様の検査済證票(兩検査所證票には同一の番號を附す)を挿入すること。

二、右の場合に於ては申請に依り當該袋の生絲の正量を表示する検査證を交附すること。

右の如き修正は紐育市場に於ける日本生絲の取引を正量に改めしむることに對し、多少遅延せしむる結果とならんも、元來日本生絲の正量取引は米國生絲需要者の希望する所なるが故に、聽て紐育市場に於ても正量を以て取引せらるるに至る可し。

然るに右の提案に對し翌六月二十五日農林大臣より凡そ次の如き要旨の回答ありき。

一、第一の事項は國の検査所に於て検査するに云ふ法の精神に反するが故に、希望に添うことを得ざるも出張検査に際しては、成る可く輸出商の不便ならざる様出張員の數を減じ十一人の豫

定なりしも七人となす可し。

二、第二の事項は海外に於ける取引に於て輸出商としての不便もあれば、封印を施さざるものに對しては申請に依り各袋へ検査證を挿入せざることをなす可し。

三、六月三十日迄に買手の倉庫に引込みたる新絲に對しては古絲同様検査法の適用を除外すべし。

蠶絲業同業組合委員は其要求の第一項は容れられざりしも當局の回答を諒とし、同日の委員會に於て更めて前記賣買條件の協定を決議し、茲に多年の懸案なりし輸出生絲の正量取引は昭和二年七月一日より漸く實行せらるることとなれり。

輸出生絲検査方施行規則修正希望事項

一、第九條ノ規定ニ依ル各袋ノ生絲ノ原量ノ檢定ハ、申請ニ依リ當分ノ内政府監督ノ下ニ賣買契約者双方立會ノ上検査請求者ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得。

二、第十一條ノ規定ニ依ル、檢定證ハ申請ニ依リ當分ノ内之ヲ挿入セザルコトヲ得。

三、昭和二年六月三十日現在ニ於ケル引込中ノ生絲(新絲)ニ對シテハ、輸出生絲検査法第一條ノ規定ヲ適用セザルコト。

輸出生絲賣買條件覺

一、正量検査ノ爲ニ要スル検査料及運搬費ハ賣手ニ於テ其實費ヲ負擔ス。

二、生絲検査所ニ於テ正量検査ヲ行フ爲メ運搬及ビ検査中ノ荷物ニ對シ買手ノ荷主若シクハ荷物

ニ對スル債權者ノ爲ニ損害保險ヲ附スルコト。

但シ保險料ハ賣手ニ於テ其實費ヲ負擔ス。

三、荷物ノ引渡シハ買手ニ於テ正量検査ヲ受ケタル荷物並ニ檢定證ヲ入手シタル時ヲ以テ完了シタルモノトス。

四、代金支拂ハ檢定證ノ日附ヨリ起算シ四日目トス。

五、水分検査ニ供シタル料絲ハ賣手ニ返還スルコト。

六、品質検査ノ爲メ抜き取りタル五十總ニ付テハ二斤分ニ相當スル代金ヲ買手ニ支拂フコト。

以上の外蠶絲業同業組合中央會正副會長より説明的に附加したる事項。

一、海外ニ於ケル取引が全部正量ニ依ツテ行ハルルニ至ル場合ハ變更セラルルコトアル可キコト。

二、此條件中ニ含まザル事項及此條件ニ據リ難キ事項ハ從來ノ商慣習ニ據ルコト。

第三節 正量取引の得失

我國に於ける生絲取引を從來の方法を變じて正量取引と改むる時は次の如き利益を期待することを得可し。

(一) 受渡量目は生絲の無水量に正比例するものなるが故に公正となること。

從來の本邦生絲の取引は既に述べたるが如く、在目(原量)と正量との差が在目の

百分の二迄は在目を以て受渡せられ、之より含水量多き場合のみ其超過水量丈けが賣方より賠償せらるゝ定めなるが故に、假に在目は同じく百斤なる生絲なりとするも、猶豫水分量の限度迄水を含めるもの、即ち在目に對し一割一分七厘一毛の水を含めるものは、其無水量は八十八斤二分九厘となり、在目に對し八分の水量を含めるものは無水量九十二斤となる可し。

如斯く含有水分の多寡に依り受渡量目に相違を來することゝなる可く、生絲賣買取引上不合理不公平なるは明なる所なり、殊に賣買値段の決定は含有水分量の多寡を知り得る以前に決定せらるゝを常となせるが故に、猶豫水分量の限度以下なる水を含める生絲は其含水量の少き點に對し、常に水分の多きもの又は之に反し少きものは買手も自ら其點を考慮の内に入れて取引するに至るものなれども、完全には水分の少き點に對し報酬せられざる可く、賣手にとりて不利益たるを免れざる可し。

我生絲検査所の検査成績を観るに、最近五ヶ年間(自大正十年至同十四年)の平均含水量は、在目に對し一割八厘八毛強となれるものあり、而して此中には含水量猶

豫水分量の限度以上、即ち在目の一割一分七厘二毛以上にして、賣手により賠償せられしものをも含まれたることゝて、前述せる一割一分七厘一毛との差額、即ち八厘三毛(千斤の取引に付いては八斤三分)以上に達するものとなる可きなり。

然るに正量取引にありては無水量に其一割一分なる一定率なる水量を加へたる量目を基礎として、賣買値段を定め、且つ之に依りて受渡しをなすが故に、水分の多寡は損益に關係なく、受渡目にも關係なく、受渡せらる可き代金は常に正しく無水量に正比例し、従つて取引は公正となる可きなり。

(二) 看貫に於て精密公平となる可きこと。

從來我國輸出生絲の取引に於ては荷物は買手の倉庫に於て賣手側立合の上買手自ら二百五十斤掛の衡器を用ゐ、四分の一斤未滿は之を切捨て、一梱宛輸出生絲の八割内外は十八梱にて約千斤となる(看貫せられしに對し、正量取引にありては賣買何れにも關係なく、而も權威ある第三者が九十基掛(百五十斤)感量十瓦(二匁六分七厘)の衡器を用ゐ、一俵宛(十俵)にて約千斤となる)秤量するが故に、看貫は精密にして而も公平となる可し、而して之に依りて賣手は從來失へる量目(其程度は明

ならざれども)を回收し得ることゝなる可きなり。

(三) 生絲含水量の減少を促進すること。

從來既に猶豫水分量の限度以上過多なる水分を含有せし生絲は、夫れを理由として受渡しを拒絶せられたる例もあり、且つ過多なる水分を含む生絲は勢絲質を害することあるに至るが故に、單に受渡目上有利なりとて強いて過多なる水分を含ましむる賣手なかる可しと雖も、尙從來の取引に於て賣手は少くとも猶豫水分量の限度迄含水せしむることを受渡目上有利となしたるが故に、本邦生絲の含水量は漸次減少せりと雖も、尙過多なる嫌なきに非ず。

然るに正量取引を實施するに於ては、含水量を減少するも受渡目目を失ふ虞なきが故に、生絲取引上全く品質本位となりて含水量の減少を促進することゝなるべきなり。

(四) 商標の信用を向上せしむる一助となるべきこと。

我國に於て正量取引を實施せば米國に於ても當然日本生絲は正量にて取引せらるゝことゝなるべく、斯くて内外市場に於て生絲が正量を以て取引せらるゝこ

とらば、海外市場に於て品質の爲に取換をなすことは輸出商にとりて從來よりの取引に比し一層なる苦痛となるべきが故に勢取換の虞尠き信用厚き生絲は然らざるものに比し、從來より取引上有利となり、自ら商標の信用を向上せしむる一助となるべきなり。

如斯く正量取引は利益とする所尠らざれども、尙之が實施に伴ふ不利不便なきに非ず、以下之を列擧せば次の如し。

(一) 正量検査の爲め諸費用を嵩むべきこと。

正量取引に於ては從來よりのものに比し少くとも輸出生絲検査を受けざる可らざるが爲め検査料、運搬費、運搬及び検査中の保険料の多きを要することとなる可し、而して其額は生絲十俵に就き検査料十圓、運搬費約三圓、保険料約二圓、合計約十五圓となる可く、輸出商の倉庫に出張して検査をなすものにおいて、運搬費及び運搬中の保険料は要せざるも、検査料は拾六圓となるものあり。

從來にありても十俵に就き一俵位は水分検査を受けたるものなれば、それに要したる運搬費のみは、検査料は無料、保険は附せざりき之等の額より控除すべきも

のなる可し。

(二) 手續繁多となり荷物の引渡及積出を遅延せしむること。

從來の取引に比し正量検査を受けざる可らざるが爲に繁多なる手續を要するのみならず、荷物の引渡及積出を一日遅延せしめざる可らざる場合を生じ、賣手にとりては少くとも金利上の損失あり、買手にとりては豫定期日の積出に對し、それだけ早く準備せざる可らざる不利を伴ふ可く、更に此外税關の通過手續を加ふることとなる可し。

(三) 荷傷みの機會を増すべきこと。

從來の取引に比し正量検査の爲め運搬及び検査なる手續を加ふることにて、當然荷傷みの機會を増加することとなる可し、尤も出張検査を受くるものにおいて、此限に非ず。

正量取引實施に對し本邦生絲の平均水分率は、公定水分率より大なるを以て正量取引となれば、受度量目の減少を來し、夫れだけ賣手は損失を蒙る可しと論ずるものあり、又之に反し本邦生絲の平均含水率は從來の取引に於ける猶豫水量の限

度迄含水せる場合の含水率より小なるを以て、夫れだけ賣手は損失を蒙れり、看貫に於ても同様買手が強く看貫せる丈けは賣手の損失なれども、正量取引となれば之等の損失を悉く回收し得可しと説くものあり、以上兩論共に理論又は實際の兩方面より觀察して何れも廬山の一面觀たるの憾あり。

思ふに絲價は各種の事情の綜合に依り絶えず變動せるものにして、何の原因の爲に幾何騰落せるものなりや明に區別して其程度を示し得ざるものなり、即ち生絲は内外市場共に自由競争の状態にて賣買せられ居ることとて、從來猶豫水分量の限度より含水量少かりし爲め、或は受取看貫の強き爲め、海外市場に於て賣渡の際目切の虞なく、或は増目を生ずるものありしなる可く、之等の生絲が然らざることとなつても同じ價格の割合を以て購はんと欲する者は無かる可し、而して同じ理由によりて猶豫水分を認めたる在目にて、事實正量より含水量多き生絲を正量と同じく賣らんとする者もなかる可く、又買はんとするものも無かる可きなり。

假に買手強力にて正量取引となり、事實上含水量を減じ、受渡目減少することあるも、尙同價格にて購入し得、之に依つて餘分の利益を得たりとするも、如斯き場

合に於ては買手に競争者加はる可く、又之に依つて製品の賣値を低廉ならしめたりとせば、需要の増加を來すものある可く、斯くて直接間接の差こそあれ大局より觀る時は生絲生産者に對し報酬を與ふる事となる可し。

假令ば其眞價を増すと云ふと雖も、報られざるものありとせば、總ての事項の改良進歩を否認することゝなる可く、甚しき矛盾を生ず可きなり、従つて如斯く論究せる著者は正量取引となり、含水量減じたるが爲め、受渡目減少するとも賣手は爲に損失するものに非ず、又正量取引を實施すと云ふと雖も、從來水分關係に於て看貫に際し失へる所を新に回收す可きものに非ずとなす可きを妥當なりとなす可し。

唯だ從來の取引にては制度として公正を欠くものありと云ふ可きなり、即ち賣手によりては値段を定めたる後含水量の少きことを知り、且つ強目に看貫せらるるに於ては完全には報酬せられざる憾ありと云ふにあり、正量取引實施の爲に當然正量検査に關する諸費用を増し、手續の煩を加へ且つ荷傷みの機會を多からしむることゝなるも之等は取引を公正ならしむる爲には忍ばざる可らざる犠牲た

る可きなり。

第三章 蠶絲業救濟問題

本邦蠶絲業が國家主要なる産業の一つたるは論ずる事を要せざるものにして、斯業の基礎をなせるは農家の約三分の一を占むる養蠶家二百萬戸にして、其産繭八億萬圓(大正十四年度)は三千有餘の製絲工場に於ける三十萬の労働者によりて繰繰せられ、三十有餘の生絲賣込問屋及び生絲輸出業者によりて海外に輸出せられ、以て本邦國民經濟の根柢をなせるものなり。

斯業はかく國家的大産業なれども、内其經營誠に堅實を缺くと共に、外絲價の騰落極りなく、爲に斯業の經營は何處の方面よりしても安定を缺けるの感あり、即ち絲價の暴騰暴落の如き期年ならずして到るものにして、之が爲に如何に品種を統一し、飼育法の改善を行ひ、養蠶經濟の緊縮を圖るも、或は煮繰分業を行ひ、化學的繰絲法を採用し、製絲經濟上生産費の節減を企圖するも、如斯くにして得たる小増収小節約は一舉にして葬らるゝ結果を來すものあり。本邦蠶絲業の受くる如斯き

脅威は、其健全なる發達を阻害する主因となれるものなり。而して斯業生絲貿易の基礎は、製絲業と養蠶業とにあるが故に、蠶絲業の發展あつて始めて其貿易の進歩を觀る可きものあり。

今本論の結論として蠶絲業救濟問題なる題目の下に、聊絲價變動の原因を究め之に對する救濟方法に就て論ずる所ある可し。

第一節 絲價の變動と其原因

上一番生絲の價格に就て年内最高及び最低、同差額、最高價格に對する差額の割合を觀る時は、次表示せるが如く其變動甚しく、明治三十年以降大正十四年に至る二十九ヶ年間に於て實に最低一割最高七割に至る差額の割合を生ずるものあり。

年次	最高	最低	差額(圓)	最高價格に對する 差額の割合百分比
三〇	九二五	七〇〇	二二五	二四
三一	九三〇	八三五	一〇五	一一
三二	一、三二〇	九〇〇	四二〇	三一
三三	一、二七〇	七六〇	五一〇	四〇
三四	九五〇	八〇〇	一五〇	一五

三五	一、〇一一〇	九二〇	一〇〇	一〇
三六	一、〇四〇	八九〇	一五〇	一四
三七	一、〇四〇	八四〇	二〇〇	一九
三八	一、〇七〇	九〇〇	一七〇	一五
三九	一、二八〇	九四〇	三四〇	二六
四〇	一、四三〇	九四〇	四九〇	三四
四一	九七〇	八二〇	一五〇	一五
四二	九三〇	八一〇	一二〇	一三
四三	九九〇	八三〇	一七〇	一八
四四	九八〇	八一〇	一七〇	一八
四五	九二五	八二〇	一〇五	一一
二	一、〇三〇	八四〇	一九〇	一九
三	一、〇三五	七〇〇	三三五	三三
四	八二〇	七三五	八五	一〇
五	一、三五〇	一、〇三〇	三二〇	二四
六	一、七五〇	一、二三〇	六二〇	三五
七	一、六五〇	一、一五〇	五〇〇	三〇
八	三、二九〇	一、三〇〇	一、一九〇	六〇

九	四、三六〇	一、一〇〇	三、二六〇	七〇
〇	二、〇二〇	一、三九〇	六三〇	三一
一	二、一六〇	一、五八〇	五八〇	二七
二	二、四三〇	一、七八〇	六五〇	二七
三	二、一六〇	一、四五〇	七一〇	三三
四	三、一四〇	一、七八〇	三六〇	一七

(但し大正十二年より八五手格をさる)

尙如斯き價格の變動を同じく纖維材料中の重要なる綿絲左撚二十番手國民主要食料たる米(東京正米)株式界の木鐸たる東京株式取引所株の三者の價格變動と對照する時は次表示せるが如きものあり。

年次	最高	最低	差額(圓)	割合
大正元年	一五三・三〇六	一二五・二五〇	二八・〇五六	一八
同 二年	一五三・八〇〇	一二九・〇五〇	二四・七五〇	一六
同 三年	一三五・四五〇	八八・七〇〇	四六・七五〇	三五
同 四年	一三〇・五〇〇	一〇三・九五〇	二六・五五〇	二〇

年次	最高	最低	差額(圓)	割合
同 五年	一九六・三五〇	一二二・九五〇	七三・四〇〇	三七
同 六年	四六五・〇〇〇	一六八・九五〇	三九六・〇五〇	六四
同 七年	四二四・九〇〇	三八八・〇〇〇	一三六・九〇〇	三三
同 八年	六九九・〇〇〇	三〇九・五〇〇	三八九・五〇〇	五五
同 九年	六八六・三〇〇	三六〇・〇〇〇	四二六・三〇〇	六二
同 一〇年	三一四・〇〇〇	一七二・〇〇〇	一四二・〇〇〇	四五
同 一一年	二七〇・〇〇〇	一九一・六〇〇	七八・四〇〇	二九
同 一二年	三三三・四〇〇	二二七・一〇〇	一〇六・三〇〇	二八
同 一三年	三一七・一三三	二七二・〇三三	四六・一〇〇	一五
同 一四年	三六〇・〇〇〇	二六三・五〇〇	九六・五〇〇	二七
大正元年	二四・九〇	一七・八七	七・〇三	二八
同 二年	二二・八〇	一九・九〇	二・九〇	一三
同 三年	二〇・二〇	一一・八〇	八・三〇	四一
同 四年	一四・六〇	一〇・八〇	三・八〇	二六
同 五年	一七・三〇	一二・二〇	五・一〇	二九
同 六年	二四・七〇	一五・四〇	九・三〇	三七

正米 東京正米標準相場 (上中下米平均一石建)

年次	最高	最低	差額(圓)	割合
同 七年	四五・〇〇	二三・四〇	二一・六〇	四八
同 八年	五四・三〇	三四・九〇	一九・四〇	三五
同 九年	五五・二〇	二五・二〇	三〇・〇〇	五四
同 一〇年	四一・三〇	二五・三〇	一六・〇〇	三九
同 一一年	四一・六〇	二五・四〇	一六・二〇	三九
同 一二年	三五・七〇	二七・一〇	八・六〇	二四
同 一三年	四一・九〇	三五・四〇	六・五〇	一六
同 一四年	四五・七〇	三六・七〇	九・〇〇	二〇
大正元年	一七二・六〇	一三四・三〇	三八・三〇	二二
同 二年	一六二・六〇	一三一・二五	三一・三五	一九
同 三年	一五二・二五	一〇三・九〇	四八・三五	三二
同 四年	三〇九・九五	一一五・九五	一九四・〇〇	六三
同 五年	四八〇・九〇	二一九・〇〇	一六一・九〇	三四
同 六年	三三一・〇〇	一四八・〇〇	一八三・〇〇	五五
同 七年	二四八・〇〇	一四二・〇〇	一〇六・〇〇	四三
同 八年	四八三・九〇	一八三・一〇	三〇〇・八〇	六二

東京株式取引所株 (東京株式取引所定期先物株式公定相場)

同 九年	五四九〇〇	一〇〇・五〇	四四八・二〇	八一
同 一〇年	一七三八〇	一一八・六〇	五五二・三〇	三三
同 一一年	一六六・〇〇	一〇五・二〇	六〇・九〇	三七
同 一二年	一四八九〇	一〇六・〇〇	四三・九〇	二九
同 一三年	一三七・八〇	一〇六・一〇	三一・七〇	二三
同 一四年	一六一・九〇	一一三・〇〇	四八・九〇	三〇

前表に依りて觀るに、綿絲は最低一割五分最高六割四分、正米は最低一割三分最高五割四分、東株は最低一割九分最高八割一分を現はせども、生絲にありては最低一割最高七割に及べるものあり。如斯事實を以ても絲價變動の比較的大なるを知る可きなり。

蓋し物價の高低を惹起す可き根本原因は、之を經濟的原因なる現在及び將來の需要供給に對する關係及び非經濟的原因なる社會的關係、行政的關係の二者に大別し得可きものにして前者即ち需要供給の關係たる經濟的原因が其主たるものにして、後者は物價變動に對する副原因たるものなり。

而して之を本邦生絲に就て觀るに史的研究は茲に述べたるが如く、蠶絲國際競

争場裡に於て伊佛斯業に比し遙に低廉なる生絲を生産して之を供給せしが故に、本邦生絲に對する需要が激増せるが爲なりとす、如斯く海外需要の増加に刺戟せられて發達をなせる本邦斯業なるが故に、其需要の増減は直に絲價に其影響を現はすものにして、即ち經濟的原因なる購買力の増減、社會的原因なる流行の變遷の如きは速に絲價に其反映を現はすものなり。

例へば明治三十二年十一月上一番最高價格千三百圓を現はせるは全く米西戦争後に於ける米國の繁榮に加ふるに小麥の豊作に負へるものにして、尙歐洲財政も又極めて順調にして其生活の向上と共に絹の需要著しく増加せると共に、巴里大博覽會の好景氣の豫想等ありしが故に其需要は大に促進せられたるものあり、然るに翌卅六年となるや南阿戦争に加ふるに北清事變あり、各國財政漸く緊縮せられんとするや絲價は急轉直下七百圓臺に下落するに至れり。

尙明治四十年の絲況の良好なりしも全く米國財界順調にして加ふるに前年の大豐作あり爲に購買力増加せるが爲にして、實に同年四月に於ては千四百三十圓の高價を現はせり、然るに同十月銅の暴落、紐育の恐慌、歐洲金融の硬塞等の諸原因

によつて四十一年四月となるや八百二十圓の最低價を觀るに至れり。而して如斯きは尙大正三年同五年及び大正九年の大好況と之に次ぐ大暴落との關係に於ても之を知る可し、即ち大正三年にあつては多年歐洲財界に投ずるに一暗影を以てせし、バルカン事件の紛亂收り經濟界に對する警戒緩和せらるゝものあり、之に加ふるに米國に於ける豐作あり、パタソンの絹織工の同盟罷工も解決を告げられたれば、之等の事情は絲況を良好ならしめ同年五月上一番生絲千三十五圓となれり、然るに七月末埃塞國交際あるや、露獨英佛の列強之に参加し世界大戰爭を惹起し財界の混亂其極に達し、爲に生絲の需要途絶し爲に最低價七百圓を現出し蠶絲界の大恐慌を惹起せり。

大正五年に於ける好況も全く生絲主要需要國たる米國が歐洲戰局より遠隔し、戰爭の餘弊を蒙る事尠きのみならず、其主なる物資の供給國として利を收むること極て多かりし事及び戰時事業の勃興の結果中流人士の收入著しく増加し、爲に其購買力を増加せし事等に因れるものにして、其最高絲價は十一月に於ける千三百四十圓なりき、爾後一高一低常ならざりしも世界的物價の騰貴と戰後の一時的

好景氣とによりて、絲價順次に奔騰し、大正九年一月に於ける前古未曾有なる絲價最優等格四千四百八十圓上一番格四千三百五十圓なる大暴騰を示せり。

然るに同年二月上旬日米海底電線の故障の爲め、月餘相場の居處不明なりしも二月下旬二百五十圓方低落せり。次で三月十五日株式界の暴落と共に、生絲市場亦混亂し一舉三百圓暴落、最優等格三千四百五十圓となり、僅々五十有三日間に一月に於ける最高價より千三十圓方の低落を顯はせり。四月に至るや絲況益、非に、同下旬上一番漸く二千圓を維持せるも、五月三日現物相場千八百圓を示すに至れり。

而して五月二十四日七十四銀行の支拂停止と共に、有力生絲店支脚し、市場波瀾激甚にして六月上旬には千三百圓の絲價を顯はし、在荷日に堆積し窮況愈加はれるが爲め、蠶絲業救済の要絶叫せらるゝに至れり。

如斯くにして九月二十五日第二回帝國蠶絲株式會社設立せられ最低絲價千五百圓を維持して昂低甚しかりし一年を終れり。

大正十年上半期は第二回帝國蠶の買入の爲め、兎も角も最低價格千五百圓を維持

せるものありき。後半期となるや一方世界産絲額三割減の報あると共に、本邦秋蠶亦不作なりしが爲め、帝蠶による救済事業打切となれると雖も、絲況堅實となり年末二千圓臺となるに至れり。

爾後十一年及十二年の上半期相場一昂一低ありしと雖も、大波瀾なかりしも十二年九月關東地方大震災あり、本邦唯一の生絲貿易市場たりし横濱の全滅により生絲取引殆んど歸趣に迷へるものありしも、其復興著しく進捗し、九月十七日再興第一回の生絲取引を觀たり、爾後生絲の燒失震災による輸送難等による生絲の供給難あり、米國にありては殊に震災により生絲飢饉襲來す可しとの風聲あり、以上の如き原因は生絲市場の緊張を來し、絲價の昂上を來し、十月十日最優格二千四百四十圓を示せり、爾來一高一低ありしも年末二千四百四十圓に復し、商勢穩健となれり。

大正十三年に於ては年頭最優格二千七百七十圓なりしも、二月より商勢鈍狀を示し、絲價連日續いて低落せり、然れども四月となるや爲替相場の低落と共に絲價稍維持せらるゝものありしも、商勢振はず、六月となるや清算市場百五十圓臺割れを

示すに至れり。

然るに七八月頃より商勢挽回し來れり、時恰も倫敦會議に於ける「ドース」案成立の報は財界に好反映を與ふるものあり、之に加ふるに支那蠶絲業地に於ける戰亂は同生絲の輸出の減少を來さしめ、米國筋の買氣旺盛となれるものあり、爾後一高一低ありしと雖も年末二千圓臺を維持せり。

大正十四年に於ても年頭最優二千八百八十圓の高値を示せしも、相場漸次に下落し、殊に對米爲替相場の昂騰と共に三月中旬絲價二千圓の關門を破るに至れり、爾後一高一低ありしと雖も大波瀾なく大勢に於て好取引を以て輸出數量四十三萬八千四百四十九俵、八億七千九百六十五萬七千八百八十八圓なる生絲貿易開始以來の最高記録を示すに至れり。

大正十五年年初商ひは最優等二千十圓を以て開始せられしも、絲況安合みにて上旬既に二千圓臺を割るに至れり、而して對米爲替の昂騰に伴ひ爾來連月絲價漸低し、四月末に至るや最優の最低價千四百七十圓を來すに至れり、然れども米國に於ける消費も前年に比して増加の傾向にありと雖も、横濱神戸兩市場に於ける入

荷更に多く、在荷愈、加はり、絲價暴落、製絲業者は稀有の窮迫に陥れり、然るに十二月に入りて共同保管の實行せらるゝものあり、絲價最優千四百五、六十圓を以て漸く安定するに至り、昭和二年一月となるや、前年の慘落の後を受けて最優千四百四十五圓を以て取引の開始を見、爾來一高一低ありと雖も、絲況日に非にして最優最低價千四百圓をも出顯し、七月となるや千四百圓臺を割り、絲價愈、低落し、八月中旬には最優千二百九十圓すら之を見るに至れり、九月絲況稍良好となれりと雖も、月末尙千三百二、三十圓の間にあるに過ぎざりき。

而して如斯き絲價の低落は何等急激なる悪原因の突發せるものに非ざるものにして、内外に於ける企業不振、一般不景氣による生絲需要の幾分の減退あるに拘らず、生絲の生産却つて増加したる結果、金融關係上製絲業者はじめ、生絲貿易業者の賣焦りを來し、然らでだに世界的物價の落潮期に際し、各種纖維材料の相場の下落に伴ひ、著しく絲價を低落せしめたるものなり、従つて斯況を生じたる直接的原因としては、金融状態の不安と薄弱に加ふるに、生絲販賣組織の缺陷に依る所のものにして、之が根本原因としては海外に於ける生絲需要の澁滞にありとす。

以上論述せるが如く、絲價變動の根本原因は全く需要供給の關係によりて定めらるゝものにして、常に其先驅をなせるは生絲需要の増減にありとす、而して本邦生絲の七割乃至八割は對米輸出なるが故に、同國經濟の良否は直に本邦絲價に其影響を及ぼすものなりとす。

而して以上は生絲價格變動の主因なれども、尙其副因として擧ぐ可きは銀塊相場及び外國爲替關係、生絲の定期取引及び製絲金融關係の四者となす可し。

銀塊相場の變動は金貨本位制度を採用せる本邦に對しては、直接的關係更に無けれども、銀貨本位蠶絲輸出國なる支那と其利害關係を反するに至らしめたるが故に、本邦絲價に多少の影響を與ふる事なきに非ざれども、支那の輸出額比較的少量なる今日にありては殆んど之を度外視するも可なる可し。

尙之を外國爲替相場の關係に觀るに、最近兩三年に於けるが如く其高低の度甚しきものあるにありては、絲價に及ぼす影響少からざるものあり、然れども如斯きは蓋し異常なる所のものたるが故に、平常にありては爲替相場の變動が絲價に及ぼす關係に至りては然く大ならざるものなり。

而して絲價變動の第三副因なる生絲の定期取引に對しては、世上極めて論議多く其甚しきに至りては米國絹業者の横濱定期取引廢止を請願するが如きものあり、當業者の間にありても該問題に對し論駁誠に尠らざるものあり。

然れども著者は生絲の定期取引に關する評論は之を他日の發表にまつ可きが故に、茲に於ては其概要に關して論述す可し。

蓋し生絲の定期取引を論ずるに當りては先づ取引所の性質に就て知る事を要するものあり、即ち取引所とは一般商品及び有價證券を迅速且つ確實に比較的經濟事情に適應せる公定相場を以て取引するものにして、就中公定相場の公表は取引所存在の主要なる使命たるものなり、而して取引所の性質如斯が故に取引所に於ける取引は必しも實取引に終る可きものに非ざるものにして、例へば生絲の如きは實物の受渡は百分の二乃至三に過ぎる有様なり。

如斯く投機取引として行はるゝ事多きが故に大量取引も容易に行はれ、比較的多數による公定相場を得るものなり、而して此公定相場によりて現物賣買或は金融上擔保品としての標準を得可く、尙又經濟界の實情を反映せしめて以て企業を

指導するの作用をなす可きが故に、取引所の効用として之れ亦重要なるものたるなり、然れども輓近生絲定期取引改善の議盛に論せらるゝ主要なる點として公定相場が暴騰暴落を示す所以を擧ぐるものあり。

而して如斯きは投機者が思惑によりて絲價の平準を亂すにありと爲せども、思ふに取引を善用するに於ては反つて絲價の變動を減少す可きは取引所の性質上主要なる點にして又疑ふ可くも非ず、元來取引所の効用たる之あるが爲に價格變動の回数は増加す可きも其割合を減ずるものにして、一旦取引所を廢止せんか價格變動の回数は必ずや減少す可しと雖も其變動たるや比較的大なるものにして其結果又收容す可らざるに至るものあるべし。

蓋し取引所の効用たる尙火災に於ける警鐘の如きものにして、其危險に應じて警戒の要を四方に傳ふるに過ぎるものにして、一度警音の耳に好しからざるが故を以て之を毀たんか、猛火屋背に及ぶも尙知らざるの愚となる可きや必せり。

元來絲價變動の眞因たるは前述せるが如く、現在及び將來に於ける需要供給の關係にあるが故に其副因たる取引所の作用は全く受動的なるものにして、唯現今

に於けるが如く暴騰暴落に對し其主動たるが如き結果を現はせるは製絲經營方法及び生絲販賣狀態の現状より著しく之を畫大するに至れるが爲なりとす。

絲價變動に對する第四副因は即ち製絲金融の關係之なりとす、前述せるが如く本邦製絲工場中全々自己の資本のみを以て經營するもの尠く、而も今日にありては製絲業者の多くは多額なる負債を有するものにして、其額四億圓に及べるものありとの推算をなせるものあり、從つて其購繭資金の如きも其一部分は現今尙横濱に於ける生絲賣込商よりの原資金に仰がざる可らざるものあり、其額繰絲一釜當り百圓乃至百五六十圓なりと雖も其貸附當時にありては殆んど擔保品を有せざるものにして、時々出荷する生絲の賣上金によりて支拂はるゝものなりとす。

然れども尙出荷生絲も殆んど大部分は荷爲替附のものにして之に對しても問屋は自己の金融をなさざる可らず、事情如斯が故に生絲下落に際しては生絲賣込問屋は自家の營業に對しても脅威を感ずる事甚しきが故に、勢賣急ぎの弊に陥るものにして、需要の減少乃至は購買力の減退等によれる絲價の下落は更に如斯き供給の増加によりて其勢を大ならしめらるゝ傾向を有するものなり。

而して當に如斯き賣崩しに止らず、製絲家に於ても又同様に一旦絲況不振にして絲價下落の徴あらんか甚しく販賣を急ぐものにして、如斯きは彼の絲價維持策の一つとして荷受制限を斷行せる時に當り、廿括一捆(普通は十六括一捆)として送荷せし地方製絲家のありし事等を以ても知る可きなり。

而して如斯きは製絲主要原料たる蠶繭が季節的生産物にして、一時に多額なる資金を所要とすると共に、他の工業に於けるが如く隨時々價を以て其原料を購入し、生産物價格の變動による危険を軽減することを得ざるが故に一旦絲價下落の傾向を示さんか周章狼狽して事茲に出ずるものなりとす。

然れども事情全く之に反して絲價騰貴の勢を現はさんか、生絲賣込問屋は一つは他店との競争上地方荷主の好感を得んが爲め、他は其委託販賣の手數料の關係上より可及的高價に之を販賣せんとして賣溢りをなす可く、製絲家亦望蜀の念に驅られて之に同ずるものにして、需要の増加或は購買力の増進等による絲價の向上は更に如斯くにして作られたる供給の不足によりて促進せらるゝものあり。而して如斯きは當に現物市場のみの關係に非ざるものにして、定期取引に於ても

又同様にして兩者相待ちて更に其影響を擴大するものなりとす。

絲價の變動を助勢する第四因は之を要するに生絲賣込問屋及び製絲家の資金の薄弱なるに因る所のものにして、生絲販賣組織が改造せられ、當業者が更に其實力を増進するに於ては、殆んど省略せられ得可きものなりとす。

尙以上の外に生絲賣買取引上開放的なる横濱市場に對し、紐育市場が極めて秘密主義なる斯境が時あつてか幻相場を惹起し、之が絲價に及ぼす所大なるものあれども前述せるが故に又贅せず。

之を要するに絲價の變動は價格變動中の大なる東京株式取引所株に次げるものにして、而して如斯きは主として需要供給の關係によりて惹起せらるゝものなれども、尙其生産販賣組織上より來れる所大なるものあり、而して世上盛に論議せる定期取引の如きは唯忠實に其間の變動を傳ふるものにして、之が爲め絲價の變動を鋭敏ならしむ可しと雖も、根本原因に非ざる事論ずるの要なき所なり。

第二節 蠶絲業救済問題

絲價變動の根本原因は其需要の増減及び購買力の多少に因るものにして、其副

因としては、現在に於ける生絲生産販賣組織が比較的大なる作用をなせるものなる事前述せるが如し、而して生絲の需要に關しては第一編第四章本邦生絲貿易の將來に於て論述したるが如く、將來に亘りて頗る有望なるものなれども、其購買力に至つては時に多少の消長あるを免れず。

而して如斯く需要に於て減退せざれども、時に其購買力に多少を生ずるが故に、絲價に於ける變動を生ずるものなりとせば、之に對して吾人の施す可き策は殆んど之を有せざるものにして、唯自然に放置して來る可き者を待つの外なかるべし。然れども生産販賣組織より來れる絲價の變動は、自發的のものにして、之に對しては吾人其改造を攻究せざる可らざるものなりとす。

殊に生絲は世界市場に提供せらるゝものなるが故に、之が蒙る刺戟たるや比較的頻繁にして、而も經濟的發達愈相加はるに於ては益甚しきに至る可し、而して絲價の急激なる變動は、實に生絲貿易業者のみならず、直に製絲家に及ぶ可く、之が原料供給者たる養蠶家に波及す可く、更に生絲需要者も之によりて事業の經營難を惹起す可く、其惡影響たるや當業者全部に至る可きものあり。

如斯きが故に蠶絲政策の根本的出發點は、繋りて絲價の問題にありと云ふも過言に非ざる可し、今絲價激變の副因中の主なる生絲生産販賣組織の改善に對して論ずるに先ち、大正三四年及び同九年に於ける絲價暴落に對し、斯業の救済策として施行せられたる二三の政策に對して論究し、之に加ふるに現下(昭和二年)に於ける斯業救済對策に就いて論述し、以て蠶絲業根本政策の一を爲せる生絲貿易策に就て略述する所ある可し。

最近十數年間に於ける生絲貿易狀態を觀るに、大正四年、同九年、昭和二年の三大不況に遭遇せるものにして、斯況は直に製絲工業に其累を及ぼせるのみならず、斯業經濟の根源をなせる養蠶業界に其災を波及せしむるものあり。

熟ら三不況事情の實想を觀るに、大正四年及び同九年に於けるものと昭和二年に於けるものとは、其根本に於て自ら差異あるが如し、即ち前者は何れも世界經濟界の大變動に原因せるものにして、突發的なるに對し、後者は戰後の景氣沈靜事業引締りに因を有するものにして、漸進的に來れるものなり。従つて前者にありては蠶絲關係業者は生絲貿易業者より養蠶家に至る迄、等しく至大なる影響を蒙れ

るものなれども、後者にありては其災害は特に養蠶家に於て峻烈なるものにして、製絲業者貿易業者が之に依りて蒙れる不況の影響たるや、比較的輕微なるものあり、例へば昭和二年度に於ける製絲業者の經營實情を觀るに、横濱現物最優等格標準相場によるに千四百六十圓(六月二十日)を最高となし、八月中旬千三百圓臺を割り、最低相場千二百八十圓を現はせり、然れども今其成行約定による絲價を調査するに、新絲開始の六月二十日より十月三十日迄に於ける二十七回の平均に於て、千三百四十六圓を示せり、而して同年度に於ける春繭購入價格を釜入れ六十五掛、同生絲百斤當り生産費を三百五十圓、屑物其他の收入を五十圓となす時は、生絲生産原價は千三百四十圓となる可し、果して如斯しとなさば大局よりする時は、製絲業者として採算相場と云ふ可く、尙秋蠶繭の遙に低廉なる原料を獲ることを得たりとせば、其關係更に之よりも良好なるものある可し。

然るに之を養蠶業者に觀るに、繭價が其合理的生産費に及ばざること遠きものあるは、茲に之を詳論するの要なかる可し、如斯きが故に等しく蠶絲業不況に對する救済策としても、此兩者の間に於て著しく其性質を異にせるものある可きは明

なる所なり。今三次の斯業不況の實情と其救濟策に就て論述する所ある可し。

一、大正三四年に於ける蠶絲業の不況と之が救濟策

大正三年七月二十五日埃塞國交斷絶し、續いて歐洲大戦争を惹起し、八月二十四日には日獨開戦となり、世界未曾有の動亂となり、歐米財界の混亂甚しきに至れり、而して之が爲め本邦唯一の輸出品たる生絲も暴落甚しく、十月に至るや七百圓の安値に陥り、戦前の相場より二百九十圓の暴落を爲すに至れり。

茲に於てか時局に對する蠶絲救濟策として施設せられし主要なる事項は、生産制限としての繰業の短縮又は休止、最低價格維持策としての不買同盟等を勵行せしも、窮況愈甚しかりしが故に、同年十一月七八の兩日に於ける全國蠶絲業者大會に於て、政府に對し蠶絲救濟資金三千萬圓乃至四千萬圓を要望せるものあり、同十二月十九日蠶絲救濟補償法案の提出をも見たれども、議會の解散によりて消滅せるが故に、政府は蠶絲救濟策に對し緊急勅令を仰がんとせしも、樞密院は憲法上より其通過を肯せざるが如き状態なりしが故に、政府は國庫剩餘金の内より五百萬圓の補助をなし、營業者より二百萬圓を出資せしめ、蠶絲救濟の實行をなさしむる

事となせり、之れ即ち第一次帝國蠶絲株式會社なりとす。

第一次帝國蠶絲株式會社は蠶絲業救濟を目的とし政府より五百萬圓の補助(國庫剩餘金より)を得、資本金二百萬圓(四百株を以て大正三年三月二十日横濱銀行集會所に於て創立總會を開催し、四月一日より營業を開始し、次の如き實行方法要約して摘録す)により信州上一番格八百圓の最低價格の維持を圖れり。

- 一、當社の生絲買入に着手するは市場最も沈靜にして成る可く他に買入なき時を遊ぶ事。
- 一、當社が生絲を買入るる相場は信州上一番八百圓未満、他の格のもの値段は別に當社の定むる所の格付に據る。
- 一、當社が買入るる生絲は横濱市中の在荷に限り時價を以て生絲を買入るる場合は、必ず内外輸出商に委託し從來の商習慣によるものとす。
- 一、當社が在荷を横濱に於て賣却する場合には必ず生絲賣込問屋に委託して之を販賣せしめ、海外に賣却する場合には必ず内外商に委託して送荷をなし之を販賣するものとす。
- 一、當社が買収したる生絲は、内地に置くものは生況が好況ならざれば賣放たず、海外に輸出したるものは信州上一番八百八十圓以上に非ざれば賣却せず。従つて當社の方針は間接に上値を定むるに共に同時に下値の保證をなすものとす。其他

四月中旬生況軟弱なりしにより、第一回買収として九萬斤餘を百斤當八百三十三圓十五錢を以て購入せり、之が爲に生況の復活を見たり。

然るに五月中旬端境期に於ける賣急ぎの爲め生況再不振さなりしにより、五月下旬第二次買収を

して五十九萬斤餘を百斤當八百十九圓八十六錢を以て購入せり、而して二回の買收の爲め約十七萬斤(一萬二千捆)を買收せるが爲め、大正三年度春挽生絲五六百萬斤(拾萬捆)は能く絲價八百圓を維持し所期の目的を達したり。

然るに六百萬圓拂込資本二百萬圓の二分の一を政府助成金五百萬圓の小資本を以ては、殊に其一部にて前述せる一萬二千捆を購入せるが故に、大正四年度の新絲に對しては其購買能力に於て欠くる所あるが故に、遂に六月十四日政府よりの解散命令となり、翌十五日株主總會に於て會社の解散を議決せり。

同社の解散後の清算に觀るに、政府助成金五百萬圓を納金し、拂込株金百萬圓を拂戻し、株式配當金八八朱を拂ひしも、尙百六十九萬二千五百五十二圓四十五錢の剩餘を得、政府に之を上納せり。

二、大正九年に於ける蠶絲業の不況と之が救済策

歐洲大戰爭以來本邦生絲の主要需要國なる米國にありては、戰禍の中心より遠く之が主要なる物資の供給國たりしが故に、好景氣到來し爲に經濟界の大活躍を見たり、而して之が餘榮を以て生絲價格の如き上一番四千三百五十圓なる未曾有なる高價を出現せしむるものありき、然れども米國にありては人心浮華に流れ、投機熱盛となり、財界極度の發達を示せるが内にも、盛餘稍不安の趣を現はすに至れるものありき。

即ち米國に對する債務國たる歐洲諸國は疲弊甚しく、殊に露國の如きは革命の結果産業の頽廢甚しきものありき、而して如斯き狀況は先づ米國輸出貿易の減退を來したるが爲め、米國聯邦準備銀行は投機抑制の目的を以て、貸出緊縮の方針を採用せるが爲め、三月十五日(株式市場は直に之が爲め大暴落を告ぐるものありき、

而して之が影響は直に本邦絲價に及ぼし、三月々末となるや千圓以上の大暴落となれり、五月となるや暴落に暴落を重ね、上一番生絲の如きは千八百圓即ち最高價の半にだも及ばざることとなれり、殊に七十四銀行の破綻事情起るや、蠶絲業界の蒙れる打撃甚大なるものあり、爲に月末千五百圓の新安値をも現はすに至り、六月に入るや絲價低落に加ふるに低落を以てし、上一番千三百圓となれり。

茲に於てか繰業短縮出荷制限定期取引所の賣繋の禁止、地方蠶絲業救済資金の融通一千萬圓等の斯業救済對策を講じ、絲價の維持を圖れりと雖も、生産調節の實舉らず、在荷滞積して市況惡化甚しきものありき、斯況は茲に全國斯業關係者聯合運動となり幾多の曲折を経て次の如き具體案作製せられたりき。

決議

- 一、資本金一千萬圓の「シンヂケート」を組織すること。
- 二、政府は右「シンヂケート」に對し年二朱にて五千萬圓を貸付くること。
- 三、貸付期限は二ケ年とし必要なる時は期限を延長すること。
- 四、絲價を最低百斤(上一番)千五百圓見當に維持すること。

如斯くにして帝國蠶絲株式會社の成立案を得、株式割當を行ひしに申込豫定額超加せるが故に千六百萬圓に増額し、次の如くにして第二次帝國蠶絲株式會社の創立を見たり。

第二次帝國蠶絲株式會社は、大正九年九月二十五日東京蠶絲業同業組合中央會に於て創立總會を開き、資本金千六百萬圓拾六萬株第一回四分の一拂込とし、政府より五千萬圓の低利資金の融通を受け、絲價調節の爲め生絲の買入及び其賣渡をなす事を目的として創業せるものにして、次記内規により經營を開始し、十月十一日日本社を横濱に置く事となせり。

内 規

- 一、買入に關する規定
 - 一、買入る可き生絲は横濱在荷に限るものとす、其買入價格は左記の標準による。
 - 信州上一番格千五百圓迄(其他略す)
- 二、生絲の買入は本社又は内外輸出商に託して之を行ふ、買入る可き生絲は生絲検査所の検査を経る事を要す。

但し品位検査は依託輸出商をして之を爲さしむる事を得、其他

- 一、賣却に關する規定
 - 一、生絲賣渡の方針は重役會に於て之を定む。
 - 二、買入れたる生絲を横濱に於て賣却する場合は、會社が値段を定め蠶絲賣込問屋に委託して之を行ふ。
 - 三、買入れたる生絲は、重役會の決議により内外輸出商に委託して海外に出荷賣却する事ある可し。但し賣却の値段は會社之を指定す。
 - 一、委託輸出に關する規定
 - 一、委託輸出の場合に於ける其委託先は、總務部の指定による事。其他
- 雜則
- 一、委託輸出商に對する買入注文量割當の標準は、其最近一ケ年の積出數量と、器械検査設備の能力とを斟酌して凡そ左の如く内定す。

委託買入先分擔豫定(査定率)

三井物産株式會社	二八〇	鈴木商店	四〇
原 輸 出 部	一七〇	日本生絲會社	二〇
横濱生絲會社	一六〇	高 田 商 會	一〇
日本綿花會社	五〇	其 他	二〇
江商株式會社	五〇	小 計	八〇〇

外 商 二〇〇

一、輸出商支拂ふ可き買入口錢は買入代金の千分の四とする事。其他十月末より在荷停滯拾萬梱に達せんとするものありしが故に、十一月十五日委託輸出商に對し生絲の買入をなす可き事を公表し、十一月二十七日四十二萬六千斤弱、價格六百六十一萬三千圓の購入をなせり、次に十二月四日第二回買入を行ひ、六十七萬五千餘斤一千四十八萬圓の購入をなせり、爾後第三回買入を行ひ、第一期買入を打切りとなせり、其購入斤數百六十九萬斤餘二萬九千弱、價格二千六百萬圓餘に及べり。

然れども絲況非にして會社は第三回の株金の拂込を行ひしも、資金の充實を欠き、勢の窮まる處當局に請願するに蠶絲業救済の事を以て、大正十年三月蠶絲業救済貸付金補償案議會を通過し、爲に第二期計畫の進行をなし得るに至れり。即ち四五兩月の間に於て二百五十五萬斤四萬三千七百梱三千八百八十二萬圓餘の購入をなせり、然るに九月以降絲況順次に活氣を呈し來り、十二月となるや市中在荷減少し、絲價昂騰せるが爲め會社は購入生絲の賣却を爲す事となし、第一回賣却として二百萬斤三萬四千五百梱三千七百八十萬圓の生絲を同二十三日に受渡を終了せり、爾後殘餘の會社購入の生絲は十一月五月より一ヶ月平均二十萬斤づつを、成行値定め及び入札の方法を以て賣却することとなし、十一回の入札賣却を以て十月十六日最後の受渡を終了し、會社持荷の處分を完了せり。

然るに米國戰後の經濟的混亂も漸く平靜に歸したるが故に、大正十一年十二月一日を以て會社解散の議を決し、翌十二年三月一日清算終了し、八百七十三萬七千餘圓の純益を得、株主に對しては年

一割の配當をなすと共に、政府に對し寄附金として三百萬圓の上納をなし、其他七十五萬圓の寄附金をなし、所期の目的を到達せり。

三、昭和二年に於ける蠶絲業の不況と之が救済

最近に於ける斯業不況の實狀は前述せるが故に、茲に斯況を見るに至りし原因に就て論究し、之が救済施設を觀る可し、思ふに現下の斯業の經營難は將に其行詰りを顯はせるものにして、局面の一轉換を爲すに非らざれば其安定を希圖し得可きに非ざる可し。

抑現下蠶絲業窮況の最大因子と目す可きは生絲生産の増進と之に伴へる金融制度の不完全とにある可く、之が直接的近因としては震災によりて蒙れる斯業の打撃たる可し。

震災による焼失生絲は總計五萬二千八百九十六梱にして、約五千萬圓なれども其損失の一部分は生絲賣込問屋の負擔となれるが故に、震災による其他の損失と共に業界に及ぼせる影響頗る大なるものあり。叙述の序を以て焼失生絲處分問題に就て附記する時は次の如きものあり。

同損害の負擔に關しては、澁澤牧野志村の三氏の裁定により、大正十三年五月五日次記の如き裁定書により、協商する所あり、五月二十七日先づ製絲家と問屋との協定成立し、輸出邦商に對しては十月十三日、外人商館に對しては十二月十日夫々協商成立し、圓滿解決する所ありき。

裁定書

大正十二年九月一日の大震災に依り、燒失したる生絲の損害負擔に關しては、當事者各自の損害の程度從來の取引關係平素の情誼等諸種の事情を參酌し、各自協定を遂ぐるを適當と認め、其の規準を提示すること左の如し。

- 一、問屋又は銀行保管中燒失したる生絲の損害に對しては、問屋は其二割を負擔し、製絲家は其の八割を負擔することとし、荷爲替附のものは一梱に付二百二十五圓を差引きたる殘額を製絲家より問屋に仕拂ひ無爲替のものは一梱に付二百二十五圓を問屋より製絲家に仕拂ふこと。
- 二、看貫濟の後燒失したる生絲の損害に對しては、輸出商に於て其の全部を負擔すること。
- 三、引込中燒失したる生絲の損害に對しては、輸出商及び問屋は各二割を負擔し、製絲家は其の六割を負擔すること。
- 四、燒失生絲の損害に關する負擔金は、看貫濟のものは五ヶ年間に、其他のものは八ヶ年間に支拂ふこと。
- 五、燒失生絲は品質の如何を問はず、百斤に付二千圓として評價し、一梱は九貫目として計算すること。
- 六、火災保險金の支拂を受けたる時は、看貫濟の生絲に關しては、輸出商其の他のものに關しては、製

絲家の損害補填に充つること。

震災による燒失生絲の處分案は、如斯き解決を得たりと雖も、從來製絲金融の本源なりし生絲賣込問屋が、之によりて資力に於て頗る薄弱となれるものあるに拘らず、輓近生絲の生産額は著しく激増し、數年前五十萬梱内外なりしものも最近にありては、八九十萬梱に及ばんとするものあり、此兩現象は相共に絲價の低落に對して著しき影響を與ふるものにして、適々之に加ふるに、對米爲替相場の續騰あり、世界的物價の低落あり、内國消費の不振等の惡材料の續出せるものあり、之により製絲關係業者は金融難の爲め賣焦りをなすに至りしが、爲め著しく絲價の低落を來せるものあり。

大正十三年春の如きは、全く之にして、續いて來れる資金難は、生産物の賣急ぎ資金の回收に急ならしめ、爲に輓近にありては、在荷三四萬梱となれば、市場に於て其保持力を失ひ、絲價を低下せしむるものあるに至れり、茲に於てか生絲の共同保管を實施せる事前述せる所なるが、之れ將に時宜を得たるの法策なりとす、然れども如斯きは、一時的應急策たるものにして、更に之が救済をして徹底せしめんが爲に

は、政府は或程度迄損失を補償する覺悟を以て事に當らざる可らざるものあり。蠶絲不況甚しきものあるに至りしが故に、之が救済策として生産調節、繰業短縮第三次帝蠶創立等幾多の施設は何れも過去の經驗によりて案出せられ、之が實行計畫せらるるものあり。

第三次帝蠶は次記の如き定款(要領)設立案の下に十月二十九日創立總會を開き之が設置を見たり。

定款要項

- 一、本會社は絲價の安定を期する爲め左の業務を營むを以て目的とす
 - 一、生絲買入れ及其の賣渡し
 - 二、生絲又は其の倉荷證券を擔保とする貸付
 - 三、生絲又は其の倉荷證券を擔保とする債務の保證
 - 四、前各號に關聯する業務
- 一、本會社は帝國蠶絲株式會社と稱す
- 一、本會社は本店を横濱市に置く但便宜の地に出張所を設くることを得
- 一、本會社の資本總額は金五百萬圓とす
- 一、本會社の營業年度は一年一期として毎年五月三十一日其の收支を決算するものとす

一、株主に配當すべき額は一年一割の割合を越ゆることを得ざるものとす其の期末現在の株主に配當す

帝國蠶絲會社設立案

- 一、資本金五百萬圓(拂込金百二十五萬圓、四分の一拂込)
- 二、絲價安定を期す爲生絲買入又は擔保貸付を行ふ
- 三、買入又は擔保貸付を行ふ數量は五萬梱とす
- 四、所要資金總額三千七百五十萬圓。一梱七百五十圓(最優千三百五十圓標準)として五萬梱に對する金額
- 五、資金融通方法所要資金三千七百五十萬圓右に對する見返擔保として生絲五萬梱一梱六百五十圓(普通擔保價格として)三千二百五十萬圓及帝國蠶絲倉庫會社債務保證に因り其の資産三百萬圓(未拂込資金とも)を充て、尙不足二百萬圓に對しては帝蠶會社未拂込資金三百七十五萬圓を充つること此外貸付の場合には拂込資本百二十五萬圓あり(但し此内貸付に關する諸費減額す)但し買入の場合には拂込資本金二十五萬圓は支拂利息及保管料其他の費用に充つ。

之より先政府は蠶絲委員會を設置し、蠶絲業の發達及改善に關し調査審議することとなし、殊に當面の問題として絲價安定策を講究せしむることとなし、特別委員會を設置することとなれり、昭和二年六月四日發布而して同會第二特別委員會調査事項として、製絲經營改善に關する事項、生絲取引制度改善に關する事項を、第

三特別委員會に於て繭價及絲價安定に關する事項を主として審議せしむる所あり。

蠶絲局案として絲價定定方策として同委員會に對し次の如き參考案を提示し調査研究せしむる所あり。

絲價安定方策參考案

- 一、政府及民間の出資を以て帝國蠶絲倉庫株式會社を擴張し、非常時に於て絲價安定を圖る爲の事業を行ふ機關たらしむること(法律及豫算を要す)
- 二、帝國蠶絲倉庫株式會社に對し絲價安定上必要なる特別資金の貸付をなしたる銀行が其の貸付に因り損失を蒙りたる場合には政府に於て之が補償を爲すこと(法律及び豫算を要す)
- 三、政府は帝國蠶絲倉庫株式會社に對し、前項の損失補償に代るべき特別の資金貸付を爲すこと(法律及び豫算を要す)(前項補償案不成立の場合にいふ)

帝國蠶絲倉庫株式會社に對する政府出資法案要項

- 一、政府は帝國蠶絲倉庫株式會社をして絲價の安定を圖るに必要なる事業を行はしむる爲、同會社が資本を増加する場合に於て八百萬圓迄其の株式を引受くることを得ること
- 二、帝國蠶絲倉庫株式會社は其の株金全額拂込前と雖も資本を増加することを得ること
- 三、政府は帝國蠶絲倉庫株式會社の株式引受の場合に於て、生絲検査所附屬倉庫並にその附屬の設備及土地を以て、出資の目的に充用し第一回の拂込に充つることを得ること

四、政府は第一回拂込の翌年度以降に十年間毎年度三十萬圓を拂込むこと

五、帝國蠶絲倉庫株式會社の利益配當は之を制限すること

六、政府持株に對する利益配當は三十年間之を免除すること

七、政府は帝國蠶絲倉庫株式會社の業務に關し指揮監督をなし得ること

帝國蠶絲倉庫株式會社民間出資增加案要項

- 一、政府出資と同時に民間出資に依り現在資本金三百萬圓の外に更に新株式五百萬圓を増資すること(政府出資と合し一千六百萬圓の資本金とする)
- 二、新株式に付ては第一回拂込として五百萬圓を拂込むこと
- 三、増資の翌年度以降十年間に新舊株式共拂込を了すること
- 四、新株式募集及拂込方法に付帝國蠶絲組合の積立金を利用するか、又は別に新に蠶絲業者より應募拂込まじむるかは民間の都合に依ること

絲價安定に關する特別融通損失補償案要項

- 一、政府は帝國蠶絲倉庫株式會社が政府の承認を受け、生絲價格の安定を圖るため事業を行ふ場合において、之に對しその事業に必要な特別の資金を貸付けたる銀行が、その貸付に因りて損失を蒙りたるときは、五千萬圓を限りこれが補償をなすの契約を締結することを得
- 右の損失を決定する基準及補償の條件は主務大臣これを定むること
- 二、前項に依り損失の補償を受くべき特別資金融通の條件に付ては、銀行は豫め政府の承認を受くべきこと

三、第一項の契約に基き政府が銀行に對して支拂ふべき損失補償金は、公債を以て之を交付することを得ること

四、政府は前項に依り交付するため、必要な額を限度として公債を發行することを得ること
補償法には前各項の事項の外尙

五、損失の補償を受け得べき資金の融通は、一定期間内に行はるべきこと

六、損失の補償を受け得べき資金の償還期限を一定期間内とする事

を要す、然るに此期間及期限を定むることは自ら絲價安定に對し一定の期間を設くることなるに同時に長期に亘るに隨ひ財政計畫の確定を妨ぐることとなり、此點は補償法制定に對する實際上の難點と認めらるるも一應五の融通期間は之を法律施行の日より五年以内に行はるべきものとす、六の償還期限は同じく十年以内と爲し置かむことす

絲價安定に關する特別貸付法案要項

一、政府は帝國蠶絲倉庫株式會社が政府の承認を受け生絲價格の安定を圖る爲事業を行ふ場合に於て必要ありと認むるときは主務大臣の定むる條件に依り同會社に對し五千萬圓を限り無擔保にて特別貸付を爲すことを得ること

二、政府は本特別貸付の爲必要な金額を限度として、公債を發行することを得ること

三、本特別貸付は法律施行の日より五年以内に於て、同じく十年以内の償還期限を以て爲すことを得ること

然るに之に對し同委員土方日本銀行副總裁は、政府案による絲價安定機關は現

在の製絲金融の形態を紊し、且つ本邦生絲の消費者たる米國絹業者をして、官民合同して強いて絲價の吊上げを爲す可しとの誤解を懷かしむる虞あれば、寧ろ絲價の安定を圖らんが爲には金融の圓滑を爲さしむ可く、之が爲め金融業者の損失に對し政府が補償を與ふるを上策となす可しとせり。

之等の提案を基として蠶絲特別小委員會は絲價安定策として、蠶絲局案に配するに土方案を以てし次の如き安定方策を案出せり。

絲價安定方策案

一、銀行が一定の時期において一定の條件によりて製絲業者又は問屋に對し輸出向生絲を擔保として資金を貸付けたる場合において、これによりて損失を受けたる時は政府はこれを補償すること

二、銀行はこれを特定せざること

一、一定の時期とは内外物價のすう勢消費の狀況および爲替關係等に對し、不自然なる低落を示し生産費を割ること甚だしき場合にして、その原因が製絲業者の資力薄弱に存しその結果が蠶絲業の基礎を危殆ならしむるが如き恐れあるときなること、右時期の決定は蠶絲同業組合中央會の發動に基き、政府において絲價委員會の議を経てこれをなすこと
その期間の延長につき又同じ

一、一定の條件

- (イ)利率については最高利率を定むること
- (ロ)貸付期間はこれを定むること

一、擔保

- (イ)擔保は帝蠶倉庫又はその指定倉庫に保管する生絲の倉庫證券なること
- (ロ)擔保たる生絲の品質量目については適當なる機關の検査を経ること
- 一、貸付金額は生産費を考慮し維持せんとする價格の金額を標準とすること

右金額は時期の決定に際し政府において、絲價委員會の議を経てこれを決定すること

一、貸付方法

製絲業者振出の手形割引の方法によるときは、必ずしも問屋の裏書を要せざること

一、補償

- (イ)補償契約をなし得る期間は本案實施後十箇年とする
- (ロ)補償契約をなし得る總金額は五千萬圓を限度とする
- (ハ)補償契約は銀行の請求により政府において、絲價委員會の議を経てこれをなす
- (ニ)補償を受くべき損失は債權者の債務不履行に因り、銀行が擔保物を處分して債權の辨済に充當したる場合における不足分全額なること(元利並に貸付および處分に要したる經費)右損失およびその額は損失審査會においてこれを決定すること
- (ホ)補償を受けたる損失に相當する債權は、補償ありたる時より政府に歸屬し政府は適宜これが

取立てをなすこと

- (一)銀行の擔保物處分の時期および方法については政府の認可を要すること、し政府は絲價委員會の議を経てこれを決定すること

(ト)損失補償金は國債證券をもつてこれを交付すること

二、政府は帝蠶倉庫會社に生絲検査所屬倉庫の現物出資をなすこと

一、帝蠶倉庫會社は右倉庫の評價額に相當する金額だけ増資をなすこと

一、政府は帝蠶倉庫會社の業務につき十分なる監督をなすこと

三、製絲業者又は問屋にして前項の補償を受けたる場合においては、營業者の自助的精神に據り今後の絲價安定資金として相當の積立金をなすものとする

土方案によれる斯業金融對策は、蠶絲業金融統制上一新紀元を畫す可きものにして、斯業に對し頗る意義を有す可きものなりと雖も、其損失補償の方法は斯業に對して間接的に行はるるものにして、對銀行策たるのみならず、其實施の方法範圍地域等に於て局限せられ、然も既に出廻り濟みとなれる貨物に對する金融の便を與ふるに過ぎるものあり。従つて其効ある可しと雖も尙部分的たる缺點なきに非ざる可し。

今若し該案に對し運用時期制限の徹廢、地域を擴張して全國となすこと、貸出擔

保價格を最低採算原價を基準として認定すること等と爲さば、該案は將に斯業に對し應急策として最良く其効を發揮し得るに至る可し。

四、養蠶家に對する救済案(第三項に於て論述す可きも便宜上之を分離す)

前述せるが如く昭和二年度に於ける蠶絲業界に於ける困厄は、養蠶家に於て最も甚しきものなるが故に、救済策ありとせば斯業に對してこそ、最も適切なる施設を要す可きものなれ、政府は米價下落に際し之が調節を圖らんが爲め、多數國民の必需品なるに拘らず買上げを實行するものあり、而も米穀を所有し同法施行の恩典に與る者は、比較的大地主大農に多き現状なりとす、然るに繭價暴落の打撃を受くるは二百萬の養蠶家にして、彼等は概して中小農に多し、而も彼等の生産物たる繭は製絲工業の主要原料にして、海外に輸出せらるること八億萬圓以上に及べるに非ずや、如斯んば即ち窮養蠶業者に對して救済施設無らざる可らざるや必せり、政府茲に觀る所あり、低利資金五千萬圓を融通して之が對策たらしめんとせり。

資金融通の概要

一、融通金額 金五千萬圓以上

二、融通の形式

勸業債券、農工債券及産業債券の引受による、日本勸業銀行は農工銀行をして代理貸付をなさしむることを得

三、融通利率

預金部の債券引受利率は年五分、日本勸業銀行、農工銀行及産業組合中央金庫の貸付利率は年五分五厘以内とす、但し農工銀行代理貸付の利率は年六分以内とす

四、償還期限

一ヶ年以内とす

五、支 途

- イ、乾繭保管又は委託製絲による乾繭及び生絲の保管に對する資金
- ロ、肥料購入資金
- ハ、桑苗購入資金
- ニ、蠶種蠶具補温材料及び消毒藥品購入資金

帝國養蠶組合の養蠶家救済低利資金融通の運動は、茲に當局の容るる所となり、五千萬圓の融通の便を得たるものにして、同資金は乾繭保管の設備、又は産業組合の組織を有する養蠶家に對しては、容易に該資金の融通を得るものにして、然らざるものもありても、養蠶業者十人以上の連帶責任を有するものに對しては、融通の途を開けり、素より該資金の融通は、必しも理想的に行はるるもののみならず、可きも、當局者が今次の如き漸進的蠶絲不況の時代に對し、斯業の根柢をなせる養蠶

業に對し、其應急的施設に關し一顧を拂へるものとして、最も意義を有するものとなす可きなり。

以上は最近十數年間に於ける斯業不況に對する、蠶絲救済對策實況の概略なりとす。

第三節 結論

本邦蠶絲業は前述せるが如く、期年ならずして數次の不況に遭遇せるものにして、而も其窮境甚しきに至るや、蠶絲は國民經濟上最も重要な關係にあり、輸出貨易の大宗なりとして、政府の援助を懇請し、之に依りて一日の安を得んとするが如き方策を採れるは、斯業救済に關する常策たる感あり。

工場制工業として發達し、投資固定資本金額三億萬圓に近き大製絲工業を中心となせる、本邦蠶絲業に於て經營上諸般の方面に於て、如斯く安定を缺けるは、全く斯業經營上、其合理性を欠けるものあるが爲にして、之れ將に斯業に對する國策樹立の要ある所以なりとす。

而して蠶絲國策の一つとして、著者は茲に先づ生絲販賣組織の改良を提唱する

ものなり。

生絲販賣機關の一として、生絲賣込問屋が最重要なる位置に立てるは前述せる所なり、抑生絲賣込問屋は前述せるが如く、本邦製絲工業をして如斯く急速にして異常なる發達を爲さしむるに對し、頗る歴史的に重大なる關係を有したるものなり、即ち製絲資金の供給者として、往昔前貸制工業に於て商業者が家内工業者に資金の融通を爲せるが如く、兩者共に之に依りて利する所尠らざりしものなり。

然るに製絲工業が大經營大企業となり、其信用を増加すると共に、他方生絲販賣上先約定によるもの増加し、其企業的危險減少するに至るや、製絲金融機關として中央銀行、地方銀行共に其優良なるものに對しては、喜んで金融の便を與ふるに至れり。而も震災以來生絲賣込問屋の資力比較的薄弱となれるものあるが爲め、其關係一層甚しきに至れり、茲に於てか生絲賣込問屋の二特性の一つは益縮小し、只變らざるは地方荷主よりの生絲の委託販賣のみとなれるなり。

此機に際し、燒失生絲の處分案として、蠶絲業同業組合中央會々頭志村源太郎氏により、所謂共榮會社案として問屋制度の改善に就て、其一方策を提示せられたる

ものあり、之れ即ち生絲賣込問屋の企業の合成を企圖せるものなり。

共榮會社案

- 一、問屋及製絲家は其共存共榮の精神を以て燒失生絲の損害賠償の方法を立つること共に、生絲貿易の發展を計る爲め、將來販賣組織に一大改善を加ふること
- 二、右の目的を達する爲め問屋及製絲家は成る可く多數結合して株式會社を作り、問屋業務を大規模且つ經濟的に經營し費用の節約を計ること
- 三、從來の問屋營業の利權は評價委員の評價に依り新會社之を買收すること
- 四、會社の資本金を二千萬圓とし、之を二十萬株に分ち、問屋及製絲家各同數に別ち十萬株づゝを引受くること
- 五、問屋引受の十萬株は其營業の利權買収に振當て、不足額は五分利附社債券を交付すること
- 六、會社は左の事業を營むこと
- イ、製家絲の委託を受け生絲の販賣を爲すこと
- ロ、株主たる製絲家に對し資金の融通、生絲荷爲替の受拂を爲すこと
- ハ、倉庫業
- 六、會社の利益配當を當分年八朱に止め、其殘餘金を燒失生絲の損害補償に充つること、但一半は損害額に、一半は生絲出荷數に按分すること
- 燒失生絲の損害補償完了したる後は、前項殘餘金の一半を生絲出荷數に應じて株主たる委託者に割戻し、一半を株主に配當すること

本項の補充を爲す外に、製絲家は其燒失生絲に關する債務額に應じ、出荷一捆に付若干の積立を爲すこと

七、株主たる製絲家は左の區別に依り其生産する生絲の販賣を會社に委託すること、但内國用の生絲は此限にあらず

イ、年産額三千捆未満のものは其全部

ロ、年産額三千捆以上のものは其三分の二以上、但一工場の生産に係るものは其全部たるべきこと

八、委託されたる生絲は特に指定あるもの、外販賣の時期數量價格又は賣先に付き會社の自由裁量に任ずること

九、問屋營業の利權を會社に譲渡したる者は、同種營業若くは類似營業を爲し又は是等に關し他人の事業に援助することを得ざること

十、株主以外の者に株式を譲渡せんとするときは役員會の承認を受けること

輓近養蠶家によりて組織せらるる組合製絲が其存立の新意義を認めらるると共に、其發達顯著なるものあり。而して其勢は遂に大正十五年十月長野縣松本市に於て開催せられし長野縣生絲販賣組合大會に於て、組合産絲の共同濱賣問題提唱せられ、全國的問題として攻究せらるるに至り、遂に大日本生絲販賣組合聯合會組織せられ、昭和二年新絲より同聯合會によりて所屬組合の産絲は販賣せらるる

に至れり。(卷末附録參照)

共榮會社案は不幸にして成立せられざりしとは云へ、將來問屋改善策として最も有力なる所のものたる可きは疑を容る可きに非ざるなり、而して又組合製絲の問屋兼營の如き其時宜に投じたるものなるや論なき所なり、生絲販賣組織を論ずるもの、適々生絲賣込問屋の不必要論を稱ふるものなきに非ず。

然りと雖も製絲工業は、元來少數なる大企業大經營によりて經營せらる可きものに非ざるものにして、殊に現今に於けるが如く極めて多數なる小製絲業者分立の狀態にありては、問屋なる仲介機關を利用するに非ざれば、需要者と生産者との交渉接觸は容易に行はる可きに非ざる可し、如斯きが故に問屋の生絲委託販賣事業は、生絲販賣機能として必要缺く可らざる所のものたり。

然れども如斯き委託販賣なる事業が、一營利業態として行はる可きは、製絲工業が薄資小經營を以て行はるる場合に限らる可きものにして、之が理想狀態として論述するとせば、同金融系統乃至は同地方等比較的親密なる關係を有する製絲業者が、恰も産業組合製絲が、其産絲の販賣機關を組織せるが如く、共同の出資を以て

問屋事業の兼營を爲すを宜しとす可し。

然れども之に先ち專業問屋業者が聯合或は合同、共榮會社に類する更に強力なる組織を以て業務を執行するものも、之を觀るに至る可きか、生絲賣込問屋が在る可き姿に移行するに際しては、幾多の過渡階梯を経ざる可らざるものある可し。

之を要するに生絲委託販賣の組織が更に改良せられ、製絲業の共同組織によるもの、或は專業問屋業者の強力なる合同等に依るものあらば、其經營信用の増大す可きは勿論、或は備荒貯蓄の如き、或は損害補償の如き、諸制度も何れも容易に行はる可きものたる可し。

而して斯業に對する恒久的金融對策として、政府補償の下に有力なる施設を得可しとせば、合理的絲價繭價の維持は可能となる可く、斯業の經營は比較的安定する事を得可し。

次に生絲輸出業にありては、爲替關係上大規模に輸出入業を行ふものに於て、最も有利に行はる可きものなるが故に、現狀に頼らざる可らざるべきも、生絲需要者たる米國絹業者の經營實力の充實を見其有力なるものと特殊なる聯絡を爲す事

を得可くんば、此問題も亦生産者より消費者への直路を執り得可く、理想状態として大に攻究せらる可きものなる可し。

而して如斯き生絲販賣組織の改善は、製絲工業の堅實性を増加す可く、小工場の企業的聯絡、大經營への移行等も順を逐ふて行はる可く、斯業營業の合理化は斯くして將に其一步を進出し得可きなり。

而して斯境は製絲工業經營の登録制或は増釜免許制等の諸制度の法制的確立と共に、愈其効果を發揮するものある可きなり。

製絲工業の經營合理化せらるるに至らば、養蠶業亦之が爲に堅實性を加ふるものある可し、殊に斯業の合理化運動の一つとして、産業組合製絲の發達普及の如きは、將に之が理想的解決の一階梯を爲せるものと觀る可きなり。如斯くにして生絲販賣なる一元齊ふて、斯業金融改善策、製絲工業合理化、等蠶絲業界萬般の方策治まる可く、内斯業界に於ける階級的闘争を未發に防ぎ、斯業の基礎を固め、自らを利すると共に、外海外需要者をして頼らしむる事を得可きなり。

如斯くにして本邦斯業は國業として更に力ある可く、斯くて國際經濟場裡に於

ける吾人の天分を果す事を得可きなり。

— 終 —

改 版 生 絲 と 其 貿 易 終

附 録

横濱生絲賣込問屋申合規則

今般生絲賣込問屋申合規則ヲ定ムル所以ノ者ハ横濱生絲賣込問屋ト各地方生絲荷主トノ間ニ於テ取引上諸般ノ關係ヲ明ニシ以テ便益ヲ將來ニ圖リ紛擾ヲ未發ニ防キ縦ヒ葛藤ヲ萬一ニ生スルコトアルモ其際互ニ相據ル所アリテ斯業ヲシテ益盛大ニ至ラシメント欲スルニ在リ因テ内外ノ法律慣習ヲ斟酌シ紙尾署名ノ問屋熟議決定スル所ノ條款ハ左ノ如シ

第一條 此申合規則ハ明治十六年七月一日ヨリ實施スヘシ

第二條 此申合規則ハ實施ノ日ヨリ三日間横濱地方新聞紙ヲ以テ廣告シ且ツ實施ノ日ヨリ各問屋店頭見易キ處ニ常ニ之ヲ掲示シ若シ此規則ヲ變更増減スルコトアルトキハ其都度本條ノ手續ニ依ルヘシ

第三條 前條ノ手續ヲナシタル後ハ荷主ハ勿論其他何人タリトモ生絲ニ關シ問屋ト取引ヲナスモノハ豫メ此規則ヲ承諾スル者ト見做スヘシ

但シ此規則ニ異議アルカ又ハ其他ノ事情ニ由リ此規則ニ據ラスシテ取引ヲ爲サントスルトキハ特ニ其旨ヲ明記シタル證書ヲ取換ハセ置クヘシ

第四條 凡テ通信掛合報知等ハ相當ノ手續ニ依リ本人若クハ代理人ニ宛テ郵便電信直談等其時ノ便宜ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ但シ之ヲ爲スニ於テハ證據ヲ存スルヲ要ス證據アルモノハ縦ヒ途中ニ於テ故障又ハ遲滯等ノ事アルモ發信者ハ其義務ヲ盡シタルモノト見做スヘシ若シ之ニ反シテ荷物品物金錢及書狀等ノ送達ヲ其使丁雇人等ヲ用タルトキハ其途中故障等ノコトハ總テ差出人ノ責ニ歸スヘシ

第五條

生絲賣込問屋ハ荷主ノ委任ヲ受ケテ其蠶絲ヲ賣捌キ一定ノ報酬ヲ得ルヲ以テ營業トス
問屋ニ於テ荷主ヨリ蠶絲ノ送付ヲ受ケタル時ハ特ニ其委任ナシト雖トモ總テ其賣捌ヲ依頼セラレタルモノト見做シ此規則ニ
定ムル處ニ從ヒ其蠶絲ヲ處分スルノ權利アルモノトス(本條ハ明治三十年二月五日修正)

第六條

荷主荷物ヲ問屋ヘ送り込タル上ハ藏敷及相當ノ手数料其他從來ノ前貸金等ノ類總テ之ヲ拂了リタル上ニアラサレハ
其荷物ヲ取戻スコトヲ得ス

第七條

問屋ニ於テ爲替付ノ荷物ヲ引受ントスルトキハ即チ其荷物ト引替ニ爲替金ノ元利ヲ爲替方ヘ支拂又ハ支拂フヘキ契
約ヲナシ即時ニ其爲替手形ヲ受取リ置キ後日荷主ト決算ヲナスノ際立替支拂金ノ證トスルヲ得又之ニ依テ爲替振出人即チ荷
主ニ對シ總テ我手形法及ヒ此申合規則申ニ定ムル所ノ權利ヲ主張スルコトヲ得ヘシ

第八條

爲替付ニアラサル生絲ヲ問屋ヘ送り込ミ問屋之ニ對シテ前貸金ヲナストキハ相當ノ證書ヲ取置クヘシ
但シ他ノ證據ニ依テ之ヲ證明シ得ルニ於テハ證書ナシト雖モ本荷物ニ對シテ第十二條ニ定ムル所ノ諸權利ヲ享有スヘシ

第九條

生絲ノ賣捌方ヲ依頼スルニ二種アリ其一ヲ制限ナキ依頼トシ其二ヲ制限アル依頼トス
制限ナキ依頼トハ其賣捌相場時期方法ニ付荷主ヨリ一モ制限ヲ立ルコトナク各時ノ成行相場ニ從ヒ總テ問屋ノ見込ミニ任セ
テ其賣却ヲ依頼スルヲ云フ此場合ニ於テハ其信認甚タ重キヲ以テ問屋ニ於テモ厚ク注意シテ市場ノ景況ヲ熟察シ尤モ相當ト
見込所ノ相場並ニ方法ニ依テ賣捌ヲナスモノトス

制限アル依頼トハ全ク前ト相反シ荷主ヨリ豫メ賣捌相場時期方法等ヲ指示シ來ルヲ云フ此場合ニ於テハ荷主ハ問屋ヨリ其制
限ヲ應諾スル旨ヲ記載セル證書ヲ受取リ置クヘシ若シ此證書ナキニ於テハ制限ナキ依頼ト見做シ前項ノ手續ニ依リ賣捌ヲナ
スヘシ

但シ無制限ノ依頼ト雖モ問屋ニ於テハ荷主ニ對スル厚意ヲ以テ電信郵便等ニテ其賣捌直段等ヲ問合スコトアルヘシト雖モ之

ヲ以テ無制限ノ依頼ヲ有制限ノ依頼ト見做スコトヲ得ス

第十條

制限アル依頼ト制限ナキ依頼トニ拘ハラス生絲ノ相場下落シ最初之ヲ引受タルトキニ比シ其價格前貸金ヲ補フニ足
ラサルトキハ問屋ハ直ニ荷主ニ對シ相當ノ差金若クハ差荷ヲ請求スルノ權アルモノトス

第十一條

制限アル依頼ト雖モ荷主ニ於テ遞送スヘキ差金若クハ差荷等到達スヘキ日限後七日ヲ經過スレトモ仍ホ到着セザル
カ又ハ此際荷主ニ於テ家資分散又ハ破産ノ處分ヲ受クルトキハ問屋ハ勝手ニ其生絲ヲ賣却シ本則ニ依テ代金其他ヲ處分スヘ
シ(明治四十二年一月二十三日「前條ノ場合ニ
際シ」テ「制限アル依頼ト雖モ」ト改ム)

第十二條

問屋ハ荷主ニ對シ左ニ掲ケル數項目ノ金額ヲ請求スルノ權並ニ其占有セル同荷主ノ生絲及ヒ其賣捌代價ヲ低價トシ
テ差押ヘ他ノ諸債主ニ先立テテ差引ヲナスノ特權アリ
但シ決算ヲナシタル後チ尙剩餘アレハ荷主ヘ還付シ不足アレハ即時荷主ニ請求スルトモ又ハ之ヲ以テ本荷主ニ對スル帳合上
ノ前貸金殘額トナストモ問屋ノ勝手ニ從フヘシ
一、本荷爲替ノ元利支拂高ト又本荷物ニ對スル前貸金及ヒ立替金トモ
二、前貸金ニ對スル日歩
但シ横濱生絲賣込問屋仲間ニ於テ時々差定メタル割合

三、生絲賣捌手数料

但シ賣捌代價ノ千分ノ十五ト定ム(生絲ノ二字ハ明治十九年六月二十二日挿入手數料ノ三字ハ同廿三年一月一日元口錢
トアリシテ改正手數料千分ノ十五ハ元ト千分ノ十二トアリシテ同廿四年六月一日改正)

四、層物賣捌手数料

但シ玉絲ハ賣捌代價千分ノ二十號斗絲生皮等其他ハ賣捌代價千分ノ三十五ト定ム凡テ藏敷料ハ層物一個ニ付一ヶ月金貳拾
錢ノ割合ヲ以テ日數十五日以内ハ半額十六日以上一ヶ月(日數三十日ヲ以テ一ヶ月ト定ム)分チ申受クルモノトス(本項
ハ明

治十九年六月廿二日追加手數料ノ三字ハ同廿三年一月一日元ト口錢トアリシテ改正藏敷料ハ同廿八年六月廿日修正王絲ハ元ト千分ノ十五ヲ廿號斗絲真綿ハ元ト千分ノ廿五ヲ號斗絲生皮苧其他ハ千分ノ三十五ト同三十四年六月一日改正藏敷料ハ大正八年八月十二日改正

五、荷掛運搬費

但シ横濱蠶絲貿易商同業組合ニ於テ定メタル割合(從來ノ車力買「生絲一個ニツキ金拾貳錢層絲一個ニツキ金拾五錢一及受ケサルコトトシ更ニ荷掛金トシテ「生絲一個ニツキ金五拾錢層絲一個ニツキ金四拾貳錢五厘ヲ」申受ケル事ニ大正二年四月二十三日改メ第五號トシテ挿入荷掛運搬費ト改稱シ生絲百斤ニ付金壹圓八拾錢宛テ申受ケルコトヲ大正十年七月一日ヨリ實施ス

六、郵便電信使丁料並ニ證券印紙費等

但シ專ラ本荷主ノ爲メニ費シタル分ノミニ限ル

七、從來ノ差引前貸金殘高及日歩

但シ本荷物ニ關係テ有セサル者ト雖トモ固ト生絲賣捌ノ事ニ關シテ同荷主ヘ對スル前貸金ナルトキハ別ニ證書ノ有無ニ拘ラス本荷物若クハ其賣上ケ代價ヨリ其元利ヲ引去ルコトヲ得

本條ノ手數料ハ一旦荷受テ爲シタル蠶絲ニ付テハ縱令荷主ノ都合ニ依リ荷物ヲ引戻シ又ハ他ヘ輸送シ若クハ問屋ノ手ヲ經スシテ賣却スルトモ凡テ申受ケルモノニシテ其賣買價格ノ不明ナルモノハ時價ヲ標準トシテ算出スルモノトス(本項ハ明治廿三年一月一日加追

第十三條 生絲附屬品賣却ニ付テノ精算法ハ着荷ノ前後品類ノ異同ニ關セテ總テテ通算シ勘定ヲ爲スモノトス

第十四條 前條ノ如キ精算法ヲ用キルト雖モ尙一ケ年四度(二月五月)ヲ以テ總精算ヲ行ヒ荷爲替金立替金及一切ノ債權ニ對スル利子ハ計算ノ上其元金中へ繰込ムモノトス(第十三條第十四條ハ明治四十二年六月)「四月(二月五月)ト改メ「現在ノ荷物ニ對スル九字ヲ削リ「荷爲替」ノ下ニ金」ノ一字「立替金」ノ下ニ「及一切ノ債權ニ對スル」十字ヲ挿入ス

第十五條 問屋ハ自己ノ名前ヲ以テ其依頼ヲ受タル荷物ヲ賣捌又ハ之ヲ抵當トナシテ金融ヲ圖リ及ヒ其金員ヲ受取ル等ノ權アリトス故ニ荷主ニ於テ萬一直チニ買手ヨリ代價ヲ受取ントスルカ如キ舉動アルトキハ之ヲ差留ルコトヲ得

第十六條 總テ天災火災及抗拒シ得可カラサル盜難其他豫メ期シ難キ災難ヨリ生スル荷物ノ損害ハ問屋其實ニ任セス

第十七條 問屋ト荷主トノ間柄ハ專ラ德義親切ヲ旨トスルモノナルヲ以テ平日取引ノ際或ハ本規則ニ定ムル所ノ權利義務ヲ讓ルコトアルモ之レカ爲メ他日本規則ヲ適用スルノ妨トナスヘカラス

第十八條 此規則ハ唯取引上大體ニ關スル事項ニ就テ之ヲ設クル者ナルニ付此他諸般ノ手續ハ總テ從來ノ慣習ニ從フヘキモノトス

右ノ條々ヲ決定セシ證トシテ各爰ニ記名調印致候也

明治十六年七月一日

横濱蠶絲賣込仲間

横濱蠶絲仲次商同業組合定款

明治三十二年三月二十日(明治三十年法律第四十七號ニ依リ)農商務省指令商第二〇四九號ヲ以テ設立認可大正七年二月二十七日(大正五年五月二十九日省令第八號ニ依リ)神奈川縣指令内商第三二二三號ヲ以テ改正認可

第一章 總則

第一條 本組合ハ明治三十三年法律第三十五號重要物産同業組合法ニ依リ横濱市ニ店舗ヲ設ケ蠶絲貿易商並ニ荷主ト買主トノ

間ニ於ケル蠶絲(生絲及同附屬品)賣買取引ノ媒介ヲ營業トスル蠶絲仲次商ヲ以テ組織ス

第二條 本組合ハ横濱蠶絲仲次商同業組合ト稱シ事務所ヲ横濱市南仲通二丁目二十番地ニ置ク

第三條 本組合ノ地區ハ横濱市一圓トス

地區内ニ店舗ヲ設ケ第一條ノ蠶絲仲次商業ヲ營ム者ハ本組合ニ加入スヘキモノトス

第四條 本組合ハ組合員共同一致シテ營業上ノ弊害ヲ矯正シ信用ヲ保持スルヲ目的トス

第二章 組合員ノ責務

第五條 本組合員ハ本定款ハ勿論組合總會ノ決議ニハ違背スルヲ得ザルモノトス

第六條 本組合員ハ商業上ノ德義ヲ重シ漫ニ一己ノ私利ヲ謀リ信用ヲ失墜スルカ如キ事ヲ爲スヘカラス

蠶絲ノ賣買取引ハ蠶絲貿易商及蠶絲輸出業者ノ店舗其他公ナル場所以外ニ於テハ決シテ之ヲ爲スヘカラス

第七條 本組合員ハ商業上相互ノ利害ヲ講究シ組合一般ニ關スル事柄ハ事ノ細大テ問ハス總テ組合事務所ニ報告スヘシ

第八條 買主ニ於テ蠶絲買取方取極メノ際都合ニ依リ其荷爲替取組ノ依頼アル時ハ總テ其代價ノ二割金ヲ受取ルモノトス

第九條 買主ニ於テ蠶絲ノ賣買契約ヲ破談シ又ハ荷爲替金ノ請拂ヲナササル時ハ直ニ組合事務所ニ届出ツヘシ

第十條 組合事務所ニ於テ前條ノ届出ヲ受ケタル時ハ其事情ヲ取ルシ總會ノ決議ニ依リ賣買取引中止若クハ謝絶スルコトアル

ヘシ

第十一條 第十條ニ依リ賣買取引中止若クハ謝絶ヲ行フ時ハ左ノ年限ニ據リ之ヲ定ムルモノトス

賣買取引中止ハ一ケ年以上三ケ年未満トス

賣買取引謝絶ハ一ケ年以上五ケ年未満トス

但シ期間中ト雖モ解除シ得ヘキ理由生シタルトキハ組合總會ノ決議ニ依リ之ヲ解除スルコトヲ得

第十二條 本組合員營業手數料ハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム

第十三條 本組合員組合事務所ヨリ蠶絲ノ紛失若クハ竊取セラレタル旨ノ報告ヲ受クル時ハ相互ニ心掛ケ之ヲ發見シタル時ハ直ニ組合事務所ニ届出ツヘシ

第三章 加入及脱退證據及信認金

第十四條 本組合ニ加入スル者ハ加入申込書ニ第十八條ノ信認金ヲ添ヘ組合事務所ニ差出シ同所備付ノ本定款ニ記名捺印スヘシ

第十五條 本組合員ハ組合加入ノ證トシテ組合事務所ヨリ左式ノ證據ヲ受領シ之ヲ店頭ニ掲クヘシ

一尺八寸

第 號	昭和年月
蠶絲仲次商 氏名	住所
横濱蠶絲仲次商同業組合	氏名

第十六條

本組合員證據ヲ毀損若クハ紛失シ新ニ證據ノ交附ヲ求ムル時ハ保證人二名ノ連署セル書面ヲ以テ組合事務所ニ其事

生絲及其貿易 附錄

由テ申出ヘシ

第十七條 本組合員廢業セシ時ハ書面ヲ以テ其旨組合事務所ニ届出證據ヲ返附スヘシ

第十八條 本組合員ハ左記ノ信認金ヲ組合事務所ニ預ケ置クヘシ
一金貳百圓也

第十九條 信認金ハ現金ニ限ルモノトス

但賣却並ニ記名替及利札ノ受取ニ關スル件ヲ明記セル委任狀及本定款第二十三條ノ規定ニ依リ委任狀明記ノ件施行セラレ、モ異議ナキ旨記載セル承諾書ヲ添ヘ國債證券ヲ以テ代用スルコトヲ得

第二十條 組合事務所ニ於テ信認金ヲ領收シタル時ハ一定書式ニ從ヒ預リ證書ヲ交附スルモノトス

第二十一條 信認金ハ役員ニ於テ確實ト認ムル銀行ニ預ケ其利子ハ毎年度又國債證券ノ利札ハ每半年度預ケ人ニ配付スルモノトス

但シ半途ノ廢業者ニハ當座預金利子ノ割合ヲ以テ拂渡スヘシ

第二十二條 信認金預證書ニハ禁授受ノ文字ヲ附シ他人ニ讓與シ又ハ質入ト爲スコトヲ禁ス

預リ證書ヲ火災盜難其他ノ事由ニ依リ紛失セシ時ハ其理由ヲ詳記シ保證人二名ノ連署セル書面ヲ以テ新證書ノ附與ヲ請フヘシ

廢業ノ場合ニ於テ預リ證書ヲ紛失其他ノ事由ニテ見當ラサル時ハ保證人二名ノ連署セル領收書ヲ以テ信認金ノ返附ヲ請フヘシ

前二項ノ手續ヲ終リタル場合ニ於テ前證書現出スルコトアルモ無効タルヘシ

第二十三條 組合總會ノ決議ニ依リ支出スヘキ經費及違約金ノ徵收ニ應セサル時ハ信認金中ヨリ之ヲ控除スルコトヲ得

第二十四條

信認金中ヨリ經費及違約金ヲ控除セラレタル時ハ處分當日ヨリ一週日間以内ニ其補充金ヲ出スヘシ若シ其期日ヲ經過シ出金セサル時ハ延滞日數ニ對シ金壹百圓ニ付日歩參錢ノ割合ヲ以テ延滞利子ヲ徵收ス

第二十五條

信認金ハ廢業届出當日ヨリ一週日間ヲ經タル後拂戻スヘシ若シ此間ニ於テ裁判所ヨリ差押ノ命令アル時ハ其解放命令アルマテ拂戻ヲ停止スルモノトス

第二十六條

本組合員ハ廢業セシ場合ノ外組合ヲ脱退シ及信認金ヲ引出スコトヲ得ス
第四章 役員ノ資格權限及選舉

第二十七條

本組合ハ諸般ノ事務ヲ處理スル爲メ左ノ役員ヲ置ク

- 一 組長 一名
- 一 副組長 一名
- 一 評議員 三名

第二十八條

正副組長及評議員ハ組合員中ヨリ投票ヲ以テ選舉シ履歷書ヲ添ヘ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十九條

正副組長及評議員ハ名譽職トシ其任期ハ次ニ來ルヘキ定時總會マテトス
但前任者ヲ再選スルコトヲ得

第三十條

後任者前條ノ認可ヲ受ケ事務引繼ヲ受クルマテハ前任者其事務ヲ執行スルモノトス
組長ハ本定款ニ基キ組合ニ關スル一切ノ事務ヲ統轄シ及組合ヲ代表ス

第三十一條

組長ハ日常ノ庶務ヲ整理スル爲メ役員ト協議ノ上書記其他附屬員ヲ任免スルコトヲ得
組長ハ專ノ緩急ヲ謀リ何時タリトモ役員會又ハ組合總會ヲ召集スルコトヲ得

第三十二條

副組長ハ常ニ組長ヲ補翼シ組長事故アル時ハ之ヲ代理スヘシ

第三十三條

生絲及其貿易 附錄

第三十四條 評議員ハ正副組長ヲ補佐シ其協議ニ參與スヘシ

第三十五條 正副組長及評議員ハ組員ノ利害得失ニ注意シ第四條ノ目的ヲ達スルコトヲ力ムヘシ

第三十六條 本組員相互間又ハ本組員ト其取引者間ニ於テ蠶絲買賣取引上紛議ヲ生シタルトキ組員ニ對シ當事者双方或

ハ一方ヨリ仲裁判斷若クハ調停ヲ請求スルコトヲ得前項ノ請求ヲ爲サントスル者ハ其係爭事實ノ陳述書及證據書類ヲ提出スルハ勿論其説明ヲ爲スヘシ

組合ノ仲裁判斷若クハ調停ニ對シテハ當事者双方共服従スヘシ

第三十七條 組長ハ第三十六條ノ請求アリタルトキハ役員ト協議ヲ爲シ之カ仲裁判斷若クハ調停ヲ爲スコトヲ得

仲裁判斷若クハ調停ヲ決定シタルトキハ其理由ヲ付シタル仲裁判斷書若クハ調停書ヲ作成シ當事者双方ニ之ヲ交付ス

第五章 會議

第三十八條 會議ハ定時臨時ノ二種ニ分チ定時總會ハ毎年一回之ヲ開キ臨時總會ハ組長ニ於テ必要ト認ムル時及評議員一同又

ハ組員三分ノ一以上連署シ會議ノ目的ヲ示シ請求シタル時ハ之ヲ開クモノトス

第三十九條 定時總會ハ三日以前臨時總會ハ一日以前三組長ヨリ通知スルモノトス

但臨時至急ヲ要スル時ハ本文ノ限りニアラス

第四十條 會議ハ組員過半數出席セサレハ開會スルコトヲ得ス

但召集再會ノ場合ニハ三分ノ一ノ出席員ニテ開會スルコトヲ得

此場合ニ於テハ其召集狀ニ出席員ノ議決ハ總會ノ議決トシテ有効ナル旨附記スルモノトス

第四十一條 凡テ會議ニハ本人自カラ出席スヘシ若シ本人出席シ能ハサル時ハ豫テ組合事務所ニ届出承諾ヲ得タル代理人又ハ

同業者ヲ以テ代理セシムルコトヲ得

第四十二條 議題ノ事項重大ナラサル事ト認ムルモノハ組長ニ於テ組員ニ對シ同章ヲ以テ其賛否ヲ求ムルコトヲ得

第四十三條 會議ノ議事ハ出席員過半數ノ同意ヲ以テ之ヲ議決ス可否同數ナル時ハ議長之ヲ決スヘシ

第四十四條 會議ノ議長ハ組長之ニ任シ組長事故アル時ハ副組長之ニ任ス

正副組長事故アル時ハ評議員ノ内年長者ヲ以テ之ニ充ツヘシ

但シ業務執行ノ監督ニ關スル事項ヲ議スル場合ニ在リテハ正副組長以外出席員中ヨリ互選ヲ以テ之ヲ定ム

第四十五條 本組合ニハ評議員會ヲ特置セス

但シ同業組合法施行規則第二十四條ノ職務權限ハ各評議員共同ニテ之ヲ行フモノトス

第六章 會計

第四十六條 本組合ノ會計年度ハ曆年度トス

第四十七條 本組合經費豫算並ニ徴收法ハ每會計年度ニケ月前臨時總會ニ於テ議定シ農商務大臣ノ認可ヲ受ルモノトス

但豫算ニ不足ヲ生シタル時ハ臨時總會ニ於テ議定シ本條ノ手續ヲナスモノトス

第四十八條 經費ノ決算貸借對照表及業務成績ハ毎年定時總會ニ於テ認定ニ附シ農商務大臣ニ報告スルモノトス

第四十九條 本組合ノ現在金員ハ役員協議ノ上組合ノ名ヲ以テ確實ナル銀行ニ預ケ置クヘシ

第五十條 本組員ハ何時ニテモ通帳簿ヲ披閱シ又ハ質問スルコトヲ得

第七章 違約者處分

第五十一條 左ニ列記スルモノハ總會ノ決議ヲ以テ違約處分ヲ爲スモノトス

一、第六條ニ違背シタル者

二、第十五條第廿二條第一項ニ違背シタル者

三、第十二條ノ規定ニ依リ組合總會ニ於テ決議セル手数料ヲ徵收セサル者
第五十二條 違約者ノ處分ハ信認金沒收及過怠金徵收ノ二種トシ重キハ信認金沒收トシ輕キハ過怠金徵收トス

沒收ハ其事實ノ情狀ニヨリ過怠金ノ最高額迄トシ過怠金ハ金貳圓以上金貳百圓迄トシ處分當日ヨリ一週間以内ニ納金セシム
第五十三條 違約處分ヲ爲シタル時ハ其顛末ヲ農商務大臣ニ申告シ且事ノ輕重ト其情狀ニ依リ其主旨ヲ一週日間組合事務所ニ

揭示シ又ハ新聞紙ニ廣告スルコトアルヘシ

第五十四條 役員ニ於テ其任務ヲ盡サス又ハ不當ノ所爲アリタルトキハ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ解任ス

但シ本文ノ場合ニ在リテハ組合員三分ノ二以上ノ同意ヲ要スルモノトス

第五十五條 違約者ヨリ徵收シタル金員ハ之ヲ積立置キ組合費用ニ充ツヘシ

第八章 定款變更

第五十六條 本定款ヲ加除變更セントスル時ハ組合員五分ノ四以上ノ同意ヲ以テ議決シ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第九章 解散及清算人

第五十七條 本組合ハ左ノ場合ニ於テ解散スルモノトス

一、臨時總會ニ於テ組合員五分ノ四以上ノ同意ヲ得農商務大臣ノ認可ヲ得タルトキ

二、農商務大臣ヨリ解散ヲ命セラレタルトキ

第五十八條 前條ニ依リ組合ヲ解散シタルトキハ組長及副組長ヲ以テ清算人トス

清算人ハ其職務ヲ行フニ必要ナル一切ノ裁判上又ハ裁判外行爲ノ權限ヲ有ス

第五十九條 清算人ハ組合解散後一週間内ニ住所氏名ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

清算人ハ就職ノ日ヨリ二ヶ月内ニ公告又ハ通知ヲ以テ債權者ニ一定ノ期限内ニ請求ノ申出ヲ爲スヘキ旨ヲ催告スヘシ

清算人ハ組合財産ニ剩餘ヲ生シタルトキ又ハ債務ヲ完済スルニ不足ナルトキハ解散當時ノ組合員ニ對シ當該年度ノ經費徵收
ノ率ニ從ヒ分配又ハ追徵ヲ爲スヘシ
清算人清算ヲ結了セシトキハ其旨地方長官ニ届出スヘシ 以上

橫濱蠶絲貿易商同業組合定款

明治三十一年十二月二十六日 明治三十年法律第四十七號ニヨリ(農商務省指令商第一〇三〇三號ヲ以テ設立認可) 大正六年十月十二日 大正五年五月二十九日省令第八號ニヨリ(神奈川縣指令内農第一九五八號ヲ以テ改正認可)

第一章 總 則

第一條 本組合ハ明治三十三年法律第三十五號重要物產同業組合法ニ依リ橫濱市ニ店舗ヲ設ケ蠶絲(生絲及同附屬品)ノ委託販賣ヲ業トスル蠶絲貿易商ヲ以テ組織ス

第二條 本組合ハ橫濱蠶絲貿易商同業組合ト稱シ事務所ヲ橫濱市南仲通二丁目二十番地ニ置ケ

第三條 本組合ノ目的ハ組合員互ニ共同一致シテ蠶絲貿易ノ發達ヲ計リ營業上ノ利便ヲ企畫スルニ在リ

第四條 本組合ノ地區ハ橫濱市一圓トス

地區内ニ店舗ヲ設ケ第一條ノ蠶絲貿易商業ヲ營ム者ハ本組合ニ加入スヘキモノトス

第五條 本組合員ハ本定款ハ勿論組合總會ノ議決ニ依リ組長ニ於テ爲シタル處分ニハ違背スルヲ得サルモノトス

第二章 營業上ノ規程

第六條ノ一 各地方荷主ニ對スル本組合員取引上ノ權利義務ハ法律及從來橫濱ニ於テ行ハレタル蠶絲取扱上ノ商習慣ニ依ルモノトス

第六條ノ二 本組合員ハ左記事項ヲ取引條件ト爲スニ非ラサレハ生絲ノ取扱ヲ爲スコトヲ得ス

一、荷主タル製絲業者又ハ製絲業者ノ組織セル產業組合、産業組合聯合會、同業組合若クハ製絲ヲ目的トセル會社及其他ノ委託者ハ社團法人帝國蠶絲組合ノ社員トナリ同組合定款ノ規定ニ依リ橫濱市場ニ出荷シタル生絲一捆(九貫匁)又ハ之ニ相當スル數量毎ニ金壹圓ヲ同組合ニ出資スルコト

二、右出資金ハ取扱ヒタル生絲ノ賣上代金中ヨリ控除スルコト

第六條ノ三 生絲ノ委託販賣ヲ營ム問屋業者タル本組合員ハ社團法人帝國蠶絲組合ノ社員トナリ其取扱ヒタル生絲一捆(九貫匁)又ハ之ニ相當スル數量毎ニ金拾錢ヲ同組合ニ出資スルモノトス

第七條 本組合員ハ本定款ノ規定及商習慣ヲ犯シ漫リニ一己ノ私利ヲ謀リ組合全體ノ損害ヲ招クカ如キ事ヲ爲スヘカラス

第八條 本組合員ニ對シ不法ノ行爲ヲナシタル爲メ組合總會ノ決議ヲ以テ蠶絲買賣ノ取引中止若クハ謝絶中ノ者ト竊ニ蠶絲買賣ノ取引ヲ爲スヘカラス

第九條 市況ニ依リ本組合員ノ立替金利率ニ増減ヲ要スル時ハ總會ニ於テ之ヲ議定スルモノトス

第十條 本組合員相互間又ハ本組合員ト其取引者間ニ於テ蠶絲取引上紛議ヲ生シタルトキ組合ニ對シ當事者雙方或ハ一方ヨリ仲裁判斷若クハ調停ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ爲サントスル者ハ其係爭事實ノ陳述書及證據書類ヲ提出スルハ勿論其説明ヲ爲スヘシ

第十一條 組合長ハ第十條ノ請求アリタルトキハ評議員ト協議ヲ爲シ之カ仲裁判斷若クハ調停ヲ爲スコトヲ得

仲裁判斷若クハ調停ヲ決定シタルトキハ其理由ヲ附シタル仲裁判斷書若クハ調停書ヲ作成シ當事者雙方ニ之ヲ交付ス

此仲裁判斷若クハ調停ニ對シテハ當事者雙方共服從スヘシ

第三章 加入及脱退

第十二條 本組合ニ加入スヘキ者ハ加入申込書ニ信認金ヲ添ヘ組合事務所ニ差出シ同所ニ備付ノ本定款ニ記名捺印シ證據ノ交付ヲ請フ可シ

第十三條 組合事務所ニ於テ加入申込書ヲ受ケタル時ハ左記ノ證據ヲ交付シ組合員タルコトヲ表明スルモノトス
但シ證據受領者ハ之ヲ店頭ニ掲ケヘシ

長サ二尺

第 號	年 月 日
蠶絲貿易商 何ノ誰	町 名 番 地
橫濱蠶絲貿易商同業組合	何ノ誰
分五寸五幅	

第十四條 證標ハ組合事務所ニ於テ調製シ其代金ハ交付ノ時ヲ以テ本人ヨリ之ヲ徴收ス

第十五條 本組合ヲ脱退セントスル者ハ廢業ノ屆書ニ證標ヲ添ヘ組合事務所ニ届出スルモノトス

第十六條 組合事務所ニ於テ脱退ノ届出ヲ受ケタル時ハ本人ニ係ル一切ノ義務ヲ完済セシメ證標檢印取消ノ手續ヲ爲シ信認金ヲ返戻スルモノトス

第四章 信認金

第十七條 組合員ハ本定款ヲ遵守シ營業ヲ誠實ニスル爲メ信認金五百圓ヲ組合事務所ニ預入ルヘキモノトス

第十八條 信認金ハ左ノ種類ニ限ルモノトス

- 一、現金
- 一、國債證券

但シ信認金ハ組長ニ於テ確實ト認ムル銀行ニ預ケ現金ニ對スル利子及國債證券ノ利札ハ其差出人ニ分配ス

國債證券ヲ以テスル者ハ委任狀及承諾書ヲ添附スルモノトス

第十九條 組長ハ左ノ場合ニ於テ組合評議員ノ協贊ヲ得テ本人ノ信認金ヨリ控除スルコトヲ得

- 一、組合總會ノ決議ニ依リ支出スヘキ經費及違約金ノ徴收ニ應ゼサルトキ

第二十條 前條ニ依リ信認金ヲ控除セラレタル者ハ其通知ヲ受ケタル日ヨリ七日以内ニ其不足額ヲ補充スルモノトス

第二十一條 信認金預證書ハ禁授受ノ文字ヲ附シ賣買書入質入及抵當ト爲スヲ禁スルモノトス

第二十二條 信認金證書火災盜難其他ノ事由ニ依リ紛失セシ時ハ其理由ヲ詳記シ保證人二名ノ連署セル書面ヲ以テ更新預證書ノ交付ヲ請フヘシ廢業ノ場合ニ於テハ保證人二名ノ連署セル領收書ヲ以テ信認金ノ返付ヲ請フモノトス

但シ本條ノ手續ヲ了シタル上ハ前證書現出スルコトアルモ無効タルヘシ

第五章 役員ノ資格權限及其選舉

第二十三條 本組合ノ役員ハ左ノ如シ

- 組 長 一 名
- 副 組 長 一 名
- 評 議 員 八 名 以 內
- 相 談 役 若 干 名

第二十四條 正副組長及評議員ハ名譽職トシ其任期テ一ケ年ト定メ毎年一月定時總會ニ於テ改選シ履歷書ヲ添ヘ農商務大臣ノ認可ヲ受クルモノトス

但シ前任者ヲ再選スルコトヲ得

役員ハ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就職ニ至ル迄其職分ヲ行フモノトス

第二十五條 役員ノ選舉法ハ組合員中ヨリ匿名投票ヲ以テ組長一名副組長一名評議員八名以內相談役若干名ヲ選舉スルモノトス

役員ニ缺員ヲ生シタルトキハ補缺選舉ヲ行フ補缺ノ爲メ選舉セラレタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第二十六條 組長ハ組合ヲ代表シ其事務ヲ總轄シ書記其他雇員ヲ任免シ並ニ會議ノ招集議決ノ執行ヲ爲スモノトス

第二十七條 副組長ハ組長ヲ補佐シ組長事故アルトキハ之ヲ代理スルモノトス

第二十八條 評議員ハ正副組長ノ協議ニ參與シ之ヲ補佐ス

第二十九條 正副組長ハ蠶絲貿易上ノ利害得失ニ注視シ組合信用ヲ保持シ第三條ノ目的ヲ達スルコトヲ力ムヘシ

第六章 會議

第三十條 會議ハ蠶絲貿易商同業組合ヲ以テ議員ト爲シ組織スルモノトス

第三十一條 會議ヲ別チテ二種トシ毎年一月開會スルヲ定時總會トシ臨時開會スルヲ臨時總會トス

第三十二條 定時總會ノ開會ハ少クモ三日以前ニ組長ヨリ通知スルモノトス

第三十三條 臨時總會ハ組長ニ於テ必要ト認ムル時又ハ組合員四分ノ一以上ノ請求アル場合ニ於テ開會スルモノトス

第三十四條 議員若シ出席シ能ハサル時ハ代理人ヲ以テ代理セシムルコトヲ得

但シ代理人ヲ出ス時ハ豫テ組合事務所ニ届出組長ノ承諾ヲ得タル者ニ限ル

第三十五條 會議ハ議員過半數出席スルニ非サレハ開會スルコトヲ得ス

但シ招集再會ニ至リ尙ホ過半數ニ満たサル時ハ三分ノ一以上出席議員ニテ開會スル事ヲ得

第三十六條 議題ノ事項重大ナラサルモノハ組長ニ於テ組合員ニ對シ回章ヲ以テ其贊否ヲ質シ臨時總會ニ代フルコトヲ得

第三十七條 會議ノ議事ハ出席員過半數ノ贊成ヲ以テ之ヲ議決シ可否同數ナル時ハ議長ノ決スル所ニ依ル

第三十八條 會議ノ議長ハ組長之ニ當ル組長故障アルトキハ副組長之ニ代ル組長副組長共ニ故障アルトキハ出席員中ヨリ互選

ス 但シ執行ノ監査ニ關スル事項ヲ議スル場合ニ在リテハ組長副組長以外ノ出席員中ヨリ互選ス

第三十九條 議事細則ハ別ニ之ヲ定ム

第七章 經費賦課徵收及報告

第四十條 本組合ノ會計年度ハ曆年度トス

第四十一條 本組合經費ノ收支豫算並ニ賦課徵收ノ方法ハ每會計年度ニケ月前臨時總會ニ於テ議定シ農商務大臣ノ認可ヲ受ク

ルモノトス

但シ豫算ニ不足ヲ生シタルトキハ臨時總會ニ於テ議決シ農商務大臣ノ認可ヲ受クルモノトス

第四十二條 前年度ノ經費收支決算報告及貸借對照表ハ毎年一月ノ定時總會ニ於テ認定ニ附シ農商務大臣ニ報告スルモノトス

第八章 違約處分

第四十三條 本定款第六條ノ二第六條ノ三第七條第八條ニ違背シタル者ハ總會ノ決議ニ依リ拾圓以上五百圓マテノ違約金ヲ科

ス

但シ違約金ハ組合ノ經費ニ充ツルモノトス

第四十四條 違約處分ヲ爲シタル時ハ其額未テ農商務大臣ニ上申シ猶ホ場合ニ依リ新聞紙ニ公告スルコトアルヘシ

第九章 定款ノ變更

第四十五條 本定款ヲ變更スル時ハ組合員五分ノ四以上ノ同意ヲ得テ農商務大臣ノ認可ヲ受クルモノトス

第十章 解散及清算人

第四十六條 本組合ハ左ノ場合ニ於テ解散スルモノトス

一、臨時總會ニ於テ組合員五分ノ四以上ノ同意ヲ得農商務大臣ノ認可ヲ得タルトキ

二、農商務大臣ヨリ解散ヲ命セラレタルトキ

第四十七條 前條ニ依リ組合ヲ解散シタルトキハ組長及副組長ヲ以テ清算人トス

清算人ハ其職務ヲ行フニ必要ナル一切ノ裁判上又ハ裁判外行爲ノ權限ヲ有ス

第四十八條 清算人ハ組合解散後一週間内ニ住所氏名ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

清算人ハ就職ノ日ヨリ二ヶ月内ニ公告又ハ通知ヲ以テ債權者ニ一定ノ期限内ニ請求ノ申出ヲ爲スヘキ旨ヲ催告スヘシ

清算人ハ組合財産ニ剩餘ヲ生ジタルトキ又ハ債務ヲ完済スルニ不足ナルトキハ解散當時ノ組合員ニ對シ當該年度ノ經費徵收

ノ率ニ從ヒ分配又ハ追徵ヲ爲スヘシ

清算人清算ヲ結了セシトキハ其旨地方長官ニ届出スヘシ

附 則

第四十九條 第六條ノ二第六條ノ三ハ社團法人帝國蠶絲組合ノ定款變更決定ヲ條件トシテ大正十五年十二月一日ヨリ効力ヲ生

スルモノトス

以上(大正十五年十一月現在)

神戸蠶絲貿易同業組合定款

第一章 總 則

第一條 本組合ハ神戸蠶絲貿易同業組合ト稱ス

第二條 本組合ノ地區ハ神戸市一圓トス

第三條 本組合ハ左ノ業者ヲ以テ組織ス

一、蠶絲輸出業者

二、蠶絲ノ委託販賣ヲ營ム間屋業者

第四條 本組合ハ事務所ヲ神戸市ニ置ク

第二章 目的及業務

第五條 本組合ハ組合員協同一致シテ營業上ノ弊害ヲ矯正シ信用ヲ保持シ蠶絲貿易ノ發達ヲ企圖スルヲ以テ目的トス

第六條 前條ノ目的ヲ達スル爲メ本組合ニ於テ行フ業務ノ概目左ノ如シ

一、粗製品ノ輸出ヲ防遏スル方法ヲ講スルコト

二、海外市場ノ狀況ヲ調査シ蠶絲貿易ノ發展ヲ圖ルコト

三、仲裁判斷又ハ調停ヲナスコト

四、蠶絲貿易ニ關スル諸般ノ建議ヲナシ又ハ諮問ニ答申スルコト

五、其他本組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項

第三章 加入及脱退

生絲及其貿易 附錄

第七條 本地區内ニ於テ第三條ノ營業ヲ爲ス者ハ本組合ニ加入ス可シ

法人ノ加入ニ在リテハ代表者一名ヲ届出ツ可シ

第八條 組合員ニハ左ノ證據ヲ交付ス

長サ二尺

第 號

神戸蠶絲貿易同業組合員 燒印
何 某

分五寸五巾

昭和年 月 日交附
神戸蠶絲貿易同業組合
事務所

第九條 組合員ハ左ノ場合組合ヲ脱退スルモノトス

一、死 亡

一、廢 業

一、營業ノ讓渡

一、組合地區内ニ於テ組合員ト同一ノ業ヲ爲サ、ルニ至リタルトキ

前項ノ事由ノ生シタルトキハ其理由ヲ付シ證據ヲ添ヘ組長ニ届出ツ可シ

第四章 役員及職員

第十條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

一、組 長 一 名

一、副 組 長 一 名

一、評 議 員 七 名

第十一條 役員ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選舉ス

但シ必要アルトキハ組合員ニアラサル者ヨリ選舉スルコトヲ得

第十二條 役員ノ選舉ハ無記名連記投票ヲ以テ之ヲ行ヒ有効投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ當選トス得票同數ナルトキハ年長者ヲ

採リ同年ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

投票ハ一人一票ニ限ル

組合員ハ代理人ニ依リ選舉ヲ行フ事ヲ得

但シ代理權ヲ證スル書面ヲ選舉長ニ差出ス可シ

第十三條 選舉長ハ選舉錄ヲ作成シ立會人二名以上ト共ニ署名又ハ記名捺印スルモノトス選舉長ハ組長之レニ當リ立會人ハ組

長ノ指名トス

第十四條 役員ハ名譽職トシ任期ハ二ケ年トス

但シ再選ヲ妨ケス

役員ハ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄ハ仍ホ其職務ヲ行フモノトス

第十五條 辭任其他ノ事由ニ依リ役員ニ缺員ヲ生シタルトキハ次ノ通常總會ヲ俟ツコト能ハサル場合ニ限り臨時總會ヲ召集シ

補缺選舉ヲ行フ

補缺ノ爲メ選舉セラレタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ役員タルコトヲ得ス

一、未成年者、婦女子、禁治産者及準禁治産者

- 二、禁錮以上ノ刑ニ處セラレ滿期又ハ赦免後滿三ケ年ヲ經サル者若ハ刑ノ執行猶豫中ニ在ル者
- 三、破産又ハ家資分散ノ處分ヲ受ケ復讐セサル者
- 四、重要物産同業組合法ニ依リ處分ヲ受ケ滿三ケ年ヲ經サル者
- 五、本定款ノ規定ニ依リ違約處分ヲ受ケ滿二ケ年ヲ經サル者

第十七條 組長ハ事務ヲ統轄シ組合ヲ代表ス

第十八條 副組長ハ組長ノ事務ヲ補佐シ組長故障アルトキハ之ヲ代理ス

第十九條 評議員ハ組長ノ諮問ニ應ジ組合事務執行ノ狀況ヲ監査ス

但組長副組長共ニ故障アルトキハ評議員ノ互選ヲ以テ之ヲ代理ス

第二十條 本組合ニ左ノ職員ヲ置ク

- 一、書記 一名
- 二、書記長 若干名

第二十一條 職員ハ組長之ヲ任免ス

第二十二條 書記長ハ組長ノ命ヲ受ケ一切ノ事務ヲ掌理ス

第二十三條 書記ハ上司ノ命ヲ受ケ庶務ニ従事ス

第五章 會議

第二十四條 會議ヲ分チテ左ノ二種トス

- 一、總會
- 二、評議員會

第二十五條

總會ハ組合員ヲ以テ組織シ毎年一月及ヒ六月之レヲ招集ス
臨時總會ハ左ノ場合之レヲ招集ス

- 一、組長ニ於テ必要ト認メタルトキ
 - 二、組合員五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項及招集ノ理由ヲ示シ請求シタルトキ
 - 三、評議員會カ重要物産同業組合法施行規則第二十四條第二項ノ規定ニヨリ之レカ報告ヲ爲ス爲メ請求シタルトキ
- 第二十六條 總會ニ於テ議定スヘキ事項概ネ左ノ如シ

- 一、組合經費豫算並ニ徴收法ノ件
- 二、組合經費決算並業務成績認定ノ件
- 三、定款變更ノ件
- 四、役員選舉ノ件
- 五、組合財産ノ管理並ニ處分ノ件
- 六、諸規程ノ設定改廢ノ件
- 七、其他重要事件

第二十七條 總會ノ權限ニ屬スル事項中輕易ナル事項ニ付テハ主務官廳ノ認可ヲ要セサルモノニ限リ總會ノ議決ニ依リ之ヲ評議員會ニ委任スルコトヲ得

第二十八條 評議員會ハ評議員ヲ以テ組織シ組長ニ於テ必要ト認メタルトキ及評議員三分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項及招集ノ理由ヲ示シテ請求シタルトキ之レヲ招集ス

第二十九條 評議員會ニ於テ議定スヘキ事項概ネ左ノ如シ

- 一、總會ニ提出スヘキ議案審査ノ件
- 二、業務ニ關スル建議請願陳情ノ件
- 三、組合財産及業務狀況監査ノ件
- 四、違約處分ノ件
- 五、營業上ノ紛議仲裁及和解調停ノ件
- 六、組長ノ諮問ニ關スル件
- 七、總會ノ議決ニ依リ委任セラレタル件
- 八、定款ノ規定ニ依リ其職務權限ニ屬スル事項

第三十條 會議ハ總テ組長之ヲ召集ス

組長ニ於テ會議ヲ召集セントスルトキハ總會ニ在リテハ五日前評議員會ニ在リテハ二日前其日時場所及會議ノ目的タル事項ヲ通知ス可シ

但シ臨時急施ヲ要スル場合ハ其期間ヲ短縮スルコトヲ得

第三十一條 前條會議ニ於テ通知以外ノ事件ト雖モ輕微ニシテ急ヲ要スル事項ハ之ヲ議決スルコトヲ得

但シ此場合ニ於テハ出席員三分ノ二以上ノ同意ヲ要ス

第三十二條 會議ノ議決ヲ經ヘキ事項ニシテ輕微ナルモノニ付テハ組長ハ書面ニ依ル表決ヲ以テ會議ノ議決ニ代フル事ヲ得

第三十三條 會議ハ各定員ノ半數以上出席スルニアラザレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

前項ニ定メタル員數ノ出席者ナキ場合ハ出席シタル員數ノ過半數ヲ以テ假決議ヲナスコトヲ得

此場合ニ於テ各組員ニ對シテハ其假決議ノ趣旨ノ通知ヲ發シ更ニ一ヶ月内ニ第二回ノ總會ヲ召集スルコトヲ要ス第二回ノ

總會ニ於テハ出席シタル員數ノ過半數ヲ以テ假決議ノ認否ヲ決ス

前項ノ規定ハ評議員會ニ之ヲ準用ス

第三十四條 總會ノ議長ハ組長ヲ以テ之レニ充ツ

但シ經費ノ決算並ニ業務成績報告認定組合財産及業務狀況監査ニ關スル議事ニ就テハ評議員ノ互選ヲ以テ議長ヲ定ム

評議員會ノ議長ハ評議員ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

第三十五條 會議ノ議事ハ出席員過半數ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長之レヲ再議ニ付シ尙同數ナルトキハ議長之レヲ決ス

長之レヲ決ス

第三十六條 會議ノ議事ニシテ直接自己又ハ親族ノ利害ニ關係アルトキハ議長及該組員ハ總會ノ同意ヲ得ルニアラザレハ之

ニ參與スルコトヲ得ス

但シ總會ノ同意ヲ得テ意見ヲ述フルコトヲ得

第六章 部 會

第三十七條 本組合ハ業務施行上ノ便ヲ圖ル爲メ左ノ部會ヲ置ク

第一部會 蠶絲輸出業者

第二部會 蠶絲問屋業者

第三十八條 各部會ニ部長一名幹事若干名ヲ置キ其部所屬組合員中ヨリ選舉ス

第三十九條 部會ハ其部ニ屬スル諸般ノ事務ヲ處理シ且ツ其部業務ノ發展ニ必要ナル申合セ規約ヲ設クルコトヲ得

但シ本定款並ニ諸規程及會議ノ決議ニ反スルコトヲ得ス

第七章 組合員ノ權利義務

第四十條 組合員ハ本組合ニ對シ左ノ權利ヲ有ス

一、役員ニ選舉セラレ及役員ノ選舉ヲ爲スコト

二、組合ノ事務上ニ關シ説明ヲ求メ又ハ支障ナキ限り諸帳ノ閱覽ヲ爲スコト

第四十一條 組合員ハ本組合ノ定款及決議ヲ遵守シ且組合ニ對シ左ノ義務ヲ負フモノトス

一、本組合ノ經費ヲ負擔スルコト

二、役員ノ召喚ニ應シ又ハ照會質問ニ對シ回答ヲナスコト

三、本組合解散ノ場合ニ於テ本組合ノ債務ヲ分擔スルコト

第四十二條 組合員ノ取引上ニ於ケル權利義務ハ法律及蠶絲取扱上ノ商慣習ニ依ルモノトス

第四十三條 組合員ニシテ賣買取引上ニ關シ其相手方ノ不法行為ニ依リ損害ヲ受ケタルトキハ其事由ヲ詳記シ組合ニ届出ツ可シ

組合ニ於テ前項ノ届出ヲ受ケタルトキハ事實ヲ精査シ總會ノ決議ヲ以テ其者ニ對スル組合員ノ取引ヲ停止スルコトアル可シ但シ停止期間ハ六ヶ月ヲ超ユルコトヲ得ス

第四十四條 組合員ハ前條ノ取引停止ノ通知ヲ受ケタル者ト取引スルコトヲ得ス

前項ノ場合ニ於テ其取引先ト未結了ノ取引アルトキハ其品名數量及引渡期等ヲ詳記シ三日以内ニ組合ニ届出ツ可シ

第八章 業務執行ノ方法

第四十五條 本組合員ハ神戸市立生絲検査所ノ検査又ハ組長ニ於テ適當ト認めタル検査ヲ受ケタル蠶絲ニ非サレハ之レヲ輸出スルコトヲ得ス

第四十六條 本組合員相互間若シクハ本組合ト其取引者間ニ於テ營業上ノ紛議ヲ生ジタルトキハ當事者双方ヨリ仲裁判斷又ハ

調停ヲ請求スルコトヲ得

第四十七條 組長ハ前條ノ請求アリタルトキハ評議員會ノ決議ヲ以テ之レカ仲裁判斷ヲ行フモノトス

第四十八條 仲裁判斷ニ要スル費用ハ當事者ノ負擔トシ決定書ヲ以テ之ヲ定ム

組長ニ於テ必要ト認めタルトキハ前項ノ費用ヲ豫納セシムルコトヲ得

第四十九條 紛議事件ニシテ當事者双方ヨリ其請求ナキ場合ト雖モ組長ニ於テ必要ト認めタルトキハ之レカ和解調停ヲナスコトアル可シ

第九章 違約處分

第五十條 組合員ニシテ本定款第四十四條又ハ第四十五條ニ違背シタルモノハ評議員會ノ決議ニ依リ金拾圓以上金五百圓迄ノ違約金ヲ科ス

第五十一條 違約者ハ處分書ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ十五日以内ニ違約金ヲ納付ス可シ

第五十二條 組合員ニシテ違約處分ニ不服アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二週間以内ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得異議ノ申立ニハ過怠金ヲ供託スルモノトス

第五十三條 異議ノ申立ニ關スル處分ハ總會ニ於テ之レヲ裁決ス
此裁決ニ對シテハ異議ヲ申立ツル事ヲ得ス

第十章 會計

第五十四條 本組合ノ事業年度ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ終ル

第五十五條 經費豫算及賦課徴收法ハ毎年一月通常總會ニ於テ決定シ主務官廳ノ認可ヲ經テ之ヲ施行ス

經費決算並ニ業務成績ハ毎年六月通常總會ニ於テ承認ヲ經主務官廳ニ報告スル者トス

第十一章 定款變更及組合解散

第五十六條 本定款ヲ變更セムトスルトキハ總會ニ於テ組合員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之レヲ議決シ主務官廳ノ認可ヲ受ケルモノトス

第五十七條 本組合ヲ解散セムトスルトキハ組合員三分ノ二以上ノ同意ニ依リ農商務大臣ノ認可ヲ受ケルモノトス

第五十八條 本組合ヲ解散シタルトキハ組長副組長評議員ヲ以テ精算人トス

第五十九條 精算ノ結果財産ニ剩餘ヲ生シ又ハ債務ヲ完了スルニ足ラサル場合ニ於ケル處分若シクハ負擔ノ方法ハ解散當時組合員タリシ者ノ半數以上ノ同意ニ依リ之ヲ決定スルモノトス

第十二章 雜 則

第六十條 本定款實施ニ必要ナル方法細則ハ總會ニ於テ之ヲ決定スルモノトス

第六十一條 本組合ニ用アル印章左ノ如シ

神戸蠶絲
貿易同業
組合之印

神戸蠶絲
貿易同業
組合組長印

神戸蠶絲貿
易同業組合
副組長印

社團法人帝國蠶絲組合定款

第一章 總 則

第一條 本組合ハ備荒貯蓄ノ趣旨ヲ以テ組合員ノ出資金ヲ蓄積シ新業界ニ於ケル非常時ニ際シ擁護救濟ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本組合ハ社團法人帝國蠶絲組合ト稱ス

第三條 本組合ノ事務所ハ之ヲ橫濱市南仲通二丁目二十番地ニ置ク

第四條 本組合ノ社員ハ製絲業者其ノ他生絲ノ販賣者ハ販賣ノ委託ヲ爲ス者及其ノ關係業者ヲ以テ之ヲ組織ス

第五條 本組合ノ存立時期ハ設立ノ日ヨリ滿二十箇年トス

但シ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ延長スル事ヲ得

第六條 本組合ノ財産ニ對スル社員ノ持分ハ其ノ出資額ニ應スルモノトス

社員ノ責任ハ其ノ出資シタル金額ヲ限度トスルモノトス

第三章 資 産

第七條 本組合ノ資産ハ左ノ如シ

一、社員ノ出資

二、寄附金又ハ補助金

三、本會ノ事業又ハ所有財産ヨリ生スル收益

四、其ノ他ノ收入

第八條 削除

第九條 削除

第十條 削除

第十一條 社員ハ左ノ區別ニ從ヒ組合ノ存續期間中出資ヲ爲スモノトス

- (一) 生絲賣込問屋若ハ之ニ準スヘキ業務ヲ爲ス者ニ生絲ノ販賣ヲ委託シ又輸出商ニ生絲ヲ販賣シ(生絲賣込問屋若ハ之ニ準スヘキ業務ヲ爲ス者ノ委託賣込ノ場合ヲ除ク)若ハ販賣ノ委託(生絲賣込問屋ニ準スヘキ業務ヲ爲ス者ノ爲ス販賣委託ノ場合ヲ除ク)ヲ爲ス者ニ在リテハ其ノ横濱港又ハ神戸港ニ出荷シタル生絲壹捆(九貫匁)又ハ之ニ相當スル數量毎ニ壹圓ニ拾錢
- (二) 生絲賣込問屋若ハ之ニ準スヘキ業務ヲ爲ス者ニ在リテハ其ノ取扱ヒタル生絲壹捆(九貫匁)又ハ之ニ相當スル數量毎ニ拾錢
- (三) 生絲ノ輸出ヲ爲スモノニアリテハ直接荷主ヨリ買入レ若ハ委託ヲ受タル生絲壹捆(九貫匁)又ハ之ニ相當スル數量毎ニ拾錢

製絲業者カ生絲輸出港ニ設クル生絲販賣部ノ業務ハ前項第二號ノ適用ニ付テハ之ヲ生絲賣込問屋ニ準スヘキ業務ト看做ス

第十二條 削除

第十三條 社員ハ出資ニ對シ出資證券ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

出資證券ノ交付ニ關シテハ理事ノ定ムル所ニ依ル

第三章 組合ノ機關

第十四條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

理事 十五名以内 監事 五名以内

理事ハ專務理事貳名ヲ互選ス

專務理事ハ本組合ヲ代表ス

第十五條 理事及監事ハ社員中ヨリ總會ニ於テ之ヲ選任ス

第十六條 理事及監事ノ任期ハ二箇年トス但シ再選ヲ妨ケス

補闕選舉ニ依リ就任シタル理事及監事ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

定員ノ増加ニ因リ新ニ選任セラレタル役員ノ任期ハ從來ノ役員ノ任期ト共ニ終了スルモノトス

理事及監事ハ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就職スル迄仍其ノ職務ヲ行フ

第十七條 辭任其他ノ事由ニ因リ理事又ハ監事ニ關員ヲ生シタルトキハ通常總會ヲ待ツコト能ハサル場合ニ限り臨時總會ニ於テ補闕選舉ヲ爲スモノトス

總會ニ於テ理事又ハ監事ノ解任ヲ議決シタルトキハ同時ニ其ノ補闕選舉ヲ爲スコトヲ要ス

第十八條 總會ハ通常總會及臨時總會ノ二種トス

通常總會ハ毎年一回四月之ヲ開ク

臨時總會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

- 一、理事カ必要ト認メタルトキ
 - 二、監事カ民法第五十九條第四號ノ規定ニ依リ必要ト認メタルトキ
 - 三、社員ノ五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的及招集ノ理由ヲ示シテ請求ヲ爲シタルトキ
- 第十九條 總會ノ招集ハ少ナクトモ七日前ニ會議ノ目的タル事項ヲ記載シタル書面ヲ以テ之ヲ社員ニ通知スル事ヲ要ス
- 前項ノ通知書ニハ招集者之ニ記名スルコトヲ要ス

第二十條 社員ノ議決權ハ出資金五拾圓又ハ五拾圓未満ノ金額ヲ壹箇トス

第二十一條 定款變更及解散ノ決議ハ總社員ノ二分ノ一以上出席シタル總會ニ於テ爲スニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第二十二條 總會ノ決議ハ出席シタル社員ノ決議權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス但シ定款ノ變更及解散ノ決議ハ總社員ノ決議權ノ四分ノ三以上タルコトヲ要ス

第二十三條 總會ニ出席セサル社員ハ代理人又ハ書面ヲ以テ表決ヲ爲スコトヲ得

前項ノ代理人ハ本組合ノ社員並當該社員ノ家族又ハ當該社員ト同一ノ組合若ハ會社等ニ在ル者以外ノ者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得ス

第二十四條 總會ノ議長ハ第十八條第三項第二號ノ場合ヲ除クノ外專務理事之ニ當ル專務理事事故有ルトキハ他ノ理事中ヨリ之ヲ互選ス

第十八條第三項第二號ノ場合ニ於テハ總會ヲ招集シタル監事之ニ當ル其ノ二名以上ナル場合ニ於テハ其ノ互選ニ依ル但シ總會ニ於テ必要ト認メタルトキハ出席組合員中ヨリ之ヲ互選スルコトヲ得

第二十五條 總會ノ決議ハ議長之ヲ作り決議ノ事項會議ノ顛末及出席者ノ員數ヲ記載スルコトヲ要ス

前項決議録ニハ議長及議長ノ指名シタル出席者二名以上之ニ記名捺印スル事ヲ要ス

第二十六條 總會ニ關スル細則ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第二十七條 業務上必要アルトキハ總會ノ決議ニ依リ顧問又ハ相談役若干名ヲ置クコトヲ得

顧問及相談役ハ本組合ノ重要事項ニ關シ理事ノ諮問ニ答ヘ又ハ意見ヲ開陳スルモノトス

第二十八條 理事、監事、顧問及相談役ハ名譽職トス但シ必要アルトキハ實費ノ辨償ヲ爲スコトアルヘシ

理事、監事、顧問又ハ相談役ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス

第四章 事業

第二十九條 本組合ノ事業年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第三十條 本組合ノ目的ヲ遂行スル方法ハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム但シ理事ニ於テ重要ナリト認ムル議案ニ付テハ第二十二條但書ノ規定ヲ準用ス

第三十一條 本組合ノ餘裕金ハ全部之ヲ横濱正金銀行ニ預入レ保管ヲ爲スモノトス但シ總會ノ決議ニ依リ保管ノ方法ヲ變更スルコトヲ得

預金拂出ノ必要アルトキハ理事ノ協議ニ依リ監事ノ承認ヲ經テ之ヲ爲スモノトス

第五章 損益

第三十二條 本組合ハ毎事業年度ノ終リニ於テ其ノ收支ヲ決算シ剩餘金アルトキハ總會ニ於テ定ムル方法ニ依リ其ノ全部又ハ一部ヲ各社員ノ出資ニ加算スルモノトス

第六章 加入及脱退

第三十三條 本組合ニ入社セントスルモノハ申込書ヲ提出シ理事ノ承諾ヲ受クルコトヲ要ス

第三十四條 社員ニシテ入社資格タル事業ヲ廢止シタルトキハ理事ノ承諾ヲ得テ本組合ヲ脱退スルコトヲ得
社員ノ持分ハ前項ノ場合ニ限り其出資額ヲ限度トシテ拂戻ヲ爲スモノトス

第三十五條 社員ニシテ本組合ノ目的ニ反スル行爲アリタルトキ又ハ出資者ハ出金ノ義務ヲ怠リタルトキハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ除名スルコトヲ得

第七章 解散

第三十六條 本組合解散シタルトキハ理事清算人トナル

第三十七條 舊定款第十一條ノ規定ニ依リ大正十五年十一月三十日迄ニ社員カ組合ニ對シテ貸付ケタル貸付金ハ同日現在額ヲ同年十二月一日ニ組合ニ出資シタルモノト看做ス
 前項ニ該當スル貸付金ニ對スル利息ハ大正十六年度通常總會ニ於テ從前ノ例ニ依リテ計算シ出資ニ之ヲ加算スルモノトス
 本定款改正ハ大正十五年十二月一日ヨリ之ヲ施行スルモノトス

有限責任大日本生絲販賣組合聯合會定款

第一章 總 則

- 第一條 本會ハ所屬聯合會及所屬組合ノ委託ヲ受ケ其ノ賣却スル生絲ニ加工シ又ハ加工セスシテ之ヲ賣却スルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ有限責任大日本生絲販賣組合聯合會ト稱ス
- 第三條 本會ノ組織ハ有限責任トス
- 第四條 本會ハ全國ヲ以テ區域トス
- 第五條 本會ノ事務所ハ之ヲ橫濱市太田町二丁目四十番地ニ置ク
- 第六條 聯合會原簿ニ記載シタル事項ノ變更ノ届出ハ毎年六月三十日ニ取纏メ其ノ後二週間以内ニ之ヲ爲ス
- 第七條 産業組合法第四十條第二項ニ依ル公告ハ本會ノ揭示場ニ揭示シ且官報、中外商業新報及産業組合中央會ノ發行スル會報ヲ以テ之ヲ爲ス
- 第八條 本會ハ生絲販賣事業ヲ行フ産業組合聯合會及産業組合ヲ以テ之ヲ構成ス
- 第九條 本會ノ財産ニ對スル所屬聯合會及所屬組合ノ持分ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ定ム
 一、出資金ニ對シテハ出資額ニ應シ之ヲ算定ス
 二、其他ノ財産ニ對シテハ本會解散當時ノ所屬聯合會及所屬組合ニ限リ持分ヲ有シ其ノ權利ハ拂込濟出資額ニ應スルモノトス
- 第十條 本會財産カ出資額ヨリ減少シタルトキハ出資額ニ應シ持分ヲ算定ス

所屬聯合會及所屬組合ハ左ノ事項ニ變更ヲ生シタルトキハ遲滞ナク之ヲ本會ニ通知スルコトヲ要ス但シ第五號及第六

號ノ事項ハ每事業年度末毎ニ之ヲ報告スヘシ

一、名 稱

二、事 務 所

三、存 立 時 期

四、出資一口ノ金額

五、出資ノ總口數

六、拂込ミタル出資ノ總額

第二章 出資及積立金

第十一條 出資一口ノ金額ハ金千圓トス

所屬聯合會及所屬組合ハ五十口迄ノ出資ヲ爲スコトヲ得

第十二條 出資第一回ノ拂込金額ハ一口ニ付金三百圓トス

第十三條 第一回後ノ出資拂込ハ配當スヘキ剩餘金ヨリ拂込ニ充ツルモノノ外出資一口ニ付金百圓以内ニ於テ其ノ拂込金額及

期日ヲ定ム

前項ノ拂込金額及期日ハ理事之ヲ定メ一箇月前ニ所屬聯合會及所屬組合ニ通知スルモノトス

第十四條 出資ノ拂込ヲ怠リタルトキハ期日後一日ニ付拂込ムヘキ金額ノ千分ノ一ニ當ル過怠金ヲ徵收ス

第十五條 本會ハ出資總額ニ達スル迄每事業年度ノ剩餘金ノ四分ノ一以上ヲ準備金トシテ積立ツルモノトス

第十六條 加入金、増口金、過怠金及拂戻ヲ爲サル持分ハ之ヲ準備金ニ組入ルルモノトス

第十七條 本會ハ剩餘金ヨリ別途積立金ヲ積立ツルコトヲ得

第十八條 準備金ハ損失填補ニ充ツルモノトス

第十九條 別途積立金ハ販賣生絲力不可抗力ニ依ル災害ノ爲多額ノ損害アリタル場合ニ於テ之ヲ填補ニ充ツルノ外第五十五條

ニ依リ損失填補ニ充ツルモノトス

第二十條 準備金及別途積立金ハ産業組合中央金庫ニ又ハ總會ノ承認ヲ經タル銀行ニ預ケ入レ又ハ之ヲ以テ産業債券、國債證

券、地方債證券、貯蓄債券、勸業債券、日本興業銀行ノ債券、北海道拓殖銀行ノ債券若ハ農工債券其ノ他總會ノ決議ヲ經タル社債券ヲ買入ルルノ外ニ之ヲ利用スルコトヲ得ス但シ總會ノ承認ヲ經テ事業資金ニ融通スルコトヲ得

第三章 機 關

第二十一條 本會ニ理事十三名監事五名ヲ置ク

理事ハ會長一名、副會長二名、常務理事二名ヲ互選ス

會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ副會長ノ互選ニ依リ其ノ代理者一名ヲ定ム

會長副會長共ニ事故アルトキハ常務理事之ニ代リ會長副會長常務理事共ニ事故アルトキハ理事ノ互選ニ依リ其ノ代理者一名

ヲ定ム

常務理事ハ會長副會長ヲ補佐シ會務ヲ掌理ス

第二十二條 理事ノ任期ハ三箇年、監事ノ任期ハ二箇年トス但シ再選ヲ妨ケス

會長副會長及常務理事ノ任期ハ理事ノ任期ニ從フ

補闕選舉ニ依リ就任シタル理事又ハ監事ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

理事及監事ハ任期滿了後ト雖後任者ノ就職スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第二十三條

辭任其ノ他ノ事由ニ依リ理事又ハ監事ニ關員ヲ生シタルトキハ通常總會ノ時期迄猶豫スルコト能ハサル場合ニ限リ臨時總會ヲ招集シ補關選舉ヲ爲スモノトス

第二十四條

總會カ理事又ハ監事ノ解任ヲ議決シタルトキハ同時ニ其ノ補關選舉ヲ爲スコトヲ要ス

第二十五條

理事及監事ニハ總會ノ決議ニ依リ報酬、手當又ハ賞與ヲ支給スルコトヲ得

第二十六條

通常總會ハ毎年一回八月又ハ九月之ヲ開ク

第二十七條

臨時總會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

一、理事カ必要ト認メタルトキ

二、監事カ産業組合法第三十四條ニ依リ必要ト認メタルトキ

三、理事關ケタルトキ

四、産業組合法第二十三條ニ依リ總會招集ノ請求アリタルトキ

第二十八條

總會ノ招集ハ少クトモ二週間前ニ書面ヲ以テ所屬聯合會及所屬組合ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

第二十九條

前項ノ通知書ニハ招集者之ニ記名スルコトヲ要ス

第三十條

所屬聯合會及所屬組合ハ總會ニ出席セシムル爲代表者一名ヲ定メ之ヲ本會ニ届出ツルコトヲ要ス其ノ變更アリタルトキ亦同シ

第三十一條

總會ハ所屬聯合會及所屬組合ノ代表者半數以上出席スルニ非サレハ開會スルコトヲ得ス總會ノ決議ハ出席シタル代表者ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

第三十二條

理事若ハ監事ノ選任又ハ解任、定款ノ變更、所屬聯合會又ハ所屬組合ノ除名、解散及合併ノ決議ハ所屬聯合會及所屬組合ノ代表者半數以上出席シ其ノ四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス

第三十三條

總會ニ於テハ急速輕微ノ事項ニ限リ豫メ通知ナキモノト雖モ其ノ決議ヲ爲スコトヲ得

第三十四條

總會ノ議長ハ會長之ニ當ル會長事故アルトキハ副會長ノ一人之ニ當リ會長副會長共ニ事故アルトキハ理事ノ互選ニ依ル

第三十五條

監事ノ招集シタル總會ノ議長ハ總會ヲ招集シタル監事之ニ當ル其ノ多數ナル場合ニ於テハ其ノ互選ニ依ル總會ニ於テ必要ト認メタルトキハ出席者ノ互選ニ依リ議長ヲ定ムルコトヲ得

第三十六條

總會ニ於テ必要ト認メタルトキハ出席者ノ互選ニ依リ議長ヲ定ムルコトヲ得

第三十七條

總會ニ於テハ決議録ヲ作り開會ノ日時、場所、會議ノ顛末及出席者ノ員數ヲ記載スルコトヲ要ス

第三十八條

決議録ニハ議長及議長ノ指名シタル出席者二名以上之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

第三十九條

總會ノ議事ニ關スル細則ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第四十條

總會ニ顧問及相談役ヲ置クコトヲ得

第四十一條

顧問ハ總會ノ推薦ヲ經テ會長之ヲ囑託シ本會ノ事業ヲ援助ス

第四十二條

相談役ハ理事之ヲ推薦シ理事ノ諮問ニ答ヘ又ハ本會ノ事業ニ付キ理事ニ意見ヲ開陳スルモノトス

第四章 事業ノ執行

第三十六條 本會ノ事業年度ハ七月一日ニ始マリ翌年六月三十日ニ終ル

第三十七條 本會ニ於テ取扱フ物品ハ生絲トス

第三十八條 本會ニ於テ爲ス加工ノ種類左ノ如シ

一、生絲ノ揚返シ

二、生絲ノ束裝又ハ荷造

第三十九條 所屬聯合會及所屬組合ハ理事ノ承諾ヲ經ルニ非レハ生絲ヲ他ニ賣却スルコトヲ得ス

第四十條 本會ハ適宜ノ時期ニ於テ所屬聯合會及所屬組合ニ對シ其實却スル生絲ニ付報告ヲ爲サシメ又ハ必要ナル調査ヲ爲ス

スコトヲ得

第四十一條 本會ニ對スル所屬聯合會及所屬組合ヨリノ生絲ノ出荷ニ對シテハ本會ノ指示ニ從フコトヲ要ス

前項ノ出荷ニ付荷造費及運賃等ハ所屬聯合會及所屬組合ノ負擔トス

第四十二條 本會カ所屬聯合會及所屬組合ヨリ生絲ヲ受取リタル時ハ品等及數量ヲ査定シ理事之ヲ所屬聯合會及所屬組合ニ通知スルモノトス本會ニ於テ加工ヲ爲シタル場合加工後ノ生絲ニ付亦同シ品等査定ノ方法標準及各等間ノ格差ハ豫メ總會ニ於テ之ヲ定ム

第四十三條 所屬聯合會及所屬組合ハ其ノ販賣生絲ニ付加工ノ方法、代價又ハ販賣ノ時期ヲ指定スルコトヲ得ス

第四十四條 所屬聯合會及所屬組合ハ本會ニ生絲ヲ引渡シタル後ハ何時ニテモ代金ノ假渡ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ額ハ時價ノ十分ノ八以内ニテ理事之ヲ定ム

前項ノ假渡金ニ對シテハ百圓ニ付日歩三錢以内ニ於テ理事ノ定メタル利息ヲ支拂フコトヲ要ス

第四十五條 所屬聯合會及所屬組合ニ配分スヘキ生絲代金ノ計算期ハ毎年總會ニ於テ之ヲ定ム
毎計算期間中ニ販賣シタル生絲ノ代金ハ毎計算期末各品等ニ付第四十二條ノ規定ニ依リ總會ニ於テ定メタル格差ヲ附シ之ヲ計算シ所屬聯合會及所屬組合カ委託シタル生絲ノ數量ニ應シテ之ヲ配分スルモノトス但シ計算期間中ト雖代金ノ假配分ヲ爲スコトアルヘシ假配分ニ付テハ利息ハ之ヲ徵セス

第五十條 但書ノ場合ニ於テハ計算期間中ト雖代金ノ配分ヲ爲スモノトス

假渡ヲ受ケタル所屬聯合會及所屬組合ニ付テハ前二項ノ場合ニ差引計算ヲ爲スモノトス

第四十六條 販賣代金ノ一計算期間中ニ受取リタル生絲ニシテ其ノ期間中ニ賣却スルコト能ハサリシモノニ付テハ其ノ後ニ賣却シタル同品等ノ代金中ヨリ先ツ其ノ代金ヲ配分スルモノトス

第四十七條 生絲検査ニ依リ生ズル「デニール」絲及其他ノ殘絲ノ販賣代金ハ所屬聯合會及所屬組合ヨリ受入タル生絲ノ數量ニ應シ分配スルモノトス

第四十八條 本會ハ所屬聯合會及所屬組合ニ拂渡スヘキ代金ノ千分ノ七以内ニ於テ理事ノ定メタル歩合金ヲ徵シ代金配分ノトキ之ヲ差引クモノトス

第四十九條 受託生絲中本會ニ於テ揚返シ、束裝、荷造、其他特種ノ勞費ヲ要シタルモノニ付テハ別ニ手数料ヲ徵シ代金配分ノトキ之ヲ差引クモノトス生絲ノ運賃又ハ保險料等ノ立替金ニ付亦同シ

第五十條 本會ニ於テ取扱フ生絲ハ品等ニ應シ各別ニ束裝、荷造ヲ爲シ本會ノ商標ヲ附シ販賣スルモノトス但一定數量以上ノトキ之ヲ差引クモノトス

第五十一條 本會ニ餘裕金アルトキハ產業組合中央金庫ニ又ハ總會ノ承認ヲ經タル銀行ニ之ヲ預入ルルモノトス

第五十二條 事業執行ニ關スル細則ハ理事之ヲ定ム

第五章 剰餘金處分並損失填補

第五十三條 剰餘金ヨリ準備金ニ積立ツヘキ金額ヲ控除シ仍殘餘アルトキハ別途積立金、配當金、特別積立金、役員賞與金又ハ繰越金ト爲スモノトス

第五十四條 剰餘金ノ配當ハ其ノ剰餘金ヲ生シタル年度ノ終リニ於ケル所屬聯合會及所屬組合ノ拂込濟出資額ニ應シ其ノ率ハ年六分以下トス

剰餘金ノ特別配當ハ其ノ剰餘金ヲ生シタル事業年度内ニ於テ所屬聯合會及所屬組合カ本會ヲ通シ賣却シタル生絲ノ價額ニ應スルモノトス

前二項ノ配當ハ十圓未満ノ金額ニ對シテハ之ヲ爲ササルモノス

第五十五條 損失ノ填補ハ準備金ヲ以テシテ別途積立金ヲ以テス

第六章 加入、増口及脱退

第五十六條 本會ニ加入セムトスルトキハ申込書ニ加入金一圓及左ニ掲クル書類ヲ添付シテ理事ニ差出スコトヲ要ス但シ第一年度ニ於テハ加入金ヲ徴セス

一、定款ノ謄本

二、最近作製シタル貸借對照表及最近年度ノ事業報告書

三、最近三箇年間ニ於ケル輸出向生絲販賣高種類別數量(格、色、織度別斤數及梱數)、販賣委託先(問屋)別數量及賣込手數料(割戻ヲ差引タル正味)、一箇年中ニ於ケル資金借入先別金額及利率並ニ借入最高時期及其ノ時期ニ於ケル借入先別金額

四、産業組合法第七十八條ノ規定ニ依ル總會又ハ總代會ノ決議録ノ謄本

申込書ニハ設立許可ノ年月日並理事ノ氏名、住所ヲ附記スルコトヲ要ス

理事加入ノ申込ヲ承諾シタルトキハ其ノ旨申込者ニ通知シ出資第一回ノ拂込ヲ爲サシメタル後所屬聯合會及所屬組合名簿ニ記載スルコトヲ要ス

加入ノ効力ハ第五十八條ノ場合ヲ除クノ外出資第一回ノ拂込ト同時ニ發生スルモノトス

第五十七條 所屬聯合會及所屬組合カ出資ノ増口ヲ爲サムトスルトキハ前條ノ規定ヲ準用ス但シ前條第一項第一號乃至第四號ノ書類及同條第二項ノ附記ニ付テハ此限ニ在ラス

前項ノ増口金ハ前條ノ加入金ト同額トス

第五十八條 持分ヲ讓渡セムトスル場合ニ於テハ理事ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス

持分ヲ讓受ケムトスル者カ所屬聯合會又ハ所屬組合ニ非サルトキハ出資ノ拂込ヲ爲サシメサルノ外第五十六條ノ規定ヲ準用ス

第五十九條 所屬聯合會及所屬組合カ脱退セムトスルトキハ其ノ事業年度末十箇月前ニ其ノ旨理事ニ豫告スルコトヲ要ス

第六十條 所屬聯合會及所屬組合ハ左ノ事由ノ一ニ當ルトキハ總會ノ決議ニヨリ之ヲ除名ス

一、出資ノ拂込又ハ過意金ノ納付ヲ怠リ二箇月内ニ其ノ義務ヲ履行セサルトキ

二、第三十九條ノ規定ニ違反シテ生絲ヲ賣却シタルトキ

三、本會ノ事業ヲ妨クル行爲アリタルトキ

四、信用ヲ失ヒタルトキ

第六十一條 所屬聯合會及所屬組合脱退ノ場合ニ於ケル持分ノ拂戻ハ其ノ拂込濟出資額ノ半額ニ止ムルモノトス但シ除名ニ依ル場合ニ於テハ其ノ拂込濟出資額ノ四分ノ一ヲ解散、所屬聯合會及所屬組合タル資格ノ喪失其ノ他總會ニ於テ止ムコトヲ得

サルモノト認メタル事由ニ依ル場合ニ於テハ其ノ拂込濟出資額ヲ拂戻スモノトス

第七章 解散

第六十二條 本會解散シタルトキハ理事其ノ清算人トナル但シ總會ノ決議ニヨリ所屬聯合會及所屬組合ノ理事中ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得

第八章 附則

第六十三條 本會設立當時ノ理事及監事ヲ定ムルコト左ノ如シ但シ第一回通常總會ニ於テ之ヲ改選ス

横濱市場生絲輸出商 (昭和二年)

山下町一七八	三井物産株式會社横濱支店
山下町一八四(岩井ビル内)	日本綿花株式會社横濱支店
大田町三ノ四九	原合名會社
本町一ノ一四	江商株式會社横濱支店
本町四ノ五八	日本生絲株式會社
大田町二ノ三六	日米生絲株式會社横濱支店
本町五ノ七三	株式會社鈴木商店横濱支店
山下町一九八	片倉製絲紡績株式會社横濱出張所
本町四ノ六三(若尾ビル内)	旭シルク横濱出張所
	大木商店

Firm Names in Common list

Firm Name	
Sulger Rudolph & Co.	254
Silk & General Trading Co.	195
Jewett & Bent.	264
Nobholz & Co.	95

F. Strahler & Co.
 General Silk Importing Co.
 Siber Hegner & Co.
 China & Japan Trading Co.
 Jardine Matheson & Co.
 Mader & Rabet
 Pila & Co.
 K. Willson.
 Strahler & Company.
 E. Zellweger & Co.

94

C 90

A 90

89

A 1

183

92

43

94

橫濱市場生絲賣込商店名

(昭和二年)

本町三ノ四一
 辨天通一ノ二〇
 太田町三ノ四九
 本町三ノ五一
 太田町二ノ三六
 本町二ノ二八

神樂生絲株式會社
 株式會社 小野商店
 原合名會社
 濹澤商店 濹澤義一
 日米生絲株式會社橫濱支店
 株式會社 田中商店

山下町一九八

境町一ノ七

南仲通四ノ七五

辨天通一ノ一五

本町一ノ一一

辨天通四ノ七四

南仲通二ノ二三

南仲通三ノ四七

元濱町三ノ二〇

元濱町一ノ三

辨天通一ノ一六

本町四ノ五八

辨天通二ノ二八

南仲通四ノ六一

本町三ノ四六

太田町二ノ四〇 十五ビル内

辨天通四ノ七六

南仲通三ノ四六

南仲通三ノ四六

生絲及其貿易 附錄

片倉製絲紡績株式會社橫濱出張所

株式會社 奥村商店

合名會社 小島商店

時澤商店 時澤義三郎

井上商店 井上定吉

小川商店 小川勝三郎

株式會社 木村商店

湧川合名會社

數野商店 數野賢吉

三立合名會社

中澤商店 中澤五三郎

日本生絲株式會社

渡邊商店 渡邊文七

絲鶴商店 渡邊鶴三郎

株式會社 阿部商店

山十製絲株式會社橫濱出張所

伊藤合名會社

合名會社 岩倉商店

山下町一七八
 本町四ノ六二
 本町四ノ六三
 南仲通一ノ九
 辨天通三ノ四五
 相生町一ノ二四
 辨天通三ノ五四
 元濱町二ノ一四

三井物産株式會社橫濱支店
 山田商店 山田駒吉
 若尾商店 若尾幾太郎
 合名會社 西村商店
 小野辰貿易株式會社
 古鍛冶商店 古鍛冶幸太郎
 矢島商店 矢島善七
 三引物産株式會社橫濱出張所

橫濱蠶絲仲次商同業組合員名 (昭和二年)

相生町三ノ四七
 南仲通四丁目
 南仲通一ノ九
 南仲通二ノ三五
 辨天通三ノ四四
 南仲通二ノ三五
 南仲通四ノ七〇
 辨天通四ノ六二

糸井梅次郎
 石黒直次郎
 西村商店
 西野菊之助
 川橋重二
 鑄木近之助
 梶原覺三
 大正合資會社

辨天通三ノ四六
 南仲通二ノ三五
 南仲通三ノ四六
 南仲通四ノ六九
 住吉町二ノ二一
 南仲通三ノ四五
 本町三ノ四九
 南仲通一ノ九
 本町三ノ四七
 相生町一ノ二四
 辨天通三ノ四五
 本町四ノ六五
 辨天通三ノ五一
 辨天通四ノ七七
 南仲通三ノ四八

田邊甲午次
 津田德三郎
 中川敬之助
 大澤辰三郎
 倉澤泰平
 矢部善一郎
 小林常三郎
 小林益治
 小林合名會社
 古鍛冶幸太郎
 淺野安三郎
 齋藤市太郎
 佐藤福太郎
 御國絹絲合資會社
 藤中商店

神戸市場生絲輸出業者 (大正十五年)

商號

營業所

日本綿花株式會社生絲部神戸出張所

東町一三三

三井物産株式會社生絲部神戸出張所

海岸通三番

日本生絲株式會社神戸出張所

東川崎町一ノ四六(三菱倉庫)

株式會社鈴木商店

海岸通一〇番

旭シルク株式會社

海岸通五番

江商株式會社神戸出張所

浪花町一五

General Silk Importing Co., Inc.

北町一一二

A. Cameron

江戸町九三

生絲賣込商 (大正十五年)

神戸生絲株式會社

海岸通二丁目三十

株式會社奥村商店神戸出張所

海岸通五丁目商船ビル内

神榮生絲株式會社

榮町三丁目二ノ一

株式會社丸登商店

元町五丁目

有元商店

榮町六丁目一六九

蠶興商會

元町六丁目

合名會社日原商店神戸出張所

琴緒町三丁目二一〇ノ一

筒井商店

海岸通商船ビル内

株式會社夫馬商店

北長狹通三丁目

合名會社佐相商店

伊藤町一〇三

塚島合名會社神戸出張所

海岸通商船ビル内

郡是製絲株式會社

榮町二丁目三十二

三國商店

榮町六丁目

株式會社相田商店神戸出張所

元町三丁目

株式會社大澤商店神戸支店

三宮町三丁目

西村商店神戸出張所

北長狹通五丁目六十四

足立富次商店

索 引

索 引	A	* アンドマー 77 暗號電報 350 在 目 435 Arrival notes 363 B 揚違物 110 B號指圖書 322 萬國織度會議 112, 113 拔萃送狀 310 番手 (米突、英國、佛國式) 111 米國絹業協會 369 米國絹業の現状 51 米國に於ける絹業の發達 46 米國絹業團 438 米國絹業視察團 426, 438 米國絹織工業の種類 374 米國生絲輸入税の撤廢 47 米國々富の増加 69 米國輸入生絲一封度價格 71 貿易商會 16 C C 號指圖書 321 * シェルドンネ 78 地方銀行製絲資金貸附の方法 208 C. i. f. Price 329 Custom Broker 364 D 大日本生絲販賣組合聯合會 503	* ダルセー 116 電信貸 252 同伸會社 16 * ダウテー (Douty) 425 E 江戸生絲問屋の出荷制限 11 江戸絲商絹物十人組 13 Entrenise 386 Entry 364 F 船 積 302 船積書類 305 船積證書 306 佛蘭西の蠶絲業 54 扶桑商會 16 風袋量 286 普通輸出荷爲替 317 普通電報 347 G 外國電報料金 359 合衆國生絲賣買取引規約 374 原 量 118, 119 原料繭購入資金 196 原料繭購入資金需要推定額 197 グロース 83 H 八大生絲集散市場 66 破 談 254
--------	----------	--	---

索引

横濱検査所	187
神戸検査所	192
検査所事務管掌	190
検査所の検査	282
正量検査	282
正量検査証	285
原量検査	285
練減検査	287
品位検査	289
特別検査	299
生絲検査成績書	304
生絲検査所の設立	19
生絲絹物の輸出額	24
生絲共同荷受所	170
生絲荷爲替	211
生絲の價格	121
價格建	122
生産費	123, 132, 195
用途	130
生絲の格	96, 97
日本器械生絲の格	97
紐育市場生絲格付	99
美蘭及里昂市場生絲格付	103
生絲の含水量	114, 451
生絲の共同保管	164
生絲の内國消費と輸出	59
産額	61
生絲倉庫	
紐育	364
里昂	385
生絲擔保標準價格	233
生絲賣込商別入荷横濱	143
同 神戸	145
生絲賣込問屋前貸金	138, 201
前貸金制度の批判	205

三

生絲賣込問屋の賣込手数料	139
生絲輸出商別輸出高	
横濱	143
神戸	150
生絲輸出同業會	155
生絲輸出額の制限	11
生絲輸出先國別	39
生絲輸出税の全廢	19
絹織物産額	57
共榮會社案	502
極東生絲の米國輸出	12
強伸力検査	277
神戸に於ける生絲の集散	40, 44
神戸蠶絲貿易商同業組合	169
國際生絲格付	425
黄色生絲	31, 32
公定水分率	114, 117, 432
小手巻講	152
倉入目方	241
同 案内	211
※ クロス	78
許容水分	214
許容範圍	114, 119

L

※ レオマー	77
里昂絹業協會	386
里昂絹物市場商習慣	387

M

繭の出廻	125
繭の生産費	128
松崎の初繭相場	125
銘柄	96
無水量	285

拜見	270, 281
端物	251
濱賣法	235, 93
祕語電報	254
引込	253
引込通知票	253
抱合検査器	230
保管(生絲)	242
本邦に於ける絹業	57, 58
星野長太郎	15
標準物	110
隱語電報	350
入日記	236
※ イソリキ	10
委託直輸出	233
委託販賣	225, 244
制限委託	245
無制限委託	245
伊國蠶絲賣買商習慣	404
伊太利蠶絲額	53
人造絹絲	77
沿革	77
産額	79
價格	81
用途	82
缺點	83
地遣絲	59, 90, 260
上毛倉庫株式會社	218
海上保險証券	307

I

J

K

價格ノ變動	
綿絲	461
正米	402
東株	463
掛目	127
掛田折返生絲の格付	104
格上げ	98
格別	
生絲價格	132
生絲數量	30, 106, 107
生絲生産費	133
格付調査委員	425, 427, 428
確定申込	328
緞の検査	280
看賞	256
手数料	257
關西蠶絲絹業協會	170
假見積書	329
頭物	110
繭價の決定	127
絹親會	170
繭絲倉庫	216
現狀	221
生絲貿易	
明治以前	11
維新より日清戦争	13
日清戦争より歐洲大戰時代	17
生絲貿易の嚆矢	10
生絲直輸出	15, 16, 91, 233
直輸出會社	15, 16
直輸出奨励法案	17, 92
生絲秤量衡器	256, 436, 452
生絲委託販賣組織の改良	564
生絲格付日米協議會	428
生絲検査所	186

索引

二

輸出書類	303
輸出運上の制定	11
横濱外人生絲屑物商組合	154
横濱生絲貿易規則	172. 433
横濱生絲賣込問屋申合規則	171
横濱生絲賣込商生絲荷受所	13
横濱市場に於ける生絲の集散	33
横濱蠶絲業探訪同志會	155
横濱蠶絲俱樂部	160
横濱蠶絲仲次商同業組合	154
横濱蠶絲賣込組合	17. 151
横濱四品取引所	17. 165
横濱取引所	165
業務規定	166
Z	
座繰生絲の格付	104

備考
 ※印は人名
 其他は件名

昭和三年一月廿五日
 昭和三年二月一日
 印刷發行



發兌

東京市神田區表神保町二番地
 電話神田(25)九三三〇八〇番
 振替貯金口座東京一三五五番

株式會社
 同文館

製本者	印刷所	印刷者	右代表者	發行者	著作者
山縣純次	東京市神田區今小路一丁目一番地	綾部喜久二	田中六藏	株式會社 同文館	早川直瀨

改訂版
 生絲と其貿易
 定價金四圓八拾錢



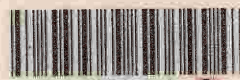


500





群馬県立図書館



0497096-8